

之勢以治齊國得無危乎公曰善乃令隰朋治內管仲治外以相參

【將立管仲】：此ノ下ニ爲「仲父」ノ三字ヲ脱セリ、「君知能謀天下」：君ノ字ハ衍ナリ、齊の桓公、將に管仲を立て、仲父と爲さむとして、羣臣に令して曰はく、寡人將に管仲を立て、仲父と爲さむとす、我が意見を善しとする者は、門に入りて左せよ、善しとせざる者は、門に入りて右せよと、東郭牙といへる者之れを聞きて、門の中央に立ちたれば、桓公の曰はく、寡人管仲を立て、仲父と爲さむとて、令して曰はく、我が意見を善しとする者は左せよ、善しとせざる者は右せよと、然るに今予は何とて門の中央に立つことをする乎と、東郭牙の曰はく、管仲の智慧を以て、能く天下を謀るとしたまふかと、桓公の曰はく、能く天下を謀らむと、東郭牙の曰はく、管仲の決斷を以て、敢て大事を行ふとしたまふかと、桓公の曰はく、敢て大事を行はむと、東郭牙の曰はく、智慧は能く天下を謀り、決斷は敢て大事を行ふ者なるに、君それに因りて、専ら之れに任屬するに國家の大柄を以てしたまはば、管仲の才能を以て、君公の勢力に乘じて、以て齊國を治めば、其の權彼れの手に歸して、國の危きことなきことを得むやと、桓公の曰はく、至極尤なりと、乃ち隰朋をして内を治めしめ、管仲をして外を治めしめて、以て相參へて其の權力を分ちたり。

晉文公出亡箕鄭挈壺餐而從迷而失道與公相失餓而道泣寢餓而不敢食及文公反國舉兵攻原而拔之文公曰夫輕忍饑餒之患而必全壺餐是將不以原叛乃舉以爲原令大夫渾軒聞而非之曰以不動壺餐之故知其不以原叛也不亦無術乎故明主者不恃其不我叛也恃吾不可叛也不恃其不我欺也恃吾不可欺也

【箕鄭】：左傳、國語ニハ、趙衰ニ作レリ、「挈壺餐」：壺ニ盛リタル食物ヲ提ケルナリ、「相失」：離レムニナルナリ、「道泣」：泣ハ、立ニ作ルベシ、「饑餓」：腹ハ、忍ニ作ルベシ、「知其不以原叛也」：一本ニハ、知チ恰ニ作レリ、晉の文公出亡せしとき、箕鄭に盛りたる食物を提げて従ひしが、迷ひて道を失ひて、文公と離れくになりぬ、斯くて箕鄭は空腹にな

りたれど、道端に立ちて、饑を忍びて、其の食物を敢て食はずして、遂に文公に遇り合ひて、之れを差し上げたれば、文公國へ反るに及びて、兵を擧げて原を攻めて、之れを抜き取りたるに、文公の曰はく、夫れ箕鄭は、輕(タヤス)く饑餓(ウエ)の患を忍びて、必ず壺に盛りたる食物を全くせし程に饑もしき者なれば、是れ將に原を以て我れに叛かざらむとすと、乃ち箕鄭を擧げて、以て原の令とせり、然るに大夫の渾軒之れを聞きて、非難して曰はく、壺に盛りたる食物に心を動かさざりし故を以て、其の原を以て叛かざることを知りたまへるも、亦術なからざらむや、術なきことならむと、故に明主は其の臣の我れに叛かざることを恃まずして、吾れに其の臣の叛くべからざる術あることを恃むなり、其の臣の我れを欺かざることを恃まずして、吾れに其の臣を欺くべからざる術あることを恃むなり。

陽虎議曰主賢明則悉心以事之不肖則飾姦而試之逐於魯疑於齊走而之趙趙簡主迎而相之左右曰虎善竊人國政何故相也簡主曰陽虎務取之我務守之我既守則彼不能得利遂執術而御之陽虎不敢爲非以善事簡主與主之彊幾至於霸

【陽虎人主を籠絡する手段を講じて曰はく、主賢明なれば、心を悉して以て之れに事へ、不肖なれば、姦を飾りて之れを試みんと、此くの如く、陽虎は善く人の國政を竊む者なるを、何故に宰相とせられたる乎と、簡主の曰はく、陽虎は之れを取ること務め、我れは之れを守ること務む、我れ既に守れば、彼れ利を得ること能はずと、遂に術を執りて之れを制御せしかば、陽虎敢て非を爲さず、善意を以て簡主に事へて、主の強きを興し、幾ど主をして覇たらしむるに至りたり。

魯哀公問於孔子曰吾聞古者有夔一足其果信有一足乎孔子對曰不也夔非一足也夔者忿戾惡心人多不說喜也雖然其所以得免於人害者以其信也人皆曰獨此一足矣夔非一足也一而足也哀公曰審而是固足矣一曰哀公問孔子曰吾聞夔一足







て困辱せしなり、故に古語に、人の興廢存亡するは、與に居る所の人物の如何に在らずして、與に謀る所の人物の如何に在りと曰へり、孔子御坐於魯、哀公、哀公賜之桃、與黍、哀公請用、仲尼先飯黍、而後啗桃、左右皆揜口、而笑、哀公曰、黍者非飯之也、以雪桃也、仲尼對曰、丘知之矣、夫黍者五穀之長也、祭先王爲上盛、果蓏有六、而桃爲下、祭先王不得入廟、丘聞之也、君子以賤雪貴、不聞以貴雪賤、今以五穀之長、雪果蓏之下、是從上雪下也、丘以爲妨義、故不敢、以先於宗廟之盛也、

【御坐】：侍坐スルナリ、哀公請用……請用ハ、食ヲ命ズルナリ、家語ニハ、請ノ上ニ曰ノ字アリ、【雪桃】：雪ハ、拭フナリ、【五穀】：黍、稷、粱、粟、麥、菽ナリ、【果蓏有六】：木ニ在ルチ果トイフ、地ニ在ルチ蓏トイフ、李、杏、栗、棗、桃、五果トイフ、瓜、茄、加ヘテ六ツトナルナリ、

【孔子魯の哀公に侍坐せしとき、哀公之れに桃と黍（キビ）とを賜ひたり、哀公之れを用ひむ（クラハム）ことを請ひたれば、仲尼先づ黍を飯（クラ）ひて、而して後、桃を啗ひたるに、左右の人々、仲尼は黍は桃を拭ふ者なることを知らずと思ひて、皆口を揜ひて竊に笑ひたり、哀公の曰はく、黍は之れを飯ふ者にあらずざるなり、之れを以て桃を拭ふ者なりと、仲尼對へて曰はく、丘（アタシ）も亦其の事を知りたり、さながら、夫れ黍は、五穀の長にして、先王を祭るに、上等の盛物（モリモノ）とす、果蓏（ナリクダモノ）には六種ありて、桃を下等とす、先王を祭るに、之れを廟に入る、ことを得ず、丘は君子は賤しき物を以て貴き物を拭ふことを聞きたれど、貴き物を以て賤しき物を拭ふことを聞かず、今五穀の長たる黍を以て、果蓏の下たる桃を拭ふは、是れ上より下を拭ふなり、即ち上下顛倒するなり、丘は義理を妨ぐと思ひたる故に、敢て下等の果物を以て宗廟の盛物に先んぜざるなりと、（此の條より以下、經文に見えず、經の缺けたるならむ）

簡主謂左右、車席泰美、夫冠雖賤、頭必戴之、履雖貴、足必履之、今車席如此、太美、吾將何履、以履之、夫美下、而耗上、妨義之本也、

【泰美】：泰ハ、太ニ同シ、【履】：車履ナリ、履ノ誤ナラハ、【耗上】：耗ハ、未ダ美ヲ盡ササルナリ、

【簡主】：簡主、左右の者に語りて曰はく、車席（クルマノシキモノ）太だ美し、夫れ冠は價賤しと雖も、頭に必ず之れを戴く者なり、履は價賤しと雖も、足に必ず之れを履く者なり、今車席此の如く美しければ、吾れ將た何の履を以て之れを履まむ、夫れ下を美しくして、上を耗（ヘラ）すは、義理を妨ぐる本なりと、

費仲說紂曰、西伯昌賢、百姓悅之、諸侯附焉、不可不誅、不誅必爲殷患、紂曰、子曰、義主、何可誅、費仲曰、冠雖穿弊、必戴於頭、履雖五采、必踐之於地、今西伯昌、人臣也、修義而人向之、卒爲天下患、其必昌乎、夫人欲以其賢爲其主、非可不誅也、且主而誅臣、焉有過、紂曰、夫仁義者、上所以勸下也、今昌好仁義、誅之不可、三說不用、故亡、

【西伯昌】：殷ノ紂王、周ノ文王ニ缺缺ヲ賜ヒテ、西伯トセリ、西伯ハ、西ノ諸侯ノ族頭ナリ、昌ハ、文王ノ名ナリ、【子言義主】：子ノ言ノ如クナラバ、是レ義主ナラトト意ナリ、【穿弊】：穿、穴ヲ開キテ破損スルナリ、【五采】：五色ナリ、【非可不誅也】：非ハ、讀ミテ不トス、

【費仲】：費仲、紂に説きて曰はく、西伯の昌は賢者なり、百姓之れを悦び、諸侯之れに附けり、誅せざるべからず、若し誅せずば、必ず殷の患を爲さむと、紂の曰はく、子の言の如くならば、是れ義主ならむ、何ぞ誅すべきと、費仲の曰はく、冠は穴明きて破損せりと雖も、必ず頭に戴く者なり、履は五色の裝飾ありと雖も、必ず之れを地に踐む者なり、上下の顛倒すべからざるは、さながら冠と履との如し、今西伯の昌は人臣なり、義を修めて、人之れに向へり、卒に天下の患を爲さむ者は、其れ必ず昌ならむと、夫れ人、其の賢なるを以て其の主と爲さむと欲すれば、誅せざるべからざるなり、且つ主にして臣を誅せむに、何として過失あらむと、紂の曰はく、夫れ仁義は、上の下を勸むる所以の道なり、今昌仁義を好めるに、之れを誅するは宜しからずと、費仲三たび説きたれど、紂之れを用ひざりしが故に亡びたり、

齊宣王問匡倩曰、儒者博乎、曰、不也、王曰、何也、匡倩對曰、博貴、臬勝者必殺、臬殺、臬者、是殺所貴也、儒者以爲害義、故不博也、又問



曰、儒者弋乎、曰、不也、弋者從、下害於上者也、是從、下傷君也、儒者以爲害義、故不弋、又問、儒者鼓瑟乎、曰、不也、夫瑟以小絃爲大聲、以大絃爲小聲、是大小易序、貴賤易位、儒者以爲害義、故不鼓也、宣王曰、善、仲尼曰、與其使民諂下也、寧使民諂上、

【曰、不也】…不ハ、否ナリ、【魚】…雙六ノ駒ノ名ナリ、其ノ類ニ鼻鳥ノ形ヲ刺メル故ニ、鼻トイフ、我ガ十六武藏ノ親ノ如ク、假テレバ其ノ子ヲ食ヒ、不便ナレバ止ム、【弋】…總射トテ、矢ニ絃ヲ附ケテ鳥ヲ射取ルコトナリ、【故不弋】…弋ノ下ニ也ノ字ヲ脱セリ、【瑟】…琴ノ類ニシテ、二十五絃ナリ、

【宣王】…齊ノ宣王、匡信に問ひて曰はく、儒者は博奕（スゴロク）をするかと、匡信對へて曰はく、否と、孔子家語、說苑には、孔子の魯の哀公に對へたる事とせり、宣王の曰はく、何故ぞと、匡信對へて曰はく、博奕は、鼻（オヤ）を貴ぶ、勝つ者は、必ず鼻を殺す、鼻を殺すは、是れ貴ぶ所を殺すなり、儒者は義理を害ふと思ふが故に、博奕をせざるなりと、宣王又問ひて曰はく、儒者は弋（イカゲル）をするかと、匡信對へて曰はく、否、弋は空飛ぶ鳥を射ることなれば、下より上を害ふ者なり、是れ下より君を傷ふことに當るなり、儒者は義理を害ふと思ふが故に、弋をせざるなりと、宣王又問ひて曰はく、儒者は瑟を鼓（ヒク）くかと、匡信對へて曰はく、否、夫れ瑟は、小絃を以て大聲を爲し、大絃を以て小聲を爲す、是れ大小序を易へ、貴賤位を易ふるなり、儒者は義理を害ふと思ふが故に、鼓をざるなりと、宣王の曰はく、至極尤なりと、仲尼の曰はく、其の民をして、下朝大夫に諂はしめて、朋黨を成さしめむよりは、寧ろ民をして、上國君に諂はしめて、尊敬の意を失はざらしめむと、（齊の宣王は、孟子の時代なれば、仲尼の言は、匡信を評したるにあらざる、韓非の之れを引けるは、其の對を斷じたるなり、或は云はく、仲尼曰より以下は、別提すべし）以上六條、經文の三の事例なり、須く其の傳文と對照すべし、

【傳四】詎者齊之居士、屏者魏之居士、齊魏之君不明、不能親照境內、而聽左右之言、故二子費金璧而求入仕也、

【詎】…經文ニハ、假ニ作レリ、【居士】…處士ニ同ク、【屏】…詎といへる者は、齊の居士なり、屏といへる者は、魏の居士なり、齊、魏の君明ならずして、親ら國境の内を照す、こと能はずして、左右の臣の言ふことを聽きしが故に、此の二子、黄金璧玉を賣して、左右の臣に賂ひて、入りて仕へむことを求めたり、

因相與比周、而惡之、居期年、上計、君收其璽、豹自請曰、臣昔者不知所以治鄆、今臣得矣、願請璽復以治鄆、不當、請伏斧鑕之罪、文公不忍、而復與之、豹因重斂百姓、急事左右、期年、上計、文侯迎而拜之、豹對曰、往年臣爲君治鄆、而君奪臣璽、今臣爲左右治鄆、而君拜臣、臣不能治矣、遂納璽而去、文侯不受、曰、寡人曩不知子、今知矣、願子勉爲寡人治之、遂不受、

【治鄆】…治ハ、刺ト通ズ、【快者之端】…厭煩ハ快ニナリテ毫毛ヲ生ズ、其ノ末至リテ微ナリ、故ニ微細ナルコトヲ快者之末トモ快者之端トモイフ、【鄆左右】…鄆ハ、破略ニスルナリ、【期年】…滿一箇年ナリ、【收其璽】…璽ハ、印ナリ、其ノ官印ヲ取リ上ゲテ、其ノ職ヲ免ズルナリ、【斧鑕】…斧ハ、人ヲ斬ル刃物ナリ、鑕ハ、人ヲ斬ル錘ナリ、共ニ嚴刑ノ具ナリ、

【西門豹】…鄆縣の令となりて、清廉嚴刻潔白誠實にして、秋毫の端ほどの至微至細なる物と雖も、私に利得ることなかりけれども、甚だ君の左右の臣を破略にして、一向に頓着せざりしかば、左右の臣、それによりて、相與に比周（ガツマイ）して、之れを惡言せり、其の後滿一箇年立ちて、縣治の會計の書知を上りたるに、魏君其の官印を取り上げて、其の職を免じたれば、豹自ら請ひて曰はく、臣は昔者（サキニ）鄆を治むる所以を知らざりしが、今臣之れを知ることを得たれば、願はくは官印を請ひて、重れて以て鄆を治めむ、ことを、鄆を治めて其の宜しきに當らずば、斧鑕の罪に伏し、死刑に處せられむ、ことを請ふと、文公之れを免するに忍び兼ねて、重れて官印を與へたれば、豹それによりて、手重く管下の百姓より税金を收斂し、其の金を以て、急に左右の臣に賂ひ事へたり、其の後滿一箇年立ちて、重れて縣治の會計の書知を上りたるに、賂賂の利目空しからず、文侯迎へて、之れを拜して、慰勞せしかば、豹對へて曰はく、往年臣は君の爲めに鄆を治めしに、君臣が官印を奪ひたまひき、今臣は左右の爲めに鄆を治めたるに、君臣を拜したまへり、此の如き次第なれば、臣は鄆を治むること能はずと、斯く申し述べて、遂に官印を返納して去らむとせしに、文侯之れを受けずして曰はく、寡人は曩に子の人物を知らざりしが、今之れを知れり、願はくは子勉めて寡人の爲めに之れを治めむ、ことをと、遂に豹の返納せし官印を受けざりき、（說苑には、晏子の東阿を治めし事とせり）

齊有狗盜之子、與刑危子戲、而相誇盜、子曰、吾父之裘、獨有尾、危子曰、吾父獨冬不失袴、



【晉父獨冬不矢糞】……冬ノ下ニ夏ノ字ヲ脱セルナラフ、尾ヲ切ラレシ者ハ、糞ヲ衣ルコトナケレバ、冬ヨリ夏ニ至ルマデ、破損スルコトナキナリ。  
 【齊に狗の糞を衣て、狗に似せて、糞をする者の子と、罪を犯して足を切られし者の子と戯れて、相互に自慢せしことあり、糞の子の曰はく、吾が父の糞は、獨り尾ありと、足を切られし者の子の曰はく、吾が父は、獨り冬より夏まで一つの糞を破損せずと、  
 子綽曰、人莫能左畫方、而右畫圓也、以肉去蟻、蟻愈多、以魚驅蠅、蠅愈至、

子綽の曰はく、心は兩方に用ゐられず、手は別々に働かれぬ者なれば、人は能く左の手にて四角なる形を畫きながら、右の手にて圓き形を畫くことなきなり、人の富貴を畫ふことは、蠅や蟻の好める物に寄り附くが如し、肉を以て蟻を除き去らむとすれば、蟻愈々多くたかり、魚を以て蠅を驅逐せむとすれば、蠅愈々至ると。

桓公謂管仲曰、官少而索者衆、寡人憂之、管仲曰、君無聽左右之請、因能而授祿、祿功而與官、則莫敢索官、君何患焉、

齊の桓公、管仲に語りて曰はく、官職の數少くして、之れを索(もと)むる者衆し、寡人之れを憂ふと、管仲の曰はく、君左右の臣の請願を聽きたまふことなけれ、能に因りて祿を授け、功を録して官を與ふれば、能なく功なき者敢て官を索むることなし、君何ぞ之れを患へたまふに及ばむと。

韓宣子曰、吾馬菽粟多矣、甚懼何也、寡人患之、周市對曰、使騶盡粟、以食雖無肥、不可得也、名為多與之、其實少、雖無懼、亦不可得也、主不審其情實、坐而患之、馬猶不肥也、

【韓宣子の曰はく、吾が馬は、菽(マメ)や粟を與ふること多けれども、甚だ懼せたるは、何故ぞ、寡人之れを患ふと、其の臣の周市對へて曰はく、御者をして、ありたけの粟を盡して、以て食はしめば、肥ゆることなからむと欲すと雖も、得べからざらむ、各目は多く之れを與へたりと爲して、其の實際は少く與へたらむには、解することなからむと欲すと雖も、亦得べからざらむ、主公其の情實を審にたまはずして、坐ながら之れを患へたまは、此の後も馬は猶ほ肥えざらむと、以上五條、經文の四の事例なり、須く其の經文と對照すべし、

桓公問置吏於管仲、管仲曰、辯察於辭、清潔於貨、習人情、夷吾不如、茲商請立、以爲大理、登降肅讓、以明禮待賓、臣不如、隰朋請立、以爲大行、墾草仞邑、辟地生粟、臣不如、甯武請以爲大田、三軍既成陣、使士視死、如歸、臣不如、公子成父請以爲大司馬、犯顏極諫、臣不如、東郭牙請立、以爲諫臣、治齊、此五子足矣、將欲霸王、夷吾在此、

【辯察】……察ハ、明ナリ、【夷吾】……管仲ノ字ナリ、【結商】……結ハ、姓、商ハ、名ナリ、字ハ子旗トイフ、【大理】……訟獄ヲ掌ル官ナリ、【肅讓】……新書ニハ、揖讓ニ作レリ、肅ト揖トハ、古字通用ス、揖ハ、會釋スルナリ、【大行】……賓客ヲ掌ル官ナリ、【仞邑】……仞ハ、滿タスナリ、仞ニ作ルベシ、仞ハ、創ムルナリ、【辟地】……辟ハ、闢ト通ズ、【實武】……武ハ、威ニ作ルベシ、【大田】……農業ヲ掌ル官ナリ、【三軍】……一萬二千五百人ヲ一軍トス、【大司馬】……軍事ヲ掌ル官ナリ、  
 齊の桓公、吏を置くことを管仲に問ひたるに、管仲の曰はく、言辭は能く辯明瞭にして、理義徹底し、貨財に清潔潔白にして、毒末の私欲なく、世事人情に習熟することは、夷吾(ワヤクシ)結商に如かず、請ふ結商を立て、以て訟獄を掌る大理の官とせられたし、階段を登降し、揖讓退して、以て禮儀を明にし、賓客を待遇することは、隰朋に如かず、請ふ隰朋を立て、以て賓客を掌る大田の官とせられたし、草萊を開墾し、邑里を創規し、土地を開墾し、米粟を生長することは、臣實威に如かず、請ふ實威を以て農業を掌る大司馬の官とせられたし、三軍既に陣を成し、士をして死を視ること家に歸るが如くならしむることは、臣公子の成父に如かず、請ふ成父を以て軍事を掌る大司馬の官とせられたし、君の顔色を犯して極諫することは、臣東郭牙に如かず、請ふ東郭牙を以て諫臣とせられたし、齊國を治むることは、此の五子にて足れり、將に霸王たり王者たらむと欲したまは、夷吾此に在りて、其の事に任せむと、此の條は經文に見えざれば、下文の管仲相齊の章首に在るべき者ならむ、

〔傳五〕孟獻伯相、晉堂下生藿藜、門外長荆棘、食不二味、坐不重席、



室無衣帛之妾，居不粟馬，出不從車，叔向聞之，以告苗賁皇。賁皇非之曰：「是出主之爵祿以附下也。」一曰：「孟獻伯拜上卿，叔向往賀，門有御馬，不食禾，向曰：『子無二馬，二與何也？』獻伯曰：『吾觀國人，尚有饑色，是以不秣馬。』班白者多，徒行，故不二與。」向曰：「吾始賀子之拜卿，今賀子之賢也。」向出語苗賁皇曰：「助吾賀獻伯之儉也。」苗子曰：「何賀焉？夫爵祿旂章，所以異功伐，別賢不肖也。故晉國之法，上大夫二與，二乘，中大夫一乘，下大夫專乘，是明等級也。且夫卿必有軍事，是故循車馬，比卒乘，以備戎事。有難則以備不虞，平夷則以給朝事。今亂晉國之政，乏不虞之備，以成節儉，以潔私名，獻伯之儉也可與，又何賀？」

【叔向】：……苗賁皇……共二晉ノ大夫ナリ、【附下】：……下ザマノ生活ヲスルナリ、【御馬】：……車ヲ引カスル馬ナリ、【班白者】：……白髮アリノ老人ナリ、【助吾】：……吾レト備ニナリ、【功伐】：……功ヲ積ムテ伐トイフ、【二乘】：……一乘ハ、馴馬ナリ、【專乘】：……一乘ナルヲ可也、【循車馬】：……一本ニハ、循テ修ニ作レリ、【比卒乘】：……比ハ、列メルナリ、【戎事】：……兵事ナリ、【平夷】：……無事ナリ、【可與】：……豈爲セルナリト、【又何賀】：……又何賀トイフ、【下二馬】：……下ニ馬ヲ乗セシムルナリ、【苗賁皇】：……晉ノ宰相トナリ、【堂下】：……堂ノ下ニ居ルヲ指シ、【門外】：……門外ニ蒞候ヘイハシ、【食ふに味を二色にせず】：……食するに席（シキモノ）を重れず、室に絹物を衣たる妾なく、家に居れば、馬に粟を與へず、外へ出づれば、車を從へざりき、晉ノ大夫ノ叔向、之れを聞きて、其ノ事を以て、同役ノ苗賁皇に告げたるに、賁皇之れを非難して曰はく、是れ主君より賜りたる爵祿ノ分限を出でて、以て下々ノ生活をする者なりと、一説に曰はく、孟獻伯、上卿を拜命せしとき、叔向往きて慶賀せしに、門に車を引かす馬あれども、禾穀を食はざりければ、叔向の曰はく、上卿は二頭の馬二臺の與（ハコバシヤ）を從ふべき者なるに、子は二頭の馬二臺の與なくして、一頭の馬一臺の與なるは、何故ぞと孟獻伯の曰はく、吾れ國人を觀察するに、尙ほまだ食に饑乏たる色あり、是を以て、馬に秣（マクサカ）はせず、白髮交りの老人、多く徒歩にて往來せるが故に、二臺の與を使用せずと、叔向の曰はく、吾れ始めは子の卿を拜命せられしを慶賀せむとて参りたるが、今は子の節儉を慶賀すと、叔向出でて、苗賁皇に語りて曰はく、吾れと共に獻伯の節儉を慶賀せよと、苗子の曰はく、何ぞ慶賀せむ、夫れ晉國ノ法（ハコバシヤ）は、功伐（テカラ）を差異し、賢不肖を區別する所以なり、故に晉國ノ法に、上大夫は二臺の與と四頭立の馬二組とを用ひ、中大夫は二臺の與と四頭立の馬一組とを用ひ、下大夫は二頭立の馬一組を用ひる定めなるは、是れ等級を明にするなり、且つ夫れ卿は必ず軍事あり、故に常々車馬を修め、兵卒馬乘を列れて、以て兵事に備ふ、國家に急難あれば、以て不虞の變に備へ、國家無事なれば、以て朝參の事に給す、今晉國の政を亂し、不虞の變に備ふことを乏しくして、以て節儉を成し、以て私の名聞を潔くす、獻伯の節儉はいかゞ宜しからむや、宜しからまじ、其の上にも又何ぞ慶賀せむと、此の事、左傳の襄公の五年、賁皇の反賁皇には、季文子の事とせり。

管仲相齊、曰：「臣貴矣，然而臣貧。」桓公曰：「使子有三歸之家。」曰：「臣富矣，然而臣卑。」桓公使立於高國之上，曰：「臣尊矣，然而臣疎。」乃立爲仲父。孔子聞而非之，曰：「泰侈偏上。」一曰：「管仲父出，朱蓋青衣，置鼓而歸，庭有陳鼎，家有三歸。孔子曰：『良大夫也，其侈偏上。』」

【三歸之家】：……三歸ハ、蓋ノ名ナリ、或ハ云ハク、三姓即チ三箇國ノ女ヲ娶ルチ三歸トイフ、三歸之家ハ、其ノ女ヲ置クニ足ル家ナリト、【高國】：……高氏、國氏ハ齊ノ上卿ナリ、【置鼓而歸】：……朝廷ヨリ歸リテ、鼓吹ノ樂ヲ設ケルナリ、【管仲齊の宰相となりて、桓公に語りて曰はく、臣の身分は貴し、然れども身代は貧しと、公の曰はく、子をして三歸の家あらしめむと、管仲又曰はく、臣の身分は富めり、然れども臣の身分は卑しと、桓公乃ち上卿の高氏、國氏の上に立たしめたり、管仲又曰はく、臣の身分は尊し、然れども臣は公家と疎遠なりと、桓公乃ち管仲を立て、仲父と爲して、己れの父と同様に待遇せり、孔子此の事を聞きて、之れを非難して曰はく、管仲は驕奢者にして、上に偏（ヘマ）り近づけりと、一説に曰はく、管仲父は、出づる時には朱蓋の馬車に張り、青き着物を著たる者從へ、朝廷より歸れば、鼓吹の樂を設け、庭前には陳列せる鼎ありて、種々の食物を調理し、家には三歸の妻あり、孔子之れを評して曰はく、管仲は良大夫なれども、其の奢侈なること上に偏り近づけりと、

孫叔敖相楚、棧車牝馬、糲餅菜羹、枯魚之膳、冬羔裘、夏葛衣、面有



饑色則良大夫也其儉逼下

【樵車】…竹木ノ車ニテ、士ノ乗ル者ナリ、【糶餅】…粗ク粟麥ヲ春キテ、菜餅(モチ)ニシタルナリ、【羔裘】…小羊ノ毛皮ノ著物ナリ、  
【則良大夫也】…則ノ字ハ削ルベシ、良ノ上ニ孔子曰ノ三字ヲ脱セリ、  
【孫叔敖】楚の宰相となりて、竹木の車に乗り、牝馬(メウマ)に引かせ、粗く春きたる粟麥の餅、野菜の羹、枯魚(ヒヨノ)の膳にて、食事を済まし、冬は小羊の毛皮の著物を著、夏は葛縷の著物を著、面に饑みたる色ありき、孔子之れを評して曰はく、孫叔敖は良大夫なれども、其の儉約なること、下に逼り近づけり、

陽虎去齊走趙簡主問曰吾聞子善樹人虎曰臣居魯樹三人皆爲令尹及虎抵罪於魯皆搜索於虎也臣居齊薦三人一人得近王一人爲縣令一人爲候吏及臣得罪近王者不見臣縣令者迎臣執縛候吏者追臣至境上不及而止虎不善樹人主俛而笑曰樹橋柚者食之則甘嗅之則香樹枳棘者成而刺人故君子慎所樹

【樹人】…人ヲ官ニ立ツルヲ樹トイフ、【令尹】…縣令ナリ、【候吏】…道路ニテ賓客ヲ送迎スルコトヲ掌ル役ナリ、【抵罪於魯】…  
…抵ハ、當ルナリ、  
【陽虎去齊走趙】陽虎齊を去りて、趙へ走りたるに、趙簡主問ひて曰はく、吾れ子は善く人ト樹(ま)て、官に就かしめたりと聞けりと、陽虎の曰はく、臣魯に居りし時、三人を樹て、皆令尹と爲したるに、虎(アマガシ)魯にて罪に當るに及びて、皆虎を搜索して捕へむとせり、臣齊に居りし時、三人を薦めて、一人は王に近侍することを得、一人は縣令となり、一人は候吏となりたるに、臣の罪を得るに及びて、王に近侍せる者は臣に逢はず、縣令は臣を迎へて執へて縛らむとし、候吏は臣を追ひ掛けて、國境の上(カトリ)に至り、追ひ付かずして止めき、虎は善く人を樹てざるなりと、簡主俛して笑ひて曰はく、樹(ミカン)柚(ユズ)を樹うる者は、之れを食へば甘く、之れを嗅げば香し、枳(カラマチ)棘(イバラ)を樹うる者は、成長して人を刺す、故に君子は樹つる所を慎むと、魯の三人は、皆君に忠にして、陽虎に忠ならず、是れ當然の事なり、さるるを簡主の斯く應へたるは失言なり、

中牟無令晉平公問趙武曰中牟三國之股肱邯鄲之肩髀寡人欲得其良令也誰使而可武曰刑伯子可公曰非子之讎乎曰私讎不入公門公又問曰中府之令誰使而可曰臣子可故曰外舉不避讎內舉不避子趙武所薦四十六人及武死各就賓位其無私德若此

【三國】…三ハ、晉ノ誤ナラム、【讎】…外股ナリ、【中府】…奥ノ金藏ナリ、  
【股肱】晉の中牟縣に縣令なりし時、晉の平公、其の臣の趙武に問ひて曰はく、中牟は晉國の股とも肱(ヒヤ)とも頼むべく、晉の都の邯鄲の肩とも髀(ソトモ)とも頼むべき土地なれば、寡人其の良縣令を得むと欲す、誰れを縣令たらしめば宜しからむと、趙武の曰はく、刑伯子が宜しと、平公の曰はく、刑伯子は、子の仇讎にあらずやと、趙武の曰はく、私の讎は、私の門に入れども、公の門には入らざれば、妨なしと、平公又問ひて曰はく、誰れを中府(オクノカネクラ)の令(アギヤウ)たらしめば宜しからむと、趙武の曰はく、臣の子が宜しと、故に古語に曰はく、外部の役人を舉ぐるには、仇讎を避けず、内部の役人を舉ぐるには、我が子を避けずと、趙武の薦めたる所の者は四十六人ありけるが、趙武の死するに及びて、各々賓客の位に就きて、喪を用ひて、敢て私室へ行きて用はず、其の私の恩徳を施して私の交際を替みたることなきと此の如し、

平公問叔向曰羣臣孰賢曰趙武公曰子黨於師人武立如不勝衣言如不出口然所舉士也數十人皆得其意而公家甚賴之及武子之生也不利於家死不託於孤也臣敢以爲賢也

【師人】…己ノ長官ヲイフ、叔向ハ趙武ノ屬大夫ナリ、【武立如不勝衣】…武ノ上ニ對曰ノ字アルベシ、【武子】…子ノ字ハ衍ナリ、  
【臣敢以爲賢也】…敢ハ、故ニ作ルベシ、  
【平公叔向に問ひて曰はく、羣臣は孰れか賢なると、叔向對へて曰はく、趙武なりと、平公の曰はく、子は子の長官に徒黨せりと、叔向の曰はく、趙武は、立ちては己れの官服に勝(マ)へざるが如く恥かしげに見え、言語は口より出てざるが如く口不調法に見えて、極めて遠慮深



し、然れども擧げたる所の士は、數十人ありて、皆其の意見を行ふことを得て、公家甚だ之れに倚頼せり、趙武の生ける時に及びては、己れの家に利益せず、死しては孤兒を君に委託せず、臣をれば以て賢なりとするなりと、

解狐薦其讎於簡主以爲相其讎以爲且幸釋己也乃因往拜謝狐乃引弓送而射之曰夫薦汝公也以汝能當之也夫讎汝吾私怨也不以私怨汝之故擁汝於吾君故曰私怨不入公門解狐舉邢伯柳爲上黨守柳往謝之曰子釋罪敢不再拜曰舉子公也怨子私也子往矣怨子如初也

【送而射之】……藝文類聚ニハ、送ヲ送ニ作レリ、從フマシ、【擁】……應ニ同シ、【解狐舉邢伯柳】……一本ニハ、解ノ上ニ一曰ノ字アリ、是ナリ、

【解狐其の仇讎の某を趙簡主に薦めて、宰相とせしめば、其の仇讎且（マツ）幸に己れを釋（ユル）されたりと思ひて、乃ちそれに就きて、往きて拜謝せしに、解狐乃ち弓を引きて、送（マカ）へて之れを射て曰はく、夫の汝を薦めたるは公事なり、汝の能く其の任に適當せるを以てなり、夫の汝を讎とせるは吾が私怨なり、私に汝を怨める故を以て、汝の器量を吾が君に推戴せずと、故に古語に曰はく、私怨は、私に門に入れども、公の門には入らずと、一説に曰はく、解狐己れの怨みたる邢伯柳を擧げて、上黨郡の太守とせしかば、邢伯柳往きて之れを謝して曰はく、子は己れの罪を釋されたり、敢て再拜せざらむと、解狐の曰はく、子を擧げたるは公事なり、子を怨めるは私事なり、子往じ、子を怨むことは初めの如く、今も尙ほ變ることなしと、以上七條、經文の五の事例なり、須く其の經文と對照すべし、

鄭縣人賣豚人問其價曰道遠日暮安暇語汝

【鄭縣の縣人（キナカモノ）豚を賣りたれば、人（ノ）之れを買はむと欲して、其の價を問ひたるに、縣人の曰はく、道遠く、日暮れたり、何とて汝に價を語らむと、（縣人は唯だ肉の腐敗せむことを恐れて、之れを售ることの便利なるを知らざることを言へるなり）此の條は、經文に見えざれど、上篇の乙子の妻の鬻を亡ふ隙の下に在るべき者、

傳六范文子喜直言武子擊之以杖夫直議者不爲人所容無所

容則危身非徒危身又將危父

【范文子】……晉ノ卿ナリ、【武子】……文子ノ父ナリ、【夫直議者】……夫ノ上ニ曰ノ字アルマシ、范文子直言することを喜ぶたるに、其の父の武子、杖を以て之れを擊ちて曰はく、夫れ正直に議論する者は、人に容れられず、人に容れらるゝことなければ、身を危くす、徒に身を危くするのみにあらず、又將に父を危くせむとす、

子產者子國之子也子產忠於鄭君子國譙怒之曰夫介異於人臣而獨忠於主主賢明能聽汝不明將不汝聽聽與不聽未可必知而汝已離於羣臣離於羣臣則必危汝身矣非徒危己也又且危父矣

【子產】……東ルナリ、【介異】……介ハ、特ナリ、介異ハ、偏リ自ラ異ニスルナリ、子產は、子國の子なり、子產鄭の君に忠なりけるに、子國之れを責め告めて怒りて曰はく、夫れ人臣と懸け離れて、自ら異にし、獨り主君に忠ならむに、主君賢明ならば、能く汝の言ふことを聽かむ、賢明ならずば、將に汝の言ふことを聽かざらむとす、其の聽くと聽かざるとは、未だ必しも知るべからず、而るに汝は已に羣臣に離れたり、羣臣に離れば、必ず汝の身を危くす、徒に己れを危くするのみにあざるなり、又且に父を危くせむとす、

梁車新爲鄴令其姊往看之暮而後門閉因踰郭而入車遂則其足趙成侯以爲不慈奪之璽而免之令

【梁車】……齊ノ令ナリ、【鄴】……鄴ノ令トナリ、其の姊往きて之れを訪問せむとしたるに、日暮れて後れて、城門閉ちたり、それに因りて、城郭を攀り踰入りたるに、梁車不埒なりとて、遂に其の足を切りたれば、趙の成侯、無慈悲なりと思ひて、之れが官印を奪ひて、之れが職令の役を免じたり、

管仲束縛自魯之齊道而饑渴過綺烏封人而乞食烏封人跪而



食之甚敬，封人因竊謂仲曰：適幸及齊，不死而用齊，將何報我？曰：如子之言，我且賢之用，能之使，勞之論，我何以報子？封人怨之。

【補鳥】…鳥ハ、鳥ニ作ルベシ、【封人】…國境ノ番人ナリ、【乞食鳥】…鳥ハ、鳥ニ作ルベシ、【賢之用、能之使、勞之論】…用賢使能、勞ノ例法ナリ、

【管仲東縛せられて、魯より齊へ往きたる時、道にて饑渴せしむば、綺鳥といへる處の國境の番人の家に立ち寄りて、食物を乞ひたるに、國境の番人跪きて、之れに食はしむること甚だ敬ひたり、國境の番人それ因りて、内々に管仲に語りて曰はく、適幸に齊へ無事に到着せらるゝに及びて、死なずして齊に用ゐられたまはむには、將に何を以て我れに報いられむとするかと、管仲の曰はく、子の言の如く、死なずして用ゐられたらむには、我れは且に賢才ある者を用ひ、技能ある者を使ひ、功勞ある者を評論せむとす、我れは何を以て子に報いむ、賢才か、技能か、功勞かと、國境の番人斯くと聞きて、管仲を怨みたりき、以上四條、經文の六の事例なり、須く其の經文と對照すべし、

外儲說右上

君之所以治臣者有三、一勢不足以化、則除之、師曠之對晏子之說、皆合勢之易也、而道行之難、是與獸逐走也、未知除患、患之可除、在子夏之說春秋也、善持勢者、蚤絕其姦萌、故季孫讓仲尼以遇勢、而況錯之於君乎、是以太公望殺狂、而滅獲不乘、驥嗣公知之、故不駕鹿、薛公知之、故與二樂博、此皆知同異之反也、故明主之牧臣也、說在畜鳥、

【合勢之易也】…合ハ、合ニ作ルベシ、【道行之難】…道行ハ、行道ニ作ルベシ、【遇勢】…遇ハ、續ト通ズ、並ブナリ、君ト均シキナリ、【錯之於君】…錯ハ、置クナリ、【二樂】…樂ハ、樂ニ作ルベシ、【同異之反】…臣主ノ利益ノ相反スルナリ、

君の臣を治むる所以の者は三箇條あり、其の一つは、主の勢を以て臣を化するに足らざれば、其の臣を取り除くなり、師曠の對、晏子の師曠、齊の景公の政事の仕方の間に對へて、君必ず民を恵みたまへと曰ひたること、晏子の說、齊の景公、後の世に此の國を有たむ者は誰れなるかと問ひたるに、晏子對へて、其れ田成子か、彼れは私恩を施して、甚だ齊の民心を得たり、さりながら、君若し賢者を近づけ、恩惠を行ひたまはば、十人の田氏ありとも、憂ふるに足らじと曰ひたること、皆勢の易きを捨て、道の難きを行はむとするなり、即ち臣下を處すること、賞罰を以てせずして、恩惠を以て民を爭奪せむとするなり、是れ獸と逐走するなり、未だ患を除くことを知らず、(景公の勢を用ゐること、勢して功なしといふこと)患を除くべきは、子夏の春秋を説けるに在り、善く勢を持する者は、蚤く其の姦萌を絶つ、(是れ即ち孔子の弟子の子夏の春秋の世に試逆の臣子多きに就きて、其の豫防法を説きたる語なり)、故に季孫は仲尼を責め告むるに遇勢を以てせり、魯の季孫、孔子の弟子の私路の私恩を行ひたるを、孔子に向ひて責め告めて、孔子の勢を以て君に均ししたること、季孫すら、人臣の資格を以て、人主の術を假りて、子路の私恩を禁じたり、而るを況むや其の術を君の上に置くをや、是を以て、太公望は狂畜を殺して、威獲(ゲナン、ゲノ)に乘らず、(太公望齊に封せられし時、己れを用を爲さざる狂畜を殺して、驥は驥馬なれども、己れを用を爲さざれば、心なき奴婢も之れに乘らずと曰ひたること)嗣公は之れを知りたる故に、鹿に駕せず、(衛の嗣公、名士の知耳を用ゐずして、人の用を爲す、馬には乗れども、人の用を爲さぬ鹿には乘らず知耳は大國に仕へむとする意ありて、其の心術に在らざれば、吾れ用ゐざるなりと曰ひたること)薛公は此の理を知りたる故に、二學と博せり、(薛公ふたこの兄弟と博奕をしながら、己れの爲めにする者は必ず利し、己れの爲めにせざる者は必ず害すべきことを示したること)此れ皆臣主の利益の相反することを知りたればなり、故に明主の臣を牧養するは、其の說鳥を畜ふに在り、(鳥を馴らすには、人を持めて餌を拾はればならぬやうに仕立つること)以上經文の一、君の臣を治むる所以の一つなる、主の勢を以て化するに足らざる者あれば其の人を取り除くべきことを論ず、須く傳文の一と對照すべし、

〔二〕人主者利害之輶轂也、射者衆、故人主共矣、是以好惡見、則下有因、而人主惑矣、辭言通、則臣難言、而主不神矣、說在申子之言、六慎、與、唐、易之言、弋也、患在國、羊之請變、與、宣王之太息也、明之以靖郭氏之獻十珥也、與、犀首甘茂之道穴聞也、堂谿公知術、故問、玉卮、昭侯能術、故以聽、獨寢、明主之道、在申子之勸、獨斷也、

【輶轂】…招致ニ作ルベシ、的ナリ、的ハ射ル者ヲ指ス所以ノ者ナレバ、招トイフ、【人主共矣】…共ハ、拱ナリ、手ヲ拱キテ沈歎スルナリ、【宣王】…王ハ、主ニ作ルベシ、【犀首】…此ノ二字ハ衍ナリ、【故以聽】…以ハ、已ト通ズ、



國也 其の二つは、人主は利害的なり、此の的を狙ひて、利を射る者多し、故に人主は手を拱きて、沈黙して言はざるなり、是を以て、好惡愛情  
 有れば、下其の好惡愛情に因りて、奸計を爲すことありて、人主愚ふ、人主甲の辭言を乙に通じ、丙の辭言を丁に通ずれば、臣其の言の他に  
 其れむことを恐れて、己れの意見を言ひ難し、而して下其の上を測ることを得て、人主神聖ならず、其の説は、申子の六情を言ひたる(人主は  
 己れの明、不明、知、不知、無欲、有欲の六つを憚むべきこと)と、唐易の七を言ひたる(いぐるみにて鳥を射るには、かくれがを周旋にせよと  
 曰ひたること)とに在るなり、其の患は、國羊の變を請ひたる(鄭君、言を諷まらずして、國羊を驅める由を左右の者に漏したるに因りて、國羊  
 君に見えて、己れの過失を變更したしと請ひたること)と、客の宜主に説きたる(韓宣主、行を慎まらずして、客の説を悦びて、太息して歎美せ  
 しかば、近臣之れを客に告げて、恩を賣りたること)とに在るなり、之れを明すに、靖郭氏の十珥を獻じたる(靖郭君、王后の死去せし時、十箇  
 の耳環を拵へて、其の一つを美しくして、王に獻じて、王の之れを十人の妾に配分したる様子を見て、其の美しき者を附けたる女を王に勤め  
 て、夫人としたること)と、甘茂の穴より聞きたる(秦の惠王、公孫衍を愛して、汝を宰相にせむと請ひたるを、宰相の甘茂の下役に立聞せら  
 れて、遂に公孫衍を放逐したること)とを以てするなり、堂谿公は術を知りたる故に、玉卮を問ひ、(堂谿侯、韓の昭侯に、底なき玉の杯に水を  
 盛るべきかと問ひ試みて、人主の羣臣の語を漏すは、玉の杯の底なきが如しと曰ひたること)と、昭侯は術を能くせる故に、已に聽きて、獨り疑  
 れたり、(昭侯已に堂谿侯の説を聽きて、夢の中にも己れの言の泄れむことを恐れて、妻妾を遣さけて獨り寝れたること)と、明主の道は、申子の  
 獨り斷ずることと勤めたる(他人の決斷を假らずして、能く獨り決斷する者は、天下の主となるべしと曰ひたること)に在るなり、以上經文  
 の二、君の臣を治むる所以の二つなる、人主は利害的となる者なれば、言語を慎み、好惡を見せず、臣下の言語を他に漏すまじきことを論  
 ず、須く傳文の二と對照すべし。

〔三〕術之不行有故、不殺其狗、則酒酸、夫國亦有狗、且左右皆社鼠也、人主無堯之再誅、與莊王之應太子、而皆有薄媼之決、蔡姬也、知貴不能以教、歌之法、先揆之、吳起之出愛妻、文公之斬顛頡、皆達其情者也、故能使人彈疽者、必其忍痛者也。

〔知貴〕…傳文ニ依レバ、如是ニ作ルモシ、(達其情)…諸本ニハ、達テ遠ニ作レリ、是ナリ、情ニ遠ヒテ、法ニ依ルナリ、  
 其の三つは、術の行はれざるは、故あることなり、其の狗を殺さざれば、酒酸し、夫れ國にも亦狗あり、(或る酒屋に猛き狗ありて、客に  
 吠え付きたるに、主人其の犬を殺さざれば、酒酸し、夫れ國にも亦狗あり、(或る酒屋に猛き狗ありて、客に  
 いふこと)且つ左右は皆社鼠なり、(左右の臣は、木と土とにて拵へたる社に棲める鼠の燒き殺すこともならず水攻にすることもならず  
 如く、人主の袖の下に匿れて、多くの人を害すといふこと)今の人主は、堯の再誅(堯天下を舜に傳へむとするを妨げた蔡姬と共工とを誅殺  
 したること)と、莊王の太子に應へたる(荆の太子、己れの馬車にて宮門に乗り込みたるを咎めたる役人を誅殺せむこと)を父の莊王に請ひた

るに、役人は規則を守りたる者なれば、罰すべきやうなし、規則を破るは、下として上と争ふなりと答へて、太子を恐縮せしめたること)と  
 の如き國の明なくして、皆海寇の蔡姬に決したる(薄媼の母の薄媼、其の子に家事を任せながら、又巫女の蔡姬に相識したること)が如く、  
 人に謀りて事をするなり、是の如くなれば、歌を教ふる法を以て先づ之れを換へること能はず、(歌を教ふる者は、先づ學ぶ者に發聲せしめて、  
 調子の外れたる者は教へず、國を治むることと之れと同じく、法に外れる者は取り除かれざるを、國の明なき者は、法に依ること能  
 はずといふこと)吳起の愛妻を出し、(吳起愛妻に組紐を纏らしめて、見本の如くならざるを怒りて、之れを放逐したること)文公の顛頡を  
 斬りたる(晉の文公、獵の時刻に後れたる寵臣の顛頡を斬りて、法に違ふ者は必ず罰すべきことを示したること)は、皆其の情に違ひて、法に  
 依りたる者なり、故に能く人をして疽を彈ぜしむる者は、必ず其の痛きを忍ぶ者なり、(法令に中らざる者は、親愛すと雖も、必ず罰するは、  
 人の苦痛を耐へ忍びて、忍しき腫物を石針にて突くが如しといふこと)以上經文の三、君の臣を治むる所以の三つなる、大臣左右の應敵を  
 除き、重人に偏重せず、法令の前には親疎の差別なかるべきことを論ず、須く傳文の三と對照すべし。

右經

〔傳一〕賞之譽之不勸、罰之毀之不畏、四者加焉不變、則除之、

齊景公之晉、從平公、飲師曠侍坐、始坐、景公問政於師曠、曰、太師  
 將奚以教寡人、師曠曰、君必惠民而已、中坐、酒酣、將出、又復問政、  
 於師曠、曰、大師奚以教寡人、曰、君必惠民而已矣、景公出之、舍師  
 曠、送之、又問政於師曠、師曠曰、君必惠民而已矣、景公歸、思未醒、  
 而得師曠之所謂、公子尾公子夏者、景公之二弟也、甚得齊民、家  
 富貴而民說之、擬於公室、此危吾位者也、今謂我惠民者、使我與



二弟爭民邪於是反國發廩粟以賦衆貧散府餘財以賜孤寡倉無陳粟府無餘財宮婦不御者出嫁之七十受祿米鬻德施惠於民也己與二弟爭民居二年二弟出走公子夏逃楚公子尾走晉

【師曠】...樂官ノ長ノ名ハ曠トイヘル者ナリ【太師】...師曠ヲ指ス【始坐】...一本ニハ此ノ二字ナシ【君必患民而已】...下文ニ據ルニ已ノ下ニ突ノ字アルベシ【中坐】...戰國策ニハ中飲ニ作レリ中飲ハ宴ノ最モ盛ナル時ナリ【説之】...説ハ悦ト通ズ【賦衆貧】...賦ハ配分スルナリ【散府餘財】...餘ノ字ハ衍ナラム【陳粟】...古キ粟ナリ【已與二弟爭民】...已ハ以ト通ズ【齊の景公】...齊ノ景公ヲ指シテ其ノ君平公ニ相伴シテ酒ヲ飲ミタル時師曠侍坐セリ【君必患民を患みたまはむまてのことなりと】...師曠の言ハ酒の程よく過りたる頃に將に退出せむとして又重れて政事の仕方を師曠に問ひて曰はく太師は何を以て寡人に教へむと師曠の曰はく君必患民を患みたまはむまてのことなりと景公退出して己の舍館へ往きたれば師曠之れを送りたるに又政事の仕方を師曠に問ひたれば師曠の曰はく君必患民を患みたまはむまてのことなりと景公舍館へ歸りて其の言を思案せしが酒の醉未だ醒めずして師曠の謂へる所の意味を納得せり其の譯は公子の尾と公子の夏とは景公の二弟にして甚だ齊の民心を得たり其の家富貴にして民之れを悦び其の權勢公室に比擬する程なりければ景公に思ふやう此れ吾が位を危くする者なり今師曠の我れに民を患めと謂ひたるは我れをして二弟と民心を收むることを競せしむるとするは是に於て國へ反り厲（コメテラ）の粟を發きて以て衆くの貧民に配分し府（カネケラ）の財を散じて以て孤兒寡婦に賜ひたれば倉には古キ粟なく府には餘れる財なし又宮中の婦人の侍御せざる者は出だして之れを人民に嫁せしめ七十以上の老人には糶米を受けしめ人民に恩徳を蒙り仁惠を施して以て二弟と民心を收めんとを競争せしに其の後二箇年立ちて果して二弟の權勢衰へて公子の夏は楚へ逃れ公子の尾は晉へ走れり

景公與晏子遊於少海登柏寢之臺而還望其國曰美哉泱泱乎堂堂乎後世將孰有此晏子對曰其田成氏乎景公曰寡人有此國也而曰田成氏有之何也晏子對曰夫田成氏甚得齊民其於民也上之請爵祿行諸大臣下之私大斗斛區釜以出貨小斗斛

區釜以收之殺一牛取一豆肉餘以食士終歲布帛取二制焉餘以衣士故市木之價不加貴於山澤之魚鹽龜鼈羸蚌不加貴於海君重斂而田成氏厚施齊嘗大饑道旁餓死者不可勝數也父子相牽而趨田成氏者不聞不生故周秦之民相與歌之曰謳乎其已乎苞乎其往歸田成氏乎詩曰雖無德與女式歌且舞今田成氏之德而民歌舞民德歸之矣故曰其田成氏乎公泫然出涕曰不亦悲乎寡人有國而田成氏有之今爲之奈何晏子對曰君何患焉若君欲奪之則近賢而遠不肖治其煩亂緩其刑罰賑貧窮而恤孤寡行恩惠而給不足民將歸君則雖有十田氏其如君何

【少海】...勃海ナリ【還望】...周ク觀ルナリ【快快乎】...水ノ流ルト觀ナリ【堂堂乎】...山ノ高キ觀ナリ【大斗斛區釜以出貨】...斗斛區釜ハ皆量ノ名十升ヲ斗トイヒ十斗ヲ斛トイヒ一斗六升ヲ區トイヒ六斗四升ヲ釜トイフ貸ハ貸ニ作ルベシ【一豆肉】...豆ハ豆カクキナリ【區釜】...給ノ類ナリ【謳乎】...嗚呼トイハムガ如シ乎呼通用ス【苞乎】...苞ト呼ト古字通用ス呼ハ餓エテ死スルナリ【詩曰雖無德與女式歌且舞】...詩ハ小雅ノ車鄰ノ詩ナリ女ハ汝ナリ式ハ用（モツテ）ナリ【民德】...民俗トイハムガ如シ【泫然】...涕ヲ垂ルト觀ナリ【齊の景公】...晏子ト與ニ少海に遊ビ相贈といへる處に登りて其の國を遠く見渡して曰はく美なるかな水の流るゝ觀は快快乎たり山の高き觀は堂堂乎たり後世將た孰れ此の國を有たむと晏子對へて曰はく其れ田成子かと景公の曰はく寡人此の國を有てり而るに田成子之れを有たむといへるは何故ぞと晏子對へて曰はく夫れ田成子は甚だ齊の民心を得たり其の民に於けるは之れを上



しては、爵禄を君に請ひて、之れを大臣に行(アテガ)ひ、之れを下にしては、私量の斗斛區蓋を公量より大にして、以て穀物を人民に貸し出し、公量の斗斛區蓋を私量より小にして、以て之れを取り入れ、一頭の牛を殺せば、僅に一つの豆(マカツキ)に盛る程の肉を取り、其の餘の肉は、以て土に食はしめ、終歲(ヒトトシ)に布帛は僅に二分を取り、其の餘の八分は、以て土に衣せたるなり、故に市の材木の價は、貴きを山より加へず、澤の魚鱉龜蟹(スツゴン)鱸蚌(カホレキ)の價は、貴きを海より加へずして、總べての物價、山海に在る時の如し、君は手重く收斂(トリマ)して、田成氏は手厚く施與せり、齊國嘗て大に饑饉せし時、遺勞(イナバタ)に餓死する者、數ふるに勝ふべからず、父子相奉きて、田成氏に趨けば、一人として活命せざりしことを聞かず、故に周、秦の民、相與に之れを歌ひて曰はく、あ、其れ己みぢむ、公室饑饉を恤へざれば、餓みて死なむ、其れ往きて田成氏に歸して、活きむことを求めむ、時に曰はく、我が恩徳の汝に與ふることなしと雖も、喜悅の心ありて、以て歌ひ且つ舞はむ、今田成氏の德にして、民歌舞し、民俗之れに歸せり、故に其れ田成氏かといひたるなりと、景公茫然として涕を出だして曰はく、亦悲しからざるや、寡人國を有てるを、田成氏之れを有たむとす、今之れを如何にせば宜しからむと、晏子對へて曰はく、君何ぞ患へたまはむ、若し田成氏の人氣を奪はむと欲したまはば、賢者を近づけて、不肖者を遠ざけ、恩惠を行ひて、足らざるを給(タ)したまはば、民將に君に歸せむとす、さらば十人の田氏ありと雖も、其れ君を如何にすべきと、

或曰、景公不知用勢、而師曠、晏子不知除患、夫獵者託車輿之安、用六馬之足、使王良、佐輿、則身不勞而易及、輕獸矣、今釋車輿之利、捐六馬之足、與王良之御、而下走逐獸、則雖樓季之足、無時及獸矣、託良馬固車、則威獲有餘、國者君之車也、勢者君之馬也、夫不處勢、以禁誅、擅愛之臣、而必德厚、以與天下、齊行以爭名、是皆不乘君之車、不因馬之利、舍車而下走者也、故曰、景公不知用勢之主也、而師曠、晏子不知除患之臣也、子夏曰、春秋之臣弑君子、弑父者、以十數矣、皆非一日之積也、有漸而至矣、凡姦者、行久而成績、積成而力多、力多而能殺、故明主蚤絕之、今田常之爲亂、有

漸見矣、而君不誅、晏子不使其君禁、侵陵之臣、而使其主行惠、故簡公受其禍、故子夏曰、善持勢者、蚤絕姦之萌、

【託車輿之安】…安ハ、利ニ作ルベシ、【王良】…趙盾子ノ御者ナリ、【威獲】…男ノ下女ヲ妻トセルヲ威トイヒ、女子ノ下男ヲ夫トセルヲ獲トイフ、奴婢ヲ罵ル方言ナリ、【爭名】…合墓類語ニハ、名ヲ民ニ作レリ、是ナリ、争、民ハ、上文ニ見ユ、  
或る人の曰はく、景公は、勢を用ゆることを知らずして、師曠と晏子とは、患を除くことを知らず、夫れ獲する者は、車輿の便利に託し、六頭立の馬の足を用ひ、古の名高き御者の王良をして、輿を佐けしめば、身は勞せずして、足の輕き獸に追ひ附き易からむ、然るに今車輿の便利を棄(ス)て、六頭立の馬の足と王良の御とを捐(ス)て、車を下りて、馳け走りて、獸を逐はば、古の善く走りたる樓季の足と雖も、時にち君の位は君の馬なり、夫れ勢に處て、以て搜に民を愛する臣を禁じし誅戮せずして、必ず己れの德を厚くして、以て天下に與(ク)ミシ、己の行を齊へて、以て民を争ふは、是れ皆君の車に乗らず、馬の便利に因らず、車を舍(ス)て、下り走る者なり、故に曰はく、景公は勢を用ゆることを知らざる主なり、而して師曠と晏子とは、患を除くことを知らざる臣なりと、孔子の弟子の子夏の曰はく、春秋の時代に、臣の君を試し、子の父を試せし者は、十人を行ふこと久しくして、積むことを成す、積むこと成りて力多し、力多しして能く殺す、故に明主は早く之れを絶てり、今田常の亂を爲せるは、漸々に積むことありて見れたるを、若し誅せず、晏子は其の君をして、上を使し、臣を禁せしめずして、其の主をして恩惠を行はしむ、故に簡公其の禍を受けたり、故に子夏の曰はく、善く勢を持する者は、早く姦邪の萌芽を絶つと、(景公與晏子遊於少海より此までを以て一節とす)

季孫相魯、子路爲郈令、魯以五月起衆爲長溝、當此之爲、子路以其私秩粟爲漿飯、要作溝者於五父之衢、而餐之、孔子聞之、使子貢往覆其飯、擊毀其器、曰、魯君有民、子奚爲乃餐之、子路怫然怒、攘肱而入、請曰、夫子疾由之爲仁義乎、所學於夫子者、仁義也、仁義者與天下共其所有、而同其利者也、今以由之秩粟、而餐民不



可何也孔子曰由之野也吾以女知之女徒未及也女故如是之不知禮也女之餐之爲愛之也夫禮天子愛天下諸侯愛境內大夫愛官職士愛其家過其所愛曰侵今魯君有民而子擅愛之是子侵也不亦誣乎言未卒而季孫使者至讓曰肥也起民而使之先生使弟子令徒役而餐之將奪肥之民邪孔子駕而去魯以孔子之賢而季孫非魯君也以人臣之資假人主之術蚤禁未形而子路不得行其私惠而害不得生況人主乎以景公之勢而禁田常之侵也則必無劫弑之患矣

【季孫】：季孫子孫。【子路】：孔子弟子。【肥】：魯之邑名。【當此之爲】：當此之爲也。【私秩】：私秩也。【魯】：魯國。【魯君】：魯國之君。【天子】：天子。【諸侯】：諸侯。【大夫】：大夫。【士】：士。【家】：家。【官職】：官職。【民】：民。【境內】：境內。【侵】：侵。【讓】：讓。【肥】：肥。【起民】：起民。【使】：使。【先生】：先生。【弟子】：弟子。【徒役】：徒役。【餐之】：餐之。【將奪肥之民】：將奪肥之民。【孔子】：孔子。【駕而去魯】：駕而去魯。【賢】：賢。【季孫非魯君】：季孫非魯君。【以人臣之資假人主之術】：以人臣之資假人主之術。【蚤禁未形】：蚤禁未形。【子路不得行其私惠而害不得生】：子路不得行其私惠而害不得生。【況人主乎】：況人主乎。【以景公之勢而禁田常之侵也】：以景公之勢而禁田常之侵也。【則必無劫弑之患矣】：則必無劫弑之患矣。

は其の家を愛す、其の愛する所に過ぐるを侵すと曰へり、今魯の君、民を有らたまへるを、子孫に之れを愛するは、是れ子孫に侵すなり、亦謙妄ならざらむやと、言未だ卒らざるに、季孫の使者至りて、主人の口上を述べて、孔子を責め告めて曰はく、肥(ソレガ)民を起して之れを使役せしむ、先生弟子をして徒役(ニシテ)に令して之れに餐はしめたるは、將に肥の民を奪はむとするか、孔子面目を失ひて、直ちに馬車を用意して、魯を立ち去れり、孔子の賢を以てして、季孫は魯の君にあらざるなり、人臣の資格を以て、人主の術を假り、早く弊害の未だ形(アラ)れざる中に禁じて、子路其の私惠を行ふことを得ずして、弊害生ずることを得ざりき、人臣の季孫すら、猶ほ孔子の賢を制することを得たる程なれば、況して人主の勢あるをや、景公の勢を以てして、田常の侵せることを禁せば、必ず劫され弑せらるゝ患なかりつらむ、

太公望東封於齊、齊東海上、有居士曰狂、喬華士、昆弟二人者、立議曰、吾不臣天子、不友諸侯、耕作而食之、掘井而飲之、吾無求於人也、無上之名、無君之祿、不事仕、而事力、太公望至於營丘、使吏執殺之、以爲首、誅周公且從、魯聞之、發急傳而問之曰、夫二子賢者也、今日饗國而殺賢者、何也、太公望曰、是昆弟二人立議曰、吾不臣天子、不友諸侯、耕作而食之、掘井而飲之、吾無求於人也、無上之名、無君之祿、不事仕、而事力、彼不臣天子者、是望不得而臣也、不友諸侯者、是望不得而使也、耕作而食之、掘井而飲之、無求於人者、是望不得以賞罰勸禁也、且無上名、雖知不爲望用、不仰君祿、雖賢不爲望功、不仕則不治、不任則不忠、且先王之所以使其臣民者、非爵祿則刑罰也、今四者不足以使之、則望當誰爲君



乎、不服兵革而顯、不親耕耨而名、又非所以教於國也。今有馬於此、如驥之狀者、天下之至良也。然而驅之不前、卻之不止、左之不左、右之不右、則臧獲雖賤、不託其足、臧獲之所願、託其足於驥者、以驥之可以追利避害也。今不為人用、臧獲雖賤、不託其足焉。己自謂以為世之賢士、而不為主用、行極賢而不用於君、此非明主之所臣也。亦驥之不可左右矣。是以誅之一曰、太公望東封於齊、海上有賢者狂喬、太公望聞之、往請焉。三卻馬於門、而狂喬不報見也。太公望誅之、當是時也、周公旦在魯、馳往止之、比至已誅之矣。周公旦曰、狂喬天下賢者也、夫子何為誅之。太公望曰、狂喬也、議不臣天子、不友諸侯、吾恐其亂法易教也。故以為首誅。今有馬於此、形容似驥也、然驅之不往、引之不前、雖臧獲不託、是以旋其軫也。

【居士】... 處士... 同... 【狂喬】... 淮南子ニハ、喬ヲ驥ニ作レリ、【華士】... 有子ノ注ニハ、士ヲ仕ニ作レリ、【昆弟】... 兄弟ナリ、【上之名】... 官爵ノ類タイフ、【管丘】... 齊ノ都ナリ、【首誅】... 誅罰ノ手初ナリ、【急傳】... 驛路ノ早馬ナリ、【要國】... 要ハ、享ト通ズ、受クルナリ、【無上名】... 上文ニ據ルニ、上ト名トノ間ニ之ノ字ヲ脱セリ、【雖知】... 知ハ、智ナリ、【當難爲君乎】... 難爲ハ、爲誰ノ副倒ナラム、【不服兵革】... 革ハ、甲冑ナリ、兵革ハ、兵役タイフ、【驥】... 千里ノ馬ナリ、【驛者】... 驛ハ、遠ト通ズ、【報見】... 答禮シテ面

會スルナリ、【驥不臣天子】... 潤色類函ニハ、驥ヲ驥ニ作レリ、是ナリ、【託是】... 一本ニハ、是ヲ足ニ作レリ、【旋其軫】... 軫ハ、車ノ後ノ横木ナリ、旋ハ、車ヲ回ストイハムガ如シ、  
 【太公望、車の方齊に封せられしとき、齊の東海の上(ホトリ)に居士ありて、狂喬、華士と曰へり、此の兄弟二人の者、驥を立て、曰はく、吾れは天子に臣ならず、諸侯に友ならず、自ら耕作して、其の作物を食ひ、自ら井を掘りて、其の水を飲む、吾れは人に求むることなきなり、上より與へられたる名なく、君より受けたる職なし、仕官することなき事とせずして、力作することなき事とすと、太公望齊の都の管丘に至り、役人をして、此の二人を執へて、之れを殺さしめて、以て領地に入りての誅罰の手初とせり、周公旦魯より之れを聞きて、驛路の早馬を發して、之れを問ひて曰はく、夫の二人は賢者なり、今日國を受けて、一國の領主となりて、其の領内の賢者を殺されたるは、何故ぞと、太公望の曰はく、是の兄弟二人驥を立て、曰はく、吾れは天子に臣ならず、諸侯に友ならず、自ら耕作して、其の作物を食ひ、自ら井を掘りて、其の水を飲む、吾れは人に求むることなきなり、上より與へられたる名なく、君より受けたる職なし、仕官することなき事とせずして、力作することなき事とすと、彼の天子に臣たざざる者は、是れ望(ソレガシ)を得て臣とせざるなり、諸侯に友たざざる者は、是れ望得て使はざるなり、自ら耕作して、其の作物を食ひ、自ら井を掘りて、其の水を飲み、人に求むることなき者は、是れ望を以て勤め、罰を以て禁ずることを得ざるなり、且つ上より受くる名なければ、智なりと雖も、望の用を爲さず、君の職を仰がざれば、賢なりと雖も、望の功を爲さず、仕官せざれば、事を治めず、官に任ぜざれば、君に忠ならず、且つ先王の其の臣民を使はる、所以は、爵祿にあらざれば、刑罰なり、然るに今爵祿刑罰の四つの者、之れを使ふに足らずして、使ふべき民なくば、望は當に離れの君となるべきか、兵革に服し、職役に就かずして、其の名顯れ、耕耨を親らし、農業を營まずして、其の名あるは、又國民を教ふる所以にあらざるなり、今此に馬ありて、一日に千里を走る驥の形状の如き者は、天下の至極の良馬なり、然れども之れを驅りて前まず、之れを卻けて止らず、之れを左せむとすれば左せず、之れを右せむとすれば右せず、心なき下男下女は、下賤なりと雖も、之れに其の足を託せざらむ、心なき下男下女の其の足を驥に託すること願ふ所の者は、驥の以て利を追ひ寄を避くべきを以てなり、今人の用とならずば、心なき下男下女は、下賤なりと雖も、之れに其の足を託せざらむ、己れ自ら謂ひて以て世の賢士なりとすれど、主の用を爲さず、操行極めて賢なれども、君に用ゐられざれば、此れ明主の臣とする所にあらずるなり、是れも亦驥の左右すべからざるに同じ、是を以て之れを誅せりと、一説に曰はく、太公望東の方齊に封せられしとき、海上に賢者の狂喬あり、太公望之れを聞きて、往きて見えむとを請ひ、三度まで乘馬を門前より卻け去りて、徒歩して之れを訪ひたれども、答禮して面會せざりければ、太公望之れを誅したり、是の時に當りて、周公旦は魯に在りしが、驥を往きて之れを止めむとせしに、齊に至れる頃には、已に之れを誅せしかば、周公旦の曰はく、狂喬は天下の賢者なり、夫子(ヘン)セン、何ぞ之れを誅することせられたるか、太公望の曰はく、狂喬は驥として天子に臣たらず、諸侯に友たらず、吾れ其の法を亂り教を易へむことを恐るなり、故に以て領地に入りての誅罰の手初とせり、今此に馬ありて、形容驥馬の驥に似たり、然れども之れを驅りて往かず、之れを引きて前まずば、心なき下男下女と雖も、是れに託して以て其の車を回さむと。

如耳說衛嗣公、衛嗣公說而太息、左右曰、公何為不相也、公曰、夫馬似鹿者、而題之千金、然而有百金之馬、而無一金之鹿者、馬為



人用而鹿不爲人用也今如耳萬乘之相也外有大國之意其心不在衛雖辯智亦不爲寡人用吾是以不相也

【知耳】：魏ノ大夫ナリ、【嗣公説】：説ハ、悦ト通ズ、【題ノ千金】：題ハ、品題（シナサダメ）スルナリ、即チ評價スルナリ、  
【嗣公】：魏ノ大夫ノ如耳、衛ノ嗣公に就きたるに、衛ノ嗣公悦びて太息せしかば、左右の臣の曰はく、君公には何とて彼れを宰相としたまはざる  
と、嗣公の曰はく、夫れ馬の鹿に似たる者は良馬なれば之れを千金に評價するなり、然れども百金の馬ありて、一金の鹿なきは、馬は人の用  
を爲せども、鹿は人の用を爲さざればなり、今如耳は、萬乘の大國の宰相たるべき器量ある者なり、外に在りて大國の政權を握らむとする意  
ありて、其の心弱小なる我が衛に在らざれば、辯口才智ありと雖も、亦寡人の用を爲さず、吾れ是を以て宰相とせざるなりと、

薛公之相魏昭侯也左右有孿子者曰陽胡潘其於王甚重而不爲薛公薛公患之於是乃召與之博予之人百金令之昆弟博俄又益之人二百金方博有閒謁者言客張季之子在門公怫然怒撫兵而授謁者曰殺之吾聞季子不爲文也立有閒時季羽在側曰不然竊聞季爲公甚顧其人陰未聞耳乃輟不殺客而大禮之曰曩者聞季之不爲文也故欲殺之今誠爲文也豈忘季哉告廩獻千石之粟告府獻五百金告駟私廩獻良馬固車二乘因令奄將宮人之美妾二十人并遺季也孿子因相謂曰爲公者必利不爲公者必害吾曹何愛不爲公因斯競勸而遂爲之薛公以人臣

之勢假人主之術也而害不得生況錯之人主乎

【薛公】：孟嘗君田文ナリ、【孿子】：一乳兩子ヲ生ムチ孿子トイフ、フタゴナリ、【於王甚重】：甚重ニ於王ノ側語ナリ、【今之昆弟博】：今ノ昆弟ノ博ナリ、  
【取次ノ者ナリ】：取次ノ者ナリ、【張季之子】：一、本ニハ、之ノ字ナシ、是ナリ、【駟】：御者ナリ、【私廩】：私ノ廩ナリ、  
ノ誤リテ本文トナレルナリ、【卷】：一、官官ナリ、【因斯】：一、本ニハ、斯チ私ニ作レリ、是ナリ、【錯ニ人主乎】：錯ハ、置クナリ、  
【薛公】：薛公ノ魏ノ昭侯に宰相たりしとき、己れの左右の臣の中に孿子（フタゴ）の者ありて、其の名を陽胡と曰ひ、潘其と曰へり、此の兄弟、甚だ  
國王に重んぜられて、薛公の爲めに忠勤せざりしかば、薛公之れを患へたり、是に於て、薛公乃ち召して、此の兄弟と博奕し、之れに一人毎に  
百金を與へて、兄弟をして博奕せしめたり、俄に又之れに一人毎に二百金を益し與へたり、斯くて盛んに博奕せしが、閒（シバラク）ありて、  
取次の者、客の張季子門に在りと言ひたり、薛公怫然として色を變じて怒り、ありあふ兵器を擡て過して、取次の者に授けて曰はく、其の  
者を殺せ、吾れ季子は文（ソレカシ）の爲めにせざる不忠者なりと聞けり、斯く言ひ付て、暫時其のまゝ立ちて居たり、時に季羽といへる  
者、側に在りて曰はく、然らず、臣が内々聞き及びたるには、季は主君の爲めにするに甚しきことなり、思ふに其の人陰密にして、他に漏  
さるが故に、未だ御耳に入らぬのみなりと、薛公乃ち殺すことを見合せて、客分として大に之れを禮して曰はく、曩者（サキニ）季の文の爲  
めにせざることを聞けり、故に之れを殺さむと欲したり、今誠（マコト）に文の爲めにせざることを明になりたれば、いかゞ季を忘るべきと、やがて度（コ  
メダラ）の役人に告げて、季に千石の粟を獻せしめ、府（カネケラ）の役人に告げて、五百金を獻せしめ、御者に告げて、良馬と堅固なる車二輛  
とを獻せしめ、尙ほそれに就きて、官官に命令して、宮人の美妾二十人を將（モツ）て、并せて季に遣らしめたり、孿子それに因りて、語り合  
ひて曰はく、主公の爲めにする者は必ず利あり、主公の爲めにせざる者は必ず害あり、吾が曹（トモカラ）何を愛（サシ）みて主公の爲めにせ  
ざらむと、それに因りて、私（ヒソカ）に競ひ勸みて、遂に薛公の爲めにせり、薛公は人臣の勢を以て人主の術を假りたるなり、而して害生ず  
ることを得ず、況して之れを人主の上に置きて其の勢を以て術を行ふに於てをや、

夫馴鳥斷其下頷焉斷其下頷則必恃人而食焉得不馴乎夫明主畜臣亦然今臣不得利君之祿不得無服上之名夫利君之祿服上之名焉得不服

【上之名】：官爵ノ類ナリ、【得不服】：一本ニハ、服ヲ報ニ作レリ、  
【馴鳥】：夫れ鳥を馴らすには、其の下頷（シタアゴ）を斷ち切るなり、其の下頷を斷ち切れば、必ず人を恃みて食ふ、已に自ら食ふこと能はざれば、  
何とて人に馴れざることを得べき、夫れ明主の臣を畜ふことも亦然り、今臣たる者は、君の祿を利とせざることを得ず、上の名に服せざるこ  
とを得ず、夫れ君の祿を利とし、上の名に服すれば、何とて君に服せざることを得べき、以上八條、經文の一の事例なり、須く其の經文と對  
照すべし、



〔傳二〕申子曰：上明見人備之，其不明見人惑之，其知見人飾之，其不知見人匿之，其無欲見人伺之，其有欲見人餌之，故曰：吾無從知之，惟無爲可以規之。一日申子曰：慎而言也，人且知女慎而行也，人且隨女而有知見也，人且匿女而無知見也，人且意女，女有知也，人且藏女，女無知也，人且行女，故曰：惟無爲可以規之。

〔其知見〕…知ハ、智ナリ、吾無從而知之…吾ハ、民ヲイフ、從ハ、附ケ込ムナリ、之ハ、君ヲ指ス、慎而言也、人且知女…而モ、女モ、汝ナリ、下文ノ而、女モ同ウ、意ハ、推量スルナリ、規之…規ハ、正スナリ、之ハ、民ヲ指ス、申子ノ曰ハク、上の明察外に見れば、人々之れに備へて油断せず、上の不明外に見れば、人々之れに乗じて、上を惑はす、上の智外に見れば、人々己れの行を飾りて、上に阿る、上の不智外に見れば、人々己れの情を匿して、上を愚にす、上の欲心なきこと外に見れば、人々之れを伺ひて、廉潔を毀ふ、上の欲心あること外に見れば、人々之れを餌(エバ)として、上の欲心を遊(ムカ)ふ、故に古語に、民をして吾れ附け込みて彼れの心を知る、ことなしと言はしめよ、惟だ無爲なれば、以て民を規正すべしと曰へり、一説に曰はく、申子の曰はく、汝の言を慎め、人且に其の言に因りて汝の心を知らむとす、汝の行を慎め、人且に其の行に因りて汝の後(シ)へに隠はむとす、汝の智あること外に見れば、人且に汝に對して己れの情を匿さむとす、汝の智なきこと外に見れば、人且に汝の心を推量せむとす、汝智あれば、人且に汝に對して己れの私意を藏(カケ)むとす、汝智なければ、人且に汝に對して己れの私意を行はむとす、故に古語に、惟だ無爲なれば、以て民を規正すべしと曰へり、

田子方問唐易鞠曰：弋者何慎？對曰：鳥以數百目視子，子以二目御之，子謹，周子廩，田子方曰：善，子加之，弋我加之國，鄭長者聞之，曰：田子方知欲爲廩，而未得所以爲廩，夫虛無無見者，廩也。一日齊宣王問：弋於唐，易子曰：弋者奚貴？唐易子曰：在於謹，廩王曰：何

謂謹？廩對曰：鳥以數十目視人，人以二目視鳥，奈何不謹？廩也。故曰：在於謹，廩也。王曰：然則爲天下，何以異此？廩今人主以二目視一國，一國以萬目視人主，將何以不自爲廩乎？聞之，鄭長者有言曰：夫虛靜無爲而無見也，其可以爲此廩乎？

〔御之〕…御ハ、逆(ムカ)フルナリ、〔鳥〕…孝舎ナリ、射ル者ノ身ヲ隱ス處ナリ、〔鄭長者〕…漢書ノ藝文志ニ鄭長者ノ一篇アリ、鄭ノ人ニテ、姓名傳ラズ、爲天下…爲ハ、治ムルナリ、〔聞之〕…一本ニハ、對曰ニ作レリ、田子方、唐易鞠に問ひて曰はく、弋者、即ち、いぐるみにて鳥を射る者は、何を慎むかと、對へて曰はく、吾れは弋者を戒めて、鳥は數百の目を以て子を観るに、子は二つの目を以て鳥を逆(ムカ)ふる、ことなれば、子謹みて子の廣(カケ)を周密にして、鳥に知られぬやうにせよと曰へり、田子方の曰はく、至極尤なり、子は其の戒を弋に加へしが、我れは其の戒を國に加へむと、鄭の長者之れを聞きて曰はく、田子方は、廩を指へむと欲することを知れども、未だ廩を指ふる所以を得ず、夫れ虚無にして見(アラ)ハスことなきは廩なりと、(廩に因りて身を隱すは、未だ其の始より無爲にして見す所なきに若し、すとの意なり)一説に曰はく、齊の宣王、弋の仕方を唐易子に問ひて曰はく、弋者は何を貴ぶかと、唐易子の曰はく、廩を指むに在りと、王の曰はく、何を、廩を指むと謂ふと、對へて曰はく、鳥は數十の目を以て人を視るに、人は二つの目を以て鳥を観るとなれば、いかに廩を指まざらむ、故に廩を指むに在りと曰へるなりと、王斯くと聞きて、慎に悟りて曰はく、然らば則ち天下を治むることも、何を以て此れに異ならむ、今人主は二つの目を以て一國を観るに、一國は萬の目を以て人主を観ることなれば、將た何を以て自ら廩を指へざらむ、吾れ之れを聞き及びたるに、鄭の長者の言へることあり、其の言に、夫れ虚靜無爲にして見すことなきは、其れ以て此の廩とすべきかと曰へり、

國羊重於鄭君，聞君之惡已也，侍飲，因先謂君曰：臣適不幸而有過，願君幸而告之，臣請變更，則臣免死罪矣。

〔國羊〕國羊といへる者、鄭君に重んぜられけるが、君の己れを惡めることを聞き、酒宴に侍りたるに因りて、先づ君に語りて曰はく、臣適く不幸にして過あらば、願はくは君幸にして之れを告げたまはむことを、臣請ふ其の過を變更したし、然らば臣は死罪を免るゝならむと、(鄭君國羊を惡める情を左右に漏したる故に、國羊君の己れを惡めることを知れるなり、此れ鄭君の言を謹まざるなり)

客有說韓宣王，宣王說而太息，左右引王之說之，以先告客，以爲



德

靖郭君之相齊也、王后死、未知所置、乃獻玉珥以知之、一日、薛公相齊、齊威王夫人死、中有十孺子、皆貴於王、薛公欲知王所欲立、而請置一人、以爲夫人、王聽之、則是說行於王、而重於置夫人也、王不聽、是說不行、而輕於置夫人也、欲先知王之所欲置、以勸王置之、於是爲十玉珥、而美其一、而獻之、王以賦十孺子、明日坐視美珥之所在、而勸王以爲夫人、

靖郭君の齊に宰相たりしとき、王后死去して、未だ其の跡に立つる所の夫人を知らざりければ、乃ち婦人の耳環を獻じて、以て王の意の在る所を知れり、一説に曰はく、薛公齊の宰相たりしとき、齊の威王の夫人死去せしが、宮中に十人の妾ありて、皆王に貴重せられたり、薛公未だ王の立てむと欲する所を知らず、而して其の一人を立て、以て夫人にせむと請はり、王之れを聽かば、是れ己れの說王に行はれて、立てたる夫人に重んぜられむ、王聽かずば、是れ己れの說王に行はれずして、立てたる夫人に輕んぜられむ、故に先づ王の立てむと欲する所を知りて、以て王に勸めて、之れを立てむと欲したり、是に於て、十箇の婦人の耳環を拵へて、其の一つを美しくして、之れを獻じたるに、王其の耳環を以て、十人の妾に配分せり、次の日に、薛公美しき耳環の在る所を默視して、其の女を王に勸めて、以て夫人とせり、

甘茂相秦、惠王、惠王愛公孫衍、與之間有所言、曰、寡人將相子、甘茂之吏道穴、聞之、以告甘茂、甘茂入見王、曰、王得賢相、臣敢再拜賀、王曰、寡人託國於子、安更得賢相對、曰、將相犀首、王曰、子安聞之、對曰、犀首告臣、王怒、犀首之泄、乃逐之、一日、犀首天下之善將也、梁王之臣也、秦王欲得之、與治天下、犀首曰、衍人臣也、不敢離主之國、居期年、犀首抵罪於梁王、逃而入秦、秦王甚善之、樗里疾、秦之將也、恐犀首之代之將也、鑿穴於王之所常隱語者、俄而王果與犀首計、曰、吾欲攻韓、奚如、犀首曰、秋可矣、王曰、吾欲以國累子、子必勿泄也、犀首反走、再拜曰、受命於是、樗里疾已道穴聽之矣、郎中皆曰、兵秋起、攻韓、犀首爲將、於是日也、郎中盡知之、於是日也、境內盡知之、王召樗里疾、曰、是何匈匈也、何道出、樗里疾曰、似犀首也、王曰、吾無與犀首言也、其犀首何哉、樗里疾曰、犀首也、羈旅、新抵罪、其心孤、是言自嫁於衆、王曰、然、使人召犀首、已逃入諸侯矣、

甘茂相秦、惠王、惠王愛公孫衍、與之間有所言、曰、寡人將相子、甘茂之吏道穴、聞之、以告甘茂、甘茂入見王、曰、王得賢相、臣敢再拜賀、王曰、寡人託國於子、安更得賢相對、曰、將相犀首、王曰、子安聞之、對曰、犀首告臣、王怒、犀首之泄、乃逐之、一日、犀首天下之善將也、梁王之臣也、秦王欲得之、與治天下、犀首曰、衍人臣也、不敢離主之國、居期年、犀首抵罪於梁王、逃而入秦、秦王甚善之、樗里疾、秦之將也、恐犀首之代之將也、鑿穴於王之所常隱語者、俄而王果與犀首計、曰、吾欲攻韓、奚如、犀首曰、秋可矣、王曰、吾欲以國累子、子必勿泄也、犀首反走、再拜曰、受命於是、樗里疾已道穴聽之矣、郎中皆曰、兵秋起、攻韓、犀首爲將、於是日也、郎中盡知之、於是日也、境內盡知之、王召樗里疾、曰、是何匈匈也、何道出、樗里疾曰、似犀首也、王曰、吾無與犀首言也、其犀首何哉、樗里疾曰、犀首也、羈旅、新抵罪、其心孤、是言自嫁於衆、王曰、然、使人召犀首、已逃入諸侯矣、

甘茂相秦、惠王、惠王愛公孫衍、與之間有所言、曰、寡人將相子、甘茂之吏道穴、聞之、以告甘茂、甘茂入見王、曰、王得賢相、臣敢再拜賀、王曰、寡人託國於子、安更得賢相對、曰、將相犀首、王曰、子安聞之、對曰、犀首告臣、王怒、犀首之泄、乃逐之、一日、犀首天下之善將也、梁王之臣也、秦王欲得之、與治天下、犀首曰、衍人臣也、不敢離主之國、居期年、犀首抵罪於梁王、逃而入秦、秦王甚善之、樗里疾、秦之將也、恐犀首之代之將也、鑿穴於王之所常隱語者、俄而王果與犀首計、曰、吾欲攻韓、奚如、犀首曰、秋可矣、王曰、吾欲以國累子、子必勿泄也、犀首反走、再拜曰、受命於是、樗里疾已道穴聽之矣、郎中皆曰、兵秋起、攻韓、犀首爲將、於是日也、郎中盡知之、於是日也、境內盡知之、王召樗里疾、曰、是何匈匈也、何道出、樗里疾曰、似犀首也、王曰、吾無與犀首言也、其犀首何哉、樗里疾曰、犀首也、羈旅、新抵罪、其心孤、是言自嫁於衆、王曰、然、使人召犀首、已逃入諸侯矣、











有免す、此れも亦國の社鼠なり、故に人臣權柄を執りて、禁制を擅にし、己れが爲めにする者は必ず利益し、己れが爲めにせざる者は必ず妨害すること、明に衆に示すは、此れも亦猛き飼狗となりて、有道の士を能み、左右又社鼠となりて、主の情を聞ふ、人主此の如きを覺らざれば、主何ぞ懲戒せらるることなきを得む、國何ぞ亡ぶることなきを得む、一説に曰はく、宋の酒を酷る者に莊氏といへる者ありて、其の酒常に美(ウマ)かりければ、或る人僕をして往きて莊氏の酒を酷はしめむとせしに、其の飼狗人を酷たれば、使に往きたる者敢て往かずして、乃ち他家の酒を酷へり、其の主人問ひて曰はく、何とて莊氏の酒を酷はさると、對へて曰はく、今日は莊氏の酒腐りて酸くなりたれば酷はざるなりと、故に曰はく、其の飼狗を殺さざれば、酒の味酸しと、一説に曰はく、齊の桓公、管仲に問ひて曰はく、國を治むるに何を患ふるかと、對へて曰はく、最も社鼠に苦む、夫れ社は、材木を樹て、之れを塗る、鼠それに因りて、自ら其の身を託するなり、之れを燻して追ひ出さむとすれば、木焚け、之れに水を灌ぎて追ひ出さむとすれば、塗りたる土壞る、此れ社鼠に苦む所以なりと、今人君の左右の臣、出でては勞の重きを爲して、以て利を民に收め、入りては比周して、君を誣害(アナド)り、己れの惡事を蔽ひ隠して、以て君を欺く、之れを誅せざれば、國法を亂り、之れを誅すれば、人主危し、君の餘光に據りて、餘儀なく之れを宥免す、此れも亦社鼠なり、故に人臣權柄を執りて、禁制を擅にし、己れが爲めにする者は必ず利益し、己れが爲めにせざる者は必ず妨害すること、明に衆に示すも、亦猛き飼狗なり、故に左右の臣社鼠となり、事を用ゆる者猛狗となれば、有道の士の衛行はれず、

堯欲傳天下於舜、繇諫曰、不祥哉、孰以天下而傳之於匹夫乎、堯不聽、舉兵而誅殺繇、於羽山之郊、共工又諫曰、孰以天下而傳之於匹夫乎、堯不聽、又舉兵而誅共工於幽州之都、於是天下莫敢言無傳天下於舜、仲尼聞之曰、堯之知舜之賢、非其難者也、夫至乎誅諫者、必傳之舜、乃其難也、一曰、不以其所疑敗其所察、則難也、

【註】：一、萬ノ父ナリ、【共工】：一、堯ノ時ノ諸侯ナリ、  
 堯天下を舜に傳へむと欲せしに、繇諫めて曰はく、不祥なるかな、孰れ天下を以て之れを匹夫に傳ふる者あらむと、堯聽かず、兵を擧げて、繇を羽山の郊に誅殺せしに、共工又諫めて曰はく、孰れ天下を以て之れを匹夫に傳ふる者あらむと、堯聽かず、又兵を擧げて、共工を幽州の都に誅殺せり、是に於て、天下に敢て天下を舜に傳ふるることなれと言ふ者なかりき、仲尼之れを聞きて曰はく、堯の舜の賢なることを知れるは、其の難き者にあらざるなり、夫れ誅むる者を誅して、必ず之れを舜に傳へたるに至りては、乃ち其の難き者なりと、一説に曰はく、

其の難、共工の疑ひて諫めたる所を以て、其の自ら察して賢なりとせる所の舜に天下を譲ること、夫れ失敗せざるは、難きことなりと、

荆莊王有茅門之法、曰、羣臣大夫諸公子入朝、馬蹄踐雷者、廷理斬其軻、戮其御、於是太子入朝、馬蹄踐雷、廷理斬其軻、戮其御、太子怒、入爲王泣、曰、必爲我誅戮廷理、王曰、法者所以敬宗廟、尊社稷、故能立法、從令、尊敬社稷者、社稷之臣也、焉可誅也、夫犯法廢令、不尊敬社稷者、是臣乘君而下尙、校也、臣乘君、則主失威、下尙校、則上位危、威失位危、社稷不守、吾將何以遺子孫、於是太子乃還走、避舍、露宿三日、北面再拜、請死罪、一曰、楚王急召太子、楚國之法、車不得至於荊門、天雨、廷中有潦、太子遂驅車至於荊門、廷理曰、車不得至於荊門、非法也、太子曰、王召急、不得須無潦、遂驅之、廷理舉笈而擊其馬、敗其駕、太子入爲王泣、曰、廷中多潦、驅車至荊門、廷理曰、非法也、舉笈擊臣馬、敗臣駕、王必誅之、王曰、前有老主而不踰、後有儲主而不屬、是真吾守法之臣也、乃益爵二級、而開後門、出太子、勿復過、



【茅門】：諸侯ノ内宮ノ門ナリ、下文ニハ、茅茅門ニ作レリ、【雷】：屋根ノアマダリヲ落シ去ル處、即チアマオチナリ、【廷理】：朝廷ノ執法官ナリ、【轡】：車ノ前ノ曲木、即チナカエナリ、【爲王泣泣】：爲ハ、謂ニ作ルベシ、是臣乗、君而下尙校也、：乘ハ、陸グナリ、尙ハ、上ニ同、尙校ハ、上ト争フナリ、【露宿】：野宿ナリ、【爰】：執ノ類ナリ、  
 【荆の莊王に、茅門の法とて、諸侯の内宮の門を出入する法則あり、其の法則に曰はく、羣臣大夫諸公子入朝して、馬蹄宮門の背（アマオチ）を踐む者は、朝廷の執法官、其の車の前の曲木を斷ち斬り、其の御者を誅戮すと、是に於て、太子入朝せし時、馬蹄宮門を踐みたれば、朝廷の執法官、其の車の前の曲木を斷ち斬り、其の御者を誅戮せしに、太子怒りて、宮中に入りて、其の事を王に語りて、泣きて曰はく、必ず我が爲めに朝廷の執法官を誅戮せられよと、王の曰はく、法は宗廟を敬ひ社稷を尊ぶ所以なり、故に能く法を立て令に從ひ、社稷を尊敬する者は、社稷の臣なり、何とて之れを誅すべき、夫れ法を犯し令を廢し、社稷を尊敬せざる者は、是れ臣君を陵ぎて、下上と争ふなり、臣君を陵ぎば、主威を失ふ、下上と争へば、上の位危し、威失ひ位危く、社稷守らざれば、吾れ將た何を以て子孫に遺さむと、是に於て、太子乃ち還り走りて、己れの會館を避けて、野宿すること三日にして、北面して臣位に就きて、再拜して死罪を請へり、一説に曰はく、楚王急に太子を召したり、楚國の法は、車前門に至ることを得ず、なりから天雨降りて、朝廷の通路の中に凍（ママリミ）ありければ、太子遂に車を驅りて、前門に至りしに、朝廷の執法官の曰はく、車前門に至ることを得ず、之れを犯すは、法にあらざるなりと、太子の曰はく、王の召さるゝこと火急なれば、雨やみて凍なきことを待つことを得ずと、遂に其の車を驅りたれば、朝廷の執法官、爰（ホコ）を擧げて、其の馬を擊ち、其の車駕を敗りたり、太子宮中に入りて、其の事を王に語りて、泣きて曰はく、朝廷の通路の中に凍多ければ、車を驅りて、前門に至りしに、朝廷の執法官の曰はく、法にあらざるなりと、爰を擧げて、臣が馬を擊ち、臣が車駕を敗れり、王必ず之れを誅せられよと、王の曰はく、前に老いたる君主あれども、之れを輕んじ侮りて、國法を論え枉げず、後に儲貳（ヨツギ）の君主あれども、之れに媚び諂ひて、其の身を屬託せず、是れ眞に吾が法を守る臣なりと、乃ち其の者に爵を益すこと二級にして、後門（ウラモン）を開きて、太子を出して、重れて過つことなからしめたり、

衛嗣君謂薄疑曰、子小寡人之國、以爲不足仕、則寡人力能仕子、請進爵、以子爲上卿、乃進田萬頃、薄子曰、疑之母親、疑以疑爲能、相萬乘、所不窺也、然疑家巫有蔡嫗者、疑母甚愛信之、屬之家事、焉疑智足以信言家事、疑母盡以聽疑也、然已與疑言者、亦必復決之於蔡嫗也、故論疑之智能、以疑爲能相萬乘、而不窺也、論其親、則子母之閒也、然猶不免議之於蔡嫗也、今疑之於人主也、非

子母之親也、而人主皆有蔡嫗、人主之蔡嫗、必其重人也、重人者能行私者也、夫行私者、繩之外也、而疑之所言、法之内也、繩之外與法之内、讎也、不相受也、一曰、衛君之晉、謂薄疑曰、吾欲與子皆行、薄疑曰、嫗也在中、請歸與嫗計之、衛君自請、薄嫗曰、疑君之臣也、君有意從之、甚善、衛君曰、吾以請之、嫗許我矣、薄疑歸言之、嫗也曰、衛君之愛疑、奚與嫗、嫗曰、不如吾愛子也、衛君之賢疑、奚與嫗也、曰、不如吾賢子也、嫗與疑計家事、已決矣、乃更請決之於卜者、蔡嫗、今衛君從疑而行、雖與疑決計、必與他、蔡嫗敗之、如是、則疑不得長爲臣矣、

【田萬頃】：一頃トス、爲能相萬乘、所不窺也、：一本ニハ、所ナ而ニ作レリ、是ナリ、爰ハ、輕キナリ、【信言家事】：信ノ字ハ、行ナリ、【繩之外】：繩モ、法ナリ、【吾欲與子皆行】：皆ハ、偕ト通ズ、【嫗也在中】：嫗ハ、老女ノ稱ナリ、母ナリ、中ハ、家ノ字ハ、行ナリ、【吾以請之】：以ハ、已ト通ズ、【奚與嫗】：奚ハ、何トイハムカ如シ、  
 【衛の嗣君、薄疑に語りて曰はく、子寡人の國を小なりとして、以て仕ふるに足らずとせば、寡人の力、能く子に仕へしめむ、請ふ爵を進め、子に以て上卿としたしと、乃ち田地萬頃を進めたるに、薄子の曰はく、疑（マタクシ）の母、疑を親みて、疑を以て能く萬乘の大國に宰相たるべき者なりとして、輕んぜざるなり、然れども疑の家の巫女（カンナギ）に蔡嫗といへる者あり、疑の母甚だ之れを愛信して、之れに家事を屬託せり、疑の智は、以て家事を言ふに足りたれば、疑の母盡く家事を以て疑に聽けり、然れども已に疑と言へる者までも、亦必ず重れて之れを蔡嫗に計りて決定せり、故に疑の母蔡嫗と疑の智能を論じ、疑を以て能く萬乘の大國に宰相たるべき者なりとして、輕んぜざるなり、其の親みを論ずれば、子と母との閒柄なり、然れども猶ほ之れを蔡嫗に評議すること免れざるなり、今疑の人主に於けるは、子と母との親みあるにはあらずなり、而して人主にも皆蔡嫗の如き相談役あり、人主の蔡嫗は、必ず其の重き人なり、重き人は能く私を行ふ者なり、夫れ



私を行ふ者は、疑(オキテ)の外なり、而して疑の言ふ所は、法の内なり、疑の外と法の内とは離散なれば、相受けずして、互に容るることなきなり、されば此の儀は御免を蒙りたしと、一説に曰はく、衛君、晉へ往きて、薄疑に語りて曰はく、吾れ子と偕に國へ行かむと欲すと、薄疑の曰はく、疑(オキタルハ)家に在り、請ふ歸りて、疑と之れを計りたしと、衛の君斯くと聞きて、自ら薄疑に請ひたるに、薄疑の曰はく、疑は君の臣なり、君之れを從へむ思召あるは甚だ善しと、衛君薄疑に語りて曰はく、吾れ已に之れを疑に請ひたるに、疑我れに許せりと、薄疑歸りて、之れを疑に言ひて曰はく、衛君の疑を受するは、疑(ハ、ウ)と何如と、疑の曰はく、吾が子を受するに如かざるなりと、薄疑の曰はく、衛君の疑を疑なりとするは、疑と何如と、疑の曰はく、吾が子を受するに如かざるなりと、薄疑の曰はく、疑平生疑と家事を計るに、已に決して、乃ち更に請ひて之れを卜者の蔡邕に決せられたり、今衛君疑を從へて行かむとして、疑と計を決すと雖も、必ず他の蔡邕と計りて之れを敗らむ、是の如くならば、疑は長く疑となることを得ざらむ、されば此の儀は斷るに如しと。

夫教歌者、使先呼而誦之、其聲反清徵者、乃教之、一曰、教歌者、先揆以法、疾呼中宮、徐呼中徵、疾不中宮、徐不中徵、不可謂教。

夫れ歌を教ふる者は、學ぶ者をして、先づ大聲に呼びて、其の音聲のありたけを盡さしめて、其の音聲宮、商、角、徵、羽の五音の中の清める數の音に合ふ者は、乃ち之れを教ふるなり、一説に曰はく、歌を教ふる者は、先づ揆(ハカ)るに法を以てす、疾く呼びて、五音の中の中聲の宮の音に中らしめ、徐に呼びて、徵の音に中らしむ、疾く呼びて宮の音に中らざれば、教を爲すべからずと、(國を治むることは、譬へば歌を教ふる法の如し、之れを聽りて前まず、之れを卻けて止らざるは、即ち是れ疾く呼びて宮に中らざらず、徐に呼びて徵に中らざる、律に合はざる聲なり、故に狂言、華士の如き者は、治を爲すべからざる士なり)

吳起、衛左氏中人也、使其妻織組、而幅狹於度、吳子使更之、其妻曰、諾、及成復度之、果不中度、吳子大怒、其妻對曰、吾始經之、而不可更也、吳子出之、其妻請其兄而索入、其兄曰、吳子爲法者也、其爲法也、且欲以與萬乘、致功必先踐之妻妾、然後行之、子毋幾索入矣、其妻之弟、又重於衛君、乃因以衛君之重、請吳子、吳子不聽。

遂去衛而入荆也、一日、吳起示其妻以組、曰、子爲我織組、令之如是、組已就而效之、其組異善、起曰、使子爲組、令之如是、而今異善何也、其妻曰、用財若一也、加務善之、吳起曰、非語也、使之衣歸、其父往、請之、吳起曰、起家無虛言。

吳起は、衛の左氏中の人なり、其の妻をして、組紐を織らしめたるに、其の幅狭れて言ひ付けたる寸法より狭かりければ、吳子無益なりとは思ひながら、之れを織り直せと命じたるに、其の妻の曰はく、委細承知せりと、成るに及びて、重れて之れを度(ハカ)りたるに、果して兼れたの寸法に中らざりければ、吳子大に怒りたるに、其の妻對へて曰はく、吾れ始め之れを織絲の數にて取り極めたれば、今更織り直されぬなりと、吳子斯くと聞きて、其の妻を逐ひ出したれば、其の妻其の兄に請ひて、再び吳子の家に入らむことを索(モト)めたるに、其の兄の曰はく、吳子は法を爲す者なり、其の法を爲すは、且つ以て萬乘の大國の爲めに功を致さむと欲して、必ず先づ之れを妻妾に踐み行ひて、然して後に、之れを萬乘の大國に行はむとするなり、子は其の法に背きたる者なれば、再び家に入らむことを索むることなれど、其の妻の弟、又衛君に重んぜられたれば、乃ち弟に頼みて、衛君の重き眼光を以て、吳子に強請したれど、吳子聽かずして、面倒なりと思ひけむ、遂に衛を去りて、荆へ入れり、一説に曰はく、吳子其の妻に示すに組紐を以てして曰はく、子我が爲めに組紐を織れ、其の組紐をして、是の見本の如くならしめよと、組紐已に出来上りて、之れを吳起に效(サシテ)したるに、其の組紐は、見本と違ひて、善美なりければ、吳起の曰はく、子をして組紐を拵へさせるとき、其の組紐をして、是の見本の如くならしめたるに、今出来上りたる品は、見本と違ひて善美なるは、何故ぞと、其の妻の曰はく、材料を用ゐることは同一なるが若くなれど、務めを加へ、手数を掛けて、之れを善美にしたるなりと、吳起の曰はく、そは吾が語り命じたることにあらずして、いらざることをしたるなりと、やがて其の妻をして、身支度をして、里方へ歸らしめられたれば、其の父往きて歸參せむことを請ひたるに、吳起の曰はく、起が家にては、人の言葉を虚しくすることなしと、斯く言ひて、遂に歸參を許さざりき。

晉文公問於狐偃曰、寡人甘肥周於堂、卮酒豆肉集於宮、壺酒不清、生肉不布、殺一牛、遍於國中、一歲之功、盡以衣士卒、其足以戰民乎、狐子曰、不足、文公曰、吾弛關市之征、而緩刑罰、其足以戰民、



乎、狐子曰、不足、文公曰、吾民之有喪資者、寡人親使、郎中視事、有罪者赦之、貧窮不足者與之、其足以戰民乎、狐子對曰、不足、此皆所以慎產也、而戰之者、殺之也、民之從公也、爲慎產、公因而迎殺之、失所以爲從公矣、曰、然則何如、足以戰民乎、狐子對曰、令無得不戰、公曰、無得不戰、奈何、狐子對曰、信賞必罰、其足以戰、公曰、刑罰之極、安至、對曰、不辟親貴、法行所愛、文公曰、善、明日令田於圃陸、期以日中爲期、後期者行軍法焉、於是公有所愛者、曰顛頡、後期吏請其罪、文公隕涕而憂、吏曰、請用事焉、遂斬顛頡之脊、以徇百姓、以明法之信也、而後百姓皆懼、曰、君於顛頡之貴重、如彼甚也、而君猶行法焉、況於我、則何有矣、文公見民之可戰也、於是遂興兵伐原、克之、伐衛、東其畝、取五鹿、攻陽、勝虢、伐曹、南圍鄭、反之、陣、罷宋圍、還與荊人戰、城濮、大敗荊人、返爲踐土之盟、遂城衛、雍之義、一舉而八有功、所以然者、無他、故異物、從狐偃之謀、假顛頡之脊也、

【生肉不布】：布ハ、希ニ作ルベシ、希ハ、鳴(カウ)クナリ、【一歲之功】：功ハ、女功ナリ、即チ女子ノ手仕事ナリ、【開市之征】：開所ニテ取ル旅人ノ稅ト市場ニテ取ル商人ノ稅トナリ、【慎産】：慎ハ、順ト通ズ、生産ノ道ニ違ハザルナリ、【不辟親貴】：辟ハ、避ト通ズ、【田於圃陸】：事ハ左傳ノ僖公ノ二十三年ニ見エタリ、【與兵伐原】：僖公ノ二十五年ニ、晉侯原ヲ圍ミ、原伯賈ヲ冀ニ遷ストアリ、【五鹿】：衛ノ地ナリ、【陽】：僖公ノ二十五年ニ、晉侯陽樊ニ次ストアリ、陽ハ、邑ノ名、樊ハ、仲山甫ノ居リシ所ナリ、【勝虢】：此ノ事未ダ聞カズ、【反之陣】：陣ハ、城上ノ女垣(ヒメガキ)ナリ、反ハ、覆スナリ、即チ取リ崩スナリ、【罷宋圍】：罷ハ、退クルナリ、【城衛雍之義】：城ハ、成ニ作ルベシ、義ハ、備ニ作ルベシ、衛雍ノ禮儀ヲ成セタルナリ、左傳ニ、甲午ニ、衛雍ニ至リ、王宮ヲ踐土ニ作ル、呂子春秋ニ、天子チ衛雍ニ尊テ、晉侯諸侯チ率キテ、天子ニ衛雍ニ朝ス、衛雍、踐土ハ、今ノ河陽ナリトアリ、【他故異物】：故モ、物モ、事ナリ、餘ノ義トイハムガ如シ、

【晉の文公、狐偃に問ひて曰はく、寡人は、甘(ウマ)キ酒、肥えたる肉は、堂上に周り行き渡りて、賓客に敬はしめ、庖(サカヅキ)の酒、豆(カヅキ)の肉は、宮中に集りて、衆の食ふに餘りあり、飲食する者多きが故に、酒も肉も早く盡きて、壺の酒は清むまで停めず、生の肉は鳴(カウ)クまで置かず、一頭の牛を殺せば、國中の人々に遍く食はしめ、一歳の女の手仕事は、盡くして士卒に衣する衣服を仕立てまするなり、此の如く民を愛すれば、其れ此の恩恵を以て、事ある時に、民を戦はしむるに足らむかと、狐子の曰はく、さばかりの事にては、民を戦はしむるに足らずと、文公の曰はく、吾れは國所にて取る旅人の税と、市場にて取る商人の税とを弛へて、刑罰を緩くせり、其れ此の恩恵を以て、事ある時に、民を戦はしむるに足らむかと、狐子の曰はく、さばかりの事にては、民を戦はしむるに足らずと、文公の曰はく、吾が民の喪にて資財を要することある者は、寡人親しく近臣の耶中をして、其の事を視察せしめて、罪ある者は之れを赦し、貧窮にして足らざる者は、之れに金錢物件を給與せり、其れ此の恩恵を以て、事ある時に、民を戦はしむるに足らむかと、狐子對へて曰はく、さばかりの事にては、民を戦はしむるに足らず、此れ皆生産の道に違はざる所以なり、而るに之れを戦はしむるは、即ち之れを殺すなり、民の君公に従ふは、君公の生産の道に違ひたまはざるが爲めなり、さるる君公それに因りて、民を迎へて、之れに殺したまはし、君公に従ふことを得ることならしめたまへと、文公の曰はく、然らば則ち如何にせば以て民を戦はしむるに足らむかと、狐子對へて曰はく、戦はざることを得ることならしめたまへと、文公の曰はく、戦はざることを得ることならしむるには、如何にすべきかと、狐子對へて曰はく、功ある者は倍に賞し、罪ある者は必ず罰せば、其れ此れを以て民を戦はしむるに足らむと、文公の曰はく、刑罰の極點は、いづこまで至り届くべきかと、狐子對へて曰はく、親戚貴人を避けずして、法は己れの愛する所の者にまで行はるゝを極點とすと、文公の曰はく、至極光なりと、翌日圃陸といへる地に田獵せしめて、期約するに日中正午を以て集合の期限とし、期限に後れて到着する者は、軍法を行ひて處分すること、定めたり、是に於て、公の愛する所の者あり、其の姓名を顧頡と曰へり、此の者期限に後れて到着せしむれば、役人其の罪を處分せむことを請へり、文公涕を隔(オト)して憂へたるに、役人の曰はく、請ふ事を用ひ刑を行ひたしと、遂に顧頡の脊を斬りて、以て百姓に觸れ示して、以て法の信實なることを明にせり、而して後に、百姓皆懼れて曰はく、君の顧頡を貴重せらるゝこと、彼れが如く甚し、而れども君猶ほ法を行ひたまへり、況して我れに於ては、何の行ひ難きことあらむ、若し罪あらば、立ちどころに罰せらるべしと、文公民の戰ふべきことを見たり、是に於て、遂に兵を興して、原を伐ちて、之れに勝ち、衛を伐ちて、其の畝(ウネ)を東西に改造せしめて、他日齊を伐たむ時の通路の便に供せしめ、衛の五鹿の地を取り、陽邑を攻め、彼に勝ち、曹を伐ち、南の方鄭を圍みて、其の城上の女垣(ヒメガキ)を取り崩し、宋の圍みを退け、還りて荊人と城濮に戦ひて、大に荊人を敗り、返りて踐土の盟約を爲し、遂に衛雍にて諸侯を率ゐて、天子に朝する禮儀を成せり、此の如く一たび事を擧げ行ひて、原を伐ち、衛を伐ち、陽を攻め、彼に勝ち、曹を伐ち、鄭を圍み、宋の圍みを退け、及び荊人と戦ひて云々したる八つの功あり、然る所以の者は、餘の義にあら



ず、狐偃の謀に従ひ、顔頰の脊を假りて、民に必ず罰することを示したればなり、

夫、痲疽之痛也、非刺骨髓、則煩心不可支也、非如是、不能使人以半寸砥石、彈之、今人主之於治亦然、非不知有苦、則安欲治其國、非如是、不能聽聖知而誅亂臣、亂臣者必重人、重人者必人主所甚親愛也、人主所甚親愛也者、是同堅白也、夫以布衣之資、欲以離人主之堅白所愛、是猶以解左髀說右髀者、是身必死而說不行者也、

【堅白】：痲疽ハ、癰チイフ、疽ハ、瘡瘡ナリ、【砥石】：砥石ハ、石針ナリ、【非不知有苦】：不ノ字ハ削ルベシ、【人主所甚親愛也者、是同堅白也】：重人ノ君ニ於ケルハ、親密ニシテ離間スベカラザルコト、痲疽ハ堅白ノ論ノ分解スベカラザルガゴトキナリ、公孫龍ノ堅白ノ論ニ曰ハク、堅白ト曰フコトハ三ツトシテ可ナラムカ、曰ハク、可ナラズト、二ツトシテ可ナラムカ、曰ハク、可ナリト、謂ヘラク目ニ石ヲ見レバ、但テ白キヲ見テ、其ノ堅キヲ知ラザレバ、之レヲ白ト謂フ、手石ニ觸ルレバ、其ノ堅キヲ知リテ、其ノ白キヲ見ザレバ、之レヲ堅ト謂フ、是レ堅ト白トハ終ニ合シテ一ト爲スベカラザルナリト、此ノ論ニテハ、堅キ石ト白キ石トハ別物ナリト聞ユレド、畢竟堅クシテ白キ石ト謂フ、之レヲ分解スルコトハナラズナリ、故ニ人主ト重人トノ密著シテ離レヌコトニ喻ヘタルナリ、【夫れ痲疽の痛むときは、石針を以て骨髓を刺すにあらざれば、其の心煩悶して、耐へ支へられざるなり、是の如く苦しきことあるにあらざれば、人をして半寸即ち五分の長さの石針を以て其の腫物を彈ハシ）カシむること能はざらむ、今人主の國を治むることに於けるも亦然り、身に痲疽の腫物の痛むるが如く、苦しきことあることを知らざれば、何とて其の國を治むること能はざらむ、是の如く苦しきことあるにあらざれば、重人智者の言を聽きて亂臣を誅すること能はざらむ、さりながら亂臣は必ず重人なり、重人は必ず人主の甚だ親愛する所なり、人主の甚だ親愛する所の者の密著して離れぬことは、是れ公孫龍の堅白の論の分解せられざるに同じ、夫れ布衣賤賤の資格を以て、人主の堅白の論の分解せられざるが如く愛する所を離さむと欲するは、是れ猶ほ左右の髀（ヒト）は相離るべからざる者なるを、左の髀を解き離せといふことを以て、右の髀に就き動むるがごとし、是れ言ふ者の身、人主に忌まれて、必ず死して、其の說行はれざる者なり、以上八條、經文の三の事例なり、須く其の經文と對照すべし、

外儲說右下

【一】賞罰共則、禁令不行、何以明之、以造父於期、子罕爲出、田恆爲圃池、故宋君簡公弑、患在王良造父之共車、田連成竅之共琴也、

【賞罰共則】：賞罰を專にせず、臣下と之れを共にすれば、禁令行はれず、何を以て之れを明かさし、之れを明すに造父と於期とを以てす、（造父は名高き御者なれど、突然に出でたる冢に驚きたる馬を、手綱と鞭とにて引き止むること能はず、王子於期も名高き御者なれど、池水を見て、飲まじとて、獲へそれたる馬を、用意の飼葉と水とにて引き止むること能はざるは、御者の威徳の家と池水とに、分れたるに由るといふこと）子罕は出處となり、田恆は圃池となりしが故に、宋君、簡公弑せられたり、（子罕の利刃を任じて、宋君を試せしは、突然に出でたる冢の御者の威光を奪ふが如く、田恆の私墓を行ひて、齊の簡公を試せしは、池水の御者の恩徳を奪ふが如しといふこと）其の患は、王良、造父の車を共にし、田連、成竅の琴を共にする（名高き御者の王良と造父とをして、一臺の馬車を共に御せしめ、琴の名人の田連と成竅とをして、一臺の琴を共に彈せしめば、馬は進まず、琴は曲を成さざらむ、君臣の賞罰を共にするも、亦此の如しといふこと）に在るなり、以上經文の一、君臣賞罰を共にすれば、禁令行はれざることを論ず、須く經文の一と對照すべし、

【二】治強生於法、弱亂生於阿、君明於此、則正賞罰而非不仁也、爵祿生於功、誅罰生於罪、臣明於此、則盡死力而非忠君也、君通於不仁、臣通於不忠、則可以王矣、昭襄知主情而不發五苑、田鮪知臣情、故教田章而公儀辭魚、

【阿】：曲ト訓ズ、法ヲ曲ケルナリ、【國の治りて強きは、法より生じ、國の弱くして亂るは、法を曲ぐるより生ず、若此の理に明なれば、賞罰を正しくしても、不仁にはあらずるなり、爵祿は功より生じ、誅罰は罪より生ず、臣此の理に明なれば、死力を盡しても、君に忠なるにはあらずるなり、君は不仁の理に通過して、賞罰を正しくし、臣は不忠の理に通過して、死力を盡さば、以て天下に王たるべし、昭襄は主の情を知りて、五苑を發せず、（秦の范雎、



五箇所の禁苑の蕪果を發して、饑乏たる人を救はむと欲せしに、昭襄王功なくして賞を受くるに同じとして、之れを差し止めたること。田師は臣の情を知りたる故に、田章に教へたり。田師其の子の田章に、國を富ますは、自ら富ますなり。君を利するは、自ら利するなりと教へたること。而して公儀は魚を辭せり。公儀子魯の宰相となりて、人民の贈れる魚を辭退して、魚を受ければ其の人の爲めに法を枉ぐべきことなしとも限らず。法を枉ぐれば、免職になるが故に、法を守りて、魚を受けざるに如かずと曰ひたること。以上經文の二、治強は法より生じ、刑亂は法を曲ぐるより生じ、爵祿は功より生じ、誅罰は罪より生ずること論ず、須く傳文の二と對照すべし。

〔三〕明主者鑒於外也、而外事不得不成、故蘇代非齊王、人主鑒於上也、而居者不適不顯、故潘壽言禹情、人主無所覺悟、方吾知之、故恐同衣於族、而況借於權乎、吳章知之、故說以佯、而況借於誠乎、趙王惡虎目、而壅明主之道、如周行人之卻衛侯也。

〔明主者〕：明ハ、人ニ作ルベシ、〔外事〕：事ハ、使ニ作ルベシ、外使ハ、外國ノ使臣ナリ、〔鑒於上〕：上ハ、下ノ誤ナラム、〔恐同衣於族〕：於ノ字ハ、衍ナラム、

〔蘇代〕：蘇代齊より燕に使者として、齊王の大臣を信用せざることを非難して、燕王をして、の宰相の子に政事を委任せしめたること。人主は下に鑒みて、臣民の言を信するなり、而れども家に居て仕へざる者は、貴人の意に適從せざれば、顯達せざるが故に、潘壽は萬の情を言ひたり。燕の隱者の潘壽、子に媚むと欲して、堯の天下を許由に譲りしことを褒め、禹の位を益に傳へながら、終に其の子の啓をして之れを取らしめし情實を言ひて、禹を誇りて、燕王をして子之を尊崇せしめたること。蘇代、潘壽の徒、此の如き姦說を爲せども、人主聞味にして、覺悟する所なし。方吾は人の信すべからざることを知りたる故に、衣族を同じくすることを恐れたり、而るを況むや。君の權を臣に信すや。方吾子の、古の禮に、道を行くには、同じ衣服を着たる者と車を同じくせず。家に居るには、同じ親族の者と家を共にせずと聞けり。況して人に君たる者は、其の權を臣に借すべからず、況して誠の愛憎を人に借すや。一たび借せば、取り返されぬなりと曰ひたること。趙王は虎の目を惡みて、壅がれたり。趙王虎の目を惡みて、其の目に似たる平陽君に壅蔽せられたること。明主の道は、周の行人の衛侯を御ける。周の行人、即ち接待役の者、衛君の名の天子の號に似たるを御けて、其の名を改めさせたる後に、受け付けたること。が如きなり。以上經文の三、外人及び臣民の言は信用すべからざること、人主は權を臣に借すべからざること、妄に人を愛憎すべからざること、上下の分を正さざるべからざることを論ず、須く傳文の三と對照すべし。

〔四〕人主者守法責成、以立功者也、聞有吏雖亂而有獨善之民、不聞有亂民而有獨治之吏、故明主治吏不治民、說在搖木之本、與引網之綱、故失火之嗇夫、不可不論也、救火者吏操壺走火、則一人之用也、操鞭使人、則役萬夫、故所遇術者、如造父之遇駕馬、牽馬推車、則不能進、代御執轡、持策、則馬咸驚矣、是以椎鍛平夷、榜檠矯直、不然、敗在淖齒、用齊戮閔王、李兌用趙餓主父也。

〔有吏雖亂〕：有亂吏ニ作ルベシ、〔遇術〕：遇ハ、當ト通ズ、託スルナリ、

人主は法を守りて、臣下の成績を責めて、以て功を立てる者なり、上の亂るは、下の亂るに因らざるが故に、上に亂吏ありて、下に獨り其の身を善くする民あると聞けども、下の亂るは、上の亂るに因るが故に、下に獨り其の官を治むる吏あることを聞かず。故に明主は、吏を治めて、民を治めず。其の說は、木の根本を揺ぐと、網の綱を引くと、木の根本を揺ぐせば、萬葉動く、網の大綱を引けば、萬目張るといふこと。此の二つは、官吏を正せば萬民治るといふことに喩ふに在り、故に失火の嗇夫も、論ぜざるべからざるなり。火を救ふに、吏を操りて火に走れば、一人の用なり、鞭を操りて人を使へば、萬夫を役す。失火の際の嗇夫即ち小役人も、功の多少を論ぜざるべからず、何とならば、火を救ふに、役人自ら水桶を提げて走れば、一人だけの働なれど、鞭を執りて人を使へば、多人數を使役せらるればなり。是を以て、明主は小事を自身にせずといふこと、但し、救火者より役萬夫に至るまでの二十二字は、注文の混入せるならむ。故に術に託する所は、遺父の馬を駕するに遇ひたるが如し、馬を牽き、車を推さば、進むこと能はざらむ、御に代りて、轡を執り、策を持ちたれば、馬威く驚へせたり。術に託して事を行ふとは、遺父の馬を駕する者に出會ひたる場合の如し、此の時、遺父馬を牽き、車を推さば、力を盡し、馬より驚矣に至るまでの十九字は、注の混入せるならむ。是を以て、椎鍛は平夷にして、榜檠は矯直す。椎鍛は、鐵鎚なり、榜檠は、弓を矯むる道具なり、椎鍛にて物を平夷にするは、刑罰に喩ふ、榜檠にて弓を矯め直すは、法律に喩ふ。然らざれば、其の失敗は、淖齒の齊に用ゐられて、閔王を戮し、李兌の趙に用ゐられて、主父を餓死せしめたる。齊の閔王、趙の主父は、椎鍛榜檠を用ゐること能はざりし故に、閔王は淖齒に戮せられ、主父は李兌に餓死せしめられたりといふこと。に在るなり。以上經文の四、人主は法を守りて成を責め、吏を治めて民を治めざることを論ず、須く傳文の四と對照すべし。

〔五〕因事之理、則不勞而成、故茲鄭之踞、轅而歌、以上高梁也、其患







を畏れしむればなり、王子於期、副馬を使ふ騎駕の役となりて、轡をも用ぬず、策をも用ぬずして、己れの欲する所を馬に擇びて、己れの思ふ通りに馬を使ひたるは、勢(マタカ)と水との利益を撞にすればなり、然れども馬個個の池を通り過ぎて、乗車の顛覆せしは、獨と水との利益の足らざるにはあらずるなり、其の恩徳の圓圓の池の水に分れて、池の水も亦馬を喜ばすればなり、王良、造父は、天下の善く御する者なり、然れども王良をして、左の轡の首を操りて、之れを叱咤せしめ、造父をして、右の轡の首を操りて、之れを鞭撻せしめば、馬十里の近道を行くこと能はざらむ、こは二人にて一馬を共に使ふが故なり、田連、成斂は、天下の善く琴を鼓(ヒ)く者なり、然れども田連琴の上を鼓き、成斂琴の下を接(ツ)がば、曲を成すこと能はざらむ、こは亦二人にて一琴を共に使ふが故なり、夫れ王良、造父の巧を以てして、轡を共にして御せば、馬を使ふこと能はずば、人主何とて能く其の臣と權を共にして、以て國を治むることすべし、田連、成斂の巧を以てして、琴を共にして鼓せば、曲を成すこと能はずば、人主又何とて能く其の臣と勢を共にして、以て功を成すことすべし、一既に曰はく、造父齊王の騎駕となりて、馬を馮せしめて、之れを服習せしむること成りたれば、圓圓の中に、車に附けて、乗り廻して、王をして見物せしめたるに、馮したる馬、圓圓の池を見て、車を離れ去りて、池の方へと走りたれば、乗車顛覆せり、王子於期、趙主の爲めに、馬を御して、ゆくての道を取りて、千里の外に競走せしに、其の始めて出發するとき、蹶溝中に伏したるを、王子於期心付かずして、轡と策とを齊へて、其の馬を進めたるに、蹶溝中より突然に出てたれば、馬驚きて、乗車顛覆せり、

司城子罕謂宋君曰、慶賞賜與、民之所喜也、君自行之、殺戮誅罰、民之所惡也、臣請當之、宋君曰、諾、於是出威令、誅大臣、君曰、問子罕也、於是大臣畏之、細民歸之、處期年、子罕殺宋君而奪政、故子罕爲出彘、以奪其君國、

【期年】…滿一箇年ナリ、  
 【司城子罕】宋君に語りて曰はく、慶賞賜與は、民の喜ぶ所なり、君自ら之れを行ひたまへ、殺戮誅罰は、民の惡む所なり、臣請ふ之れに當り任じたし、宋君の曰はく、委細承知せりと、是に於て、威嚴ある命令を出して、大臣を誅したり、人々不服を申し立てたるに、君の曰はく、其の事は、子罕に問へと、是に於て、大臣は子罕を畏れ懼り、細民は子罕に歸服せり、其の後滿一箇年立ちて、子罕宋君を殺して、政を奪ひたり、故に子罕は突然に出てたる彘の馬車を顛覆せしめたる如く、君の威光を分ち取りて、以て其の君と國とを奪ひたるなり、

簡公在上位、罰重而誅嚴、厚賦斂而殺戮、民田成恆、設慈愛、明寬厚、簡公以齊民爲渴馬、不以恩加民、而田成恆以仁厚爲圃池也、

一日、造父爲齊王駙駕、以渴服馬、百日而服成、服成請效駕齊王、王曰、效駕於圃中、造父驅車入圃、馬見圃池而走、造父不能禁、造父以渴服馬久矣、今馬見池、驛而走、雖造父不能治、今簡公之法、禁其衆久矣、而田成恆利之、是田成恆傾圃池而示渴民也、一日、王子於期爲宋君爲千里之逐、已駕察手吻文、且發矣、驅而前之、輪中繩引而卻之、馬掩跡、拊而發之、彘逸出於竇中、馬退而卻、策不能進前也、馬驛而走、轡不能止也、一日、司城子罕謂宋君曰、慶賞賜予者、民之所好也、君自行之、誅罰殺戮者、民之所惡也、臣請當之、於是戮細民而誅大臣、君曰、與子罕議之、居期年、民知殺生之命、制於子罕也、故一國歸焉、故子罕劫宋君而奪其政、法不能禁也、故曰、子罕爲出彘、而田成恆爲圃池也、今令王良造父共車、人操一邊轡、而入門閭、駕必敗、而道不至也、令田連成斂共琴、人撫一絃、而揮、則音必敗、曲不遂矣、

【圃】田成恆…一本ニハ、成ノ字ナシ、下同シ、【驛】…馬ノ突クナリ、【圃公之法】…法ノ上ニ以テ字アルベシ、【爲千里之逐】…三、馳速ニテ、競走スルコトナリ、【察手吻文】…轡ヲ執ル手ト馬ノ口ト呼吸ヲ察スルナリ、【策不能進前也】…一本ニハ、進ノ字ナシ、



〔齊の民を以て、湯したる馬の如くに扱ひて、恩を以て民に加へざりしに、田成は、仁厚を以て物を濟ふと、園圃の池の如くにせり、一説に曰はく、遺父齊王の驢馬となりて、湯せしむることを以て馬を服習せしむること百日にして、服習せしむること成りて、車に附けて乗り過さむことを齊王に請ひたるに、王の曰はく、園圃の中に車に附けて乗り過すべしと、遺父車を驅りて、園圃に入りたるに、馬園圃の池を見て走りたれば、遺父禁ずると能はざりき、遺父は湯せしむることを以て、馬を服習せしむること久しかりしかど、今馬池を見て、突きて走りたれば、遺父と雖も、治め難むること能はざりき、今園圃の法を以て其の衆を禁ずることは、遺父の馬を湯せしむるが如くにて、其の年數も久しかりしに、田成は、民に利益を興へて、之れを我が手に引き附けたり、是れ田成は、園圃の池を傾けて湯せる民に示したるなり、一説に曰はく、王子於期、宋君の爲めに千里の競争を爲し、馬を車に附けて、轡を執る手と馬の口との呼吸を察して、且に出發せむとして、馬を驅りて、之れを前むれば、車輪繩（スミナハ）に中れる如く眞直に廻轉し、引きて之れを御すれば、馬蹄前に踏みたる跡を掩ひて、進退一轡なり、乃ち指（ウ）ちて之れを出發せしめたるに、襄（イ）ク（ウ）の中より逸（ウ）け出でたれば、馬驚きて退卻して、突も前むること能はず、馬突きて走りて、轡も止むること能はざりき、一説に曰はく、司城子罕、宋君に請りて曰はく、慶賞賜予は、民の好む所なり、君自ら之れを行ひたまへ、誅罰殺戮は、民の惡む所なり、臣請ふ之れに當り任じたまはし、是に於て、細民を戮して、大臣を誅したり、人々不服を申し立てたるに、君の曰はく、其の事は、子罕と之れを論議せよと、其の後滿一箇年立ちて、民殺生の命の子罕に制せらるゝことを知りたる故に、一國之れに歸服せり、故に子罕は宋君を劫して、其の政を奪へども、法もて之れを禁ずること能はざりしなり、故に曰はく、子罕は突然に出でたる義となりて、田成は園圃の池となれりと、今王良、遺父をして、一つの車を共にせしめ、人毎に一邊の轡を操りて、門閭に入らしめば、乘車必ず覆覆して、行くべき道に到着せざらむ、田連、成殺をして、一つの琴を共にせしめ、人毎に一絃を操りて、揮はしめば、音必ず亂れ敗れて、曲遂げざらむ、以上三條、經文の一事例なり、須く其の經文と對照すべし。

〔傳二〕秦昭王有病、百姓里買牛而家爲王禱、公孫述出見之、入賀、王曰、百姓乃皆里買牛爲王禱、王使人問之、果有之、王曰、嘗之人二甲、夫非令而擅禱者、是愛寡人也、夫愛寡人、寡人亦且改法、而心與之相循者、是法不立、法不立、亂亡之道也、不如人罰二甲、而復與爲治、一日、秦襄王病、百姓爲之禱、病愈、殺牛塞禱、郎中閻遏

公孫衍出而見之、曰、非社臘之時也、奚自殺牛而祠社、怪而問之、百姓曰、人主病、爲之禱、今病愈、殺牛塞禱、閻遏公孫衍說見王、拜賀曰、過堯舜矣、王驚曰、何謂也、對曰、堯舜其民未至爲之禱也、今王病而民以牛禱、病愈、殺牛塞禱、故臣竊以王爲過堯舜也、王因使人問之、何里爲之、訾其里正與伍老屯二甲、閻遏公孫衍媿不敢言、居數月、王飲酒酣樂、閻遏公孫衍謂王曰、前時竊以王爲過堯舜、非直敢諛也、堯舜病、且其民未至爲之禱也、今王病而民以牛禱、病愈、殺牛塞禱、今乃訾其里正與伍老屯二甲、臣竊怪之、王曰、子何故不知於此、彼民之所以爲我用者、非以吾愛之爲我用者也、以吾勢之爲我用者也、吾釋勢與民相收、若是、吾適不愛、而民因不爲吾用也、故遂絕愛道也。

〔公孫述〕……逃ハ、暫ニ作ルベシ、街ト術ト相似ルヲ以テ誤リ、又音ヲ以テ誤リテ述トセルナリ、〔訾之〕……訾ハ、實ト過ズ、罰金ヲ以テ心與之相循者……之ハ、民ヲ指ス、循ハ、徇ニ同ク、徇ハ、殉ト過ズ、相殉ハ、私情ヲ以テ盡シ合フナリ、者ハ、則ノ字ト做シテ若クハ、案ニ報ユルコトナリ、〔公孫衍說〕……說ハ、悅ト過ズ、〔里正〕……村長ナリ、〔伍老〕……五人組ノ頭ナリ、〔屯二甲〕……屯ハ、頓ニ同ク、置クナリ、罰金ヲ以テ之レヲ遣ラシムルヲイフ、〔相收〕……人氣ヲ取り合フナリ、







於相雖嗜魚我能長自給魚此明夫恃人不如自恃也明於人之爲己者不如己之自爲也

【公孫儀】：經文ニハ、公儀ニ作リ、下文ニモ亦公儀子トアレバ、此ノ處宜シク公儀子ニ作ルベシ、公儀ハ、氏ナリ、列子ニ、公儀伯アリ、淮南子ノ遺應訓、史記ノ循吏傳ニハ、皆名ハ休トイヘリ、故ノ魯ノ博士ナリ、【其弟諱曰】：諱ハ、問ニ作ルベシ、問テ問ト誤リ、又音テ以テ諱ト誤レルナリ、【夫子】：先生トイハムカ如シ、【雖嗜魚我能長自給魚】：雖嗜魚ノ三字ハ衍ナラム、公儀子魯ノ宰相となりて、魚を嗜みければ、一國の人々盡く争ひて魚を買ひて、之れを獻じたるに、公儀子受けざりければ、其の弟問ひて曰はく、夫子魚を嗜みて、受けざるは、何故ぞと、對へて曰はく、夫れ唯だ魚を嗜むが故に、受けざるなり、夫れ既に魚を受けたらば、必ず魚を贈りたる人に頭を下ぐる氣色あらむ、魚を贈りたる人に頭を下ぐる氣色あらば、將に其の人の爲めに法を枉げて、依怙の沙汰を行はむとす、法を枉げて依怙の沙汰を行はむ、宰相を免ぜられむ、宰相を免ぜられたらば、魚を嗜むと雖も、此れ必ず人々我れに魚を致すこと能はずして、我れ又自ら魚を供給すること能はざらむ、即(モ)し魚を受くることなくして、宰相を免ぜられずば、魚を嗜むと雖も、我れ能く長く自ら魚を供給せむと、此れ夫の人の恃むは自ら恃むに如かざることを明にせるなり、人の己れの爲めにする者は、己れの自ら爲めにするに如かざることを明にせるなり、以上四條、經文の一の事例なり、須く其の經文と對照すべし、

傳三子之相燕貴而主斷蘇代爲齊使燕王問之曰齊王亦何如主也對曰必不霸矣燕王曰何也對曰昔桓公之霸也內事屬鮑叔外事屬管仲桓公被髮而御婦人日遊於市今齊王不信其大臣於是燕王因益大信子之子之聞之使人遺蘇代金百鎰而聽其所使之一日蘇代爲秦使燕見無益子之則必不得事而還貢賜又不出於是見燕王乃譽齊王燕王曰齊王何若是之賢也則將必王乎蘇代曰救亡不暇安得王哉燕王曰何也曰其任所愛

不均燕王曰其亡何也曰昔者齊桓公愛管仲置以爲仲父內事理焉外事斷焉舉國而歸之故一匡天下九合諸侯今齊任所愛不均是以知其亡也燕王曰今吾任子之天下未之聞也於是明日張朝而聽子之

【發疑】：散髮ニナリテ、冠ヲ著ケザルナリ、【百鎰】：二十兩ヲ鎰トイフ、【置以爲仲父】：置ハ、立ツルナリ、子之燕の宰相となりて、身分貴くして、國の政事を決斷することを主れり、なりから蘇代齊の爲めに燕に使したれば、燕王之れに問ひて曰はく、齊王も亦如何なる君主ぞと、蘇代對へて曰はく、必ず諸侯の旗頭とならざらむと、燕王の曰はく、そは何故ぞと、蘇代對へて曰はく、昔し齊の桓公の諸侯の旗頭となりし時は、内國の事は鮑叔に委屬し、外國の事は管仲に委屬し、桓公自身は政事に關涉せず、散髮になりて、冠を著けず、婦人を左右に侍御せしめて、日毎に市中に遊びたり、然るに今齊王は、之れに反して、其の大臣を信用せざれば、桓公の如き事業を成すこと覺束なしと、是に於て、燕王蘇代の言に因りて、益々大に子之を信用せり、子之之れを聞きて、謝禮の心にて、人をして蘇代に金百鎰を遣らしめて、蘇代之れを使ふに離(マカ)せて、其の支拂を問はざりき、一説に曰はく、蘇代燕の爲めに燕に使して、子之の身に利益することなれば、必ず事を辨ずることを得ずして空しく還り、燕より燕への買物も、己れへの買物も、又出てくることを見留めたり、是に於て、子之の爲めにせむとて、燕王に見えて、乃ち齊王を譽められたれば、燕王の曰はく、齊王は何とて是の若く賢明なるぞ、汝の言の如くならば、將に必ず天下に王たらむとするかと、蘇代の曰はく、否、齊王は賢明なれども、國の亡ぶることを敢ふに暇あらず、いかに王たることを得むと、燕王の曰はく、そは何故ぞと、蘇代の曰はく、其の愛する所に任ずること、己れの地位と均等ならざればなりと、燕王の曰はく、其の亡びむとは何故ぞと、蘇代の曰はく、昔者(マカシ)齊の桓公は、管仲を受して、之れを立て、以て仲父と爲して、父の如くに尊敬したれば、内國の事は、管仲の手にて處理せられ、外國の事は、管仲の手にて決斷せられ、一國殘らず管仲に歸服せり、故に桓公は、其の力に依りて、一たび天下を匡正し、九たび諸侯を會合せり、然るに今齊王は、之れに反して、愛する所の者に任ずること、己れの地位と均等ならず、是を以て、其の亡びむことを知れるなりと、燕王の曰はく、今吾れ子之に任じたれど、天下の人は未だ之れを聞かざるなりと、是に於て、明日朝會を張り設けて、内外の臣僚を出仕せしめて、自ら政事を子之に聽きて、己れの子之に任じたことを天下の人に知らしめたり、

潘壽謂燕王曰王不如以國讓子之人所以謂堯賢者以其讓天下於許由許由必不受也則是堯有讓許由之名而實不失天下



也、今王以國讓子之、子之必不受也、則是王有讓子之名、而與堯同行也、於是燕王因舉國而屬子之、子之大重、一日、潘壽隱者、燕使人聘之、潘壽見燕王曰、臣恐子之之如益也、王曰、何益乎、對曰、古者禹死、將傳天下於益、啓之人因相與攻益而立啓、今王信愛子之、將傳國子之、太子之人盡懷印璽、子之之人無一人在朝廷者、王不幸棄羣臣、則子之亦益也、王因收吏璽、自三百石已上、皆效之子之、子之大重、夫人主之所以鏡照者、諸侯之士徒也、今諸侯之士徒、皆私門之黨也、人主之所以自羽翼者、巖穴之士徒也、今巖穴之士徒、皆私門之舍人也、是何也、奪鬻之資在子之也、故吳章曰、人主不佯憎愛人、佯愛人、不得復憎也、佯憎人、不得復愛也、一日、燕王欲傳國於子之也、問之潘壽、對曰、禹愛益而任天下於益、已而以啓人為吏、及老而以啓為不足任、天下故傳天下於益、而勢重盡在啓也、已而啓與友黨攻益、而奪之天下、是禹名傳天下於益、而實令啓自取之也、此禹之不及堯舜明矣、今王欲

傳之子之、而吏無非太子之人者也、是名傳之、而實令太子自取之也、燕王乃收璽、自三百石以上、皆效之子之、遂重

【潘壽】……巖穴、史記コハ、鹿毛壽ニ作リ、春秋後傳ニハ、鹿毛壽ニ作レリ、使人聘之……聘ハ、遺物ヲ遣ハシテ、賚者ヲ招ケナリ、  
 【何益乎】……益ノ字、行ナリ、奪國之實……與奪ノ柄、ナリ、亦奪ヲナリ、  
 【潘壽】……潘壽王に聘りて曰はく、大王は國を以て子之に譲りたまふに如し、世の人を賢なりと謂へる所以は、其の天下を許由に譲り、許由の必ず受けざりしを以てなり、是れ堯は許由に譲る名義ありて、實は天下を失はざるなり、今大王國を以て子之に譲りたまはば、子之必ず受けざらむ、然らば、是れ大王は子之に譲りたまふ名義ありて、堯と行を同じくしたまはむと、是に於て、燕王それに因りて、國を舉げて子之に委屬せしむば、子之大に重くなれり、一説に曰はく、潘壽は、隱者なり、燕、人をして之れを招聘せしめたるは、潘壽王に見えて曰はく、臣は子之の益の如くならむことを恐るゝなりと、王の曰はく、そは何事ぞと、對へて曰はく、古者（ムカシ）禹死して、將に天下を其の臣の益に傳へむとするとき、禹の子の啓に附きたる人々、それに因りて、相與に益を攻めて、啓を立てき、今大王は、子之を信用愛せしめて、將に國を子之に傳へたまはむとす、然るに太子に附きたる人々、盡く官吏と授くる印璽を懐にしたれば、子之に附きたる人々、一人として朝廷に在る者なし、萬一大王不爭にして、羣臣を見棄て、たまひて、あの世へ行きたまはば、子之も亦益と同じき境遇になりつらむと、燕王それに因りて、官吏の印璽の縁高三百石より以上の分を取り上げて、皆之れを子之に渡して、其の任免を子之に任せたるは、子之大に重くなれり、夫れ人主の鏡として、自らその非を照らす所の者は、諸侯の間に從游する正義の士徒なり、然るに今諸侯の間に從游する士徒は、皆權臣重人の私門の與黨にして、人主の爲めを思ふ者あらざれば、（蘇代の徒をいふ）自ら其の非を照らすこと能はず、人主の自ら羽翼（ムカシ）とする所以の者は、山林巖穴の間に隱遁する正義の士徒なり、然るに今山林巖穴の間に隱遁する士徒は、皆權臣重人の私門の舍人（イヘノコ）にして、人主の爲めを思ふ者あらざれば、（潘壽の徒をいふ）自ら羽翼とする事能はず、是れ何故ぞといふに、與奪の權柄、燕王の手に在らずして、子之の手に在ればなり、故に吳章の曰はく、人主は佯りて（カリソメニモ）人を憎愛せず、佯りて人を愛すれば、重れて其の人を憎むことを得ざればなり、佯りて人を憎めば、重れて其の人を愛することを得ざればなりと、一説に曰はく、燕王國を子之に傳へむと欲して、之れを潘壽に問ひたるに、對へて曰はく、禹は益を愛して、天下を益に任せたり、已にして啓に附きたる人々を以て益の官吏とせり、斯くて禹の老衰するに及びて、啓を以て天下を任するに足らずとせり、故に天下を益に傳へたれど、勢の重きこと盡く啓に在り、已にして啓は友人與黨と與に益を攻めて、之れが天下を奪ひたり、是れ禹は名義は天下を益に傳へたれど、實は啓をして自ら天下を取らしめたるなり、此れ禹の堯、舜に及ばざること明けし、今大王國を子之に傳へむと欲したまへど、官吏は太子の手に附きたる人にあらざる者なきなり、是れ名義は子之に傳ふる事なれど、實は太子をして自ら國を取らしむるなりと、燕王乃ち官吏の印璽の縁高三百石より以上の分を取り上げて、皆之れを子之に渡したれば、子之益に重くなれり、

方吾子曰、吾聞之、古禮行不與同服者同車、不與同族者共家、而



況君人者、乃借其權、而外其勢乎、

【不、與、同族者、共家】…不ノ上ニ居ノ字ヲ脱セリ、  
【方音子の曰はく、吾れ之れを聞きたるに、古の禮法に、道を行くには、同じ衣服を着たる者と車を同じくせず、家に居るには、同じ親族の者と家と共にせずといふことありと、こは其の紛らはしきを氣遣ひてなり、而るを況むや人に君たる者は、乃ち其の權を臣下に借して、其の勢を外に移すべきことありと、】

吳章謂韓宣王曰、人主不可伴愛人、一日不可復憎、不可以伴憎人、一日不可復愛也、故伴憎伴愛之徵見、則諛者因資而毀譽之、雖有明主、不能復收、而況於以誠借人也、

【一日】…他日ナリ、【不可伴借人】…以ノ字ハ衍ナラム、【而況於以誠借人也】…也ハ、邪トシテ體ムヤシ、經文ニハ、而況借於誠乎ニ作レリ、  
【吳章韓の宣王に語りて曰はく、人主は伴りて（カカリソメニ）人を愛すべからず、伴りて人を愛すれば、他日重れて其の人を憎むべからざればなり、伴りて人を憎むべからず、伴りて人を憎めば、他日重れて其の人を愛すべからざればなり、故に伴りて憎み、伴りて愛する徵證見ゆれば、假ふ者それに因りて、其の愛情を資本として、其の愛情せらるゝ人を毀譽す、此の如くなれば、明主ありと雖も、重れて之れを取り返すこと能はず、而るを況むや誠の愛情を以て人に借し渡すをやと、】

趙王遊於圃中、左右以免與虎而輟、觀之盼然、環其眼、王曰、可惡哉、虎目也、左右曰、平陽君之目、可惡過此、見此未有、害也、見平陽君之目、如此者、則必死矣、其明日、平陽君聞之、使人殺言者、而王不誅也、

【趙王圃の中に遊びしとき、左右の臣、免を以て虎に與へむとして、與ふるを輟（ナ）めて、虎の様子を觀するに、盼然として目を動かして、其の眼を轉じて、怒れる狀を爲したれば、王の曰はく、惡むべきかな、虎の目よと、左右の曰はく、平陽君の目の惡むべきことは、此れに過ぎたり、何とならば、此の虎の目を見て、未だ害あらざればなり、平陽君の目の怒りて此の如くなるを見れば、必ず殺されて死するなりと、其の翌日、平陽君之れを聞きて、人をして其の言ひたる者を殺さしめたれど、王其の賊を誅すること能はざりき、】

衛君入朝於周、周行人問其號、對曰、諸侯辟彊、周行人卻之、曰、諸侯不得與天子同號、衛君乃自更曰、諸侯燬、而後內之、仲尼聞之、曰、遠哉、禁偏、虛名不以借人、況實事乎、

【衛君】…：衛公ノ弟ノ文公ナリ、名ハ燬トイフ、【行人】…：賓客ノ接待役ナリ、周禮ニ、大行人ハ、大賓ノ禮、及ビ大客ノ儀ヲ掌リテ、以テ諸侯ヲ觀ミ、小行人ハ、邦國ノ賓客ノ禮節ヲ掌リテ、以テ四方ノ使者ヲ待ツトアリ、【辟彊】…：疆土ヲ開闢スル義ナリ、天子ノ名號ナリ、【內之】…：內ハ、納ニ同ク、  
【衛君周に入朝せしとき、周の接待役、其の名號を問ひたるに、對へて曰はく、諸侯の辟彊と申す者なりと、周の接待役、之れを受け付けずして曰はく、諸侯は天子と名號を同じくすることを得ずと、（疆土を開闢するは、天子の名號なり）衛君乃ち自ら更めて曰はく、諸侯の燬と申す者なりと、而して後、接待役之れを受け納れたり、仲尼之れを聞きて曰はく、周の接待役は、遠き處あるとよ、何事も天子に偏（ヘ）マリ近づくことを禁ず、空虛なる名稱すら、以て人に借すべからず、況して實事をやと、以上六節、經文の三の事例なり、須く其の經文と對照すべし、】

傳四、搖木者、一一攝其葉、則勞而不徧、左右拊其本、而葉徧搖矣、臨淵而搖木、鳥驚而高、魚恐而下、善張網者、引其綱、若一一攝萬目、而後得、則是勞而難、引其綱、而魚已囊矣、故吏者、民之本綱者也、故聖人治吏、不治民、

【攝其葉】…：攝ハ、引キ持ツナリ、  
【木を搖かし、枯葉を落す者、一一其の葉を引き持てば、骨折りて細く落ちざれど、左右より其の根本を拊ち叩けば、其の葉徧く落つるなり、淵に臨みて木を搖かせば、鳥は驚きて高く飛び、魚は恐れて深く下る、此の段、上下に連ならぬやうなれど、斯く言ひて下文の魚綱を呼



び起したるならむ善く綱を張る者は、其の大綱を引く、若し一萬目を引き持ちて、而して後に、張ることを得むとせば、是れ骨折りて懸り  
離らむ、其の大綱を引けば、魚已に綱の裏に在り、故に官吏は民の根本大綱の如き者なり、故に聖人は、官吏を治めて、人民を治めず、(官吏  
を治むるは、大綱を引くが如く、人民を治むるは、萬目を張るが如し)

救火者、令吏挈壺甕而走火、則一人之用也、操鞭箠指麾而趣使  
人、則制萬夫、是以聖人不親細民、明主不躬小事、

【趣使人】：趣ハ、促ニ同シ、  
【火を救ふ者、役人をして、水を盛りたる壺や甕を挈けて、火に走らしむれば、一人の用(ハタラク)なれど、鞭箠(ムチ)を操りて指麾(サレ  
グ)して、人を促し使へば、萬夫を制取せらるゝなり、是を以て、聖人は細民を親まず、明主は小事を自身にせず、

造父方釋時、有子父乘車過者、馬驚而不行、其子下車牽馬、父子  
推車、請造父助我推車、造父因收器輟而寄載之、援其子之乘、乃  
始檢轡持筴、未之用也、而馬趨驚矣、使造父而不能御、雖盡力勞  
身助之推車、馬猶不肯行也、今使身佚且寄載有德於人者、有術  
而御之也、故國者君之車也、勢者君之馬也、無術以御之、身雖勞  
猶不免亂、有術以御之、身雖處佚樂之地、又致帝王之功也、

【父子推車】：子ノ字ハ、下ノ字ノ誤ナラム、或ハ云ハク、子ノ字ハ衍ナルニ似タリト、援其子之乘……子之ハ、子父ニ作ルベシ、其  
ノ父子ヲ引キテ車ニ乗ラスルナリ、【馬驚驚矣】：經文ニ據ルニ、轡ハ、成ニ作ルベシ、  
【造父田の草を取れる時に方りて、父子車に乘りて、其の前を通り過ぐる者ありけるが、其の馬物に驚きて行かざりければ、其の子は車を  
下りて、馬を牽き、父は下りて、車を推しながら、造父に我れを助けて車を推してよと請へり、造父それに因りて、農具の器具を片付け、仕事  
を暫(ナ)めて、其の車に寄載(アヒノリ)し、其の父子の手を引きて、車に乗らしめつ、乃ち始めて轡(ダツナ)を檢査し、筴(ムチ)を持ちたる  
ば、有りて、未だ之れを使用せざる中に、其の馬趨(ク)驚(ス)ハ)せて出でたり、若し造父をして御するに能はざらしめば、力を盡し身を勞し、之れ

を助けて車を推すと雖も、馬物は行くことを承知せざらむ、今造父をして、身を安佚にし、且つ寄載して、人に恩徳あらしめたるは、術ありて  
之れを御すればなり、故に國は君の車なり、勢は君の馬なり、之れを制する術なくして、以て之れを御すれば、身は勞すと雖も、猶ほ亂るゝこ  
とを免れず、之れを制する術ありて、以て之れを御すれば、身は佚樂の地に處ると雖も、又帝王の功を致すなり、

椎鍛者、所以平不夷也、榜槩者、所以矯不直也、聖人之爲法也、所  
以平不夷、矯不直也、淖齒之用齊也、擢閔王之筋、李兌之用趙也、  
餓殺主父、此二君者、皆不能用其椎鍛榜槩、故身死爲戮、而爲天  
下笑、一日、入齊、則獨聞淖齒、而不聞齊王、入趙、則獨聞李兌、而不  
聞趙王、故曰、入主者不操術、則威勢輕、而臣擅名、

【椎鍛】：…鐵錘ナリ、【榜槩】：…弓ヲ矯ムル道具ナリ、  
【椎鍛(カナツチ)】は、物の夷(タヒラカ)ならざるを平にする所以なり、榜槩(タメギ)は、弓の直(チカ)らざるを矯むる所以なり、聖人の法を爲  
すは、下の夷(チカ)らざるを平にし、直(チカ)らざるを矯むる所以なり、淖齒の齊に用ゐられたるときは、閔王の筋を擢(ヌキ)取りたり、李兌の趙に  
用ゐられたるときは、主父を餓死(ウツシ)して殺したり、此の二君は、皆其の椎鍛榜槩を用ゐること能はざるが故に、身死して戮せられて、天下  
の人に笑はれたり、一説に曰はく、齊に入れば、獨り淖齒の名を聞きて、齊王を聞かず、趙に入れば、獨り李兌の名を聞きて、趙王を聞かず、故  
に古語に曰はく、入主術を操らざれば、威勢輕くして、臣名を擅にす、

一日、田嬰相齊、人有說王者曰、終歲之計、王不一以數日之間、自  
聽之、則無以知吏之姦邪得失也、王曰、善、田嬰聞之、即遽請於王、  
而聽其計、王將聽之矣、田嬰令官具押券斗石參升之計、王自聽、  
計、計不勝聽罷、食後復坐、不復暮食矣、田嬰復謂曰、羣臣所終歲



日夜不敢偷怠之事也。王以一夕聽之，則羣臣有爲勸勉矣。王曰：諾。俄而王已睡矣。吏盡揄刀，削其押券，升石之計。王自聽之，亂乃始生。

【終之計】一年中ノ會計ナリ、【王不】一以數日之間、自聽之、一ノ字ハ衍ナリ、【押券】押字文券ナリ、【斗石券升】斗石券升、【參ハ】參ノ訛ヲム、數量ノ名ナリ、【既死ニ見エタリ】既死ニ見エタリ、【揄刀】引クナリ、  
【一説】一説に曰はく、田嬰齊の宰相たりしとき、人の王に説く者ありて曰はく、一年中の會計は、大王數日の間を以て自ら之れを聽きたまはずば、以て官吏の姦邪得失を知ることもなからむと、王の曰はく、至極尤なりと、田嬰説く者の言を聞きて、即ち適に王に請ひて、其の會計を聽かしめたり、王將に之れを聽かむとす、田嬰官吏をして押字文券、斗石券升の數量の計算を具備せしめられたれば、王自ら其の計算を聽きたれど、計算煩はしくして、聽くに勝へずして、中途にて罷めたり、中食の後、重れて坐して、之れを聽きて、重れて晚食せざりしに、田嬰重れて請ひて曰はく、一年中の會計は、軍臣の一年中、日夜放て時間を餘み怠らざる所の仕事なり、大王一夕を以て之れを聽きたまはば、軍臣勤み勉むることなすることあらむと、王の曰はく、委細承知せりと、俄にして王已に睡りたれば、官吏盡く小刀を引きて、其の押字文券升石の計算を削り直したり、此の如く自ら之れを聽きたれば、國亂乃ち始めて生じたり、此の條宜しく外儲說篇の左の上の魏昭王欲與官事の條の下に移すべし。

一日、武靈王使惠文王莅政，李兌爲相，武靈王不以身躬親殺生之柄，故劫於李兌。

【傳五】茲鄭子引輦上高梁而不能支，茲鄭踞轅而歌，前者止，後者趨，輦乃上，使茲鄭無術以致人，則身雖絕力至死，輦猶不上也。今身不至，勞苦而輦以上者，有術以致之故也。

趙簡主出稅者，吏請輕重，簡主曰：勿輕勿重，重則利入於上，若輕則利歸於民，吏無私利而正矣。薄疑謂趙簡主曰：君之國中飽，簡主欣然而喜曰：何如焉？對曰：府庫空虛於上，百姓貧餓於下，然而姦吏富矣。

趙簡主租税を取り立つる者を派出せしめたるとき、其の役人共、税金の輕重を問ひたるに、簡主の曰はく、輕くすることなかれ、重くすることなかれ、重からば利益上に入らむ、若し輕からば利益民に歸せむ、官吏利益を私に取り込むことなかば、收税の法正しからむと、其の後、薄疑趙簡主に請りて曰はく、君の國中飽き足れりと、其の意は、國の中流の者富めりといへることなるを、簡主は全國富めりと聽き取りて、欣然として喜びて曰はく、如何にして左様に富みたるかと、對へて曰はく、府庫上に空虛にして、百姓下に貧餓せり、然れども姦吏賂路を取り込みて富めりと、此れは簡主の自ら税額を定めずして、税吏に任せたるに因りて生じたる弊害なり。

齊桓公微服以巡民家，人有年老而自養者，桓公問其故，對曰：臣有子三人，家貧無以妻之，傭未及反，桓公歸以告管仲，管仲曰：畜積有腐棄之財，則人饑餓，宮中有怨女，則民無妻，桓公曰：善。乃論宮中有婦人而嫁之，下令於民曰：丈夫二十而室，婦人十五而嫁。一日，桓公微服而行於民間，有鹿門稷者，行年七十而無妻，桓公



問管仲曰有民老而無妻者乎管仲曰有鹿門稷者行年七十矣而無妻桓公曰何以令之有妻管仲曰臣聞之上有積財則民必匱乏於下宮中有怨女則有老而無妻者桓公曰善令於宮中女子未嘗御出嫁之乃令男子年二十而室女年十五而嫁則內無怨女外無曠夫

【論】(論)宮中有婦人... 中ノ下ニ所ノ字ヲ脱シ、有ノ下ニ怨ノ字ヲ脱セリ、【丈夫】... 一人前ノ男子トイフコト、【未嘗御】... 嘗ハ、當ニ作ルベシ、曲禮ニ、婦人不當御、注ニ、御トハ、接見スルコトナリトアリ、【內無怨女、外無曠夫】... 曠ハ、空シキナリ、曠夫ハ、空房ヲ守ル夫ナリ、内外ハ、男女ノ分際ヨリイフ、  
 【稷】齊の桓公、曠の服を着用して、以て忍びて人民の家々を見廻りたるに、人の年老いて自ら炊きて身を養へる者ありければ、桓公其の故を問ひたるに、對へて曰はく、臣三人の男子あれども、家貧しくして、以て之れに妻を迎へしむることなし、且つ其の子供は、人に備はれて、未だ返るに及ばざれば、自ら炊きて身を養へるなりと、桓公歸りて、其の事を以て管仲に告げたるに、管仲の曰はく、宮中の蓄積(タカハ)に腐れて棄つる餘財あれば、人民饑餓す、宮中に夫を持たれぬことを怨みか、こゝろ女あれば、人民に妻なしと、桓公の曰はく、至極尤なりと、乃ち宮中の夫を持たれぬ事を怨みか、こゝろある婦人を論議して、之れに暇を遣はして、下々に嫁せしめつ、命令を民に下して曰はく、丈夫は二十歳にして内室を迎ふべし、婦人は十五歳にして嫁せよと、一説に曰はく、桓公曠の服を着用して、忍びて民間を見廻りたるに、鹿門稷といへる者ありて、行年七十にして妻なかりければ、桓公管仲に問ひて曰はく、人民の老いて妻なき者ありやと、管仲の曰はく、鹿門稷には、上に積み蓄へたる餘財あれば、民必ず下に匱乏す、宮中に夫を持たれぬことを怨みか、こゝろ女あれば、老いて妻なき者ありとなりと、桓公の曰はく、至極尤なりと、乃ち宮中に命令して、女子の未だ待御に當らざる者は、出して之れを下々に嫁せしめつ、乃ち男子は年二十にして内室を迎ふべし、女子は年十五にして嫁せよと命令したれば、是れより、内には夫を持たれぬことを怨みか、こゝろ女なく、外には空房を守れる夫なきやうになりき、

延陵卓子乘蒼龍桃文之乘、鉤飾在前、錯鍍在後、馬欲進則鉤飾禁之、欲退則錯鍍貫之、馬因旁出、造父過而爲之泣涕曰、古之治

人亦然矣、夫賞所以勸之、而毀存焉、罰所以禁之、而譽加焉、民中立而不知所由、此亦聖人之所爲泣也、一日延陵卓子乘蒼龍與翟文之乘、前則有錯飾、後則有利鍍、進則引之、退則笄之、馬前不得進、後不得退、遂避而逸、因下抽刀而刎其腳、造父見之而泣、終日不食、因仰天而歎曰、笄所以進之也、錯飾在前、引所以退之也、利鍍在後、今人主以其清潔也進之、以其不適左右也退之、以其公正也譽之、以其不聽從也廢之、民懼中立而不知所由、此聖人之所爲泣也、

【蒼龍桃文之乘】... 馬ノ八尺以上ナルヲ龍トイフ、蒼龍ハ、青毛馬ナリ、桃文ハ、鹿毛馬ナリ、乘ハ、四頭立ナリ、【鉤飾在前、錯鍍在後】... 鉤ハ、鞍(ムナガイ)ナリ、飾ハ、飾ルル街(クツツ)ナリ、錯ハ、鍍(ムナチ)ト通ズ、鍍ハ、鞭ノ端ノ尖リタル鍍ナリ、皆前後ヨリ馬ヲ制スル者ナリ、【古之治人】... 古ハ、世ニ作ルベシ、【翟文】... 翟ハ、桃ト音通ズ、【前則有利鍍】... 錯ハ、鉤ニ作ルベシ、下ノ錯飾在前ノ錯モ亦然リ、【利鍍】... 利ハ、端ノ尖リテ銳利ナルナリ、  
 【延陵の卓子といへる者、蒼龍(アチゲ)桃文(カゲ)の駿馬を捕へたる四頭立の車に乗りて、鉤飾(ムナガイ、クツツ)前に在り、錯鍍(トカリタルムナチ)後に在り、馬進まむと欲すれば、鉤飾之れを引き止めて、進むことを得ず、退かむと欲すれば、錯鍍之れを刺し貫きて、退くことを得ず、馬それに因りて、旁に出て、わきへそれたり、名高き御者の造父、其の側を通り過ぎて、其の馬の爲めに泣涕して曰はく、世の人を治むることも亦然り、夫れ實は之れを勸むる所以なれども、賞せらるる者に誹毀存在し、罰は之れを禁ずる所以なれども、罰せらるる者に稱譽加る、此の如く賞罰當らざれば、民中間に立ちて、由る所を知ることをなしと、此の造父の言も、亦聖人の民の爲めに泣き悲む所なり、一説に曰はく、延陵の卓子、蒼龍と稱文との駿馬を捕へたる四頭立の車に乗り、前には鉤飾あり、後には利鍍あり、馬進めば、之れを引き止め、退けば、之れを刺(ムナチ)つ、馬前へは進むことを得ず、後へは退くことを得ず、遂に前後を避けて、横へ逸(ソ)れたるに因りて、卓子車を下り、刀を抽(ム)きて、其の脚を刎(ハネキ)りたり、造父之れを見て泣きて、終日食はず、それに就きて、天を仰ぎて歎息して曰はく、策(ムナチ)つは馬を進むる所以なるに、鉤飾前に在りて、之れを進ましめず、引くは之れを退くる所以なるに、利鍍後に在りて、之れを退かしめず、今人主は、其



の士の清廉潔白なるを以て、之れを避むれども、其の人、左右の近臣の意に適はざるを以て、之れを退け、其の士の公平正直なるを以て、之れを譽むれども、其の人、上に聽従せざるを以て、之れを廢す、此の如く進退當らざれば、民懼れて中間に立ちて、由る所を知るることなしと、此の遺父の言は、亂人の民の爲めに泣き悲む所なり、以上四條、經文の五の事例なり、須く其の經文と對照すべし、

難一

此の篇は、前人の行事を説きて、己れと合はざる者を詰難せる者なり、皆或る人を假りて、己れの意を發す、要は刑名に歸するに在り、

晉文公將與楚人戰、召舅犯、問之曰、吾將與楚人戰、彼衆我寡、爲之奈何、舅犯對曰、臣聞之、繁禮君子不厭、忠信戰陣之間不厭、詐僞君其詐之而已矣、文公辭舅犯、因召雍季、而問之曰、我將與楚人戰、彼衆我寡、爲之奈何、雍季對曰、焚林而田、偷取多獸、後必無獸、以詐遇民、偷取一時、後必無復、文公曰、善、辭雍季、以舅犯之謀、與楚人戰、以敗之、歸而行爵、先雍季、而後舅犯、羣臣曰、城濮之事、舅犯謀也、夫用其言而後其身可乎、文公曰、此非君所知也、夫舅犯之言、一時之權也、雍季之言、萬世之利也、仲尼聞之曰、文公之霸也宜哉、既知一時之權、又知萬世之利、

【舅犯】…文公ノ舅ノ孤偃、字ハ子犯ナリ、【偷取多獸】…偷ハ、苟且ナリ、イナシクモト調ズ、【無復】…再ビ取ルコトナキナリ、取ルコトナキハ、取ルコト能ハザル意ナリ、【此非君所知也】…君ハ、若ニ作ルベシ、若ハ、汝ナリ、

晉の文公將に楚人と戦はむとするとき、舅犯を召して、之れに問ひて曰はく、吾れ將に楚人と戦はむとす、彼れは衆く、我れは寡し、如何にせば宜しからむと、舅犯對へて曰はく、臣の聞き及びたるに、繁禮の禮には、君子忠信を厭はずして、之れを行ふ、戰陣の間には、君子詐を厭はずして、之れを行ふとなり、君其れ敵を詐り欺きたまふべきのみにして、他に方法はあらぬなりと、文公舅犯を辭して退出せしめつ、引き續きて、雍季を召して、之れに問ひて曰はく、我れ將に楚人と戦はむとす、彼れは衆く、我れは寡し、如何にせば宜しからむと、雍季對へて曰はく、林を焚きて田獵して、假初に多くの獸を取らば、後に必ず獸なからむ、詐を以て人民を待過し、假初に一時に取らば、後に必ず再び取ることなからむと、文公の曰はく、至極尤なりと、雍季を辭して退出せしめたり、文公は斯く兩人の説を聽きて、さて舅犯の謀を以て、楚人と戦ひて、敵を詐り欺きて、以て之れを敗り、國へ歸りて、功を論じ爵を授くる儀式を行ふに、雍季を先にして、舅犯を後にせしかば、羣臣の曰はく、楚人と城濮の地に戦ひて勝ちたる事は、舅犯の謀なり、夫れ其の言を用ゐて、其の身を後にせば、宜しからむと、文公の曰はく、此れ汝の知る所にはあらざるなり、夫れ舅犯の言は、一時の權宜なり、雍季の言は、萬世の利益なりと、仲尼之れを聞きて曰はく、文公の霸業を成しは尤なることと、既に一時の權宜を知り、又萬世の利益を知れりと、以上、晉の文公の舅犯の謀を用ゐて、楚人を敗り、歸りて功を賞するに、雍季を先にせしを、孔子の稱讚せしことを擧ぐ、

或曰、雍季之對不當、文公之問、凡對問者、有因、因小大緩急而對也、所問高大、而對以卑狹、則明主弗受也、今文公問以少遇衆、而對曰、後必無復、此非所以應也、且文公不知一時之權、又不知萬世之利、戰而勝、則國安而身定、兵彊而威立、雖有後復、莫大於此、萬世之利、奚患不至、戰而不勝、則國亡兵弱、身死名息、拔拂今日之死、不及安暇待萬世之利、萬世之利、在今日之勝、今日之勝、在詐於敵、詐敵萬世之利而已、故曰、雍季之對不當、文公之問、且文公又不知舅犯之言、舅犯所謂不厭詐僞者、不謂詐其民、謂詐其







吾楯之堅莫能陷也、又譽其矛曰、吾矛之利於物無不陷也、或曰、以子之矛陷子之楯、何如、其人弗能應也、夫不可陷之楯與無不陷之矛不可同世而立、今堯舜之不可兩譽、矛楯之說也、且舜救敗、期年已一過、三年已三過、舜壽有盡、天下過無已者、以有盡逐無已、所止者寡矣、賞罰使天下必行之、令曰、中程者賞、弗中程者誅、令朝至暮變、暮至朝變、十日而海內畢矣、奚待期年、舜猶不以此說堯、令從己、乃躬親、不亦無術乎、且夫以身爲苦而後化民、堯舜之所難也、處勢而令下者、庸主之所易也、將治天下、釋庸主之所易、道堯舜之所難、未可與爲政也、

【莫能陷也】：「陷ハ、百ニ同ク、洞徹スルナリ、【舜猶不以此說堯令從己】：一本ニハ、猶ナ獨ニ作レリ、從ハ、由ルナリ、此ノ法術ニ由ルナリ、【以身爲苦而後化民】：一本ニハ、民ノ下ニ者ノ字アリ、道ニ堯舜之所難】：一本ニハ、由ルナリ、或る人儒者に問ひて曰はく、此の時に方して、堯は何方に在りたるかと、其の人の曰はく、堯は天子たりと、或る人の曰はく、然らば仲尼の堯を聖なりとせるは奈何、聖人の明察にして上位に在るは、將に天下をして姦邪なることなからしめむとするなり、今耕作する者も漁業する者も争はず、陶器を造る者も粗悪なる品を造らざるは、舜又何の徳ありて之れを化するを要せむ、舜の風俗の敗れたるを救ひしは、是れ堯に過失ありたればなり、舜を賢なりとせば、堯の明察を去らむ、堯を聖なりとせば、舜の徳化を去らむ、必ず孰れか一方を去るべくして、兩方共に全きことを得べからざるなり、楚人に楯と矛とを賣ぐ者あり、楯を賣らむとする時は、其の矛を譽めて曰はく、吾が楯の堅固なることとは、如何なる物も能く陷らざることなきなりと、又矛を賣らむとする時は、其の矛を譽めて曰はく、吾が矛の鋭利なることとは、如何なる物も陷らざることなきなりと、或る人の之れを聞きて曰はく、然らば子の楯を陷さば何如と、其の賣ぐ人、言葉詰りて、應ふるも能はざりき、夫れ陷るべからざる楯と、陷らざるることなき矛とは、世を同じくして並び立つべからず、今堯、舜の兩方共に譽むべからずして、一

方を譽むれば、一方を毀(サト)まざることを得ざることは、矛と楯との説の如きなり、且つ舜は風俗の敗れたるを救ひ、一箇年にして一つの過失を已め、三箇年にして三つの過失を已めしむ、堯の壽命は盡くることありて、天下の過失は已むことなき者なり、盡くることある壽命を以て、已むことなき過失を逐ひ拂はむとせば、止む所の者寡からむ、賞罰は、天下をして必ず之れを行はしむる者なり、例へば命令して曰はく、法の程式に中る者は賞し、法の程式に中らざる者は誅せむと、命令朝に民間に至らば、其の日の暮に命令通りに變じ、命令暮に民間に至らば、其の次の朝に命令通りに變じ、十日を出て、海内畢く變せむ、何ぞ滿一年の長時日を待たむ、(此れ徳を以て化するは、法に如かず、勢を以て法を行ふは易く、徳を以て法を行ふは難きことなり、)舜は楯は此れを以て堯に説きて、此の法術に由らしめず、己れ乃ち自身に徳を以て化したるは、亦術なきにあらざるや、且つ夫れ身を以て苦しきことを爲して、而して後に民を化するは、堯、舜の難しとする所なり、勢に處て下に令するは、凡庸の主の易しとする所なり、仲尼の徒は將に天下國家を治めむとしながら、凡庸の主の易しとする所を棄て、堯、舜の難しとする所に由らむとす、未だ其の人と與に政を爲すべからざるなりと、以上、韓非の耕稼陶漁の事を難じて、舜を賢なりとすれば、堯の明察を要せず、堯を聖なりとすれば、舜の徳化を要せず、堯と舜とを兩つながら譽むべからざることは、矛と楯とを賣る者の説に同じ、しのみならず道徳を以て人を化するは、法術を以て民を治むるに如かずと斷ず、

管仲有病、桓公往問之、曰、仲父病、不幸卒於大命、將奚以告寡人、管仲曰、微君言、臣故將謁之、願君去、豎刁、除、易牙、遠衛、公子開方、易牙爲君主味、君惟人肉未嘗、易牙烝其首子而進之、夫人情莫不愛其子、今弗愛其子、安能愛君、君妬而好內、豎刁自宮以治內、人情莫不愛其身、身且不愛、安能愛君、開方事君十五年、齊衛之閒、不容數日、行棄其母、久官不歸、其母不愛、安能愛君、臣聞之、矜僞、不長、蓋虛不久、願君去此三子者也、管子卒死、而桓公弗行、及桓公死、蟲出、戶不葬、



【大命】…死生ハ天命ノ大ナル者ナルガ故ニ、大命トイフ。【君言】…微ハ、無キナリ。【謂之】…謂ハ、白スナリ。告ケルナリ。【蒸ニ其首子】…蒸ハ、蒸ニ同ク、首子ハ、長子ナリ。【君師而好内】…二柄篇ニハ、師ノ下ニ外ノ字アリ。【久官】…一本ニハ、官ヲ宜ニ作レリ、其首子トイフ。【務ニ作ルメシ、務メテ詐僞ヲ行フナリ】

【管仲の病ありしとき、齊の桓公往きて之れに問ひて曰はく、仲父病めり、不幸にして大命を卒（チハ）りて、此の世を去らむ場合には、將に何を以て寡人に告げむとはすと、管仲の曰はく、君の御言葉なしとも、臣は故（モト）より將に之れを白さむとす、其の事柄はといふに、願はくは君賢才を去り、易牙を除き、衛の公子の開方を遠ざけたまはむことを、何とならば、易牙は御膳番となりて、君の爲めに食味を調進することを主れり、君はあらゆる珍味を召し上りたれど、惟だ人の肉のみは未だ嘗（チ）なめたまはざりければ、易牙其の長子を蒸し殺して、之れを進めたりき、夫れ人情は、其の子を愛せざるはなし、さるを今其の子をすらすら愛せざれば、何として能く君を愛せむ、君は近臣の女子に關係することとを師（ニク）みて、内寵を好みたまへば、豎刁は自ら宮刑を施して、女子に關係せざること明にして、以て内廷（オクムキ）の事を治めたり、人情は其の身を愛せざるとなし、さるを身をすらすら愛せざれば、何として能く君を愛せむ、開方は君に事ふるに十五年、齊と衛との間は、數日の行程を容れざる程に接近せり、故郷に住める其の母を棄て、久しく仕宦して歸らず、其の母をすらすら愛せざれば、何として能く君を愛せむ、臣の聞き及びたるに、務めて詐僞を行へば長持せず、虚妄を盡（オホ）ひ置せば久しく續かずとなり、此の三子は、皆詐僞虚妄なる行をせる者なれば、遠からず其の本體を顯すべし、願はくは君此の三子の者を去りたまはむとすと、管子は斯く言ひ曉して、卒に死去せしが、桓公は其の遺言を實行せざりしは、桓公の死するに及びて、内亂起りて、遠處の桓公の戶外に這ひ出づるまで、葬られざりき、此の事已に二柄、十過の兩篇に見えたり。以上管仲の臨終に、齊の桓公の問に對して、豎刁、易牙、開方の三小人を去れと告げたることを擧ぐ、

或曰管仲所以見告桓公者、非有度者之言也、所以去豎刁易牙者、以不愛其身、適君之欲也、曰不愛其身、安能愛君、然則臣有盡死力、以爲其主者、管仲將弗用也、曰不愛其死力、安能愛君、是欲君去忠臣也、且以不愛其身、度其不愛其君、是將以管仲之不能死、公子糾、度其不死、桓公也、是管仲亦在所去之域矣、明主之道、不然、設民所欲、以求其功、故爲爵祿以勸之、設民所惡、以禁其姦、故爲刑罰、以威之、慶賞信而刑罰必、故君舉功於臣、而姦不用於

上、雖有豎刁、其柰君何、且臣盡死力、以與君市、君垂爵祿、以與臣市、君臣之際、非父子之親也、計數之所出也、君有道、則臣盡力、而姦不生、無道、則臣上塞主明、而下成私、管仲非明此度數於桓公也、使去豎刁、一豎刁又至、非絕姦之道也、且桓公所以身死、蟲流出戶、不葬者、是臣重也、臣重之實、擅主也、有擅主之臣、則君令不下究、臣情不上通、一人之力、能隔君臣之閒、使善敗不聞、禍福不通、故有不葬之患也、明主之道、一人不兼官、一官不兼事、卑賤不待尊貴、而進大臣不因左右、而見百官、修通羣臣、輻輳有賞者、君見其功、有罰者、君知其罪、見知不悖、於前賞罰不蔽於後、安有不葬之患、管仲非明此言於桓公也、使去三子、故曰管仲無度矣、

【不愛其死力】…死力ハ、身ニ作ルメシ、【與君市】…市ハ、交易スルナリ、【君令不悖】…究ハ、到ルナリ、即チ行キ届クナリ、【善敗】…善惡ナリ、【輻輳】…輻ハ、聚ルナリ、輳ハ、車輻（クルマノヤ）ノ數（コシキ）ニ聚ルガ如キナリ、或る人の曰はく、管仲の桓公に見えて告げたる所以は、法度ある者の言にあらざるなり、何とならば、豎刁、易牙を去る所以は、其の身を愛せず、君の欲に通へたるを以てなり、其の言に曰はく、其の身をすらすら愛せざれば、何として能く君を愛せむと、然れば臣の死力を盡して、以て其の主の爲めにする者あらば、管仲將に其の者を用ゐざらむとするなり、其の身をすらすら愛せざれば、何として能く君を愛せむと曰へるは、是れ君の忠臣を去らむことを欲するなり、且つ其の身を愛せざるを以て、其の者の其の君を愛せざること付度するは、是れ將に管仲自身の公子の糾の爲めに死すること能はざりしとを以て、其の身の桓公の爲めに死せざること付度せむとするなり、是れ管仲も亦三子と共に去らるゝ所の區域の中に在るなり、明主の道は然らず、民の欲する所を駁けて、以て其の功を求むるが故に、爵祿を擯へて、以て之れを勸む、



民の惡む所を設けて、以て其の姦を禁するが故に、刑罰を措へて、以て之れを威(カド)す、慶賞信實にして、刑罰必ず加るが故に、君功ある者を臣下より擧げ用ひて、姦人上に用ゐられず、此の如くならば、賢才ありと雖も、其れ君を如何様にすべき、且つ臣は死力を盡して、以て君の爵祿と交易し、君は爵祿を垂れ示して、以て臣の死力と交易する者にして、君臣の際(アヒダ)は、父子の親みあるにあらず、君は臣の力を計り數へ、臣は君の縁を計り數ふる、損益利害の出づる所なり、されば君に君たる道あれば、臣力を盡して、姦生せず、君に君たる道なければ、臣、上は人主の聰明を蔽ひ塞ぎて、下は一己の私利を成すなり、管仲は此の度數を桓公に明言するにあらず、たとひ賢才を去らしむと、一人の賢才又至らむ、姦を絶つ道にあらざるなり、且つ桓公の身死して、遺骸の蛆蟲室の戶外に流れ出づるまで葬られざりし所以は、是れ臣重ければなり、臣の重き事實は、主を擧げ取扱ふことなり、主を擧げ取り扱ふ臣あれば、君の命令下に行き届かず、羣臣の情上に通ぜず、一人の力にて能く君臣の間を隔て、善惡聞えず、禍福通ぜざらしむ、故に葬られざる患ありしなり、明主の道は、一人にて二官を兼ねしめず、一官にて二事を兼ねしめず、卑賤の者尊貴の人の引立を待ちて進まず、大臣左右の近臣の手に因りて君に見えず、百官修り通じ、羣臣各々其の職を得て、制を君に仰ぐこと、車輻の輻に聚るが如し、賞ある者は君其の功を見、罰ある者は君其の罪を知る、功を見罪を知ること前に悖戻せず、賞すべきは賞し、罰すべきは罰して、賞罰後に蔽塞せざれば、何として葬られざる患あらむ、管仲は此の言を桓公に明言するにあらずして、三子を去らしめむとす、故に管仲は法度なしと曰ふなりと、以上、韓非管仲の對を難じて、君臣の關係は父子の親みあるにあらずれば、臣下の忠と不忠とは、君の賞罰如何に在り、管仲之れを告げずして、徒に小人を去ることを以てせしは、法度を知らぬ者なりと斷ず、

襄子圍於晉陽中、出圍、賞有功者五人、高赫爲賞首、張孟談曰、晉陽之事、赫無大功、今爲賞首、何也、襄子曰、晉陽之事、寡人國危、社稷殆矣、吾羣臣無不有驕侮之意者、惟赫子不失君臣之禮、是以先之、仲尼聞之曰、善賞哉、襄子賞一人、而天下爲人臣者、莫敢失禮矣、

【賞首】：首ハ、初筆ナリ、【寡人國危】：國ノ字ハ衍ナラム、  
 【張孟談】：趙襄子晉陽の城中に圍まれたり、(此の事十過篇に出でたり)圍みを出づるに及びて、籠城中に功ありし者五人を賞せしが、高赫といへる者賞せらる、初筆なり、張孟談の曰はく、晉陽の事に就きては、高赫は大功なきに、今賞せらる、初筆となれるは、何故ぞと、襄子の曰はく、さればなり、晉陽の事は、寡人危く、社稷殆かりしかば、吾が羣臣寡人に驕り寡人を侮る意あらざる者なりしが、惟だ赫子ののみは、君臣の禮を失はざりき、是を以て、之れを先にせりと、仲尼之れを聞きて曰はく、善く賞せしかな、襄子一人を賞して、天下の人臣たる者、敢て君に對する禮を失ふことなしと、以上、趙襄子の晉陽の籠城中に、高赫の君臣の禮を失はざりしを嘉して、圍みを出したる後に、先づ之れを賞せし

を孔子の稱讚せしことを擧ぐ、

或曰、仲尼不知善賞矣、夫善賞罰者、百官不敢侵職、羣臣不敢失禮、上設其法、而下無姦詐之心、如此則可謂善賞罰矣、使襄子於晉陽也、令不行、禁不止、是襄子無國、晉陽無君也、尙誰與守哉、今襄子於晉陽也、知氏灌之、穴竈生龜、而民無反心、是君臣親也、襄子有君臣親之澤、操令行禁止之法、而猶有驕侮之臣、是襄子失罰也、爲人臣者、乘事而有功、則賞、今赫僅不驕侮、而襄子賞之、是失賞也、明主賞不加於無功、罰不加於無罪、今襄子不誅驕侮之臣、而賞無功之赫、安在襄子之善賞也、故曰、仲尼不知善賞、

【穴竈生龜】：穴ハ、沈ニ作ルベシ、龜ハ、蛙ニ同シ、【乘事】：乘ハ、因ルナリ、或ハ云ハク、乘ニ作ルベシト、  
 【或曰】：或る人の曰はく、仲尼は善く賞することを知らず、夫れ賞罰を善くする者は、百官敢て他人の職務を侵さず、羣臣敢て君に對する禮を失はず、上其の法を設けて、下姦詐の心なし、此の如きは、賞罰を善くすと謂ふべし、襄子をして晉陽に於て令する、ことは行はれず禁すること、は止まざらしめば、是れ襄子には國なく、晉陽には君なきなり、尙ほ誰れと與に其の城を守らむ、今襄子の晉陽に於けるは、知氏其の城に水を灌ぎて、沈みたる處に蛙を生じたる程に困難なりしと、城中の民反心かりしは、是れ君臣相親めばなり、襄子は君子相親む恩澤あり、令すれば行はれ禁すれば止む法を操り持ちながら、猶ほ君に驕り上を侮る臣あるは、是れ襄子罰を失へばなり、人臣たる者は、事に因りて功あれば賞す、然るに今赫は僅に君に驕り上を侮らざるばかりにて、襄子之れを賞せしは、是れ賞する道を失へるなり、明主は賞を功なき者に加へず、罰を罪なき者に加へず、今襄子は驕り侮る臣を誅せずして、功なき赫を賞せり、何とて襄子の善く賞する在らむ、故に仲尼は善く賞することを知らずと曰ふなりと、以上、韓非趙襄子の賞罰の道を失ひしを孔子の稱讚せしを難じて、孔子は善く賞することを知らずと斷ず、

晉平公與羣臣飲、飲酣、乃喟然歎曰、莫樂爲人君、惟其言而莫之



違師曠侍坐於前，援琴撞之。公披衽而避，琴壞於壁。公曰：「大師誰撞？」師曠曰：「今者有小人言於側者，故撞之。」公曰：「寡人也。」師曠曰：「啞，是非君人者之言也。」左右請除之。公曰：「釋之，以為寡人戒。」

【飲罷】：酒ヲ程ヨク飲ムナリ。【師曠】：晉ノ樂師ノ名ハ曠トイヘル者ナリ。【啞】：歎息スル聲ナリ。【左右請除之】：除ハ、塗ト通ズ。師曠ノ敗リタル壁ヲ塗ラムコトヲ請フナリ。  
【晉の平公、寡臣と酒を飲みて、程よく飲みたる頃、乃ち喟然として歎息して曰はく、人君たるより樂しきはなし、惟だ其の言ふがまゝにして、之れに違ふ者なしと、乃ち師曠前に侍坐せしが、ありあふ琴を援（ひ）き寄せて、平公を撞きたれば、公身を披（ヒラ）き衽けて、之れを撞けりと、其の琴壁を破りたり、公の曰はく、大師誰れを撞けると、師曠の曰はく、今者（イマ）小人の臣の側に言ふ者ありしが故に、之れを撞けりと、公の曰はく、そは寡人なりと、師曠の曰はく、あゝ、是れ人に君たる者の言にあらざるなりと、左右の人々、師曠の敗りたる壁を塗らむことを請ひたるに、公の曰はく、之れを棄て置け、其の敗りたる壁を以て寡人の戒とせむと、以上、晉の平公酒を飲みて、人君たるより樂しきはなし、何事も君の言葉に違ふ者なしと曰ひたるに、師曠もて平公を撞きて、人に君たる者の言にあらざることを舉ぐ。

或曰：平公失君道，師曠失臣禮，夫非其行而誅其身，君之於臣也，非其行則陳其言，善諫不聽，則遠其身者，臣之於君也。今師曠非平公之行，不陳人臣之諫，而行人主之誅，舉琴而親其體，是逆上下之位，而失人臣之禮也。夫為人臣者，君有過則諫，諫不聽，則輕爵祿以待之，此人臣之禮義也。今師曠非平公之過，舉琴而親其體，雖嚴父不加於子，而師曠行之於君，此大逆之術也。臣行大逆，平公喜而聽之，是失君道也。故平公之迹不可行也，使人主過於

聽而不悟，其失師曠之行，亦不可行也。使姦臣襲極諫而飾弑君之道，不可謂兩明。此謂兩過，故曰：平公失君道，師曠亦失臣禮矣。

【觀】：觀ハ、犯ストイハムガ如シ、之レニ接近スルナリ。【逆上下之位】：逆ハ、顛倒スルナリ。【大逆之術也】：術ハ、行ノ誤ナラム。【極諫】：極ハ、因ルナリ。  
其の行を非とすれば、其の言を陳べ、善く諫めて諷かれざれば、其の身を遠ざくるは、臣の君に於けることなり。然るに今師曠は、平公の行を非として、人臣の諫を陳べずして、人主のすべき誅を行ひ、琴を擧げて、其の身體を犯し、是れ上下の位を顛倒して、人臣の禮を失ひたるなり。夫れ人臣たる者は、君過あれば諫め、諫めて聽かれざれば、爵祿を輕んじ、其の身を遠ざけて、以て君の悟るを待つ、此れ人臣の禮義なり。然るに今師曠は、平公の過言を非として、琴を擧げて、其の身體を犯し、嚴父と雖も子に加へざる暴行を、師曠は之れを君に行へり、此れ大逆無道の行なり。臣として大逆無道を行ひたるに、平公は喜びて之れを聽けり、是れ君たる道な失へるなり。故に平公の行迹は、行ふべからざることなり。何とならば、後世の人主をして、聽くことを過ちて、其の失を悟らざらしむればなり。師曠の行も、亦行ふべからざるなり。何とならば、後世の姦臣をして極諫するに因りて、君を試する道飾らしむればなり。されば平公も師曠も、兩つながら賢明なりと謂ふべからず。此れを兩つの過失と謂ふ、故に平公は君たる道な失ひ、師曠も亦臣たる禮な失へりといふなりと、以上、韓非師曠の舉動を難じて、平公の失言は言ふまでもなし、師曠も不敬なりと斷ず。

齊桓公時，有處士曰小臣稷，桓公三往而弗得見。桓公曰：「吾聞布衣之士，不輕爵祿，無以易萬乘之主，萬乘之主，不好仁義，亦無以下布衣之士。於是五往乃得見之。」

【齊の桓公の時、處士あり、小臣稷と曰へり、桓公三たび其の家へ往きて、見ることを得ざりしに、桓公の曰はく、吾れ布衣賤賤の士は、爵祿を輕んざれば、以て萬乘の大國の主を易（ア）ナドることなし、萬乘の大國の主は、仁義を好まざれば、亦以て布衣賤賤の士に下ることなしと聞けりと、是に於て、五たび往きて、乃ち之れを見ることを得たり、以上、齊の桓公の小臣稷を訪問して、自ら仁義を好めりと思ひたることを舉ぐ。

或曰：桓公不知仁義，夫仁義者，憂天下之害，趨一國之患，不避卑



辱謂之仁義故伊尹以中國爲亂道爲宰干湯百里奚以秦爲亂道爲虜干穆公皆憂天下之害趨一國之患不辭卑辱故謂之仁義今桓公以萬乘之勢下匹夫之士將與欲憂齊國而小臣不行見小臣之忘民也忘民不可謂仁義仁義者不失人臣之禮不敗君臣之位者是故四封之內執會而朝名曰臣吏分職受事名曰萌今小臣在民萌之衆而逆君上之欲故不可謂仁義仁義不在焉桓公又從而禮之使小臣有智能而遁桓公是隱也宜刑若無智能而虛驕矜桓公是誣也宜戮小臣之行非刑則戮桓公不能領臣主之理而禮刑戮之人是桓公以輕上侮君之俗教於齊國也非所以爲治也故曰桓公不知仁義

【爲宰干湯】：宰ハ、料理人ナリ、干ハ、仕テ求ムルナリ、【將與欲憂齊國】：與欲ハ、欲與ノ類ナリ、【小臣不行見】：行ハ、肯ノ誤ナラム、【小臣之忘民也】：民ハ、君ニ作ルベシ、下同、【執會】：會ハ、禽ニ作ルベシ、顯學篇ニハ、禽ニ作レリ、卿ハ、燕ヲ執リ、大夫ハ、馬ヲ執リ、士ハ、雉ヲ執ルナリ、【在民萌之衆】：萌ハ、快ト通ズ、田民ナリ、衆ハ、軍トイハムカ如シ、  
 【桓公不知仁義】：桓公ハ、仁義ヲ不知ラズ、夫レ仁義トハ、天下ノ害ヲ憂ヘ、一國ノ患に趨リ、身を卑賤屈辱の地に置くことを避ケず、之れを仁義ト謂フ、故に伊尹ハ、中國を以て亂道なりと爲シ、之れを教はむが爲めに、料理人となりて、湯に仕を求めたり、百里奚ハ、秦を以て亂道なりと爲シ、之れを教はむが爲めに、捕虜となりて、穆公に仕を求めたり、皆天下の害を憂ヘ、一國の患に趨リ、身を卑賤屈辱の地に置くことを辭退せず、故に之れを仁義ト謂フ、今桓公ハ、萬乘の大國の勢を以て、匹夫下賤の士に下リ、將に其の者と與に齊國を憂ヘむと欲したるに、小臣見ゆることを承知せざりしハ、小臣の君を忘れたるなり、君を忘るハ、仁義ト謂フべからず、仁義トハ、人臣の禮を失はず、君臣の位を

敗らざる者なり、是の故に、四方の封境の内にて、君に見ゆる手土産の禽を執りて參朝するを、名づけて臣と曰ひ、臣吏職を分けて專を受くるを、名づけて萌(ハミ)といふ、然るに今小臣は、民萌の草に在りて、君上の欲望に逆へり、故に仁義と謂ふべからず、仁義は君(コ)に在らざるを、桓公又從ひて之れを禮せり、小臣をして智能ありて桓公を遁れしめたるは、是れ隱るなり、宜しく刑すべし、若し智能なくして虚しく桓公に驕り誇らば、是れ誣ふるなり、宜しく戮すべし、小臣の行は、利するにあらざれば、戮すべきなり、桓公は臣主の理を領得すること能はずして、刑戮すべき人を禮せり、是れ桓公は上を輕んじ君を侮る風俗を以て齊國に教へたるなり、治を爲る所以にあらざるなり、故に桓公は仁義を知らずと曰ふなりと、以上、韓非伊尹、百里奚の事を引きて、桓公の小臣禮を訪問せしを論じ、桓公は仁義を知らずと斷ず、  
 靡笄之役、韓獻子將斬人、邾獻子聞之、駕往救之、比至則已斬之矣、邾子因曰、胡不以殉、其僕曰、曩不將救之乎、邾子曰、吾敢不分謗乎、

【靡笄之役】：靡笄ハ、齊ノ山ノ名ナリ、靡笄之役ハ、晉ノ齊ヲ伐チタルナリ、左傳ノ成公ノ十二年ニ見エタリ、【胡不以殉】：一本ニハ、殉ヲ殉ニ作レリ、下同、  
 【邾獻子將斬人】：邾ハ、魯ノ國ナリ、邾ノ軍中ニ關レ示スナリ、  
 【靡笄山之戰】：靡笄山ノ戰役に、韓獻子將に人を斬らむとす、邾獻子之れを聞きて、馬車にて往きて之れを救はむとせしが、至る比には、已に之れを斬れり、邾子それに因りて、韓子に告げて曰はく、何ぞ其の者の罪を以て軍中に關レ示さると、邾子の僕、主人に問ひて曰はく、君は曩に將に之れを救はむとせられしにあらざるかと、邾子の曰はく、たとひ其の者罪なしと雖も、既に殺したる上は、是非もなし、吾れ敢て其の過を共にして、韓子の受くべき誹謗を分擔せざらむと、以上、韓獻子誤りて人を斬りしに、邾獻子韓獻子に勸めて、其の者の罪を軍中に關レ示させ、世人の誹謗を分擔せむとせしことを擧ぐ、

或曰邾子言不可不察也、非分謗也、韓子之所斬也、若罪人、則不可救、救罪人、法之所以敗也、法敗則國亂、若非罪人、而勸之以殉、是重不辜也、重不辜、民所以起怨者也、民怨則國危、邾子之言、非危則亂、不可不察也、且韓子之所斬、若罪人、邾子奚分焉、斬若非



罪人則已斬之矣、而邾子乃至、是韓子之謗已成、而邾子且後至也、夫邾子曰、以殉不足以分、斬人之謗、而又生殉之謗、是何言分謗也、昔者紂爲炮烙、崇侯惡來、又曰、斬涉者之脛也、奚分於紂之謗、且民之望於上也甚矣、韓子弗得、且望邾子之得之也、今邾子俱弗得、則民絕望於上矣、故曰、邾子之言、非分謗也、益謗也、且邾子子之往救罪也、以韓子爲非也、不道其所以爲非、而勸之以殉、是使韓子不知其過也、夫下使民望絕於上、又使韓子不知其失、吾未得邾子之所以分謗者也、

【不事】無實ノ罪ナリ、【若罪人、邾子奚分焉】人ノ下ニ則ノ字ヲ脱セルナラフ、【斬若非罪人】斬ノ字ハ衍ナラフ、【邾子曰以殉】曰ハ、因ノ訛ナリ、【不道其所以爲非】道ハ、言フナリ、【夫下使民望絕於上】下ノ字ハ衍ナラフ、【望絶ハ、絶望ノ顛倒ナラフ、】  
 【或る人の曰はく、邾子の言は、察せずばあるべからざるなり、韓子の受くべき謗を分擔したるにばあざざるなり、何とならば、韓子の斬りし所、若し罪人ならば、救ふべからず、罪人を救ふは、法の敗る、所以なり、法敗るれば、國亂る、若し罪人にあざざるを、之れを勤めて以て軍中に觸れ示さしめば、既に罪なき者を斬りたる上に、又罪なき者に汚名を加ふることなれば、是れ無實の罪を重ぬるなり、無實の罪を重ぬるは、民の怨を起す所以の者なり、民怨めば、國危し、されば邾子の言は、國を危くするにあらずれば、國を亂れしむるなり、察せずばあるべからざるなり、且つ韓子の斬りし所、若し罪人ならば、之れを斬りしは當然のことなれば、邾子何ぞ謗を分擔するに及ばむ、若し罪人にあらずば、已に之れを斬りて、邾子乃至り、是れ韓子の受くべき謗に成り立ちて、邾子且つ後れて至れるとなれば、謗を分擔したる甲斐なし、夫れ邾子の、それ因りて、以て軍中に觸れ示させたるは、此れを以て人を斬りたる謗を分擔するに足らずして、又軍中に觸れ示したる謗を生じたり、是れ何ぞ謗を分擔すと言はむ、昔者(ムカシ)殷の紂王は、炮烙の刑とて、銅の柱に膏を塗りて、之れを炭火の上に加へて、罪ある者をして之れを渡らしむる刑罰を待たると、紂の佞臣の崇侯、惡來の徒、又冬の朝に氷を塗る者を見て、其の歴寒さに耐ふるならむとて、之れを斬りて、其の構造を視たまへと曰ひたればとて、何ぞ紂の謗を分擔して、其の惡名を輕くするを得む、且つ民の

上に望むことは甚だ切なり、韓子の處置當を得ずば、且つ邾子の處置の當を得て、韓子の過を正さむことを望まむ、然るに今邾子も俱に當を得ずして、理を失はば、民望の上に絶ちて、告げ難なる所なからむ、故に曰はく、邾子の言は、韓子の受くべき謗を分擔したるにばあざざるなり、韓子の受くべき謗を増益したるなりと、且つ邾子の往きて罪を救はむとしたるは、韓子を以て非とすればなり、然るに其の非とする所以を言はずして、之れに勤めて軍中に觸れ示さしめたるは、是れ韓子をして其の過を知らざらしめたるなり、夫れ民をして望の上に絶たしめ、又韓子をして其の過を知らざらしむ、吾れ未だ邾子の謗を分擔する所以の者を理會することを得ざるなりと、以上、韓非邾子の所爲を難じて、謗を分ちたるにばあらず、謗を益したるなりと斷ず、

桓公解管仲之束縛、而相之、管仲曰、臣有寵矣、然而臣卑、公曰、使子立高國之上、管仲曰、臣貴矣、然而臣貧、公曰、使子有三歸之家、管仲曰、臣富矣、然而臣疏、於是立以爲仲父、霄略曰、管仲以賤爲不可以治國、故請高國之上、以貧爲不可以治富、故請三歸、以疏爲不可以治親、故處仲父、管仲非貪、以便治也、

【高國】高氏、國氏ハ、齊ノ上卿ナリ、【三歸之家】三歸ハ、妻ノ名ナリ、或ハ云ハク、三姓ノ女ヲ娶ルヲ三歸トイフ、三歸之家ハ、其ノ女ヲ置クニ足ル家ナリト、【管仲以賤不可治國】國ハ、貴ノ親ナラフ、  
 【齊の桓公、管仲の束縛を解きて、之れを宰相とせしに、管仲の曰はく、臣は君寵あり、然れども臣の身分は卑しと、公の曰はく、子をして上卿の高氏、國氏の上に立たしめむと、管仲の曰はく、臣の身分は貴し、然れども臣の身分は賤しと、公の曰はく、子をして三歸の家あらしめむと、管仲の曰はく、臣の身分は富めり、然れども臣は公家と疎遠なりと、是に於て、立て、以て仲父と爲して、己れの父と同様に待遇せり、此の事は已に外儲説篇の左の下に見えたり、霄略の曰はく、管仲は、賤しき身分を以て、貴き者を治むべからず、故に高氏、國氏の上に立たむことを請へり、賤しき身分を以て富みたる者を治むべからず、故に三歸の家を請へり、公家と疎遠なるを以て、親しき者を治むべからず、故に仲父の名義に處れり、管仲は富貴利達を貪りしにばあらず、此れを以て國を治むるに傾せしなりと、以上、管仲の富貴を求めしは國家の爲めにせしことなりと霄略の評せしことを舉ぐ、  
 或曰、今使臧獲奉君令、詔卿相、莫敢不聽、非卿相卑而臧獲尊也、主令所加、莫敢不從也、今使管仲之治、不緣桓公、是無君也、國無



君不可以爲治，若負桓公之威，下桓公之令，是臧獲之所以信也。奚待高國仲父之尊，而後行哉？當世之行事都丞之下，徵令者，不避尊貴，不就卑賤，故行之而法者，雖巷伯信乎卿相，行之而非法者，雖大吏誅乎民萌。今管仲不務尊主明法，而事增寵益爵，是非管仲貪欲富貴，必閻而不知術也。故曰：管仲有失行，霄略有過譽。

【或曰】：此ノ下ニ管仲有失行、霄略有過譽、ノ二句ヲ加フヤシ、【臧獲】：男子ノ下女ヲ妻トセルヲ臧トイヒ、女子ノ下男ヲ夫トセルヲ獲トイフ、奴婢ヲ屬ル方官ナリ、【詔】：詔ハ、告グルナリ、【是臧獲之所以信也】：信ハ、伸ト通ズ、下文ノ詔ト對ス、行事都丞、二官ノ卑キ者ナリ、【巷伯】：寺人ナリ、即チ宦官ナリ、【誅乎民萌】：誅ハ、風ナリ、或る人の曰はく、管仲には過失の行爲あり、霄略には適當の稱譽あり、何とならば、今下男女をして、君の命令を奉じて、卿相に告げしむとも、卿相敢て其の命令を聽かざるることならむ、卿相は卑しくして、下男女は尊きにはあらざるなり、主の命令の加る所は、敢て従はざることなきなり、今管仲の治をして、擅に桓公に縶らざらしめば、是れ君なきなり、國に君なければ、以て治を爲すべからず、若し桓公の威光を眞ひて、桓公の命を下さば、是れ下男女も伸ぶる所以なり、何ぞ高國、仲父の尊きを待ちて而して後に行はむ、當今の世の行事、都丞の如き小役人の君命を奉じて、微令を下す者は、尊貴を避けず、卑賤に就かず、尊卑貴賤の人々に對して、平等に命令するなり、故に之れを行ひて法ある者は、巷伯即ち宦官と雖も、卿相に伸び、之れを行ひて法にあらざる者は、大吏と雖も、民萌（タミ）に屬す、然るに今管仲は、主を尊び法を明にすることを務めずして、寵を増され爵を益せしむことを仕事とせり、是れ管仲は富貴を貪り欲するにあらざるば、必ず閻味にして術を知らざるならむ、故に管仲には過失の行爲あり、霄略には適當の稱譽ありと曰ふなりと、以上、韓非管仲の富貴を貪りて、民を治むる術なきことを難じ、管仲には失行あり、霄略には過譽ありと斷ず。

韓宣王問於樛留、吾欲兩用公仲公叔，其可乎？樛留對曰：昔魏兩用樓翟而亡西河，楚兩用昭景而亡鄢郢，今君兩用公仲公叔，此必將爭事而外市，則國必憂矣。

【樛留】：樛留、樛留ナリ、【昭景】：楚ノ二姓ナリ、【外市】：外國ニ交リテ、利益ヲ得ルナリ、或る人の曰はく、昔の魏王、其の臣の樛留に問へるやう、吾れ公仲、公叔の兩人を用ひむと欲す、其れ宜しからむやと、樛留對へて曰はく、昔し魏は樓翟、樓翟の兩人を用ひて、西河の土地を亡し、楚は昭景、昭景の兩人を用ひて、鄢郢の二都を亡へり、今君公仲、公叔の兩人を用ひたまはば、此れ必ず將に事を争ひて、外國に交りて、利益を得むとす、然らば國は必ず憂あらむと、此の事就林篇の上と異同あり、併せ看るべし、以上、韓の宣王、公仲、公叔を兩用せむとせしに、樛留楚魏の兩人を兩用せし弊害を述べて、之れを諫めしことを難す。

或曰：昔者齊桓公兩用管仲鮑叔，成湯兩用伊尹仲虺，夫兩用臣者國之憂，則是桓公不霸，成湯不王也。潛王一用淖齒，而身死乎東廟，主父一用李兌，減食而死，主誠有術，兩用不爲患，無術，兩用則爭事而外市，一則專制而劫弑，今留無術以規上，使其主去，兩用一，是不有西河鄢郢之憂，則必身死減食之患，是樛留未有善以知言也。

【仲虺】：管仲ノ後胤ニシテ、殷ノ湯王ノ左相ナリ、【規上】：規ハ、正スナリ、【必身死減食之患】：必ノ下ニ有ノ字ヲ脱セリ、或る人の曰はく、昔者（ムカシ）齊の桓公は、管仲、鮑叔の兩人を用ひ、殷の成湯は、伊尹、仲虺の兩人を用ひたり、夫れ臣を兩人用ひては、國の憂ならば、是れ桓公は霸ならず、成湯は王ならずらむ、齊の潛王は、淖齒一人を用ひて、其の身東廟に死し、趙の主父は、李兌一人を用ひて、食物を減せられて死せり、主誠に術あれば、兩人を用ひても患とならず、術なければ、兩人を用ひれば、事を争ひて、外國に交りて、利益を得、一人を用ひれば、制を専らにして、或は主を劫し、或は君を弑す、今樛留は、術の以て上を規正することなく、其の主をして兩を去りて一を用ひしむ、是れ西河、鄢郢の憂あらざるば、必ず身死し食を減せらるゝ患あらむ、是れ樛留は未だ善く以て言を知ることをあらざるなりと、以上、韓非殷齊の兩人を兩用せし利益を引き、樛留の說を難じ、兩用と一用とは術の有無に在りと斷ず。

難二

景公過晏子，曰：子宮小，近市，請徙子家，豫章之圃，晏子再拜而辭。



曰且嬰家貧待市食而朝暮趨之不可以遠景公笑曰子家習市  
 識貴賤乎是時景公繁於刑晏子對曰踴貴而履賤景公曰何故  
 對曰刑多也景公造然變色曰寡人其暴乎於是損刑五

【景公】：地ノ名ナリ、且嬰家貧、且ノ字ハ衍ナリ、嬰ハ、晏子ノ名ナリ、【家習市】：晏子春秋ニハ、習子近ニ作レリ、【趨】：二同、足ヲ切ラシ、刑ニ處セラレタル者ノ用キル履ナリ、【造然】：造ハ、威ニ同、造アル貌ナリ、齊ノ景公、晏子ノ家に立ち寄りて曰はく、子の宮室狭小にして、市に近し、請ふ子の家を豫章の園圃に徙したしと、晏子再拜して辭退して曰はく、嬰ハ、子ノ家の買物に習ひて、市中の食物を買ふことを待ちて、朝暮に之れに趨けり、以て市に遠ざかるべからずと、景公笑ひて曰はく、子の家は市の買物に習ひて、物價の貴賤を識れりやと、是の時、景公刑罰の簡條を索せり、晏子對へて曰はく、刑せらるる者多くして、其のせられたる者の用ゆる履は貴ハ、貴ハ、普通履は賤ハ、賤ハ、景公の曰はく、そは何故ぞと、對へて曰はく、刑せらるる者多くして、其の履引き足らざればなりと、景公造然として怒へて、顔色を變へて曰はく、寡人は其れ暴なるかと、是に於て、刑法の簡條を減損すること十分の五に及びたり、以上、齊の晏子、刑罰の履の價を識せしことを言ひて、刑罰の繁多なることを景公に諷せしことを舉ぐ、

或曰晏子之貴踴非其誠也欲便辭以止多刑也此不察治之患也夫刑當無多不當無少無以不當聞而以太多說無術之患也敗軍之誅以千百數猶北且不止即治亂之刑如恐不勝而姦尙不盡今晏子不察其當否而以太多爲說不亦妄乎夫惜草茅者耗禾穗惠盜賊者傷良民今緩刑罰行寬惠是利姦邪而害善人也此非所以爲治也

【無以不當聞】：聞ハ、告ケルナリ、或る人の曰はく、晏子の足を切らるる刑に處せられたる者の用ゆる履の價貴しといへるは、其の誠意にはあらざるなり、方便の辭を以て

多くの刑を止めむと欲したるなり、是れ國を治むることを察せざる患なり、夫れ刑罰其の罪に當れば、簡條多しと雖も多きことなく、刑罰其の罪に當らざれば、簡條少しと雖も少きことなし、さるる刑罰の罪に當らざることを以て告ぐることなくして、太だ簡條多きことを以て説きたるは、術なき患なり、敗軍の誅罰は、其の簡條千百を以て數ふれども、猶ほ敗北して且つ止まず、即ち罪を治むる刑は重きに勝へざることを恐るゝが如くにして、姦尙は盡きざれば、刑罰は簡條多くして且つ重からざるべからず、さるるを今其の當否を察せずして、太多きを以て説を爲せるは、亦妄ならざるむや、夫れ草茅の惡草を愛惜して、之れを除かざる者は、禾穗の美穀を滅絶し、盜賊を惠みて、之れを見逃す者は、良民を傷害す、さるるを今刑罰を緩くし、寬惠を行ふは、是れ姦邪を利益して、善人を傷害するなり、此れ國を治むることをする所以にあらざるなりと、以上、韓非晏子の對を讀じ、刑の多少は言ふべきことにあらず、刑の當否を論ずべきことなりと斷ず、

齊桓公飲酒醉遺其冠恥之三日不朝管仲曰此非有國之恥也公胡其不雪之以政公曰善因發困倉賜貧窮論囹圄出薄罪處三日而民歌之曰公胡不復遺冠乎

【此非有國之恥也】：國ノ下ニ者ノ字ヲ脱セルナラバ、【雪之】：雪ハ、洗フナリ、【困倉】：困ナルヲ困トイヒ、方ナルヲ倉トイフ、米穀ノ藏ナリ、【囹圄】：牢獄ナリ、【薄罪】：輕罪ナリ、齊の桓公酒を飲みて、酔ひて其の冠を遺忘して、之れを恥ぢ入りて、三日の閑朝廷に出でて政事を聽かざりしに、管仲の曰はく、此れ國を有つ者の恥にはあらざるなり、君公何ぞ其れ此の失體を洗ひ清むるに政事を以てしたまはざると、公の曰はく、至極尤なりと、それに就きて米穀を發きて、米穀を貧窮人に賜ひ、牢獄の囚人の罪を論斷して、輕罪の者を出獄せしめれば、僅に三日にして、民之れを歌ひて曰はく、君公何ぞ重れて冠を遺忘せられざるかと、以上、管仲齊の桓公の酒に酔ひて冠を遺れし恥を雪がしめむとて、惡政を行はしめしことを舉ぐ、

或曰管仲雪桓公之恥於小人而生桓公之恥於君子矣使桓公發困倉而賜貧窮論囹圄而出薄罪非義也不可以雪恥使之而義也桓公宿義須遺冠而後行之則是桓公行義爲遺冠也是雖雪遺冠之恥於小人而亦遺宿義之恥於君子矣且夫發困倉而



賜貧窮者，是賞無功也。論囹圄而出薄罪者，是不誅過也。夫賞無功，則民偷幸；而望於上，不誅過，則民不懲而易為非。此亂之本也。安可以雪恥哉。

【宿義】：宿ハ、止メ置キテ、速ニ行ハザルナリ、【須遺冠】：須ハ、待ツナリ、【偷幸】：偷ハ、僥倖ヲ言フナリ、或る人の曰はく、管仲は、桓公の恥を小人に洗ひ清めて、桓公の恥を君子に生じたり、何とならば、桓公をして、米穀を貧窮人に賜はしめ、牢獄の囚人の罪を論斷して、輕罪の者を出獄せしめたるは、即ち事の宜しきにあらざるなり、此れを以て恥を洗ひ清むべからず、若し之れをして義ならしめば、桓公は義を止め置きて、速に行はずして、冠を遺忘するを待ちて、而して後に、之れを行ひたるとなれば、是れ桓公の義を行ひたるは、冠を遺忘したるが爲めなり、是れ冠を遺忘したる恥を小人に洗ひ清めたりと雖も、亦義を止め置きて速に行はざる恥を君子に遺（ノ）したるなり、且つ又一步を進めて、義にあらざる理由を言はむに、夫れ米穀を發きて、米穀を貧窮人に賜ひたるは、是れ功なき者を賞するなり、牢獄の囚人の罪を論斷して、輕罪の者を出獄せしめたるは、是れ過ある者を誅せざるなり、夫れ功なき者を賞すれば、民僥倖を偷まむとして、上に過分の恩賞を望むなり、過ある者を誅せざれば、民懲りずして、非を爲し易し、此れ亂の本なり、何とて此れを以て恥を洗ひ清むることを得むと、以上、韓非管仲の桓公に姑息の政事を行はしめしことを難じて、亂の本なりと斷ず。

昔者文王侵孟、克莒、舉鄆、三舉事而紂惡之。文王乃懼，請入洛西之地，赤壤之國，方千里，以請解炮烙之刑。天下皆說，仲尼聞之，曰：「仁哉！文王，輕千里之國，而請解炮烙之刑，智哉！文王，出千里之地，而得天下之心。」

【孟】：邶ニ同シ、地ノ名ナリ、【莒】：地ノ名ナリ、【赤壤】：美土ナリ、【天下皆說】：說ハ、悅ト通ズ、昔者（アカシ）周の文王、孟を侵し、莒に勝り、鄆を擧げ取り、三たび事を擧げ行ひて、殷の紂王之れを惡みたれば、文王乃ち諫を懼れて、洛西の地の赤壤（コエタルツチ）の國千里四方を天子の御前に差し入れむことを請ひて、以て其の代りに、炮烙の刑を解き除かむことを請ひたれば、天下の人は皆悅べり、仲尼之れを聞きて曰はく、仁なるかな、文王は千里の國を輕んじて、炮烙の刑を解き除かむことを請はれたり、智なるかな、文王は千里の地を差し出して、天下の人心を得られたりと、以上、周の文王、洛西の地を紂に獻じて、炮烙の刑を除かしめて、天下

或曰：仲尼以文王爲智也，不亦過乎？夫智者，知過難之地，而辟之者也。是以身不及於患也，使文王所以見惡於紂者，以其不得人心邪？則雖索人心以解惡，可也。紂以其大得人心，而惡之，已又輕地，以收人心，是重見疑也。固其所以桎梏囚於羑里也。鄭長者有言：「體道無爲，無見也。」此最宜於文王矣。不使人疑之也。仲尼以文王爲智，未及此論。

【過難之地】：過ハ、過ルヲ言フ、難ナラム、【辟之】：辟ハ、避ト通ズ、【桎梏】：桎ハ、足枷、梏ハ、手枷ナリ、【體道無爲無見也】：體ハ、風ムナリ、外體説篇ノ右ノ上ニ、鄭長者有言曰、夫虛靜無爲無見也、云々トアリ、或る人の曰はく、仲尼の文王を以て智なりとせむも、亦過らざるむや、何とならば、夫れ智者は過難の地（バアヒ）を知りて、之れを避くる者なり、是を以て、其の身患を受くるに及ばざるなり、文王をして、紂に惡まるゝ所以は、其の人心を得ざるを以てならしめむか、然らば則ち人心を得むことを尋ね來（モト）めて、以て惡まるゝことを解くと雖も、宜しからむ、然るに紂其の大に人心を得たるを以て、之れを惡めるを、已に又地を輕んじて、以て人心を取り込みたるは、是れ重れて紂に疑はるゝなり、固（マコト）に其の足枷手枷を鉄められて、羑里の獄に囚はれたる所以なり、鄭の長者の言へることあり、道を履みて、爲すことなく、見（アラハ）すことなしと、此れ最も文王に宜しき仕方なり、斯くすれば、人をして之れを疑はしめざるなり、仲尼は文王を以て智なりとすれど、未だ此の論に及ばずと、以上、韓非文王の人心を得しを失策なりとして、孔子の文王を智なりとせしを取す。

晉平公問叔向曰：昔者齊桓公九合諸侯，一匡天下，不識臣之力也。叔向對曰：管仲善制割，賓胥無善削縫，隰朋善純緣，衣成君舉而服之，亦臣之力也。君何力之有？師曠伏琴而笑之。公曰：大師奚



笑也、師曠對曰、臣笑、叔向之對君也、凡為人臣者、猶炮宰和五味、而進之君、君弗食、孰敢強之也、臣請譬之、君者壤地也、臣者草木也、必壤地美、然後草木碩大、亦君之力也、臣何力之有、

【不識臣之力也】...也、邪ト通ズ、【制割】...切地ヲ大ダチニスルナリ、衣類ヲ仕立ツルニ譬フ、【削縫】...裁縫ナリ、【純絲】...練師ナリ、【師曠】...晉ノ樂師ノ名ハ曠トイヘル者ナリ、【炮宰】...炮ハ、庖ニ同シ、庖宰ハ、料理人ナリ、【五味】...鹹、苦、酸、辛、甘ナリ、【碩大】...碩モ、大ナリ、

【晉の平公、叔向に問ひて曰はく、昔者（ムカシ）齊の桓公は、九たび諸侯を會合し、一たび天下の人心を匡正せり、吾れは識らず、桓公の威武此の如くなるは、臣の力に因れることなるか、と、叔向對へて曰はく、譬へば衣類を仕立てむに、管仲は切地を大だちにするを善くし、實齊無は裁縫を善くし、鬪鬪は仕上の縫師を善くせり、斯く三人の手を経て、衣類の成りたるを、君取り擧げて之れを服したらむが如し、是れも亦臣の力なり、君何の力かあらむと、師曠側在りて、之れを聞きて、琴に伏して、之れを笑ひたれば、公の曰はく、大師何を笑ふと、師曠對へて曰はく、臣は叔向の君に對へたるを笑ふなり、何とならば、凡そ人臣たる者は、猶ほ料理人の鹹、苦、酸、辛、甘の五味を調和して、之れを君に進むるがごとし、君食はずば、孰れか敢て之れを強ひむ、臣請ふ之れを餘の事に譬へたし、君は壤地なり、臣は草木なり、必ず壤地肥美にして、然して後に、草木碩大なり、是れも亦君の力なり、臣何の力かあらむと、以上晉の平公の齊の桓公の霸業を成し、は臣の力なるとの間に、叔向はまさしく臣の力なりと對へ、師曠は君の力なりと對へしことを擧ぐ、

或曰、叔向師曠之對、皆偏辭也、夫一匡天下、九合諸侯、美之大者也、非專君之力也、又非專臣之力也、昔者宮之奇在、虞、僖負羈在、曹、二臣之智、言中事、發中功、虞、曹俱亡者、何也、此有其臣、而無其君者也、且蹇叔處、虞而虞亡、處、秦而秦霸、非蹇叔愚於虞、而智於秦也、此有君與無臣也、向曰、臣之力也、不然矣、昔者桓公、宮中二市、婦閭二百、被髮而御、婦人得、管仲爲、五伯長、失、管仲得、豎刁、而

身死、蟲流出、戸不葬、以爲非臣之力也、且不以管仲爲、霸、以爲君之力也、且不以豎刁爲、亂、昔者晉、文公、慕於齊、女而忘歸、舅犯極諫、故使得反、晉國、故桓公以、管仲、合、文公、以、舅犯、霸、而師曠曰、君之力也、又不然矣、凡五霸、所以能、成功、名於天下者、必君臣俱有力焉、故曰、叔向師曠之對、皆偏辭也、

【偏辭】...一方ニ片寄リテ、中正ナラズ辭ナリ、此有君與無臣也...臣ハ、君ノ誤ナラズ、【婦閭】...閭ハ、里門ナリ、【被髮】...散髮ニナリテ、冠ヲ著ケザルナリ、【以爲非臣之力也】...以爲君之力也...二ツノ也ノ字ハ、則ノ字ト做シテ看ム、

【或人の曰はく、叔向と師曠との對は、皆一方に片寄りて、中正ならぬ辭なり、何とならば、夫れ一たび天下を匡正し、九たび諸侯を會合せしめたるは、美の大なる者なり、専ら君の力にはあらざるなり、又専ら臣の力にもあらざるなり、昔者（ムカシ）宮之奇は、虞國に在り、僖負羈は、曹國に在り、此の二臣の智は、言へば事に的中し、發すれば功に的中せしむども、虞も曹も俱に亡びしは、何故ぞ、此れ其の臣ありて、其の君なき者なり、且つ蹇叔は虞に處て、虞亡び、秦に處て、秦霸たり、蹇叔は虞には愚にして、秦には智なるにはあらざるなり、此れ君あると君なきとなり、されば叔向の臣の力なりと曰へるは、然らず、昔者（ムカシ）齊の桓公、掖宮の中に二箇所の市場を設けて、婦人の里門を守る者二百人あり、桓公數變になりて、冠を著けず、婦人を左右に侍御せしめて、其の中に遊びながら、管仲を得て、五伯の長となりけるが、管仲を失ひ、豎刁を得て、身死し、遺骸の蛆蟲室の戸外に流れ出づるまで葬られざりき、以て臣の力にあらざるとせば、且つ管仲を以て亂となるまじ、以て君の力なりとせば、且つ豎刁を以て亂るゝことをすまじ、昔者晉の文公は、齊の女を慕ひて、歸ることを忘れしが、舅犯極諫せしが故に、晉國に反るゝことを得しめたり、故に桓公は、管仲の力を以て、九たび諸侯を會合せしめ、文公は、舅犯の力を以て歸たり、されば師曠の君の力なりと曰へるは、又然らず、凡そ五霸の能く功名を天下に成し、所以は、必ず君臣俱に力あり、故に叔向と師曠との對は、皆一方に片寄りて、中正ならぬ辭なりと曰ふなりと、以上、韓非叔向、師曠の對を題じて、五霸の功名を成し、は、君と臣との力なり、二人の對は、皆一方に片寄れりと斷ず、

齊、桓公之時、晉、客至、有司請禮、桓公曰、告仲父者三、而優笑曰、易哉爲君、一曰、仲父、二曰、仲父、桓公曰、吾聞、君人者、勞於素人、佚於

【易哉爲君】...易カシク爲ル君トシテ、



使人吾得仲父已難矣又已得仲父之後何為不易乎哉

【有明】：掛リノ役人ナリ、又已得仲父之後、一本ニハ、又ノ字ナシ、齊の桓公の時に、晉の客至リたれば、掛りの役人、其の客を待遇する禮式の指圖を請ひたるに、桓公仲父に告げよと曰ふこと三たびせり、而るに公の側居たる俳優笑ひて曰はく、君たることは容易なること、一にも仲父と曰ひ、二にも仲父と曰ひて、何事も仲父任せにせられたりと、桓公の曰はく、吾が聞き及びたるには、人に君たる者は、人を尋れ索むるに苦勞して、人を使ふに快樂すと曰へり、吾れの仲父を得たることは、已に困難なりき、已に仲父を得たる後は、何とて容易ならざることむすべき、容易にするが當然なりと、以上、齊の桓公の人に君たる者は、人な求むるに勞し、人を使ふに逸すと言ひしことを擧ぐ、

或曰桓公之所應優非君人者之言也桓公以君人為勞於索人何索人為勞哉伊尹自以為宰于湯百里奚自以為虜于穆公虜所辱也宰所羞也蒙羞辱而接君上賢者之憂世急也然則君人者無逆賢而已矣索賢不為人主難且官職所以任賢也爵祿所以賞功也設官職陳爵祿而士自至君人者奚其勞哉使人又非所佚也人主使人必以度量準之以刑名參之以事遇於法則行不遇於法則止功當其言則賞不當則誅以刑名收臣以度量準下此不可釋也君人者焉佚哉索人不勞使人不佚而桓公曰勞於索人佚於使人者不然且桓公得管仲又不難管仲不死其君而歸桓公鮑叔輕官讓能而任之桓公得管仲又不難明矣已得

管仲之後奚遽易哉管仲非周公且周公且假為天子七年成王壯授之以政非為天下計也為其職也夫不難奪子而行天下者必不背死君而事其讎背死君而事其讎者必不難奪子而行天下不難奪子而行天下者必不難奪其君國矣管仲公子糾之臣也謀殺桓公而不能其君死而臣桓公管仲之取舍非周公且可知也若使管仲大賢也且為湯武湯武桀紂之臣也桀紂作亂湯武奪之今桓公以易居其上是以桀紂之行居湯武之上桓公危矣若使管仲不肖人也且為田常田常簡公之臣也而弑其君今桓公以易居其上是以簡公之易居田常之上也桓公又危矣管仲非周公且亦以明矣然為湯武與田常未可知也為湯武有桀紂之危為田常有簡公之亂也已得仲父之後桓公奚遽易哉若使桓公之任管仲必知不欺己也是知不欺主之臣也然雖知不欺主之臣今桓公以任管仲之專借豎刁易牙蟲流出戶而不葬桓公不知臣欺主與不欺主已明矣而任臣如彼其專也故曰桓



### 公閻主也

【伊尹自以爲宰于湯、百里奚自以爲處于穆公】…干ハ、仕ヲ求ムルナリ、二ツノ以ノ下ニ身ノ字ヲ添ヘテ書ク、【以度量準之】…法度ヲ以テ之レヲ正スナリ、【以刑名參之】…刑ハ、形ト通ズ、事ナリ、名ハ、言ナリ、參ハ、之レヲ參伍スルナリ、【以事過於法則行】…以ノ字ハ衍ナラム、過ハ、合フトイハムガ如シ、【收臣】…上文ニ據ルニ、收ハ、參ニ作ルベキニ似タリ、【夫不難奪子而行天下者、必不肯死君而事其難】…上ノ不ノ字ハ衍ナリ、【管仲之取舍、非周公且不可知也】…取舍ハ、去就トイハムガ如シ、一本ニ、可ノ上ニ未ノ字アルハ、衍ナリ、【以簡公之易】…易ハ、爲(シヨザ)ノ誤ナラム、【亦以明矣】…以ハ、已ト通ズ、下文ニ「然爲湯武與田常」…然ノ下ニ則ノ字ヲ加ヘテ書ク。

或る人の曰はく、桓公の俳優に應へし所は、人に君たる者の言にあらざるなり、何とならば、桓公は、人に君たるを以て人を尋ね索むるに苦勞すとしたれども、何ぞ人を尋ね索むるに苦勞することをすべき、伊尹は自ら身を以て料理人となりて、殷の湯王に仕を求め、百里奚は自ら身を以て捕虜となりて、秦の穆公に仕を求めたり、捕虜は人の辱づる所なり、料理人は人の羞づる所なり、さるを此の二人の自ら羞辱を蒙りて、君上に接近せしは、賢者の世を憂ふると急なればなり、然れば則ち人に君する者は、賢者に逆ふことなく、賢者の言を服用すべきのみなり、賢者を尋ね索むるは、人生の困難なることせず、且つ官職は賢者に任ずる所以なり、爵祿は功を賞する所以なり、官職を設け、爵祿を陳れて、士おのづから至る、人に君たる者、何ぞ其れ苦勞するに及ばむ、人を使ふは、又快樂する所にあらざるなり、人生は人を使ふに、必ず度量即ち法度を以て之れを正し、刑名即ち事と言を以て之れを參伍し、事法に合へば行ひ、法に合はざれば止め、功其の言に當れば賞し、其の言に當らざれば誅す、刑名を以て臣を參伍し、度量を以て下を正すは、此れ塞つべからざるなり、人に君する者は、いかに快樂すべき、人を尋ね索むるに苦勞せず、人を使ふに快樂せず、而るを桓公の人の尋ね索むるに苦勞し、人を使ふに快樂すと曰へるは、然らず、且つ桓公の管仲を得たることは、又困難ならず、何とならば、管仲は、其の君なる公子の糾の難に死せずして、桓公に歸し、鮑叔は、官を輕んじ、能に讓りて、管仲を任じたることなれば、桓公の管仲を得たることは明白なり、已に管仲を得たる後、何ぞ遽に容易ならむ、何とならば、管仲は周の成王を輔佐せし周公の如き節操ある者にあらざる、周公は天子の代理を、宰相の事を行ひて、假に天子となりしと七箇年、成王の壯年になるに及びて、之れに授くるに敢て以てせり、こは天下の爲めに計りたるにあらざるなり、其の君を輔佐する職掌の當に然るべきが爲めなり、夫れ周公の如く、子(成王)を指すより天下を奪ひ取りて、政を天下に行ふことを畏れ難(ハカ)カる者は、必ず管仲の如く死したる君(公子)の糾を指すに背きて、其の難(桓公)を指すに事へざらむ、之れに反して、死したる君に背きて、其の難に事ふる者は、必ず子より天下を奪ひ取りて、政を天下に行ふことを畏れ難らざらむ、子より天下を奪ひ取りて、政を天下に行ふことを畏れ難らざる者は、必ず其の君の國を奪ふことを畏れ難らざらむ、(桓公)は宜しく管仲に備ふべし、管仲は公子の糾の臣なり、桓公を殺さむことを謀りて、殺すこと能はず、(管仲)嘗て桓公を射損じたり、其の君死して、桓公に臣たり、管仲の去就の周公の如き節操あるにあらざることを知るべきなり、若し管仲をして大賈ならしめば、且つ殷の湯王、周の武王の事を爲さむ、湯武は桀紂の臣なり、桀紂を殺し、湯武之れを奪へり、今桓公の容易なりといふを以て其の上に居るは、是れ桀紂の行を以て湯武の上に居るなり、桓公危し、若し管仲をして不肖の人ならしめば、且つ田常の事を爲さむ、田常は、齊の簡公の臣なり、而して其の君を試せり、今桓公の容易なりといふを以て、其の上に居るは、是れ簡公の爲(シヨザ)を以て田常の上に居るなり、桓公又危し、管仲の周公の如き節操あるにあらざることも、亦已に明白なり、然れば湯武と田

常との眞似をせむこと未だ知るべからざるなり、湯武の眞似をせば、桀紂の如き危きとあらむ、田常の眞似をせば、簡公の如き亂あらむ、已に仲父を得たる後、桓公何ぞ遽に容易ならむ、若し桓公の管仲に任ずるに、必ず已れを欺かざることを知らしめば、是れ桓公は主を欺かざる臣を知れるなり、然れども主を欺かざる臣を知れりとも、今桓公管仲に任ずることの専らなるを以て、管仲、易牙に備して、遺骸の蛆蟲室の戸外に流れ出づるまで葬られざれば、桓公の臣の主を欺かざることを知らざるは已に明白なり、而して臣に任ずること彼れが如く其れ専らなり、故に桓公は閻主なりと曰ふなりと、以上、韓非桓公の言を難じて、人を求むるは易く、人を使ふは難し、桓公此の理を知らざれば暗主なりと斷ず。

李兌治中山、苦陘令上計而入多、李兌曰、語言辨、聽之說、不度於義、謂之寃言、無山林澤谷之利、而入多者、謂之寃貨、君子不聽寃言、不受寃貨、子姑免矣。

【李兌相中山】…兌ハ、克ニ作ルベシ、外儲説篇ノ左ノ下ニ臣厲ニ李克、而中山治トアリ、【寃之說】…說ハ、悅ト通ズ、【寃言】…苟且(カヨソメ)ノ言辭ナリ、  
 【李克の中山を治めたる時、其の管内の苦陘の縣令、一年の會計帳を上りて、歳入の高多かりしに、李克の曰はく、語言の能辨なるを、之れを寃言(カヨソメ)ノ言ト云ふ、君は寃言を聽かず、寃貨を受けず、子は姑く職を免すべしと、以上、李克配下の縣令の差し出したる會計帳の歳入の超過したるを告めて、其の職を免せしことを擧ぐ。

或曰、李子設辭曰、夫語言辨、聽之說、不度於義者、謂之寃言、辯在言者、說在聽者、說非聽者也、則辯非言者也、所謂不度於義、非謂聽者、必謂所聽也、聽者、非小人、則君子也、小人無義、必不能度之、義也、君子度之、義、必不肯說也、夫曰、言語辨、聽之說、不度於義者、必不誠之言也、入多之謂寃貨也、未可遠行也、李子之姦、弗蚤禁。







靈、魏、秋、應、韓、麗、戎、皋落氏ノ屬ナリ、其ノ餘ハ未ダ聞カズ、【十有二勝】…有ハ、又ト通ズ、【玉女】…美女ナリ、詩ニ云ハク、有女如  
 五ト【終】…晉ノ都ナリ、取尊名於天下…踐土ノ會タイフ【革車】…兵車ナリ、  
 趙盾子、衛ノ外曲輪を圍みて、饜餮なる楯櫓を以て、其の身を蔽ひて、矢石の及ばざる所に立ちて、其の軍勢に攻太鼓を打ち鳴らし、進  
 撃せしめむとしたれど、士卒起り、さりしは、簡子太鼓の楯を投げ棄て、曰はく、あ、吾が士卒は、速に疲弊せりと、行人（ツカヒバシ）の楯  
 過といへる者、胃（カブト）を免（ヌ）ぎて、對へて曰はく、今日の事も亦君の人を用ゐたまふこと能はざることあるまてのとなり、士卒は疲  
 弊せる者なし、臣の聞き及ぶるには、昔者（ムカシ）吾が晉の先君獻公は、國を併吞せられたること十七、國を服従せしめられたること三十  
 八、戦ひて十有二回の勝利ありたるは、是れ此の民を用ゐられたるなり、獻公没せられて、惠公位に即かれたるに、淫行暴亂にして、其の身美  
 女を好まれたれば、衆人來り従したる時、終の都を立ち去られたること十七里に及びるも、亦是れ此の人を用ゐられたるなり、惠公没せられ  
 て、文公其の跡を受けられつ、衛を圍み、鄆を取り、城濮の戦に、五たび荆人を敗りて、尊名を天下に取られたるも、亦是れ此の人を用ゐられ  
 るなり、されば今日の事も、亦君の人を用ゐたまふこと能はざるまてのとなり、士卒は疲弊せることなきなりと、簡子乃ち楯櫓を取り除け、  
 矢石の及ぶ所に立ちて、其の軍勢に攻太鼓を打ち鳴らし、士卒之れに乘じて、戦ひて大に勝ち、簡子の曰はく、吾れ革車千乘を  
 得むよりは、行人の楯過の一言を聞けるに如しと、以上、趙盾子衛の外郭を圍みて、士卒の奮はざりしとき、行人の楯過の、君は人を用ゐた  
 まふこと能はざるなりとの言を聞きて、身を蔽ひたる楯櫓を去り、衆を指揮して、大に勝ちしことを擧ぐ、

或曰行人未有以說也、乃道惠公以此人是敗、文公以此人是霸、  
 未見所以用人也、簡子未可以速去楯櫓也、嚴親在圍、輕犯矢石、  
 孝子之所愛親也、孝子愛親、百數之一也、今以為身處危、而人尙  
 可戰、是以百族之子愛於上、皆若孝子之所愛親也、是行人之誣  
 也、好利惡害、夫人之所有也、賞厚而信、人輕敵矣、刑重而必、人不  
 北矣、長行御上、數百不一人、喜利畏罪、人莫不然、將衆者、不出乎  
 莫不然之數、而道乎百無一人之行、行人未知用衆道也、  
 【乃道】…道ハ、言フナリ、【嚴親】…父タイフ、【百族】…百姓百吏タイフ、【夫人之所有也】…夫人ハ、人々タイハムカ知シ、【長行

御上】…御ハ、從フナリ、久シク軍行ニ在リテ、長上ニ從ヒテ去ラザルナリ、【道乎百無一人之行】…道ハ、由ルナリ、  
 或る人の曰はく、行人は未だ以て人を用ゐる所以を發見せざるなり、乃ち惠公は此の人を以て敗れ、文公は此の人を以て  
 勝たりといへるは、未だ以て人を用ゐる所以を發見せざるなり、簡子は未だ以て速に楯櫓を取り除くべからざるなり、何とならば、父親敵の  
 圍みに在れば、其の子輕しく矢石を犯して救ひ出さむとするは、孝子の親を愛する所なり、さりながら孝子の親を愛するは、百人の數の中  
 にて僅に一人あるのみなり、さるを今主の身危きに處れば、人尙ほ戰ふべしと思へるは、是れ百姓百吏の子の上を愛することを以て、皆孝子  
 の親を愛する所の若しとするなり、是れ行人の人情に合はざることを誣ふるなり、利を好み害を惡むは、人々の固有する所なれば、當厚くし  
 て信なれば、人皆恩賞を願ひて、敵を輕んじ、刑重くして必ずすれば、人皆諫諍を畏れて、敗北せず、久しく軍行に在りて、長上に從ひて去らざ  
 る者は、數百人の中に一人だにもあらざれど、利を喜び罪を畏るゝことは、人々然らざるはなし、さるを衆を將ゐる者、然らざることなき必  
 然の數に出でずして、百人の中に一人だにもなき行に由らむとす、行人は未だ衆を用ゐる道を知らざるなりと、以上、韓非楯過の言を難じ、  
 大將は、功ある者を厚く賞し、罪ある者を必ず罰すれば、士卒の勵まざることをなし、行人は未だ衆を用ゐる道を知らずと斷ず、

難三

魯穆公問於子思曰、吾聞龐糲氏之子不孝、其行奚如、子思對曰、  
 君子尊賢以崇德、舉善以勸民、若夫過行、是細人之所識也、臣不  
 知也、子思出、子服厲伯入見、問龐糲氏子、子服厲伯對曰、其過三、  
 皆君之所未嘗聞、自是之後、君貴子思、而賤子服厲伯也、

【魯穆公】…元公ノ子ナリ、【子思】…孔子ノ孫ナリ、名ハ恢トイフ、子思ハ字ナリ、【龐糲氏】…字書ニ糲ノ字ナシ、孔叢子ニハ、龍糲  
 氏ニ作リ、論衡ニハ、龍糲是ニ作レリ、【細人】…小人ナリ、【子服厲伯】…子服景伯ノ子孫ニテ、魯ノ大夫ナラム、  
 【魯の穆公】…孔子の孫の子思に問ひて曰はく、吾れ龐糲氏の子は不孝なりと聞き及ぶるが、其の行は如何と、子思對へて曰はく、君子は、  
 賢者を尊びて、以て徳ある者を崇む、善人を擧げ用ゐて、以て民に善行を勸む、夫の人の過失の行の若きは、是れ小人の識る所なり、臣は知ら  
 ざるなりと、子思退出せしに、子服厲伯入りて見えたれば、穆公重んじて龐糲氏の子の行を問ひたるに、子服厲伯對へて曰はく、其の過失は三  
 つありて、不孝の一つに止らず、皆君の未だ嘗て聞きたまはざる所なりと、是れより後、君は子思を貴びて、子服厲伯を賤みたり、以上、魯の  
 穆公の、人の惡を言はざる子思を貴び、人の惡を言ふ子服厲伯を賤みしことを擧ぐ、

或曰魯之公室三世劫於季氏、不亦宜乎、明君求善而賞之、求姦



而誅之、其得之一也、故以善聞之者、以說善同於上者也、以姦聞之者、以惡姦同於上者也、此宜賞譽之所及也、不以姦聞、是異於上、而下比周於姦者也、此宜毀罰之所及也、今子思不以過聞、而穆公貴之、厲伯以姦聞、而穆公賤之、人情皆喜貴而惡賤、故季子之亂成、而不上聞、此魯君之所以劫也、且此亡王之俗、取魯之民、所以自美、而穆公獨貴之、不亦倒乎、

【說善】：…說ハ、悦ト通ズ、【取魯】：…取ハ、鄭ニ作ルモシ、或る人の曰はく、魯の公室、三世續きて、家老の季氏に劫されたるも、亦尤ならざらむや、何とならば、明君は、善人を求めて、之れを賞し、姦人を求めて、之れを誅す、其の之れを得て治道に益あることは、古今同一なり、故に善を以て之れを上聞する者は、善を悦ぶことを以て上と同じくする者なり、姦を以て之れを上聞する者は、姦を惡むことを以て上と同じくする者なり、善を上聞するも、姦を上聞するも、俱に此れ宜しく賞譽の及ぶ所なるべきなり、姦を以て上聞せざるは、是れ上に異にして、下姦人に比周（カツタイ）する者なり、此れ宜しく毀罰の及ぶ所なるべきなり、然るに今子思は、人の過失を以て上聞せずして、穆公之れを賞び、厲伯は姦を以て上聞して、穆公之れを賤めり、人情は皆貴ばるべきことを喜びて、賤まるべきことを惡むが故に、季氏の亂成り立ちて上聞せず、此れ魯君の劫されたる所以なり、且つ此の人の過失を言はずといふことは、亡國の王者の風俗にして、鄭魯の愚民の自ら美とする所以なり、而るを穆公察せずして、獨り之れを賞びたるも、亦顛倒したることならざらむやと、以上、韓非魯の君の姦臣に劫されしは、人の惡を言ふことを嫌ひたる國俗の然らしめたる所なり、穆公の之れを賞びたるは、顛倒したることなりと斷ず、

文公出亡、獻公使寺人披攻之蒲城、披斬其袪、文公奔翟、惠公即位、又使攻之、惠資不得也、及文公反國、披求見、公曰、蒲城之役、君令一宿、而汝即至、惠資之難、君令三宿、而汝一宿、何其速也、披對

曰、君令不貳、除君之惡、惟恐不堪、蒲人翟人、余何有焉、今公即位、其無蒲翟乎、且桓公置射鉤、而相管仲、君乃見之、

【寺人披】：…寺人ハ、宦官ナリ、姓ハ李、名ハ披トイフ、【袪】：…袂ナリ、【魯】國ノ名ナリ、【惠公】：…文公ノ兄ナリ、名ハ夷吾トイフ、【蒲】國ノ名ナリ、【置射鉤】：…置ハ、釋（ユル）スナリ、解クナリ、管仲管テ桓公ヲ射テ、玉帶ノ鉤（カケガネ）ニ中テマリ、經チ切リタレバ、文公急場を免れて、翟國へ奔リたり、其の後、兄の惠公位に即きて、又披をして文公を惠資に攻めしめたり、之れを捕へ得ざりき、其の後、文公國へ反るに及びて、披見えむことを求めたるに、公の曰はく、蒲城の役に、君（獻公）を指す途中にて、一宿せよと命令せられたるに、汝一宿せずして、即日に至り、惠資の難に、君（惠公）を指す途中にて三宿せよと命令せられたるに、汝一宿して到着せり、何ぞ其れ急速に手向ひたる、披對へて曰はく、君の命令には貳（タガ）ふべからず、君の惡まるべき者を除くには、惟だ力の堪へざらむことを恐る、且つ穆公は、獻公の時に在りては、蒲人たり、惠公の時に在りては、翟人たり、蒲人翟人に對しては、余れ何ぞ顧み憚る所あらむ、今穆公位に即きたまへば、其れ蒲人翟人たりし當時の如く、穆公に難をなす者ならむや、若し之れあらば、臣は速に馳け向ふべし、且つ齊の桓公は、玉帶の鉤（カケガネ）を射られし怨を差し置きて、管仲を宰相とせりと、君其の對の理に服して、乃ち披を延見せり、以上、魯の文公の已れに仇せし寺人の披の對を嘉して、之れを延見せしことを擧ぐ、

或曰、齊晉絕祀、不亦宜乎、桓公能用管仲之功、而忘射鉤之怨、文公能聽寺人之言、而棄斬袪之罪、桓公文公能容二子也、後世之君、明不及二公、後世之臣、賢不如二子、以不忠之臣、事不明之君、君不知、則有燕操子罕田常之賊、知之、則以管仲寺人自解、君必不誅、而自以為有桓文之德、是臣讎君、而明不能燭、多假之資、自以為賢、而不戒、則雖無後嗣、不亦可乎、且寺人之言也、直飾君令、而不貳者、則是貞於君也、死君復生、臣不愧、而後為貞、今惠公朝



卒而暮事文公寺人之不貳何如

【桓公文公能容三子也】一本ニハ、也ノ上ニ者ノ字アリ、【燕操】：燕ノ公孫操ナリ、其ノ君惠王ヲ弑セリ、【子罕】：宋人ナリ、其ノ君ヲ弑セリ、【田常】：齊人ナリ、其ノ君簡公ヲ弑セリ、

【或る人の曰はく、齊と晉との國亡びて、祖先の祀を絶ちたるも、亦尤ならざらむや、何とならば、齊の桓公は、能く管仲の功を用ゐて、玉帶の鉤を射られし怨を忘れ、晉の文公は、能く寺人の言を聴きて、袂を絶ち切りし罪を宥てたれば、桓公と文公とは、能く管仲と寺人の二子之を容れたる者なり、然るに桓、文の二公の後世の君は、其の明察二公に及ばず、桓、文の二公の後世の臣は、其の賢才管仲、寺人の二子の如かずして、不忠の臣を以て、不明の君に事へたり、君其の不忠なることを知らざれば、燕の公孫操、宋の子罕、齊の田常の如き賊臣あり、君其の不忠なることを知れば、臣管仲、寺人を例に引きて、以て自ら辯解することに因りて、君必ず誅せずして、自ら桓、文の徳ありと思へり、是れ臣君を離れしむる也、君の明察之れを燭らして看破すること能はず、多く之れに資本を假して、(當罰を擅にせしむることをいふ)自ら賢明なりと思ひて、之れを警戒せざるなり、此の如くなれば、國亡びて後嗣なしと雖も、亦宜しからざらむや、且つ寺人の言は、直(タテ)飾れるなり、君命令して、臣其の命令に貳(タテ)はざるは、是れ君に忠貞なるなり、一たび死したる君、重れて生くとも、臣其の君に對して、心に愧づることなくして、而して後に、忠貞なりとす、然るに、今寺人は、惠公朝に卒して、暮に文公に事へたり、寺人の君の令には貳はずといへるは、如何なる者か、其の貳ひたること明白ならむと、以上、韓非齊桓、晉文の舊怨を忘れて管仲、寺人を許容せしは、後世の賊臣をして、篡奪の口實を爲さしめたるなり、且つ披の如き先君の讒ニ事へて愧ぢざる者は、其の心術を疑はざるを得ずと難す、

人有設桓公隱者曰一難二難三難何也桓公不能對以告管仲管仲對曰一難也近優而遠士二難也去其國而數之海三難也君老而晚置太子桓公曰善不擇日而廟禮太子

【隱】：隱語、即チ諱ナリ、【不能對】：一本ニハ、對チ射ニ作レリ、射ハ、之レヲ中ツルナリ、解クタイフ、【置太子】：置ハ、立ツルナリ、

【或る人齊の桓公に諱をかけて諷諭する者ありて曰はく、一つの難(ムツカシ)きこと、二つの難きこと、三つの難きこととは何ぞと、桓公之れに對ふる、こと能はずして、以て管仲に告げたるに、管仲對へて曰はく、一つの難きこととは、國君俳優を近づけて、士人を遠ざくることなり、二つの難きこととは、國君其の國を離れ去りて、數(タビ)海へ往きて遊ぶことなり、三つの難きこととは、國君年老いて晚く太子を立てることなりと、桓公の曰はく、至極尤なりと、吉日を擇ぶを待たず、取り急ぎて、祖先の廟に告げて、太子を立てる禮式を行へり、以上、齊の桓公管仲の三難の隱語の解を聞き、急に太子を立てしことを譽ぐ、

或曰管仲之射隱不得也士之用不在近遠而俳優侏儒固人主

之所與燕也則近優而遠士而以爲治非其難者也夫處勢不能  
用其有而徒不去國是以一人之力禁一國以一人之力禁一國  
者少能勝之明能照遠姦而見隱微必行之令雖遠於海內必無  
變然則去國之海而不劫殺非其難者也楚成王置商臣以爲太  
子又欲置公子職商臣作難遂弑成王公子宰周太子也公子根  
有寵遂以東周反分而爲兩國此皆非晚置太子之患也夫分勢  
不二庶孽卑寵無籍雖處耄老晚置太子可也然則晚置太子庶  
孽不亂又非其難也物之所謂難者必借人成勢而勿使侵害己  
可謂一難也貴妾不使二后二難也愛孽不使危正適專聽一人  
而不敢偶君此則可謂三難也

【射隱】：前ノ字訓ヲ看ヨ、【俳優】：短人ナリ、人主ニ玩バル、俳優ノ小男タイフ、【所與燕】：燕ハ、宴ト通ズ、安ズルナリ、息  
フナリ、【則近優而遠士】：則ノ上ニ然ノ字ヲ脱セリ、【夫處勢】：一本ニハ、勢ノ下ニ而ノ字アリ、【雖遠於海】：於ハ、游ニ作ルベ  
シ、【楚成王置商臣以爲太子】：内儲説篇ノ下ニ見ユ、【作難】：内亂ヲ起スナリ、【公子宰】：一本ニハ、宰ヲ朝ニ作レリ、【庶  
孽】：妾腹ノ子ナリ、【成勢】：成ハ、威ニ作ルベシ、【二后】：妻ニ並ブナリ、【二難也】：二ノ上ニ可謂ノ二字ヲ脱セリ、【正適】：適  
達ハ、嫡ナリ、正嫡ハ、本妻ノ子ナリ、【不敢偶君】：偶ハ、兩ナリ、並ブナリ、  
【或る人の曰はく、管仲の諱を解けるは、其の當を得ざるなり、何とならば、士人の用は、近遠に在らず、遠しと雖も亦用あり、而して俳優侏  
儒の藝人共は、固より人主の興に宴樂する所なれば、近きに在るは當然なり、然れば則ち俳優を近づけ、士人を遠ざけて、以て國を治むるこ  
とを爲すは、其の難(ムツカシ)きことにあらざるなり、夫れ君、人主の勢に處ながら、其の固有する術を用ゐること能はずして、徒に其の國







細也、今有功者必賞、賞者不德、君力之所致也、有罪者必誅、誅者不怨、上罪之所生也、民知誅賞皆起於身也、故疾功利於業、而不受賜於君、太上下智有之、此言太上之下民無說也、安取懷惠之民、上君之民無利害、說以悅近來、遠亦可舍已、哀公有臣外障距、內比周、以愚其君、而說之以選賢、此非功伐之論也、選其心之所謂賢者也、使哀公知三子外障距內比周也、則三子不立矣、哀公不知選賢、選其心之所謂賢、故三子得任事、燕王噲賢子之、而非孫卿、故身死為僂、夫差智太宰嚭、而愚子胥、故滅於越、魯君不必知賢、而說以選賢、是使哀公有夫差燕噲之患也、明君不自舉、臣相進也、不自賢、功相徇也、論之於任、試之於事、課之於功、故羣臣公正而無私、不隱賢、不進不肖、然則人主奚勞於選賢、景公以百乘之家、賜而說以節財、是使景公無術以享厚樂、而獨儉於上、未免於貧也、有君以千里養其口腹、則雖桀紂不侈焉、齊國方三千里、而桓公以其半自養、是侈於桀紂也、然而能為五

霸冠者、知侈儉之地也、為君不能禁下、而自禁者、謂之劫、不能飭下、而自飭者、謂之亂、不節下、而自節者、謂之貧、明君使人無私、以詐而食者、禁盡力於事、歸利於上者、必聞聞者、必賞、汗穢為私者、必知、知者必誅、然故忠臣盡忠於公、民士竭力於家、百官精尅於上、侈倍景公、非國之患也、然則說之以節財、非其急者也、夫對三公一言、而三公可以無患、知下之謂也、知下明則禁於微、禁於微則姦無積、姦無積則無比周、無比周則公私分、公私分則朋黨散、朋黨散則無外障距、內比周之患、知下明則見精沐、見精沐則誅賞明、誅賞明則國不貧、故曰一對而三公無患、知下之謂也、

【倍心】……背叛スル心ナリ、【敗民】……敗ハ、倍ノ誤ナラム、【不告棄公之明】……之ハ、不ノ誤ナラム、【六王之冠】……六王ハ、堯舜禹湯文武ナリ、冠ハ、首ナリ、【一從而成危】……從ハ、從ニ作ルベシ、成危ハ、成邑ニ作ルベシ、管子ニモ、史記ニモ、舜一徒成邑、二徒成郛、三徒成國トアリ、【有小人無術以禁下】……有小人ノ下ニ於此ノ二字アルベシ、【圖難者於其所易也、大者於其所細也】……老子ノ第六十三章ニ、圖難於其易、為大於其細トアリ、【力之所致也】……力ハ、功ノ誤ナラム、【太上智有之】……老子ノ第十七章ナリ、智ハ、知ニ作ルベシ、太上ハ、上古ノ世ナリ、【說以悅近來遠】……近ノ下ニ而ノ字ヲ脱セリ、【功伐】……功ヲ積ムテ伐トイフ、【孫卿】……即チ荀卿ナリ、【不節下】……不ノ下ニ能ノ字ヲ脱セルナラム、【以詐而食者禁】……禁ノ上ニ必ノ字ヲ脱セリ、【忠臣盡忠於公】……上ノ忠ノ字ハ、衍ナラム、【精尅】……精ハ、清ト通ズ、清廉尅己ナリ、無比周、無比周、此ノ六字ハ、民無倍心、知下明ノ七字ニ作ルベシ、【精沐】……沐ハ、精明ナルコト洗フガ如キナリ、或ハ云ハク、尅ノ誤ナリ、上ニ見エタリト、

或る人の曰はく、仲尼の對は、亡國の言なり、何とならば、國に背叛する心あらむことを恐れて、之れに説くに、手近き者を悦ばせて、手遠き者を引寄せ、ことを以てせるは、是れ民に恩惠に懐かしむることを教ふるなり、恩惠の政事は、功なき者賞を受けて、罪ある者罰を免る、此れ法の敗る、所以なり、法敗れて政亂る、亂政を以て背叛する民を治むれば、未だ其の宜しきことを見ざるなり、且つ民に背叛する心ある







君不足，以徧知臣也。故因人以知人，是以形體不勞，而事治，智慮不用，而姦得。故宋人語曰：一雀過羿，羿必得之，則羿誣矣。以天下爲之羅，則雀不失矣。夫知姦，亦有大羅，不失其一而已矣。不脩其理，而以己之胸察爲之弓矢，則子產誣矣。老子曰：以智治國，國之賊也。其子產之謂歟。

【因物以治物】…治ハ、知ニ作ルベシ。寡不勝衆者、言君不足、以徧知臣也。…文例ヲ推スニ、者言ノ二字、也ノ字ハ衍ナラム。

【老子曰】…老子ノ第六十五章ナリ。  
 或る人の曰はく、子産の政治も、亦多事ならざらむや、姦は必ず耳目の及び届く所を待ちて而して後に之れを知らば、鄰國の姦を得る。と事からむ。物を典(ツカサド)り事を成す役人に任ぜず、彼此を委任する政を察せず、度量即ち法度を明にせず、特(タツ)己れの耳目の聰明を盡し、己れの智慮を勞して、以て姦を知れるも、亦術なからざらむや、且つ夫れ一國の物事は衆くして、一人の智慮は寡し、姦は衆に勝たざれば、一人の智慮は、以て徧く一國の物事を知るに足らず、故に物事に因りて以て物事を知るなり、下民は衆くして、君上は寡し、姦は衆に勝たざれば、君は以て徧く臣を知るに足らず、故に人に因りて以て人を知るなり、是を以て、形體勞せずして事治り、智慮用わずして姦得らる。故に宋人の語に曰はく、一雀の雀、羿の前を通り過ぐれば、羿必ず之れを得て逃さずとは、羿の姦妄なる言なり、羿は弓の名人なれども、雀を見て必ず一々之れを得らる、者にあらず、然るに天下を以て之れが羅網とせば、雀失はずして、殘らず之れを捕へらる、ならむ、夫れ姦を知るにも、亦大なる羅網あり、謂ふ所の典成委任は是れなり、此の術を以て、其の一人をだにも失はざるのみなり、其の理を簡めずして、己れの胸中の推察を以て、之れが弓矢と爲すは、子産の姦妄なる言なり、老子の曰はく、智を以て國を治むるは、國の賊なりと、其れ子産のことなどを謂へる者なり、以上、韓非子産の法度に依らずして、問見の智を用ひしことを難し、智を以て國の賊なりといへる老子の言を以て子産を評す。

秦昭王問於左右曰：今時韓魏孰與始彊，左右對曰：弱於始也。今之如耳、魏齊孰與曩之孟嘗、芒卯對曰：不及也。王曰：孟嘗、芒卯率彊，韓魏猶無柰寡人何也。左右對曰：甚然。鍾期推琴而對曰：王之

料天下過矣。夫六晉之時，知氏最彊，滅范中行，而從韓魏之兵，以伐趙，灌以晉水，城之未沈者三板。知伯出，魏宣子御，韓康子爲驂，乘知伯曰：始吾不知水可以滅人之國，吾乃今知之。汾水可以灌安邑，絳水可以灌平陽，魏宣子肘，韓康子踐，宣子之足，肘足接乎車上，而知氏分於晉陽之下。今足下雖彊，未若知氏、韓魏雖弱，未至如其晉陽之下也。此天下方用肘足之時，願王勿易之也。

【如耳】…魏ノ大夫ナリ、或ハ云ハク、韓ノ臣ナリト、内儲説篇ノ上ニ、衛嗣君重知耳、外儲説篇ノ右ノ上ニ、知耳説衛嗣公トアリ、【魏齊】…魏ノ宰相ナリ、【孟嘗】…齊ノ孟嘗君ナリ、【芒卯】…魏ノ將ナリ、【鍾期】…一本ニハ、鍾ヲ中ニ作レリ、中期ハ、秦ノ樂師ナリ、鍾期ハ、伯牙ト時ヲ同ウクス、六國ノ時ノ人ニアラズ、【六晉】…晉ノ六卿ナリ、知氏、范氏、中行氏、韓氏、魏氏、趙氏ナリ、【三板】…三板ハ、高ニ二尺ナリ、【知伯出】…戰國策ニハ、戰國策ニハ、韓康子御、魏宣子驂、乘知伯トアリ、【安邑】…魏ノ都城ナリ、【平陽】…魏ノ都城ナリ、【足下】…古ハ、君ヲ稱シテ足下トイヘリ、【未至】…如其晉陽之下也、晉ノ上ニ在ル字ヲ脱セリ、史記ニモ、説苑ニモ、在ル字アリ、

【秦昭王】…左右に問ひて曰はく、今時の韓、魏と始めの時の韓、魏とは、孰れが強きと、左右對へて曰はく、今時の韓、魏は、始めの時の韓、魏より弱しと、王又問ひて曰はく、今の如耳、魏齊と、曩の孟嘗、芒卯とは、孰れが賢れると、左右對へて曰はく、如耳、魏齊は、孟嘗、芒卯に及ばざるなりと、王の曰はく、孟嘗、芒卯は、強き韓、魏の兵を率ゐて、以て秦を伐ちたれど、猶ほ寡人を柰何ともすることなかりき、今無能の如耳、魏齊、弱き韓、魏の兵を率ゐて、以て秦を攻むとも、其の寡人を柰何ともすることなからむことは明しと、左右對へて曰はく、甚だ然りと、樂師の中期、琴を推しやりて、對へて曰はく、大王の天下の諸侯を料りたまふこと過てり、夫れ六晉即ち晉の六卿の存在せし時、知氏最も強くして、范氏、中行氏を滅しつ、韓、魏の兵を從へて、以て趙を伐ち、灌ぐに晉水を以てせし、晉陽城の未だ沈没せざること、僅に三板即ち六尺なりき、其の時、知伯陣屋を出て、水の様子を見廻りしが、魏宣子は知伯の馬車の御者となり、韓康子は驂乗(ソヘノリ)となれり、知伯の曰はく、始め吾れ水の以て人の國を滅すべきことを知らざりしが、吾れ乃ち今之れを知れり、汾水は以て魏の安邑に灌ぐべく、絳水は以て韓の平陽に灌ぐべしと、斯くと聞きたる魏宣子は、韓康子の肘を突き、康子は宣子の足を踐みて、知伯を驚さむ相圖をしたれば、肘と足と車上に接して、而して知氏は遂に晉陽の城下に於て、韓、魏に滅されて、其の領地を分割せられたり、今足下は強しと雖も、未だ知氏に若かず、韓、魏は弱しと雖も、未だ其の晉陽の城下に在りし時の如きには至らざるなり、此れ天下の諸侯方に肘と足とを用ひて足下を圍る時節なり。



り、願はくは大王之れを輕辱したまふことなからむことを、以上、秦の昭王韓、魏を輕蔑せしに、左右の臣は、其の言を然りとし、樂師の中  
期は敵を侮るべからざる所以を説きて、之れを諫めしことを擧ぐ、

或曰、昭王之間、也有失、左右鍾期之對、也有過、凡明主之治國也、  
任其勢、勢不可害、則雖彊天下、無奈何也、而況孟嘗、芒卯、韓、魏能  
柰我何、其勢可害也、則不肖如如耳、魏、齊及韓、魏、猶能害之、然則  
害與不侵、在自恃而已矣、奚問乎、自恃其不可侵、則彊與弱、奚其  
擇焉、夫不能自恃、而問其奈何也、其不侵也、幸矣、申子曰、失之數、  
而求之信、則疑矣、其昭王之謂也、知伯無度、從韓、康、魏、宣、而圖以  
水灌滅人國、此知伯之所以國亡、而身死、頭爲飲杯之故也、今昭  
王乃問、孰與始彊、其未有水人之患乎、雖有左右、非韓、魏之二子  
也、安有肘足之事、而鍾期曰、勿易此虛言也、且鍾期之所官、琴瑟  
也、絃不調、弄不明、鍾期之任也、此鍾期所以事昭王者也、鍾期善  
承其任、未嫌昭王也、而爲所不知、豈不妄哉、左右對之曰、弱於始  
與不及、則可矣、其曰甚、然則諛也、申子曰、治不踰官、雖知不言、今

鍾期不知、而尙言之、故曰、昭王之間、有失、左右鍾期之對、皆有過  
也、

【求之信】：信ハ、臣ニ作ルベシ、【未嫌昭王也】：嫌ハ、満足スルナリ、爲所不知、爲ハ、謂ト通ズ、言フナリ、  
【或人の曰はく、昭王の間は過失あり、左右と中期との對も過失あり、何とならば、凡そ明主の國を治むるは、其の勢に任ず、勢害すへか  
らざれば、強き天下の諸侯擧りて手向ふと雖も、奈何ともすることなきなり、而るを況むや孟嘗、芒卯、韓、魏能く我を柰何せむ、其の勢害  
すべければ、不肖なること如耳、魏、齊及び韓、魏の猶能く我を柰何せむ、其の勢害  
はざるを恃むに在るのみなり、何ぞ人に問ふに及ばむ、問はずして明なり、自ら其の侵さるべからざることを恃めば、敵の強きと弱きとは、  
何ぞ其れ辨む、夫れ自ら恃む、と能はずして、敵の柰何を問ふ、其の侵されざるは幸なり、申子曰はく、之れが術數を失ひて、之れを臣下  
に問ひ求むれば、自ら疑惑すと、其れ昭王の謂なり、知伯は法度なくして、韓、康、魏、宣を從へて、水を以て灌ぎて、人の國を滅さむことを圖れ  
り、此れ知伯の國亡びて身死し、其の頭骨趙、孟嘗子の酒を飲み杯となりし所以の故なり、今昭王は、乃ち始めの強きと今の強きとは孰れなるか  
と問ひたるが、其の未だ人を水攻にする患あらざるむには、馬車の左右に相乘する者ありと雖も、韓、康、魏、宣の二子にあらざれば、何とて肘  
と足とにて相圖する事あらむ、而るに中期の輕易することなれと曰へるは、此れ虛言なり、且つ中期の官（ヤクメ）とする所は琴瑟なり、絃  
調はず、曲を弄する、と明ならざるは、中期の責任なり、此れ中期の昭王に事ふる所以の者なり、中期善く其の任を承けて、未だ昭王に満足  
せられざるむ、而るを之れを思はずして、己れの知らざる職分外の事を謂へるは、いかに僭妄ならざるむや、左右之れに對へて、始めより弱  
しと曰へると、及ばずと曰へるとは、宜しけれども、其の甚だ然りと曰へるは、詔王の言へり、故に昭王の間は過失あり、左右と中期との對も皆過失  
論えず、知ると雖も、職分外の事を言はずと、今中期は知らずして僭は之れを言へり、故に昭王の間は過失あり、左右と中期との對も皆過失  
ありと曰ふなりと、以上、韓非君臣の問答を非難して、昭王の間は過失あり、左右の對は越權なり、皆過失ありと斷ず、

管子曰、見其可說之有證、見其不可惡之有形、賞罰信於所見、雖  
所不見、其敢爲之乎、見其可說之無證、見其不可惡之無形、賞罰  
不信於所見、而求所不見之外、不可得也、

【說之】：説ハ、悦ト通ズ、【有證】：證ハ、驗ナリ、恩賞ナイフ、管子ニハ、證ニ作レリ、【有形】：形ハ、刑ナリ、刑罰ナリ、管子ニハ  
利ニ作レリ、【其敢爲之乎】：爲ハ、爲ニ作ルベシ、【求所不見之外】：外ハ、化ノ誤ナラム、管子ニハ、求其所不見之爲之化ニ作  
レリ、  
【管子の曰はく、君其の臣の宜しきことを見て、之れを悦べば、證即ち恩賞あり、君其の臣の宜しからざることを見て、之れを惡めば、形即



ち刑罰あり、彼も罰も君の見たる所に信ならば、君の見ざる所と雖も、臣其れ敢て之れを爲らむ、君其の臣の宜しきことを見て、之れを悦べども、誰御ち恩賞なく、君其の臣の宜しからざることを見て、之れを惡めども、形即ち刑罰なし、賞も罰も君の見たる所に信ならずして、君の見ざる所の臣の化せむことを求むとも、得べからざらむと、以上、管仲の君の賞罰は先づ其の見たる所の者に信にすべしとの説を擧ぐ、

或曰、廣庭嚴居、衆人之所肅也、晏室獨處、曾史之所慢也、觀人所肅、非得情也、且君上者、臣下之所爲飾也、好惡在所見、臣下之飾、姦物、以愚其君、必也、明不能燭遠、姦見隱微、而待之以觀、飾行定、賞罰、不亦弊乎、

【晏室】……晏ハ、閑ナリ、【曾史】……孔子ノ弟子ノ曾參、衛ノ大夫ノ史魚ナリ、【待之】……待ハ、恃ノ誤ナラム、【不亦弊乎】……弊ハ、

【或人の曰はく、廣き宮庭に嚴しく居るときは、世の常の衆人すら、威儀を肅敬する所なり、閑き屋室に獨り處るときは、孔子の弟子の曾參、衛の大夫の史魚の如き正しき人すら、威儀を怠慢にする所なり、されば人の肅敬する所を觀るは、情實を得ることにあらずなり、且つ君上の前は、臣下の虚飾をする所なり、君の好むこと惡むこと、其の見ざる所にのみ在りて、其の見ざる所を擇ばざれば、臣下の姦物を飾りて以て其の君を愚にすること必定なり、君の明察、遠方の姦邪を燭（テラ）し、隠れて微なるを見ること能はずして、之れを恃みて、以て飾れる行を觀て、賞罰を定むとも、亦其の耳目を蔽はれざらむと、以上、韓非管仲の説を難じて、遠姦を燭し隱微を見ること能はざれば不可なりと言ふ、

管子曰、言於室滿於室、言於堂滿於堂、是謂天下王、

【管子の曰はく、室（オケザシキ）に言へば、室に滿ち、堂（オモテザシキ）に言へば、堂に滿ち、ありあふ人に悉く聞か、めて、少しも色み匿すことなし、是れを天下の王と謂ふと、以上、管仲の王者の言は公明正大なるべしとの説を擧ぐ、

或曰、管仲之所謂、言室滿室、言堂滿堂者、非特謂遊戲飲食之言也、必謂大物也、人主之大物、非法則術也、法者編著之圖籍、設之

於官府、而布之於百姓者也、術者藏之於胸中、以偶衆端、而潛御羣臣者也、故法莫如顯、而術不欲見、是以明主言法、則境內卑賤莫不聞知也、不獨滿於堂、用術則親愛近習、莫之得聞也、不得滿堂、而管子猶曰、言於室滿室、言於堂滿堂、非法術之言也、

【大物】……物ハ、事ナリ、【編著之圖籍】……圖ノ上ニ於テ字ヲ脱セリ、【偶ハ、讀マテ當トス、或る人の曰はく、管仲の謂へる所の室に言へば、室に滿ち、堂に言へば、堂に滿つとは、特に遊戲飲食の言のみにはあらずなり、必ず大事を謂へるなり、人主の大事は、法にあらざれば術なり、法は、之れを圖籍に編著し、之れを官府に設けて、之れを百姓に布く者なり、術は、之れを胸中に藏めて、以て衆の端緒を寓して、潛（ヒソカ）に羣臣を御する者なり、故に法は顯明なるに如くはなくして、術は見（アラハ）るゝことを欲せず、是を以て、明主法を言へば、一境の内の卑賤の者まで聞知せざるることなきなり、獨り堂に滿つのみならず、術を用ひれば、親愛近習も之れを得て聞知ることなきなり、堂に滿つことを得ず、而るに管子は、猶ほ室に言へば、室に滿ち、堂に言へば、堂に滿つと曰へるは、法術の言にあらざるなりと、以上、韓非管仲の説を難じて、法は顯明なるに如くはなく、術は見るゝことを欲せず、管仲の説は法術の言にあらざると斷ず、

難四

衛孫文子聘於魯、公登、亦登、叔孫穆子趨進、曰、諸侯之會、寡君未嘗後、衛君也、今子不後寡君、寡君未知所過也、子其少安、孫子無辭、亦無悛容、穆子退而告人曰、孫子必亡、臣而不後君、過而不悛、亡之本也、

【孫文子】……名ハ林父トイフ、【聘於魯】……諸侯ノ大夫ヲシテ諸侯ノ安否ヲ問ハシムルヲ聘トイフ、【叔孫穆子】……魯ノ大夫ナリ、



衛の孫文子、魯に聘問したる時、魯公書院の階段に登れば、文子も亦登らむとせり、魯の大夫の叔孫種子、趨り進みて曰はく、諸侯の會合に、寡君は未だ衛君に後れずして、階段を並びて登られたり、さるる今子は寡君に後れず、相並びて登られむとす、寡君には未だ何等の過失ありて斯かる侮辱を受けらるゝことを知らざるなり、子其れ少し徐歩して、寡君に後れて登られよと、孫子辯解する辭なく、改悔する様子もなく、遂に魯公と相並びて登りたり、種子退きて人に告げて曰はく、孫子は必ず亡びむ、臣にして君に後れず、過ちて後めざるは、亡ぶる本なりと、以上、衛の孫文子魯に來聘して、魯君と俱に階段に登れるを、叔孫種子止むれども難からざりしは、種子人に語りて、孫子は必ず亡びむと豫言せしことを舉ぐ、

或曰天子失道、諸侯伐之、故有湯武、諸侯失道、大夫伐之、故有齊晉、臣而伐君者、必亡、則是湯武不王、晉齊不立也、孫子君於衛、而後不臣於魯、臣之君也、君有失也、故臣有得也、不命亡於有失之君、而命亡於有得之臣、不察魯不得誅衛、大夫而衛君之明、不知不悛之之臣、孫子雖有是二也、以亡其所以失、所以得君也、

天子失道、諸侯伐之、故有湯武、諸侯失道、大夫伐之、故有齊晉、臣而伐君者、必亡、則是湯武不王、晉齊不立也、孫子君於衛、而後不臣於魯、臣之君也、君有失也、故臣有得也、不命亡於有失之君、而命亡於有得之臣、不察魯不得誅衛、大夫而衛君之明、不知不悛之之臣、孫子雖有是二也、以亡其所以失、所以得君也、

或曰、臣主之施分也、臣能奪君者、以得相騎也、故非其分而取者、

衆之所奪也、辭其分而取者、民之所予也、是以桀索嶧山之女、紂求比干之心、而天下離、湯自易名、武身受罰、而海內服、趙咺走山、田氏外僕、而齊晉從、則湯武之所以王、齊晉之所以立、非必以其君也、彼得之、而後以君處之也、今未有其所以得、而行其所以處、是倒義、而逆德也、倒義、則事之所以敗也、逆德、則怨之所以聚也、敗亡之不察、何也、

以得相騎也、得ハ、勢ヲ得ルナリ、騎ハ、奇ナリ、兩立セザルナリ、湯自易名、湯ノ名ハ乙、又ノ名ハ履ナリ、履ハ下ニ在リテ人ニ踐ムル、者ナレバ、新ク改名シテ、桀ノ嬖臣ヲ遣ケルモノカ、武身受罰、武ノ名ハ受、受ハ、受ケルモノカ、趙咺走山、趙咺走山、趙咺走山、田氏外僕、田成子出走シテ、驪夷子皮ノ舍人トナリシコト、說林篇ノ上ニ見エタリ、又或る人の曰はく、人臣と人主との施分は、尊卑上下の分際なり、臣能く君の位を奪ふ者は、臣勢を得たるを以て、君臣兩立せざればなり、故に其の分際にあらずして取る者は、衆の奪ふ所なれど、其の分際の當に得べきを辭退して、而して後に取る者は、民の予ふる所なり、是以て、夏の桀王は、嶧山を伐ちて、其の國の美女を搜し索め、殷の紂王は、比干の心(ハネ)を割きて、聖人の心には七つの穴ありといへる事實の有無を尋れ求めて、天下の人心離れたりき、殷の湯王は、桀の嬖臣を遣けて、自ら名を易へて、履といへる下賤の名を稱し、周の武王は、自らに封の罵詈を受けて、海内歸服し、晉の趙宣子は、趙穿の靈公を試せし時、山へ走り、齊の田氏は、他國の者の奴僕となりて、齊、晉の民之れに従ひたれば、殷の湯王、周の武王の王となりたる所以、齊の田氏は、他國の者の奴僕となりて、齊、晉の民之れに従ひたれば、彼れ自ら其の得べき者を得て、而して後に、君の位を以て之れに處たるなり、今孫文子は、未だ其の得べき者を得る所以にあらずして、其の君位に處る所以を行へり、是れ義を倒にして、德に逆ふなり、義を倒にするは、事の敗る、所以なり、德に逆ふは、怨の聚る所以なり、其の敗亡せむことを察せざるは、何事ぞと、以上、韓非又孫文子の行爲を難じて、殷湯、周武、趙宣、田成の民心を得しは、德義に叶ひたればなり、孫文子の德義に反り、君位を奪ひて、敗亡せむことを察せざりしは、愚なることなりと斷ず、

魯陽虎欲攻三桓、不尅、而奔齊、齊景公禮之、鮑文子諫曰、不可、陽



虎有寵於季氏而欲伐於季孫貪其富也今君富於季孫而齊大於魯陽虎所以盡詐也景公乃囚陽虎

【三桓】三桓ノ三卿ノ三桓を攻めむと欲して、勝たずして、齊へ奔りたるに、齊の景公之れを禮遇せり、鮑文子公を諫めて曰はく、こは宜しからず、何とならば、陽虎は、三桓の一なる季氏に寵あり、而るに季孫に代らむと欲せしは、其の富を貪るなり、今我が君は、季孫より富みたまひて、齊は魯より大なれば、陽虎の寵に野心を懷き、詐偽を盡して、君に媚ぶる所以なりと、景公乃ち陽虎を囚へたり、以上、齊の景公、魯の季氏に假きし陽虎を禮せしを、鮑文子の、彼れは危険の人物なりとの諫に因りて、之れを囚禁せしことを擧ぐ。

或曰千金之家其子不仁人之急利甚也桓公五伯之上也爭國而殺其兄其利大也臣主之間非兄弟之親也劫殺之功制萬乘而享大利則羣臣孰非陽虎也事以微巧成以疎拙敗羣臣之未起難也其備未具也羣臣皆有陽虎之心而君上不知是微而巧也陽虎貪於天下以欲攻上是疏而拙也必使景公加誅於拙虎是鮑文子之說反也臣之忠詐在君所行也君明而嚴則羣臣忠君懦而闇則羣臣詐知微之謂明無救赦之謂嚴不知齊之巧臣而誅魯之成亂不亦妄乎

【五伯之上也】五伯之上也、長二作ルベシ、無救赦之謂嚴、或ハ云ハク、行文ナラマト、或る人の曰はく、古語に、千金の富を有する家は、其の子不仁にして、鄙吝なりといへるは、人の利益を得ること急なることを戒しめて、

執理人情を順みざればなり、齊の桓公は、五伯の長なるに、國を争ひて、其の兄なる公子の糾を殺し、其の國を得る利益大なればなり、兄弟の間も猶ほ此の如し、人臣と人主との間は、兄弟の親みゆるにあらざるなり、君を劫殺する功は、萬乘の大國を制して、大利を享くることなれば、羣臣孰れも陽虎にあらざるも、皆悉く陽虎なり、事は隱微巧妙を以て成り、疎拙拙劣を以て敗る、羣臣の未だ禍難を起さざるは、其の準備未だ完具せざればなり、羣臣は皆陽虎の心あれども、君上之れを知らざるは、是れ隱微にして巧妙なるなり、陽虎の天下を貪りて、以て上を攻めむと欲するは、是れ疎拙にして拙劣なるなり、ざるを必ず景公をして誅を拙劣なる陽虎に加へしめたるは、是れ鮑文子の説の理に反(ソム)きたるなり、臣の忠詐は、君の行ふ所に在り、君明察にして嚴重なれば、羣臣忠なり、君懦弱にして闇愚なれば、羣臣詐る、隱微を知るを明察と謂ひ、必ず罰して救赦する、となきを嚴重と謂ふ、齊の内部に巧妙なる逆臣あることを知らずして、齊の亂を成し、者を誅せしは、亦妄事ならざるむと、以上、韓非鮑文子の説を難じて、君明察なれば羣臣忠なり、君闇愚なれば、羣臣詐る、齊に巧詐の臣あることを知らずして、獨り陽虎を誅へしは、益もなきことなりと斷ず。

或曰仁貪不同心故公子目夷辭宋而楚商臣殺父鄭去疾予弟而魯桓弑兄五伯兼并以桓律人則是皆無貞廉也且君明而嚴則羣臣忠陽虎爲亂於魯不成而走入齊而不誅是承爲亂也君明則知誅陽虎之可以濟亂也此見微之情也語曰諸侯以國爲親君嚴則陽虎之罪不可失此無救赦之實也則誅陽虎所以使羣臣忠也未知齊之巧臣而廢明亂之罰責於未然而不誅昭昭之罪此則妄矣今誅魯之罪亂以威羣臣之有姦心者而可以得季孟叔孫之親鮑文之說何以爲反

【公子目夷辭宋】左傳ニ云ハク、宋公疾メリ、太子固ク請ヒテ曰ハク、目夷ハ長シク且仁ナリ、君其レ之レヲ立テヨト、公目夷ニ命ズ、目夷辭シテ曰ハク、能ク國ヲ以テ讓ル、仁執レカ焉レヨリ大ナラム、臣ハ及バザルナリ、且又順ナラズト、遂ニ走リテ退クト、楚商臣







を起せり、子公認、オホイナルスツゴモの癡を食ひしを、鄭君怒りて、誅せざりしが故に、子公君を殺せり、君子の惡む所、リと擧げて云へるは、之れを甚しくせざることを非難せるなり、其の意に思へらく、惡む所を知れると、是の若く其れ明なり、而るを誅を行はずして、以て死に及べり、故に惡む所を知れりといひて、以て其の臣を制する權衡なきことを見(シメ)せるなりと、夫れ人君は獨り後日の災難を見るに足らざるのみならず、或は之れを先見して、斷制處分すること足らぬことあり、今昭公は、惡むことを見(シメ)しながら、罪を罰めて誅せずして、罪を宥して心の中に怨を含み、身の誅せられて死せむことを懼れて、以て萬一を僥倖せしめたる故に、昭公は殺さるること免れざりき、是れ昭公の惡める者に報ゆること甚しからざればなりと、以上、韓非公子圍の評を繼じて、昭公の試せられしは、其の惡める者に報ゆることの晚かりし結果なり、若し早く高渠彌を誅したるむには、此の災難を免れしならむ、是れ高伯の惡まれたる者に報ゆることの甚しきはあらずして、昭公の惡める者に報ゆることの甚しからざるなりと斷ず、

或曰、報惡甚者、大誅報小罪、大誅報小罪也者、獄之至也、獄之患、故非在所以誅也、以讎之衆也、是以晉厲公滅三郟、而欒中行作難、鄭子都殺伯咺、而食鼎起禍、吳王誅子胥、而越勾踐成霸、則衛侯之逐鄭靈、之弑、不以褚師之不死、而子公之不誅也、以未可以怒、而有怒之色、未可誅、而有誅之心、怒其當罪、而誅不逆人心、雖懸奚害、夫未立有罪、即位之後、宿罪而誅、齊胡之所以滅也、君行之臣、猶有後患、況爲臣而行之君乎、誅既不當、而以盡爲心、是與天下爲讎也、則雖爲戮、不亦可乎、

【獄之至也】…至ハ、患ニ作ルベシ、晉厲公滅三郟、而中行作難、…三郟ハ、郟至、郟錡、郟欒ナリ、厲公將ニ三郟ヲ誅セムトシテ、未ダ殺セズ、郟錡公ヲ攻メムト欲ス、郟至可(キ)カズ、十二月壬午ニ、公齊董ヲシテ、襲ヒテ三郟ヲ殺サシム、齊董因リテ以テ鞠書ト中行僂トヲ朝ニ劫シテ曰ハク、二子ヲ殺サズバ、患必ズ公ニ及バムト、公ノ曰ハク、一旦ニ三郟ヲ殺セリ、寡人忍ビズト、對ヘテ曰ハク、人將ニ君ニ忍ビザラムトスト、公認カズ、後ニ二子果シテ厲公ヲ弑ス、左傳ノ成公ノ十七年ニ見エタリ、【鄭子都殺伯咺、而食鼎起禍】…此ノ事未ダ考

【未可誅】…可ノ下ニ以ノ字ヲ設セリ、齊胡之所、以滅也、…楚語ニ、昔者齊ノ驕馬、胡公ヲ以(キ)テ、貝ニ入ル、注ニ、驕馬、齊ノ大夫、胡公ハ、太公ノ支孫ノ子ナル胡公靖ナリ、胡公馬、驕マシク、馬、驕胡公ヲ殺ストアリ、又史記ノ齊ノ世家ニ、胡公立ツ、周ノ夷王ノ時ニ當リテ、哀公ノ弟山、胡公ヲ怨ム、乃チ其ノ黨ト興ニ、管丘ノ人ヲ率キテ、襲ヒテ胡公ヲ攻メ殺シ、盡ク胡公ノ子ヲ逐フトアリ、又或る人の曰はく、惡める者に報ゆること、甚しき者は、大誅をもて小罪に報ゆるは、獄事の患なり、獄事の患なるが故に、誅する所以の當らざることを患とするにはあらざるなり、誅當らざれば、人々安んぜずして、我れを懼とする者の多きに至るを以て患とするなり、是を以て、晉の厲公は、郟至、郟錡、郟欒の三郟を滅して、欒書、中行僂内亂を起し、鄭の子都は、伯咺を殺して、食鼎禍を起し、吳王は子胥を誅して、越の勾踐霸業を成せり、斯かる次第なれば、衛侯の逐はれ、鄭靈の弑せられしは、褚師の死せずして、子公の誅せられざるを以てにはあらざるなり、未だ以て怒るべからずして怒る色あり、未だ以て誅すべからずして誅する心ありしを以てなり、若し其の當に罪すべきを怒りて誅して、人心に逆はすば、怒を擧げ示したるのみにて、直ちに之れを行はずと雖も、何ぞ害あらむ、夫れ未だ君の位に立たざるに非ざるなり、位に即きたる後に罪を宿(ト)めて、誅せむとせしは、齊の胡公の其の大夫の驕馬を虐げて、馬、驕に試せられて滅びたる所以なり、君非道を臣に行ひてすら、猶ほ後の患あり、況して臣となりて逆意を行ふをや、誅既に理に當らずして、殺し盡すを以て心とするは、是れ天下の人と讎敵を爲すなり、されば臣として試逆の大罪を犯したる高伯は、誅せらるると雖も、亦宜しからざるむやと、以上、韓非又前説を推し進めて、昭公の試せられしは、さばかりの罪あらざる高渠彌を誅せむとせし者にして、即ち大誅を以て小罪を誅せむとせし結果なり、君非道を臣を行ひてすら、後の患あり、況して臣として試逆の大罪を犯したる高伯の誅せられしは、當然のとなりと斷ず、

衛靈之時、彌子瑕有寵於衛國、侏儒有見公者、曰、臣之夢踐矣、公曰、奚夢、夢見竈者、爲見公也、公怒曰、吾聞見人主者、夢見日、奚爲見寡人、而夢見竈乎、侏儒曰、夫日兼照天下、一物不能當也、人君兼照一國、一人不能壅也、故將見人主、而夢日也、夫竈一人煬焉、則後人無從見矣、或者一人煬君邪、則臣雖夢竈、不亦可乎、公曰、善、遂去、雍鉏、退彌子瑕、而用司空狗、

【衛靈之時】…内儲說篇ノ上ニハ、靈ノ下ニ公ノ字アリ、【侏儒】…短人ナリ、人主ニ玩バル、小男ナリ、【臣之夢踐】…踐ハ、夢ノ踏(シタル)アルナリ、【不能當】…當ハ、蔽フナリ、【煬】…燒ハ、燒クナリ、【雍鉏】…人ノ姓名ナリ、【司空狗】…史狗ナラム、史狗ハ、子朝ノ子ノ文字ナリ、



【解】衛の靈公の時、彌子瑕衛國に寵ありて、政事を專にせしむれば、一人の侏儒（ヤクシヤ）の公に見ゆる者ありて曰はく、臣の夢、駿（シルシ）ありと、公の曰はく、何を夢みたるかと、對へて曰はく、夢に靈を見たると、公怒りて曰はく、吾れ人主を見むとする者は夢に日を見ると聞けり、何とて寡人を見むが爲めに、夢に靈を見たると、侏儒の曰はく、夫れ日は天下を照らし、一物も日の光を蔽ふこと能はざるなり、人君は一國を照らし、二人も君の明を蔽ふこと能はざるなり、故に將に人主を見むとするときは、日を夢みるなり、夫れ靈は、一人前に立ち塞りて、之れを蔽ふ（アト）に居る人、從ひて其の光を見ることなし、或は一人君を擁するにや、然らば則ち臣靈を夢みたりと雖も、亦宜しからざらむやと、公の曰はく、至極尤なりと、遂に靈を去り、彌子瑕を退けて、司空狗を用ひたり、以上衛の靈公、侏儒の諷諫を聽きて、靈を去り、彌子瑕を退け、司空狗を用ひしことを擧ぐ。

或曰、侏儒善假於夢、以見主道矣、然靈公不知、侏儒之言也、去、雍鉏、退彌子瑕、而用司空狗者、是去所愛而用所賢也、鄭子都賢慶建、而壅焉、燕子噲賢子之、而壅焉、夫去所愛而用所賢、未免使一人煬己也、不肖者煬主、不足以害明、今不加知、而使賢者煬己、則必危矣、

【解】鄭子都賢慶建而壅焉、此ノ事未ダ考ヘズ、不加知、知ハ、智ナリ、或る人の曰はく、侏儒は善く夢を假りて以て人主の道を見（シメ）したり、然れども靈公は侏儒の言の眞意を知らざるなり、何とならば、雍鉏を去り、彌子瑕を退けて、司空狗を用ひたるは、是れ愛する所の者を去りて、賢とする所の者を用ひたるなり、鄭の子都は、慶建を賢として、慶建に壅蔽せられ、燕の子噲は、子之を賢として、子之に壅蔽せられたり、夫れ愛する所の者を去りて、賢とする所の者に足らざれば、今主一人をして己れを煬かしむることを免れざるなり、不肖者の主を煬くは、主其の不肖を知るが故に、以て主の明を害するに足らざれど、今主己れの智慧を前日に増し加へずして、賢者をして己れを煬かしめば、己れ賢者に及ばざるが故に、必ず危からむと曰へり、而れども今已に去り、彌子瑕を退け、司空狗を用ひしことを聽じて、こは其の愛する所の者を去りて、賢とする所の者を用ひしことなり、賢者に壅蔽せらるゝ者は、不肖者に壅蔽せらるゝ者より甚しと論ず。

或曰、屈到嗜芟、文王嗜菖蒲、蘓非正味也、而二賢尚之、所味不必美、晉靈侯說參無恤、燕王噲賢子之、非正士也、而二君尊之、所賢

不必賢也、非賢而用之、與愛而用之同、賢誠賢而舉之、與用所愛異、狀故楚莊舉叔孫、而霸、商辛用費仲、而滅、此皆用所賢、而事相反也、燕噲雖舉所賢、而隨於用所愛、衛奚距然哉、則侏儒之未見也、君壅而不知其壅也、已見之後、而知其壅也、故退壅臣、是加知之也、曰、不加知、而使賢者煬己、則必危、而今以加知矣、則雖煬己、必不危矣、

【屈到】楚ノ卿ノ屈到ノ子ノ子タナリ、【愛】楚ナリ、【高漸離】高漸離ノ根ノ醉漢ナリ、【晉靈侯】侯ハ、公ニ作ルベシ、【無恤】無恤ハ、僖ト通ズ、無恤ハ、晉ノ靈公ノ弟ト觀ヤル時、公ノ御者トナリ、范無恤ト同人ナラム、史記ニ見ユ、【同】野ハ、實ノ説ナラム、【叔孫】孫叔ニ作ルベシ、即チ孫叔敖ナリ、【商辛】殷ノ紂王ナリ、【隨於用所愛】隨於用所愛、一本ニハ、隨テ同ニ作レリ、是ナリ、【奚距】何爲トイハムガ如シ、距ト通ス、【加知】加知也、之ノ字ハ、衍ナラム、今以加知矣、以ハ、已ト通ズ、又或る人の曰はく、楚の屈到は、楚を嗜み、周の文王は、菖蒲の根の酔漢を嗜み、執れも美味にして、正味にはあらずなり、而るを風刺と周の文王との二賢は之れを尚びたれど、其の美味とする所、必しも美味ならず、晉の靈公は、參無恤を悦び、燕王の噲は、子之を賢としたれど、執れも邪士にして、正士にはあらずなり、而るを晉の靈公と燕王との二君は、之れを尊びたれど、其の賢とする所、必しも賢ならざるなり、賢にあらずして之れを用ひると、愛して之れを用ひるとは、實を同じくすれど、誠に賢にして之れを尊ぐると、愛する所を用ひるとは、狀を異にす、故に楚の莊王は、孫叔敖を擧げて、霸者となり、商辛即ち殷の紂王は、費仲を用ひて、滅びたり、此れ皆賢とする所を用ひるとして、事は相反するなり、燕王の噲は、賢とする所を擧げたりと雖も、愛する所を用ひたるに同じ、衛の靈公の司空狗を用ひたるは、何ぞ然らむ、衛は全く燕に異なり、即ち侏儒の未だ見えざるときは、君壅蔽せられて、其の壅蔽せられたること知らざるなり、已に見えたる後にして、其の壅蔽せられたることを知れり、故に靈公は、臣を退けたり、是れ己れの智慧を前日に増し加へたるなり、さるる或る人は、己れの智慧を前日に増し加へずして、賢者をして己れを煬かしめば、己れ賢者に及ばざるが故に、必ず危からむと曰へり、而れども今已に己れの智慧を前日に増し加へれば、己れを煬かしむと雖も、必ず危からざらむと、以上、韓非子前説を推し進めて、靈公は侏儒に壅蔽せられたる間は、其の愛する所の者に壅蔽せられたることを知らざりしが、已に侏儒の言を聞きて、其の事に心付きたることなれば、賢者を用ひたりと雖も、必ず危からむと結論す。



難勢

此の篇は、世を治むるには、勢位賢才を恃むべからず、恃むべきは唯だ法治に在ることを論じたる者なり。

慎子曰、飛龍乘雲、騰蛇遊霧、雲罷霧霽、而龍蛇與螻蟴同矣、則失其所乘也、故賢人而詘於不肖者、則權輕位卑也、不肖而能服於賢者、則權重位尊也、堯爲匹夫、不能治三人、而桀爲天子、能亂天下、吾以此知勢位之足恃、而賢智之不足慕也、夫弩弱而矢高者、激於風也、身不肖而令行者、得助於衆也、堯教於隸屬、而民不聽、至於南面而王天下、令則行、禁則止、由此觀之、賢智未足以服衆、而勢位足以任賢者也。

應慎子曰、飛龍乘雲、騰蛇遊霧、吾不以龍蛇爲不託於雲霧之勢也、雖然、不擇賢而專任勢、足以爲治乎、則吾未得見也、夫有雲霧之勢、而能乘遊之者、龍蛇之材美也、今雲盛而螻蟴弗能乘也、霧醴而螻蟴不能遊也、夫有盛雲濃霧之勢、而不能乘遊者、螻蟴之材薄也、今桀紂南面而王天下、以天子之威、爲之雲霧、而天下不免乎大亂者、桀紂之材薄也、且其人以堯之勢治天下、何以異桀之勢亂天下也。

夫勢者、非能必使賢者用己、而不肖者不用己也、賢者用之、則天下治、不肖者用之、則天下亂、人之情性、賢者寡、而不肖者衆、而以威勢之利、濟亂世之不肖人、則是以勢亂天下者多矣、以勢治天



下者寡矣夫勢者便治而利亂者也故周書曰毋爲虎傅翼將飛入邑擇人而食之夫乘不肖人於勢是爲虎傅翼也桀紂爲高臺深池以盡民力爲炮烙以傷民性桀紂得成肆行者南面之威爲之翼也使桀紂爲匹夫未始一行而身在刑戮矣勢者養虎狼之心而成暴亂之事者也此天下之大患也勢之於治亂本未有位也而語專言勢之足以治天下者則其智之所至者淺矣

【賢者用己而不肖者不用己】…兩ツノ己ノ字ハ、之ノ字ノ誤ナリ、皆勢ヲ指シテイフ、【傳翼】…傳ハ、附タルナリ、【未始一行】…一行ハ、一事ヲ行フナリ、一本ニハ、行ニ作レリ、  
夫れ勢は能く必す賢者をして之れを用ひしめて、不肖者をして之れを用ひざらしむるにはあらずして、賢不肖とも用ひることを得る者なり、賢者之れを用ひれば、天下治り、不肖者之れを用ひれば、天下亂る、人の情性は、賢者は寡くして、不肖者は衆し、而して威勢の利便を以て、亂世の不肖人を濟（よ）ぶれば、是れ勢を以て天下を亂る者は多く、勢を以て天下を治むる者は寡し、夫れ勢は治に便にして、亂に利なる者なり、故に周書に曰はく、虎の爲めに翼（つばさ）を附くることなれば、將に飛びて邑に入りて、人を擲びて之れを食はむとすと、奸臣勢位を得れば、必ず先づ賢人を擲びて之れを害して、以て其の惡を掩蔽するに喩へたるなり、夫れ不肖人を勢に乘せしむるは、是れ虎の爲めに翼を附くるなり、桀、紂は高き臺深き池を拵へて、以て民の力を用ひ盡し、炮烙の刑を拵へて、以て民の性命を傷へり、桀、紂の肆（ほ）シイマ（い）に行ふことを成すことを得たるは、南面の威之れが翼を爲せばなり、桀、紂をして匹夫たらしめば、未だ始めより一事をだにも行はずして、身は刑戮に在らむ、勢は虎狼の心を養ひて、暴亂の事を成す者なり、此れ天下の大患なり、勢の治亂に於ける、本來未だ一定の分位あらざるなり、而るを慎子の語に、専ら勢を以て天下を治むるに足ることと言へるは、其の智の至る所の者淺し、

夫良馬固車使威獲御之則爲人笑王良御之而日取千里車馬非異也或至乎千里或爲人笑則巧拙相去遠矣今以國位爲車

以勢爲馬以號令爲轡以刑罰爲鞭笞使堯舜御之則天下治桀紂御之則天下亂則賢不肖相去遠矣夫欲追速致遠不知任王良欲進利除害不知任賢能此則不知類之患也夫堯舜亦治民之王良也

【威獲】…男子ノ下女子妻トセルヲ威トイヒ、女子ノ下男子夫トセルヲ獲トイフ、故韓子馬方言ナリ、【以國位爲車】…軍書治要ニハ、位ノ字ナシ、是ナリ、【王良】…趙盾子ノ御者ナリ、【以號令爲轡】…軍書治要ニハ、轡ノ下ニ街ノ字アリ、是ナリ、  
夫れ善良なる馬、堅固なる車あらむに、心なき奴隸をして之れを御せしめば、少しも動かさずして、人に笑はれむ、古の御を善くする王良をして之れを御せしめば、一日の間に千里の遠路を取りて行かむ、車と馬とは異なるにあらずして、同じけれど、或は千里に至り、或は人に笑はるゝは、術の巧拙相去ること遠ければなり、今國を以て車とし、勢を以て馬とし、號令を以て轡（なま）と、刑罰を以て鞭笞（むち）とし、堯、舜の如き賢者をして之れを御せしむれば、天下治り、桀、紂の如き不肖者をして之れを御せしむれば、天下亂るゝは、賢不肖相去ること遠ければなり、夫れ速なるを追ひ、遠きを致さむと欲して、王良に任ずること知らず、利を進め害を除かむと欲して、賢能に任ずること知らざるは、此れ則ち類を知らざる患なり、夫れ堯、舜も亦民を治むる王良なりと、以上第二段、勢は必ず賢人を得て而して後に用ひらるゝことを言ふ、

復應之曰其人以勢爲足恃以治官客曰必待賢乃治則不然矣夫勢者名一而變無數者也勢必於自然則無爲言於勢矣吾所爲言勢者言人之所設也今日堯舜得勢而治桀紂得勢而亂吾非以堯舜爲不然也雖然非一人之所得設也夫堯舜生而在上位雖有十桀紂不能亂者則勢治也桀紂亦生而在上位雖有十



堯舜而亦不能治者則勢亂也故曰勢治者則不可亂而勢亂者則不可治也此自然之勢非人之所得設也若吾所言謂人之所得勢也而已矣賢何事焉

【復應之曰】...是レ韓子ノ斷案ナリ、【無爲言於勢云】...無爲ハ、無須(モチキルコトナシ)トイハムカ如シ、即チ必要ナキナリ、【言人之所得也】...法ト勢トヲ兼テイフ、【非一人之所得也】...一ノ字ハ衍ナリ、【謂人之所得也而已矣】...得ノ下ニ設ノ字ヲ脱セリ、

韓子重いて之れに應へて曰はく、其の人(韓子を指す)は、勢を以て、恃みて以て官を治むるに足るとし、或る客は、必ず賢を待ちて、乃ち治ると曰へるは、則ち然らず、夫れ勢は、名は一にして、變化は無数なる者なり、勢は必ず自然に於てすとせば、勢を言ふ必用なけれども、吾が勢を言ふことを必用とするは、人の設くる所即ち法と勢とを兼れて言ふなり、今或る客の曰はく、堯舜は勢を得て治り、桀紂は勢を得て亂ると、吾れは堯舜を以て然らずとするにはあらざるなり、然りと雖も、そは人の得て設くる所にはあらずして、單に自然の上よりいへる勢なり、夫れ堯舜を生れながらにして上位に在らば、十人の桀、紂ありと雖も、亂ること能はざらむ、そは勢治ればなり、桀、紂も亦生れながらにして上位に在らば、十人の桀、紂ありと雖も、亦治むること能はざらむ、故に或る客の曰はく、勢治る者は亂るべからず、勢亂る者は治むべからざるなりと、此れ自然の勢にして、人の得て設くる所にはあらざるなり、吾が言ふ所の若きは、人の設くることを得る所の勢即ち法と勢とを兼れたることを謂ふのみなり、何ぞ賢者に任ずることを以て仕事とせむ、

何以明其然也客曰人有鬻矛與楯者譽其楯之堅物莫能陷也俄而又譽其矛曰吾矛之利物無不陷也有應之曰以子之矛陷子之楯何如其人弗能應也以不可陷之楯與無不陷之矛爲名不可兩立也夫賢之爲勢不可禁而勢之爲道也無不禁以不可禁之勢與無不禁之道此矛楯之說也夫賢勢之不相容亦明矣且夫堯舜桀紂千世而一出是比肩隨踵而生也世之治者不絕

於中吾所以爲言勢者中也中者上不及堯舜而下亦不爲桀紂抱法處勢則治背法去勢則亂今廢勢背法而待堯舜堯舜至乃治是千世亂而一治也抱法處勢而待桀紂桀紂至乃亂是千世治而一亂也且夫治千而亂一與治一而亂千也是猶乘驥馱而分馳也相去亦遠矣

【客曰】...此ノ二字ハ衍ナラム、事ハ已ニ難言ノ一ニ見エタリ、【莫能陷也】...陷ハ、百ニ同ク、洞徹スルチイフ、【譽其楯之堅】...楯ノ下ニ曰吾楯ノ三字ヲ脱セリ、【爲名】...標目トスルナリ、【驥馱】...驥モ、馱馬ナリ、【分馳】...背馳トイハムカ如ク、

何を以て其の然る所以を明かすむ、人の矛と楯とを譽ぐる者ありて、其の楯を譽めて曰はく、吾が楯の堅固なることは、如何なる物も能く陷(トキ)ることなきなりと、俄にして又其の矛を譽めて曰はく、吾が矛の銳利なることは、如何なる物も陷らざることなきなりと、此の説明と陥らざることなき矛とを以て標目とすれば、兩立すべからずして、一方は倒るゝなり、夫れ賢の勢たるは禁ずべからずして、勢の道たるは禁ぜざることなし、即ち賢者下に在れば、上に抵抗して、上の禁ずるとに従はず、人主上に在れば、是非とも之れを禁ぜざることなし、且つ夫れ堯舜の如き至聖の君、桀、紂の如き至暴の君は、千世にして一たび出づるも、是れ肩を比べ、隨(トビス)に隨ひて生るゝ如く多しと思ふ程に極めて稀にして遇ひ難けれど、世の天下國家を治むる者は、中材の主は相繼ぎて出づるなり、吾が勢を言ふことをする所以の者は、中材の主の爲めなり、中材の主は、上は堯舜に及ばずして、下も亦桀、紂の行をせず、法を抱き勢に處れば治り、法に背き勢を去れば亂る、客の言の如く、勢を廢し法に背きて、堯舜の如き賢者を待たば、賢なること堯舜の如き賢者待たば、乃ち治らむ、是れ千世に亂るゝ一たび治るなり、之れに反して、余が言の如く、法を抱き勢に處て、桀、紂の如き不肖者を待たば、不肖なること桀、紂の如き賢者至らば乃ち亂るゝ、是れ千世治りて、僅に一たび亂るゝなり、且つ夫れ治るゝとは千世にして、亂るゝとは一時ならず、治るゝとは一時にして、亂るゝとは千世ならず、是れ論に驥馱の駿馬に乘りて東西に背馳するがごとく、相去ること亦遠し、

夫棄隱括之法去度量之數使奚仲爲車不能成一輪無慶賞之勸刑罰之威釋勢委法堯舜戶說而人辯之不能治三家夫勢之



足用亦明矣、而曰必待賢、則亦不然矣、且夫百日不食、以待梁肉、餓者不活、今待堯舜之賢、乃治當世之民、是猶待梁肉而救餓之說也、

【釋括】…木材ヲ正ス器ナリ、曲レルヲ揉ムルヲ暈トイヒ、方(ケル)ヲ正スヲ括トイフ【案仲】…夏ノ禹王ノ車服大夫ノ魯般ノ字ナリ、  
【委法】…委ハ、棄ツルナリ、  
【夫れ】夫れ(マメキ)の法を棄て、度量(モノサシ)の數を去らば、古の名工の案仲をして車を拵へしむとも、一輪をたにも成すこと能はざらむ、慶賞の勸め、刑罰の威なく、勢を棄て、法を棄てば、堯舜毎に設き、人毎に之れを辨ずとも、僅に三家をたにも治むること能はざらむ、夫れ勢の用ぬるに足ること亦明けし、而るを必ず賢を待つと曰へるは、則ち亦然らず、且つ夫れ百日食はずして、以て梁肉(ウマキコト)トイフモノニ(ニクト)を待たば、餓むたる者活くまじ、今堯舜の如き賢者を待ちて、乃ち當世の民を治めむとするは、是れ猶ほ梁肉を待ちて、餓を救ふ説と同じく、間に合はぬことなり、

夫曰良馬固車、臧獲御之、則爲人笑、王良御之、則日取乎千里、吾不以爲然、夫待越人之善海遊者、以救中國之溺人、越人善游矣、而溺者不濟矣、夫待古之王良、以馭今之馬、亦猶越人救溺之說也、不可亦甚矣、

【待越人之善海遊者云々】…已ニ既林麓ノ上ニ見エタリ、海ノ字ハ衍ナリ、【不可亦甚矣】…一本ニハ、甚チ明ニ作レリ、是ナリ、  
【夫れ善良なる馬、堅固なる車にして、心なき奴隷之れを御せば、少しも動かさずして、人に笑はれむ、王良之れを御せば、一日の間に千里の遠路を取りて行むと曰ひたるは、吾れ以て然りとせず、夫れ越人の善く遊ぐことを善くする者待ちて、以て中國の溺れたる人を救はむとせば、越と中國とは懸け離れたることなれば、越人は善く遊ぐとも、溺れたる者は濟はれざらむ、夫れ古の王良を待ちて、以て今の馬を取せしむるも、亦猶ほ越人の溺れたる者を救ふ説のごときなり、宜しからざることも亦明けし、  
夫良馬固車、五十里而一置、使中手御之、追速致遠、可以及也、而

千里、可日致也、何必待古之王良乎、且御非使王良也、則必使臧獲敗之、治非使堯舜也、則必使桀紂亂之、此味非飴蜜也、必苦菜亭歷也、此則積辯累辭、離理失術、兩末之議也、奚可以難夫道理之言乎哉、客議未及此論也、

【一置】…置ハ、驛ナリ、馬ノ離立所ナリ、【中手】…中等ノ御者ナリ、【苦菜亭歷】…二草ノ名ナリ、其ノ味極メテ苦シ、一本ニハ、菜ヲ菜ニ作レリ、【兩末】…兩端ナリ、即チ兩極端ナリ、  
【夫れ善良なる馬、堅固なる車にして、五十里にして一つの馬の離立所を設けなば、中等の御者をして之れを御せしむとも、速なるを追ひ遠きを致すこと、以て及ぶべきなり、而して千里の遠路も、日を計りて致すべきなり、何ぞ必しも古の王良を待たむ、且つ御は王良にせしむるにあらざれば、必ず奴隷にせしめて之れを敗り、治は堯舜にせしむるにあらざれば、必ず桀紂にせしめて之れを亂ると曰へるは、中等の御者、中材の人主あることを忘れたる者にして、譬へば味は飴や蜜の如き極めて甘き物にあらざれば、苦菜や亭歷の如き極めて苦き物を必用とするが如きなり、此れ即ち辯を積み辭を累れ、理を離れ術を失へる、兩極端の論なり、何ぞ以て夫の道理の言を離すべけん、客の議は未だ此の論に言ひ及ばざるなりと、以上第三段、賢と勢とは相反す、勢治れば、不肖も亂すこと能はず、勢亂るれば、賢も治むること能はざることを言ひ、末に又勢あれば、中主も亦以て之れを取すべくして、賢を待たざることを言ふ、辯する所は法の一字に在り、

問辨

此の篇は、文學辯論の士の國家に益なきことを論じたる者なり、或る人の辯の由来を問ひたるに對へたるが故に、問辨といふ、  
或問曰、辯安生乎、對曰、生於上之不明也、問者曰、上之不明、因生辯也、何哉、對曰、明主之國、令者言最貴者也、法者事最適者也、言無二貴、法不兩適、故言行之不軌於法令者、必禁、若其無法令、而可以接詐應變、生利揣事者、上必采其言、而責其實、言當則有大



利不當則有重罪，是以愚者畏罪而不敢言，智者無以訟，此所以無辯之故也。亂世則不然，主上有令而民以文學非之，官府有法民以私行矯之，人主顧漸其法令而尊學者之智行，此世之所以多文學也。

【法不兩適】：法ハ、事ノ誤ナラハ、官府有法、民以私行矯之。法ノ下ニ而ノ字ヲ脱スリ、人主顧漸其法令。顧ハ、反リ

テナリ、漸ハ、漸々ニ改廢スルナリ、或ハニハク、漸ハ、漸々ニ誤ナラハ、多文學。多ハ、勝ルトイハムガ如シ。

【或人問曰】：曰ハク、辯は何の必用より生ずるか、對へて曰ハク、上の不明なるより生ずるなりと、問ふ者の曰ハク、上の不明なるに因

りて辯を生ずとは、何事ぞと、對へて曰ハク、明主の國にては、命令は言の最も貴重なる者なり、法度は事の最も適當したる者なり、言は二つ

の貴重なる者なく、君の命令に限り、事は公私の兩方に適當せずして、公の一方に適當す、故に臣民の言行の法度命令に軌範を取らざる者

は、必ず禁じて、言行するを得ざらしむ、若し其れ法度命令に依ることなくして、以て他人の變詐に應接し、利を生じ事を擡るべしとい

ふ者あれば、上必ず其の言を採用して、其の實效を督責す、而して其の言當れば大刑即ち重責あり、當らざれば重罪あり、是を以て、愚者は罪

を畏れて、敢て言はず、智者は以て不平を諒ふることなく、智者も愚者も皆法令を遵奉す、此れ明主の國には辯なき所以の故なり、亂世は然

らず、主上命令することあれば、民文學を以て之れを非難し、官府に法度あれば、民私行を以て之れを矯正す、さるる人主は反りて其の法度

命令を漸々に改廢して、學者の智慧と行狀とを尊重す、此れ世の文學を勝れりとする所以なり。

夫言行者以功用爲之的、設者也。夫砥礪殺矢而以妄發其端、未嘗不中秋毫也。然而不可謂善射者、無常儀的也。設五寸之的、引十步之遠、非羿逢蒙不能必中者、有常也。故有常則羿逢蒙以五寸的爲巧、無常則以妄發之中秋毫爲拙。今聽言觀行、不以功用爲之的、設言雖至察、行雖至堅、則妄發之說也。

【數】：ヤゴロ、即チ弓ヲ引キ詰メテ矢ヲ放ツベキ程合ナリ、【砥礪殺矢】：砥礪ハ、磨クナリ、殺矢ハ、鏢ニ用キル鏢(ヤウリ)ノ矢ヲ也、【常ノ下ニ儀的ノ二字ヲ脱セリ】、【引ハ、射ノ誤ナリ】、【不能必中者、有常也】、【夫れ言行者、實際の功用を以て之れが的數(マト、ヤゴロ)とする者なり、夫れ殺矢として鏢(ヤウリ)の矢りたる矢を磨ぎすまして、以てあ

てもなく妄に發せば、其の矢の端未だ嘗て秋毫の微物に中らざることあらざるなり、然れども善く射るとは謂ふべからざるは、一定の儀的(マト)なく、まぐれあたりに中りたる者なればなり、五寸の的を設けて、僅に十歩の遠きに射れば、古の射術の名人の羿か、其の弟子の逢蒙にあらざれば、必しも中ること能はざるは、一定の儀的あればなり、故に一定の儀的あれば、羿、逢蒙も、五寸の的に中つるを以て巧なりとし、一定の儀的なければ、妄に發して秋毫の微物に中つるを以て拙し、今人の言を聽き人の行を觀るに、實際の功用を以て之れが的數とせざれば、言は至りて明察なりと雖も、行は至りて堅固なりと雖も、妄に發つ説と同しく、稱讚するに足らぬなり。

是以亂世之聽言也、以難知爲察、以博文爲辯、其觀行也、以離羣爲賢、以犯上爲抗、人主者說辯察之言、尊賢抗之行、故夫作法術之人、立取捨之行、別辯爭之論、而莫爲之正、是以儒服帶劍者衆、而耕戰之士寡、堅白無厚之詞章、而憲令之法息、故曰、上不明則辯生焉。

【說辯察之言】：說ハ、悅ト通ズ、【堅白無厚之詞章】：堅白ハ、公孫龍ノ說ナリ、外儲說左ノ右ノ上ニ見エタリ、無厚ハ、莊子ニ引ケル惠施ノ言ニ、無厚不可積也、其大千里トアルタイフ、物ハ厚カラザレバ積ミ重ク、小ト出来ホドモ、其ノ大サハ千里ニ至ル者アリ、サレバ大ナル者必シモ厚カラズ、厚キ者必シモ大ナラズ、其ノ厚カラザレバ積ミ重ク、小ト出来ホドモ、其ノ大サハ千里ニ至ル者アリ、サレバ大ナルコトアリ、ツマリ大小同一ナリトイフコトニテ、空論說辯ノ一ツナリ、章ハ、影ニ同ジ。

是を以て、亂世の君の人の言を聽くは、人の容易に知り難きことを言ふ者を以て明察とし、博文廣辭を以て能辯とし、其の人の行を觀るは、羣を離れ衆に異なるを以て賢才とし、上を犯し君に觸るゝを以て抵抗とせり、人主たる者、能辯明察の言を悦び、賢才抵抗の行を尊ぶが故に、夫の法術を作す人、善惡を取捨する行を立て、是非を辯争する論を別ち、辯士の妄言を正すことをなすは、人主の其の言を用ゐざるが爲めなり、是を以て、儒者の服を著る學者、劍を帯ぶる俠客の輩衆くして、平時には耕作し、戰時には戰闘する有用の士寡く、堅白無厚などいへる無用の詞彰れて、憲令の法息みぬ、故に上不明なれば辯生ずと曰ふと、以上、空論の無用なるを説破し、辯の生ずるを上



問田

此の篇は、刑名法術を以て天下を教はむとすることを述べたる者なり、徐渠の田鳩に問ひたる事を以て起したる故に、問田といふ。

徐渠問田鳩曰、臣聞養士不襲下、而遇君、聖人不見功、而接上、今陽成義渠、明將也、而措於毛伯、公孫亶、回聖相也、而關於州部、何哉、田鳩曰、此無他故異物、主有度上行術之故也、且足下獨不聞、楚將宋觚、而失其政、魏相馮離、而亡其國、二君者、驅於聲詞、眩乎辯說、不試於毛伯、不關乎州部、故有失政亡國之患、由是觀之、夫無毛伯之試、州部之關、豈明主上之備哉。

【田鳩】…楚ノ大夫ナリトイヘド、詳ナラズ【養士】…一本ニハ、智士ニ作レリ、是ナリ【襲下】…關ハ、重ムルナリ、下官ニ歴任スルチイフ【陽成義渠明將也、而措於毛伯、公孫亶回聖相也、而關於州部】…陽成義渠、公孫亶同ハ、何人ナラチ知ラズ、毛伯ハ、屯伯ノ誤ナリ、屯伯ハ、卒伍ノ長ナリ、措ハ、藉ニ同ク、因ルナリ、關ハ、由ルナリ【他故異物】…故モ、物モ、事ナリ、餘ノ義トイハムガ如シ【上行術】…一本ニハ、行チ有ニ作レリ、是ナリ【楚將宋觚、而失其政、魏相馮離、而亡其國】…宋觚、馮離ノ事未ダ聞カズ【聲詞】…文學トイハムガ如シ

徐渠、田鳩に問ひて曰はく、臣(ワタシ)の聞き及びたるには、智士は下官を歴任せずして、直ちに君に遇せられ、聖人は事功を見せずして、直ちに君に接すとなり、然るに今陽成義渠は、明智なる將軍なるに、屯伯即ち卒伍の長に因りて身を起し、公孫亶回は、聖賢なる宰相なるに、州部の吏に由りて身を起せるは、何故ぞと、田鳩の曰はく、此れ餘の義にあらざる、主に度數あり、上に法術ある故なり、且つ足下は獨り楚の宋觚を將軍として、其の政を失ひ、魏の馮離を宰相として、其の國を亡ひしことを聞かざるや、二君は聲詞に驅使せられ、辯說に眩惑して、宋觚を屯伯に試みず、馮離を州部に由らしめざりし故に、政を失ひ國を亡ぶ患ありき、是れに由りて之れを觀れば、夫れ屯伯の試驗、州部の經由なきは、いかに明なる主上の準備なるべきと、以上、徐、田の問答に因りて、法術度數の所要なることを示す。

堂谿公謂韓子曰、臣聞服禮辭讓、全之術也、修行退智、遂之道也、今先生立法術、設度數、臣竊以爲危於身、而殆於軀、何以效之、所聞先生術曰、楚不用吳起、而削亂、秦行商君、而富彊、二子之言已當矣、然而吳起支解、而商君車裂者、不逢世遇主之患也、逢遇不可必也、患禍不可斥也、夫舍乎全遂之道、而肆乎危殆之行、竊爲先生無取焉。

【服禮】…服ハ、事トストイハムガ如シ、身ニ行フナリ【何以效之】…效ハ、驗ナリ【秦行商君】…行ハ、用キルナリ、周禮ノ成人ノ行ハ、商君ノ行ニ同ク【支解】…四肢(テアシ)ヲ裁ツナリ

韓子曰、臣聞服禮辭讓、全之術也、修行退智、遂之道也、然所以廢先王之教、而行賤臣之所取者、竊以爲立法術、設度數、所以利民萌、便衆庶之道也、故不憚亂主閭上之患禍、必思以齊民萌之資利者、仁智之行也、憚亂主閭上之患禍、而避乎死亡



之害、知明而不見、民萌之資利者、貪鄙之爲也。臣不忍嚮貪鄙之爲、不敢傷仁智之行。先生有幸、臣之意、然有大傷、臣之實。

【先王之教】…王ハ、生ニ作ルベシ、【實利】…利益トイハムガ如シ、  
【韓子の曰はく】臣只今の先生の言を明に解釋せむ、夫れ天下の賞罰の二柄を治め整へ、民萌(タム)の度敷を齊一にすることは、甚だ未だ慮し易からざるなり、然れども先生の教訓を廢して、賤臣の取る所を行ふ所以は、内々法術を立て度敷を設くるは、民萌を利し、衆庶に便する所以の道なりと思へばなり、故に亂暴なる人主、闇愚なる君上の愚禍を畏れ懼らず、必ず民萌を齊一にすることの利益を以てせむと思ふは、仁智の術なり、亂暴なる人主、闇愚なる君上の愚禍を畏れ懼りて、死亡の害を避け、己れの知れること明にして、民萌の利益を眼中に入れざるは、貪欲野郎の爲(シヤ)なり、臣は貪欲野郎の爲に懼ふに忍びず、敢て仁智の行を傷はず、先生は臣が身を愛幸せらるゝ意あり、然れども大に臣が仁智の行を傷はるゝ實あれば、臣は貴命に従ふこと能はずと、以上、韓非堂公の問に答へて、一身の利害を顧みず、法術度敷を主張する意を述ぶ。

定法

此の篇は、申不害の術と公孫鞅の法との未だ善を盡さざることを擧げて、以て己れの法術の本意を明にせる者なり、定法は、法を一定する義なり。

問者曰、申不害、公孫鞅、此二家之言、孰急於國、應之曰、是不可、程也、人不食十日則死、大寒之隆、不衣亦死、謂之衣食孰急於人、則是不可、一無也、皆養生之具也、今申不害言術、而公孫鞅爲法、術者、因任而授官、循名而責實、操殺生之柄、課羣臣之能者也、此人主之所執也、法者、憲令著於官府、刑罰必於民心、賞存乎慎法、而罰加乎姦令者也、此人臣之所師也、君無術則弊於上、臣無法則亂於下、此不可、一無、皆帝王之具也。

亂於下、此不可、一無、皆帝王之具也。

【是不可、程也】…輕重ヲ稱(ハカ)ルヲ程トイフ、不可、程ハ、優劣ヲ量ラヌナリ、【刑罰】…刑ハ、賞ニ作ルベシ、【姦令】…姦ハ、奸ト通ズ、犯スナリ、【弊上】…弊ハ、數ニ作ルベシ、  
【問者】問ふ者の曰はく、韓の宰相の申不害と、秦の宰相の公孫鞅と、此の二家の言は、孰れが國に急用なると、之れに應へて曰はく、是れ優劣を量るべからざるなり、何とならば、人食物を食はざること十日なれば死す、大寒の隆なる時に、衣類を著ざるも亦死す、之れを衣類と食物とは孰れが人に急用なると謂はば、是れ一つも無くては叶はざるなり、皆生を養ふ具なり、今申不害は術を言ひて、公孫鞅は法を爲せり、術は、彼れの能く任ずる所に因りて官職を授け、名に稱ひて實を責め、殺生の柄を操りて、羣臣の能を課試する者なれば、此れ術は人主の執る所なり、法は、憲令もて官府に著し、賞罰もて民心に必ず信を取らしめ、賞は法を慎む者に存して、罰は令を犯す者に加ふる者なれば、此れ法は羣臣の師とする所なり、君術なければ、上に蔽はれ、臣法なければ、下に亂る、此れ一つも無くては叶はざるなり、皆帝王の具なり、以上第一、法と術との定義を擧げて、其の一を缺くべからざることを言ふ。

問者曰、徒術而無法、徒法而無術、其不可、何哉、對曰、申不害、韓昭侯之佐也、韓者、晉之別國也、晉之故法未息、而韓之新法又生、先君之令未收、而後君之令又下、申不害不擅其法、不一其憲令、則姦多、故利在故法、前令則道之、利在新法、後令則道之、新故相反、前後相悖、則申不害雖十使昭侯用術、而姦臣猶有所譎其辭矣、故託萬乘之勁、韓七十年、而不至於霸王者、雖用術於上、法不飾於官之患也。

【故法】…舊法ナリ、【先君之令未收】…收ハ、撤回スルナリ、【道之】…道ハ、由ルナリ、【譎其辭】…譎ハ、詐ルナリ、【七十年】…十七年ニ作ルベシ、史記ノ韓ノ世家ヲ見ルニ、昭公ノ八年ニ、申子宰相トナリ、二十二年ニ申子卒シタレバ、其ノ間十五年ナリ、此ノ處ニ年ノ差アリ、【勸飾】…飾ハ、勸ニ作ルベシ、勸飾ハ、治メ整フルナリ。



問ふ者の曰はく、徒(マ)術のみにして法なく、徒(マ)法のみにして術なければ、其の宜しからざるは、何故ぞと、對へて曰はく、申不害は、韓の昭侯の輔佐なり、韓は晉の別國なり、晉の舊法未だ息まらずして、韓の新法又生じ、先君の命令未だ撤回せずして、後君の命令又下る、申不害其の法を擅にせず、其の憲令を一にせざれば、姦多し、故に利益舊法前令に在れば、之れに由り、利益新法後令に在れば、之れに由り、新舊相反し、前後相悖りて、百官背亂し、用ふる所を知らず、此の如くなれば、申不害十たび昭侯をして術を用ひしめたりと雖も、姦臣猶ほ其の辭を許る所あり、故に萬衆の大國の勁(ツ)韓に身を託して、宰相たること十七年にして、霸者王者たるに至らざりしは、術を上を用ひたりと雖も、法の官に治め整へられざりし患なり。

公孫鞅之治秦也、設告相坐、而責其實、連什伍、而同其罪、賞厚而信、刑重而必、是以其民用力、勞而不休、逐敵危而不卻、故其國富而兵彊、然而無術、以知姦、則以其富彊也、資人臣而已矣、及孝公商君死、惠王即位、秦法未敗也、而張儀以秦殉韓魏、惠王死、武王即位、甘茂以秦殉周、武王死、昭襄王即位、穰侯越韓魏、而東攻齊、五年、而秦不益尺寸之地、乃城其陶邑之封、應侯攻韓、八年、城其汝南之封、自是以來、諸用秦者、皆應穰之類也、故戰勝、則大臣尊、益地、則私封立、主無術、以知姦也、商君雖十飾其法、人臣反用其資、故乘彊秦之資、數十年、而不至於帝王者、法不勒、飾於官、主無術於上之患也。

【設告相坐而責其實、連什伍而同其罪】…告ノ下ニ奸ノ字ヲ脱セルナラム、連什伍ハ、十家五家ヲ連結スルナリ、和氏篇ニハ、連什伍、設告坐之過トアリ、【殉韓魏】…殉ハ、殉ニ作ルベシ、韓ナリ、【而秦不益尺寸之地】…此ノ句宜シク下ノ私封立ノ下ニ

移スベシ、【十飾】…飾ハ、飾ニ作ルベシ、十飾ハ、度々整フルナリ、十ヲ倍ト限リタルニハアラズ、【法不勒、飾於官】…上文ニ據ルニ、不

【公孫鞅の秦を治めしときは、奸を告ぐるに相連坐する法を設けて、其の實を責め、一人奸を告げざるときは、十家五家を連結して、其の罪を同じくし、賞は厚くして、信に、刑は重くして、必せり、是を以て、其の民、力を用ひれば、勳勞して休息せず、敵を逐へば、危くして退却せず、故に其の國富みて兵彊し、然れども術の以て姦を知るとなれば、其の富強なるを以て、秦の人臣に資益せしのみなり、孝公、商君、即ち公孫鞅死するに及びて、惠王位に即きけるが、商君の制定したる秦の法は未だ敗れざるなり、而して張儀は、秦の勢力を以て、韓、魏の事を經營せり、惠王死して、武王位に即きけるが、甘茂は、秦の勢力を以て、周の事を經營せり、武王死して、昭襄王位に即きけるが、穰侯の魏冉は、韓、魏を越えて、東の方齊を攻むること五年にして、乃ち其の陶邑の私封に城を築けり、應侯の范雎は、韓を攻むること八年にして、其の汝南の私封に城を築けり、是れより以來、諸の秦に用ひられたる者は、皆應侯、穰侯の類なり、故に戰勝せば、大臣尊く、地を益せり、私封成り立ちて、秦は一尺一寸の地を益さざるは、主、術の以て姦を知る、となればなり、商君は度々其の法を整へて、公室を強くせりと雖も、人臣反りて其の資本を用ひて、己れの私腹を肥したり、故に強秦の資本に乘じながら、數十年にして、帝王者たるに至らざりしは、法は官に治め整へられたりと雖も、主、上に術なかりし患なりと、以上第二段、申不害の術、公孫鞅の法の得失を論ず。

問者曰、主用申子之術、而官行商君之法、可乎、對曰、申子未盡於法也、申子言治不踰官、雖知弗言、治不踰官、謂之守職、可也、知而弗言、是謂過也、人主以一國目視、故視莫明焉、以一國耳聽、故聽莫聰焉、今知而弗言、則人主尚安假借矣。

【申子未盡於法也】…於ト法トノ間ニ術也、商君未盡於ノ七字ヲ脱セリ、【申子言】…雖實ノ三ニ見エタリ、問ふ者の曰はく、然らば主は申子の術を用ひて、官は商君の法を行は、宜しからむかと、對へて曰はく、申子は未だ術を盡さざるなり、商君は未だ法を盡さざるなり、何とならば、申子は、職掌を治むることは、其の官職を乘り論えず、知ると雖も、職分外の事を言はずと言ひたるが、職掌を治むることは、其の官職を乘り論えずといへるは、之れを職を守ると謂ふことにて、宜しけれども、知りて言はずといへるは、是れを過ぐる説と謂ふなり、何とならば、人主は一國の目を以て視るが故に、己れの目に以て視ることなし、一國の耳を以て聽くが故に、己れの耳にて聽くことは聰なることなし、然るを今人臣たる者知りて言はずは、人主尚ほいづかに耳目を假借して、姦邪を知ることを得べき。

商君之法曰、斬一首者、爵一級、欲爲官者、爲五十石之官、斬二首、



者爵二級欲爲官者爲百石之官官爵之遷與斬首之功相稱也  
 今有法曰斬首者令爲醫匠則屋不成而病不已夫匠者手巧也  
 而醫者劑藥也而以斬首之功爲之則不當其能今治官者智能  
 也今斬首者勇力也以勇力之所加而治智能之官是以斬首之  
 功爲醫匠也故曰二子之於法術皆未盡善也

【醫匠】：醫者、大工ナリ、病不已、愈ユルナリ。  
 【南君の法に】：戰場に於て、敵の首一つを斬る者は、爵一級を給すべし、官吏たらむと欲せば、五十石の俸祿の官吏とせむ、敵の首二つを斬る者は、爵二級を給すべし、官吏たらむと欲する者は、百石の俸祿の官吏とせむと曰ひて、官爵の遷ると首を斬る功と相稱（ツツ）アリ、今法ありて、敵の首を斬る者は、其の賞として、醫者大工とならしめむと曰はば、家屋は成らざりて、病氣は愈えざらむ、夫れ大工は手巧なり、而して醫者は藥を劑劑するなり、而るに首を斬る功を以て、醫者大工の業をせば、其の能に當らざらむ、今官を治むるは、智能なり、今首を斬るは勇力なり、勇力の加ふる所を以てして、智能の官を治めしむるは、是れ首を斬る功を以て醫者大工とするなり、故に中、南二子の法術に於けるは、皆未だ善を盡さずと曰ふなりと、以上第三段、二子の法術の未だ善を盡さざることを言ひて以て結ぶ。

說疑

此の篇は、専ら當時の權臣の君を試し國を傾くる態度を論じたる者なり、之れを說疑と題せるは、人臣の疑はしき行と、人主の疑はしき事とを説けるに因りてなり、此の二つの者は、國の危亡する所以なり、

凡治之大者非謂其賞罰之當也賞無功之人罰不辜之民非所謂明也賞有功罰有罪而不失其當乃在於人者也非能生功止過者也故禁姦之法太上禁其心其次禁其言其次禁其事今

世皆曰尊王安國者必以仁義智能而不知卑主危國者之必以仁義智能也故有道之主遠仁義去智能服之以法是以譽廣而名威民治而國安知用民之法也凡術也者主之所執也法也者官之所師也然使郎中日聞道於郎門之外以至於境內日見法又非其難者也

【名威】：威ハ、成ニ作ルベシ、法也者、官之所師也、定法篇ニハ、官ナ臣ニ作レリ、一本ニハ、師ナ帥ニ作レリ、【郎門之外】：郎ハ、郎ニ同シ、郎門之外ハ、近キナイフ、

凡そ治の大なるは、其の賞罰の當れるのみを謂ふにはあらずして、能く功を生じ過を止むる者を大なりとするなり、功なき人を賞し、罪あらずる民を罰するは、謂ふ所の明にあらずして、能く功を生じ過を止むる者を大なりとするなり、乃ち功罪共に人の上在りて、固より是れ國主なり、功ある者を賞し、罪ある者を罰して、其の當を失はざるは、中村の主に比すれば、尙ほ第二等に落つるなり、是の故に、姦を禁ずる法は、明主の民に先だちて法を用ひて能く功を生じ過を止むる者が故に、民惡事を言はず、其の次は其の事を禁ずるが故に、姦を禁ずる法は、太上は其の心を禁ずるが故に、民惡事を企てず、其の次は其の言を禁ずると曰ひて、主を卑くし國を危くする者の必ず仁義智能の名を假りて、以て其の私を濟すことを知らざるなり、故に有道の主は、仁義を遠ざけ、智能を去り、之れを服せしむるに法を以てす、是を以て、譽れ廣くして、名成り、民治りて、國安し、是れ民を用ひる法を知ればなり、凡そ術は、人主の執る所なり、法は、百官の師とする所なり、然れども近臣の郎中をして、日々に道郎中を郎門の外に聞かして、以て國境の内に至るまで、日々に法を見しむることは、又其の難き者にあらずるなり、人主能く術を執り、百官能く法を整ふるを難しとするなり、

昔者有扈氏有失度謹兜氏有孤男三苗有成駒桀有侯侈紂有崇侯虎晉有狐偃施此六人者亡國之臣也言是如非言非如是內險以賊其外小謹以徵其善稱道往古使良事沮善禪其主以集精微亂之以其所好此夫郎中左右之類者也往世之主有得



人而身安國存者有得人而身危國亡者得人之名一也而利害相千萬也故人主左右不可不慎也為人主者誠明於臣之所言則別賢不肖如黑白矣

【有屈氏有失度】...路史ノ夏后紀ニ、月氏恭信ナラズ、相ノ失度五行ヲ感侮ストアリ、月ハ、屈ト通ズ、【屈氏有孤男】...路史ノ國名紀ニ、屈氏國孤孤攻ノ權ヲ專ニセルヲ以テ國ヲ亡フトアリ、此ノ事ナラム、【三苗有成駒】...成駒ノ事未ダ聞カズ、【封有崇侯虎】...呂氏春秋ニ、殷封崇侯、惡來ニ染マルトアリ、【晉有孤優施】...一本ニハ、狐ノ字ナシ、國語ノ晉語ニ、公ノ優ヲ施ト曰フ、注ニ、施ハ、其名ナリトアリ、狐ハ、其ノ姓ナラム、【內險以賊其外小謹以微其善】...賊ハ、飾ノ誤ナラム、其ノ字ノ下ニ脱字アラム、外ハ下句ニ屬シテ、上句ノ内ト對ス、【稱道往古】...道ハ、言フナリ、【稱其主】...稱ハ、擡ト通ズ、【集積微】...集ハ、成スナリ、【昔者】(カシ)有屈氏には失度あり、屈氏には孤男あり、三苗には成駒あり、桀には崇侯虎あり、晉には孤優施あり、此の六人は、亡國の臣なり、是を言ふこと非の如くし、非を言ふことは是の如くして、事物の是非を混亂し、内心は險険にして、以て其の口を飾り、外貌は小事を謹みて、以て其の善を微證し、往古の事を稱道して、善良なる事を沮止せしめ、善く其の主を擡に制して、以て精細微密にして知り難き謀を成し、其の主の心を亂すに其の好む所を以てせり、此れ夫の耶中左右の近臣の類に多くある者なり、往世の主には、人を得て身安く國存したる者あり、人を得て身危く國亡びたる者あり、人を得る名は一なれど、利害の懸隔することは相千萬するなり、故人主の左右は、其の人選を慎まざるべからざるなり、人主たる者、誠に臣(韓子自ら言ふ)の言ふ所を明にせば、賢不肖を辨別せらるること、黑白の如く判然たらむ、

若夫許由、續牙、晉伯陽、秦顛頡、衛僑如、狐不稽、重明、董不識、卞隨、務光、伯夷、叔齊、此十二人者、皆上見利不喜、下臨難不恐、或與之天下而不取、有卑辱之名、則不樂食穀之利、夫見利不喜、上雖厚賞、無以勸之、臨難不恐、上雖嚴刑、無以威之、此之謂不令之民也、此十二人者、或伏死於窟穴、或槁死於草木、或饑餓於山谷、或沈溺於水泉、有民如此、先古聖王、皆不能臣、當今之時、將安用之、

【許由】...宛天下ヲ許由ニ讓ラトセシニ、之レヲ辭退セシト、莊子ニ見エタリ、【續牙】...晉伯陽、秦顛頡、衛僑如、狐不稽、重明、董不識、務光、伯夷、叔齊、此の十二人は、皆上は利を見て喜ばず、下は難に臨みて恐れず、或は之れに天下を與ふれども取らず、卑辱の名あれば、謀を食む利を受くることを樂(ホカ)はず、夫れ利を見て喜ばざれば、上厚賞すと雖も、以て之れを勸むることなく、難に臨みて恐れざれば、上嚴刑すと雖も、以て之れを威すことなし、此れを命を奉ぜざる民と謂ふなり、此の十二人は、或は窟穴の中に隠れ伏して死し、或は草木の間に枯槁して死し、或は山谷に饑餓し、或は水泉に沈溺せり、民あること此の如し、先古の聖王すら、皆臣とすること能はざれば、今の時に當りて、將た何として之れを用む、

若夫關龍逢、王子比干、隨季梁、陳泄治、楚申胥、吳子胥、此六人者、皆疾爭彊諫、以勝其君、言聽事行、則如師徒之合、一言而不聽、一事而不行、則陵其主、以語從之、以其威雖身死、家破、要領不屬、手足異處、不難爲也、如此臣者、先古聖王、皆不能忍也、當今之時、將安用之、

【關龍逢】...桀ノ臣ナリ、史記ニ見エタリ、【王子比干】...紂ノ庶兄ナリ、史記ニ見エタリ、【隨季梁】...隨ノ賢臣ナリ、左傳ノ桓公ノ六年ニ見エタリ、【陳泄治】...陳ノ賢臣ナリ、左傳ノ宣公ノ九年ニ見エタリ、【楚申胥】...楚ノ賢臣ナリ、強諫ノ事考ナシ、蓋シ數日奉ノ朝廷ニ立チシ事ヲ指セル者カ、戰國策ニ見エタリ、【吳子胥】...吳ノ賢臣ナリ、史記ニ見エタリ、【從之】...從之、繼グナリ、一本ニハ、其ノ字ナシ、【要領】...要ハ、腰ト通ズ、領ハ、頸ナリ、【若し夫れ桀の臣の關龍逢、紂の庶兄の王子比干、隨の季梁、陳の泄治、楚の中胥、吳の子胥、此の六人は、皆疾く争ひ、強く諫めて、以て其君に聽つ、言聽れれば、教師と生徒との合ふが如くに親密なり、一言にして行はれざれば、一事にして行はれざれば、其の主を陵ぎ辱むるに不敏の言語を以てし、之れに繼ぐに威力を以てし、身は刑せられて死し、家は破滅せられ、腰と頸と連屬せず、手と足と離れん、になりて、其の處を異にすと雖も、我が思ひたる事をするに難(ハ)カらざるなり、此の如き臣は、先古の聖王すら、皆容れ忍びて棄て置くに



と能はざれば、今の時に當りて、將た何として之れを用ひむ。

若夫齊田恆、宋子罕、魯季孫意如、晉僑如、衛子南勁、鄭太宰欣、楚白公、周單荼、燕子之、此九人者之爲其臣也、皆朋黨比周、以事其君、隱正道而行私曲、上偏君、下亂治、援外以撓內、親下以謀上、不難爲也、如此臣者、唯聖王智主能禁之、若夫昏亂之君、能見之乎、

【齊田恆】前二見エタリ、【宋子罕】前二見エタリ、【魯季孫意如】昭公ヲ逐ヒタル者ナリ、【晉僑如】未ダ考ヘズ、或ハ云ハク、晉ノ字ハ衍ナリ、蓋シ叔孫僑如ナラムト、【衛子南勁】衛ノ將軍文字ノ後胤ナリ、魏ノ力ニテ諸侯トナレリ、史記ノ周ノ本紀ノ注ニ見エタリ、【鄭太宰欣】下文ニ太宰欣取鄭トアリ、【楚白公】前二見エタリ、【周單荼】下文ニ單荼取周トアリ、【援外以撓內】他國ノ威ヲ借リテ、以テ君權ヲ撓ムルナリ、以テ君權ヲ撓ムルナリ、【能見之乎】能ノ上ニ安ノ字ヲ脱セルナラム。

【若夫】若シ夫レ齊ノ田恆、宋ノ子罕、魯ノ季孫意如、晉ノ僑如、衛ノ子南勁、鄭ノ太宰欣、楚ノ白公、周ノ單荼、燕ノ子之、此ノ九人ノ者ノ其ノ臣タルハ、皆朋黨比周して、以テ其ノ君ニ事ヘ、正道を隠して、私曲を行ひ、上は君に偏セマシ、下は治を亂り、他國の威を借りて、以テ君權を撓め、下を親みて、以テ上を謀り、我が思ふことを爲すことを雖ハ、カカラざるなり、此の如き臣は、唯だ聖王智主のみ能く之れを禁ず、若シ夫レ昏亂の君は、何として能く其の私曲を見む。

后稷、皐陶、伊尹、周公旦、太公望、管仲、隰朋、百里奚、蹇叔、舅犯、趙襄、范蠡、大夫種、逢同、華登、此十五人者、其爲臣也、皆夙興夜寐、卑身賤體、竦心白意、明刑辟、治官職、以事其君、進善言、通道法、而不敢矜其善、有成功、立事、而不敢伐其勞、不難破家、以便國、殺身、以安主、以其主爲高天泰山之尊、而以其身爲壑谷黼洧之害、主有明

名廣譽於國、而身不難受壑谷黼洧之害、如此臣者、雖當昏亂之主、尙可致功、況於顯明之主乎、此謂霸王之佐也。

【后稷】周ノ先祖ナリ、名ハ羿トイフ、【皐陶】舜ノ法官ナリ、【伊尹】湯ノ宰相ナリ、【周公旦】周ノ成王ノ叔父ナリ、【太公望】周ノ文王ノ師ナリ、【管仲】隰朋】皆齊ノ桓公ノ臣ナリ、【百里奚、蹇叔】皆秦ノ穆公ノ臣ナリ、【舅犯、趙襄】一本ニハ、蹇叔トイフ、是ナリ、皆晉ノ文公ノ臣ナリ、【范蠡、大夫種、逢同】皆越ノ大夫ナリ、【華登】宋ノ司馬ノ華賈逢ノ子ナリ、華氏亂チ宋ニ作シテ敗レシカバ、登突ヘ奔リテ、大夫トナレリ、【白意】白ハ、明ニスルナリ、【爲壑谷黼洧之害】爲ハ、受ニ作ルベシ、黼洧ハ、二水ノ名ナリ、一本ニハ、蹇叔トイフ、下同シ、是ナリ。

若夫周滑伯、鄭王孫申、陳公孫寧、儀行父、荊芊、尹申亥、隨少師、越種子、吳王孫頌、晉陽成泄、齊豎刁、易牙、此十二人者之爲其臣也、皆思小利、而忘法義、進則撓蔽賢良、以陰闇其主、退則撓亂百官、而爲禍難、皆輔其君、共其欲、苟得一說於主、雖破國、殺衆、不難爲也、有臣如此、雖當聖王、尙恐奪之、而況昏亂之君、其能無失乎、有臣如此者、皆身死國亡、爲天下笑。

【周滑伯】周ノ成公ノ臣ナリ、【鄭王孫申】鄭ノ子陽ノ黨ナリ、【陳公孫寧、儀行父】皆陳ノ卿ナリ、左傳ニ見エタリ、【荊芊、尹申、越種子、吳王孫頌、晉陽成泄、齊豎刁、易牙、此十二人者之爲其臣也、皆思小利、而忘法義、進則撓蔽賢良、以陰闇其主、退則撓亂百官、而爲禍難、皆輔其君、共其欲、苟得一說於主、雖破國、殺衆、不難爲也、有臣如此、雖當聖王、尙恐奪之、而況昏亂之君、其能無失乎、有臣如此者、皆身死國亡、爲天下笑。



亥……楚ノ大夫ノ申無字ノ子ナリ、【隨少師】……隨ノ大夫ナリ、【越種子】……即チ大夫種ナリ、子ヲ以テ名ヲ呼ベルハ、章子、盼子ノ類ナリ、但シ大夫種ハ依臣ニアラザレバ、此ノ三字ハ衍ナリ、【吳王孫頡】……吳ノ依臣ノ太宰嚭ノ仲間ナリ、諸書ニ或ハ王孫頡ニ作リ、或ハ王孫駘ニ作リ、或ハ公孫駘ニ作レリ、【管陽成潰】……管陽ノ臣ナリ、【齊賢才、易牙】……前ニ見エタリ、【十二人】……十人ニ作ルベシ、種子ヲ加ヘテモ十一人ニシテ、十二人ニアラズ、【說於主】……說ハ、悦ト通ズ、

【釋】若シ夫れ周の滑伯、鄭の王孫申、陳の公孫寧、儀行父、荊の羊尹申亥、隨の少師、吳の王孫頡、晉の陽成潰、齊の賢才、易牙、此の十人の者の其の臣たるは、皆小利を思ひて、法義を忘れ、進みては賢良を排蔽して、君に進めずして、以て陸に其の主を闇まし、退きては百官を撓亂して、禍難を爲し、皆其の君を輔けて、其の私欲を共にし、苟も一たび主に悦ばるゝことを得れば、國を破り來を殺すとも難し、我が思ふことを爲すことを難らざるなり、臣あること此の如くなれば、聖王に當ると雖も、尙ほ君の志を奪はむことを恐る、而るを況むや憎亂の君、其れ能く失ふことなからむや、臣あること此の如き者は、皆身死し國亡びて、天下中の人々に笑はる、

故周威公身殺、國分爲二、鄭子陽身殺、國分爲三、陳靈公身死於夏徵舒氏、荆靈王死於乾谿之上、隨亡於荆、吳并於越、智伯滅於晉陽之下、桓公身死、七日不收、故曰、諂諛之臣、唯聖王知之、而亂主近之、故至身死國亡、

【周威公身殺、國分爲二】……威公ハ、西周ノ桓公ノ子ナリ、史ニ此ノ事ナシ、蓋シ周室衰ヘテ、史官記録ヲ失ヘルナラム、【鄭子陽身殺、國分爲三】……莊子、列子、及ビ呂子、新序ヲ參檢スルニ、子陽ハ、鄭ノ君ノ試セラレテ、蓋セラレザル者ニ似タリ、故ニ淮南子ノ注ニ、鄭ノ君ナリトアリ、或ハ云ハク、鄭ノ宰相ナリト、【陳靈公身死於夏徵舒氏、荆靈王死於乾谿之上、隨亡於荆】……陳ト荆ト隨トノ事ハ、左傳ニ見エタリ、【吳并於越】……國語ニ見エタリ、【智伯滅於晉陽之下】……十過篇ニ見エタリ、【桓公身死、七日不收】……十過篇ニハ、身死三月不收トアリ、七日ノ上ニ六十ノ字アルベシ、史記ニ、桓公ノ尸、牀ニ在ルコト六十七日トアリ、

【釋】故に周の威公は、身殺され、國分れて二つとなり、鄭の子陽は、身殺され、國分れて三つとなり、陳の靈公は、身夏徵舒氏の手死し、荆の靈王は、乾谿の上(ホトリ)に死し、隨は、荆に亡され、(此の下に越の種子の事なきを見て、上文の越種子の三字の衍なるを知るべし)吳は、越に併吞せられ、智伯は、晉陽の城下に滅び、齊の桓公は、身死して、五人の公子立たむことを争ひしが爲めに、六十七日の間、其の死骸屍臺の上に棄て置かれて、後の始末をせられざりき、故に古語に曰はく、諂諛の臣は、唯だ聖王のみ之れを知ると、而るに亂主は之れを近づくるが故に、身死し國亡ぶるに至るなり、

聖王明主則不然、内舉不避親、外舉不避讎、是在焉、從而舉之、非

在焉、從而罰之、是以賢良遂進、而姦邪竝退、故一舉而能服諸侯、其在記曰、堯有丹朱、而舜有商均、啓有五觀、商有太甲、武王有管蔡、五王之所誅者、皆父子弟之親也、而所殺亡其身、殘破其家者、何也、以其害國傷民、敗法圯類也、觀其所舉、或在山林藪澤巖穴之間、或在囹圄縲紲索之中、或在割烹芻牧飯牛之事、然而明主不羞其卑賤也、以其能可以明法、便國利民、從而舉之、身安名尊、亂主則不然、不知其臣之意行、而任之以國、故小之名卑、地削、大之國亡、身死、不明於用臣也、

【内舉不避親、外舉不避讎】……叔向ノ語ナリ、左傳ノ襄公ノ二十一年ニ見エタリ、【賢良遂進、而姦邪竝退】……途モ、進ムナリ、竝ハ、屏ト通ズ、【在記】……國語ノ楚語ニ見エタリ、【丹朱】……朱ハ、堯ノ子ニシテ、丹ニ封セラレタリ、【商均】……均ハ、舜ノ子ニシテ、商ニ封セラレタリ、【啓】……禹ノ子ナリ、【五觀】……啓ノ子兄弟五人アリ、五觀ト號ス、觀ハ、遊觀ニテ、其ノ地ヲ見物スルコトナリ、啓ノ子ノ太康國ヲ失ヒテ、兄弟五人洛洛ノ地ニサマヨヒタルタイフ、【太甲】……湯ノ孫、太丁ノ子ナリ、【管蔡】……文王ノ子、武王ノ弟ノ管叔、蔡叔ナリ、【圯類】……圯ハ、毀ルナリ、類ハ、族ナリ、或在山林藪澤巖穴之間……太公望、傳說ノ類ナリ、或在囹圄縲紲索之中……箕子、管仲ノ類ナリ、囹圄ハ、牢獄ナリ、縲ハ、黒索(クロソナハ)ナリ、紲ハ、拍撻スルナリ、古ハ黒索ヲ以テ罪人ヲ拘擥セリ、縲ハ、縲ニ作ルベシ、三合縲(ミココリノナハ)ナリ、縲縲縲索ハ、人ヲ縛ル繩ナリ、或在割烹芻牧飯牛之事……伊尹、寧戚、百里奚ノ類ナリ、

【釋】聖王明主は然らず、内は舉げ用ゐるに親族を避けず、外は舉げ用ゐるに仇讎を避けず、是なること若(コト)に在れば、從ひて之れを舉げ非なること形に在れば、從ひて之れを罰す、是を以て、賢良遂進して、姦邪退す、故に一たび事を舉げ行ひて、能く諸侯を服せしむ、其れ記録に在り、其の文面に曰はく、堯には丹朱ありて、舜には商均あり、啓には五觀あり、商には太甲あり、武王には管、蔡ありと、堯より以下の五王の誅せし所の者は、皆父子弟の類なり、(莊子に、堯は其の子を殺し、舜は母弟を流すとあり、孟子之れを辯せり、丹朱、商均、太甲も亦誅せられしことなし、此れ戰國の詭言なり)而して其の身を殺し、其の家を破せし所の者は、何故ぞ、其の國を害ひ民を傷り、法を敗り族類を毀損せしを以てなり、其の擧げ用ゐたる所の人物を観るに、或は山林藪澤巖穴の間に在り、或は囹圄(ヒトヤ)縲縲縲索(ナハメ)の中に在り、







之察四王之情、貪得之意也、度其行、暴亂之兵也、然四王自廣措也、而天下稱大焉、自顯名也、而天下稱明焉、則威足以臨天下、利足以蓋世、天下從之、又曰、以今時之所聞、田成子取齊、司城子罕取宋、太宰欣取鄭、單氏取周、易牙之取衛、韓魏趙三子分晉、此六人、臣之弑其君者也、姦臣聞此、歷然舉耳、以為是也、故內構黨與、外據巷族、觀時發事、一舉而取國家、且夫內以黨與、劫弑其君、外以諸侯之權、驕易其國、隱正道、持私曲、上禁君、下撓治者、不可勝數也、是何也、則不明於擇臣也、記曰、周宣王以來、亡國數十、其臣弑君、而取國者衆矣、然則難之從、內起與從、外作者、相半也、能一盡其民力、破國殺身者、尚皆賢主也、若夫轉法、易位、全衆、傳國、最其病也、

【姦人愈反而說之】：一本ニハ、人ナ臣ニ作レリ、是ナリ、姦人ノ黨ナルガ故ニ、姦臣トイフ、以テ之レヲ別アルナリ、【非、愚、幼弱也、及以、次序也】：也及ハ、世及ニ作ルベシ、父子ニハ世トイフ、兄弟ニハ及トイフ、【自廣措也】：自ラ安ンシテ之レヲ爲スナリ、措ハ、措置ノ措ナリ、【太宰欣取鄭】：此ノ事未ダ聞カズ、【單氏取周】：單氏ハ、上ノ單荼ナリ、左傳ニ、單氏殺王ヲ佐ケテ、以テ王子朝ヲ伐ツトアリ、韓非ハ子朝ヲ以テ太子トセルガ故ニ、斯ク云ヘルカ、【易牙之取衛】：易牙之ハ、子南助ニ作ルベシ、【六人】：六ハ、八ニ作ルベシ、【姦臣聞此】：姦ハ、人ニ作ルベシ、【歷然】：疾ク起ツツ觀ナリ、【韓魏趙】：韓ハ、收ムルナリ、或ハ云ハク、魏ハ、接ニ作ルベシ、上ニ見エタリト、【最其病也】：病ハ、痛ムベキナリ、

夫は姦人の言を重くして、萬國を蒙り、衆きが上に、又姦臣の意あれば、其の黨なる姦臣、愈々反復して之れに説きて曰はく、古に謂へる所の徳王明君は、幼弱を長行して、世及するに父子兄弟の次第順序を以てせるにはあらざるなり、其の黨を結び、郡里郷黨を聚め、上に備へるべし、君を殺して、其の利を氷のたるを以て、其の位を得たるなりと、彼れ(姦人)其の説を悦べども、そらとほけて曰はく、如何なれば其れ然るかと、姦臣それらに附け入りて曰はく、さればなり、姦は兇に偏り、萬は善に偏り、湯は桀を放ち、武王は紂を伐つて、此の四王は、人臣の其の君を弑せし者なり、而るに天下之れを憂む、四王の情を察するに、得ることを貪る意なり、其の行を度るに、暴亂の兵なり、然れども四王は自ら安んじて之れを爲して、天下之れを稱し、四王は自ら名を顯して、天下其の明を稱す、されば其の威は以て天下に臨むに可なり、其の利は以て一世を蓋ふに足りて、天下之れに従へり、又曰はく、今時の聞ける所を以てするに、田成子は齊を取り、司城子罕は宋、取リ、太宰欣は鄭を取り、單氏は周を取り、子南助は衛を取り、韓魏趙の三子は晉國を分割せり、此の八人は、臣の其の君を弑せし者なりと、姦人之れを聞き、歴然として俄に起ちて、耳を擧げて聴きすまして、以て是(ソノ)トホリなりとせり、故に内は黨與を結び、外は諸侯の權を借りて、以て其の國に勢力高ぶり、其の國を輕易し、正道を隱し、私曲を執り、上は人主の自由を禁じ、下は治道を撓亂する者、數ふるに勝ふべからざるなり、是れ何故ぞといは、君たる者臣を擧ぶに明ならざればなり、記録に曰はく、周の宣王以來、國を亡し、者數十、其の臣君を弑して國を取りし者衆しと、然れば則ち禍難の内より起ると外より作(オコ)ると相半せるなり、能く專一に其の民力を用ひ盡したる上にて、禍難外より起りて、國を破り身を殺す者は、坐ながら臣下の功勞を受けて、其の國を讓る者に比すれば、尙ほ皆賢主なり、若し夫れ姦人の爲めに、法制を轉換し、臣主地位を易へ、其の民衆を全くして、國を臣下に傳ふるは、最も其の痛むべきことなり、

爲人主者、誠明於臣之所言、則雖羸弋馳騁、撞鐘舞女、國猶且存也、不明臣之所言、雖節儉勤勞、布衣惡食、國猶且亡也、趙之先君敬侯、不修德行、而好縱欲、適身體之所安、耳目之所樂、冬日羸弋、夏浮淫、爲長夜、數日不廢、御觴不能飲者、以筯灌其口、進退不肅、應對不恭者、斬於前、故居處飲食如此、其不節也、制刑殺戮如此、其無度也、然敬侯饗國數十年、兵不頓於敵國、地不虧於四鄰、內無君臣百官之亂、外無諸侯鄰國之患、明於所以任臣也、燕君子



噲、召公奭之後也、地方數千里、持戟數千萬、不安子女之樂、不聽鐘石之聲、內不堙汗池臺榭、外不羣弋田獵、又親操耒耨、以修畝、子噲之苦身、以憂民、如此其甚也、雖古之所謂聖王明君者、其勤身而憂世、不甚於此矣、然而子噲身死國亡、奪於子之、而天下笑之、此其何故也、不明乎所以任臣也、

【釋七】…軍ハ、掩網(ヒルテン)ノ類ナリ、網小ニシテ柄長シ、七ハ、續射(イカルミ)ナリ、不明臣之所言…言ノ下ニ則ノ字ヲ脱セルナラム【敬侯】…烈侯ノ子ナリ【夏浮淫】…夏ノ下ニ日ノ字ヲ略セルナリ、浮淫ハ、水ニ浮ビ魚ヲ取リテ樂ムナリ【爲三長夜】…之飲ノ二字ヲ略セルナリ【御膳】…御ハ、進ムルナリ、凡テ貴人ノ身ニ加フル者ヲ皆御トイフ【舊】…竹筒ナリ【故居處飲食】…故ノ字ハ衍ナリ【聖國數十年】…聖ハ、享ト通ズ、受クルナリ、敬侯ハ、立チテ十二年ニシテ卒セリ、數十年トイヘルハ非ナリ【兵不頓於敵國】…頓ハ、鈍ト同ク、鈍弊スルナリ【無君臣百官之亂】…君ハ、軍ニ作ルベシ【持戟數千萬】…千ハ、十二作ルベシ【子女之樂】…子女ハ、美女ナリ【鐘石】…石ハ、磬ナリ【不堙汗池臺榭】…堙ハ、淫ノ誤ナラム、汗池ハ、凹キ池ナリ、臺ハ、土ヲ積ミタル者、榭ハ、臺ノ上ニ屋アル者ナリ

【釋八】人主たる者、誠に臣の言ふ所を明に聽き分けたらむには、軍で馳騁して、田獵を好み、鐘を撞き女を舞はせて、女樂を樂むと雖も、國猶ほ且つ存在せむ、臣の言ふ所を明に聽き分けたらむには、節儉勤勞し、布衣藜食すと雖も、國猶ほ且つ滅亡せむ、其の證據には、趙の先君の敬侯は、德行を修めずして、好みて嗜欲を縱(ホシイマ)にし、身體の安んずる所、耳目の樂む所を適へ、冬日は軍でして鳥獸を捕へ、夏日は水に浮び魚を取りて樂み、長夜の飲として、晝も月を締め燭を點じて、晝夜打ち通しの酒宴を爲し、數日の間腸(サカヅキ)を進むることを廢せず、一座の中に酒を飲むこと能はざる者あれば、竹筒を以て其の口に灌ぎ込み、酩酊して進退(ツ)シシ、應對恭しからざる者あれば、其の面前にて斬り棄てたり、居處飲食此の如く其れ節あらざるなり、刑殺戮此の如く其れ度なきなり、然れども敬侯は、國を受け位に在ること數十年、其の兵は敵國に鈍弊せず、其の地は四方の鄰國に虧き取られず、内には羣臣百官の亂なく、外には諸侯鄰國の患なかりしは、臣に任ずる所以に明なればなり、之れに反して、燕君の子噲は、賢明なる召公奭の後胤にして、土地の廣きは數千里四方あり、戟(ホコ)を持つ戰士は數十萬人あり、其の身は、美女の舞樂に安んぜず、鐘石の擊曲を聽かず、内は汗池臺榭の土木に淫(フケ)らず、外は軍で田獵に荒まず、其の上に又自身に耒耨(スキグハ)を操りて、以て賦歛(タハハ)を修めたり、子噲の身を苦めて以て民を憂へたること、此の如く其れ甚し、古に謂へる所の聖王明君といへる者と雖も、其の身を勤めて世を憂へたること、此れより甚しからず、是れ誇揚の言なり、事實にはあらず、然れども子噲は、身死し國亡び、子之に位を奪はれて、天下之れを笑へり、此れは其れ何故ぞ、臣に任ずる所以に明ならざればなり

故曰、人臣有五姦、而主不知也、爲人臣者、有侈用財貨賂、以取譽者、有務慶賞、賜予以移衆者、有務朋黨、徇智尊士、以擅逞者、有務解免、赦罪獄、以事威者、有務奉下直曲、怪言偉服、瑰稱、以眩民耳目者、此五者、明君之所疑也、而聖王之所禁也、去此五者、則躁詐之人、不敢北面、談立、文言多、實行寡、而不當法者、不敢誣情、以談說、是以羣臣居則修身、動則任力、非上之令、不敢擅作疾言、誣事、此聖王之所以牧臣下也、

【釋一】有侈用財貨賂、以取譽者…下句ノ例ヲ推スニ、侈ハ、務ノ誤ナラム【徇智】…徇ハ、徇ト通ズ、徇ハ、從フナリ【擅逞】…逞ハ、快タルナリ【怪言偉服】…怪言偉服ハ、奇異ナル言語服裝ナリ、瑰ハ、魁ト通ズ、瑰稱ハ、大言トイハムガ如シ【談說】…談ハ、多言ナリ【談立】…立談トイハムガ如シ

【釋二】故に古語に曰はく、人臣に五種の姦ありて、主知らざるなりと、人臣たる者は、財を用ひて、貨賂(マヒナヒ)することを務めて、以て聲譽を取る者あり、慶賞賜予を務めて、以て衆の心を移して、己れに附かしむる者あり、朋黨を務め、智者に従ひ、士人を尊びて、相互に譽め合ひて、以て私欲を擅にし、私意を快くする者あり、四人を解免することを務め、罪獄を赦して、以て威福を行ふことを仕事とする者あり、務めて民の直として譽め、曲として毀る所を運率して、以て下々の者に媚び諛ひ、奇異なる言語服裝をし、大言を吐きて、民の耳目を眩惑する者あり、此の五つの者は、明君の疑ふ所にして、聖王の禁する所なり、此の五つの者を去れば、多言詐僞する人、敢て北面して臣位に就きて、賢に對して立談せず、文飾の言多く、實地の行事くして、法に當らざる者、敢て己れの情實を詐り誣ひて、以て談說せず、是を以て、羣臣居れば身を修め、動けば力に任じ、上の命令することにあらざれば、敢て擅に動作し、疾く發言して、物事を詐り誣ひず、此れ聖王の臣下を牧養する所以なり



寵此四者國之所危也故曰內寵竝后外寵貳政枝子配適大臣擬主亂之道也故周記曰無尊妾而卑妻無孽適子而尊小枝無尊嬖臣而匹上卿無尊大臣以擬其主也四擬者破則上無意下無怪也四擬不破則損身滅國矣

【不遺疑物以聞其臣也】... 適ハ、從フナリ、物ハ、事ナリ、疑ハシキ事ニ從ヒテ、以テ其ノ臣ヲシテ己レヲ親ヘシメザルナリ、【反】... 反ハ、變ズルナリ、【尊有疑適之子】... 尊有疑適之子、配有疑妻之妾、廷有疑相之臣、臣有疑主之寵... 應ハ、庶子ナリ、適ハ、嫡子ナリ、楊升庵外集ニ之レヲ引キテ、內有疑妻之妾、妾有疑適之子、外有疑相之臣、臣有疑主之寵、二作レリ、今本ニ比スルニ、語譯レリ、【內寵】... 妾ナリ、【外寵】... 嬖臣ナリ、【枝子】... 庶子ナリ、下ノ小枝モ同シ、【周記】... 殷鑒傳ノ僖公ノ九年ニ見エタリ、【四擬】... 或ハ云ハク、嬖ノ名ニ依ルニ、擬ハ、疑ニ作ルベシ、上下此レニ似ヘト、【上無意】... 意ハ、臆ト恐ズ、推量スルナリ、【周記】... 彼の聖王明君は、疑はしき事に従ひて、以て其の臣をして己れの心を親はしめず、疑はしき事を見て、心の變ずることなき者は、天下に鮮（スグナ）し、故に古語に曰はく、庶子には、嫡子に比擬する子あり、配偶には妻に比擬する妾あり、朝廷には宰相に比擬する臣あり、人臣には人主に比擬する寵ありと、此の四つの者は、國の危き所なり、故に古語に曰はく、內寵（メカケ）后に並び、外寵（キニイリ）ノケライ（政）を貳（フ）ムツにシ、枝子（メカケ）バラノコ（嫡子）に配匹シ、大臣人主に比擬するは、亂の道なりと、故に周の記録に曰はく、妾を尊びて、妻を尊むことなけれ、嫡子を庶子の扱にして、小枝（メカケ）バラノコ（嫡子）を尊ぶことなけれ、嬖臣を尊びて、上卿に匹敵することなけれ、大臣を尊びて、以て其の主に比擬することなけれと、四種の比擬する者破れば、上は疑念を抱きて下を推量することなく、下は疑念を抱きて上を怪むことなし、之れに反して、四種の比擬する者破れば、身を損じ、國を滅す、以上第二段、人主術數を以て其の臣を度るることなくして、衆人の口を以て人を進退することの害を言ひ、衆人の黨與の舞の衆に偏り、萬の舞に偏り、萬の衆を放ち、武の封を伐らしを口實として、其の衆を助くる情狀を寫し、人主の衆を禁ずる手段は、臣の言ふ所を明にして、之れを任用するに在りと云ひ、人臣に五害あり、又四擬あることを言ひて結ぶ、之れを要するに、亦法術を以て下を取するに在り、

詭使

此の篇は、世主の本心には治を欲することありても、其の爲る所は常に相反することを述べて、法術の士の容れられざる所以を痛諭せる者なり、詭使は、反對に使役することなれど、内儲説篇の七術の一なる詭使とは、おのづから異なり、

聖人之所以爲治道者三、一曰利、二曰威、三曰名、夫利者所以得

民也、威者所以行令也、名者上下之所同道也、非此三者雖有不急矣、今利非無有也、而民不化上、威非不存也、而下不聽從、官非無法也、而治不當名、三者非不存也、而世一治一亂者、何也、夫上之所貴、常與其所以爲治相反也、夫立名號、所以爲尊也、今有賤名、輕實者、世謂之高、設爵位、所以爲賤貴基也、而簡上、不求見者、世謂之賢、威利所以行令也、而無利、輕威者、世謂之重、法令所以爲治也、而不從法令、爲私善者、世謂之忠、官爵所以勸民也、而好名義、不進仕者、世謂之烈士、刑罰所以擅威也、而輕法、不避刑戮、死亡之罪者、世謂之勇、夫民之急名也、甚其求利也、如此則士之饑餓乏絕者、焉得無嚴居苦身、以爭名於天下哉

【治道】... 道ノ字ハ衍ナラム、【同道】... 道ハ、由ルナリ、【賤貴基】... 貴ノ下ニ之ノ字ヲ脱セルナラム、或ハ云ハク、基ノ字ハ衍ナラムト、【簡上】... 簡ハ、粗略ニスルナリ、【烈士】... 士ノ字ハ衍ナリ、【甚其求利也】... 甚ノ下ニ於ノ字ヲ插ミテ看ヨ、【聖人】... 聖人の治を爲す所以の者は三箇條あり、一に利と曰ひ、二に威と曰ひ、三に名と曰ふ、夫れ利は、民心を得る所以なり、威は、命令を行ふ所以なり、名は、上下の同じく由る所なり、此の三つの者にあらざれば、他に箇條ありと雖も、必要ならず、然るに今利は有ることなきにあらざるなり、而れども民上の徳に化せず、威は存せざるにあらざるなり、而れども下、上の命令に聽從せず、官は法なきにあらざるなり、而れども治むること名に當らずして、其の當罰する所、法令と反對す、利と威と名との三つの者存せざるにはあらざるなり、而れども世の一たびは治り、一たびは亂る、何故ぞ、夫れ上の貴ぶ所、常に其の治を爲す所以と相反すればなり、夫れ名號を立つるは、尊きを爲す所以なり、然るに今名を賤み賤する者あれば、世人之れを高（ケダカシ）と謂ふ、爵位を設くるは、賤貴の基を爲す所以なり、而るに上を粗略にして、



見ゆるを求めざる者あれば、世人之れを賢と謂ふ、威と利とは命令を行ふ所以なり、而るに利を無みして、實を掩はず、威を隠んじて、罰を畏れざる者あれば、世人之れを重(オモシ)と謂ふ、法令は治を爲す所以なり、而るに法令に従はずして、私善をする者あれば、世人之れを忠と謂ふ、官府は民を勤むる所以なり、而るに名義を好みて、進仕せざる者あれば、世人之れを烈(ミサチヤシ)と謂ふ、刑罰は威を擧にする所以なり、而るに法を輕んじて、刑戮死亡の罪を避けざる者あれば、世人之れを勇と謂ふ、夫れ民の名を求むるに急なることは、其の利を求むるより甚し、此の如くなれば、士の饑饉して財用乏絶する者、何とて山林巖穴の間に隱遁し、身を苦めて以て名を天下に争ふことなきことを得べき。

故世之所以不治者、非下之罪、上失其道也、常尊其所以亂、而賤其所以治、是故下之所欲、常與上之所以爲治相詭也、今下而聽其上、上之所急也、而悖慤純信用、心壹者、則謂之寡、守法固聽令、審則謂之愚、敬上畏罪、則謂之怯、言時節、行中適、則謂之不肖、無二心私學、聽吏從教者、則謂之陋、難致謂之正、難予謂之廉、難禁謂之齊、有令不聽從、謂之勇、無利於上、謂之愿、寬惠行德、謂之仁、重厚自尊、謂之長者、私學成羣、謂之師徒、閑靜安居、謂之有思、損人逐利、謂之疾、險躁佻反覆、謂之智、先爲人而後自爲、類名號、汎愛天下、謂之聖、言大不稱、而不可用、行而乖於世者、謂之大人、賤爵祿、不撓上者、謂之傑、下之漸行如此、入則亂民、出則不使也、上宜禁其故、滅其迹、而不止也、又從而尊之、是教下亂上、以爲治也、

【相説也】... 説ハ、反スルナリ、【悖慤】... 悖ハ、厚キナリ、慤ハ、俗ノ習ノ字ニテ、誠ナリ、【賢】... ヤツルナリ、活氣ナキナリ、【言時節】... 言ハ、行ノ時節ニ中道スルナリ、【愚】... 上ヨリ召シ寄セ難キナリ、召呼チ辭スルナリ、【齊】... 齊莊(オゴソカ)ナリ、【勇】... 事ニ敏疾ナルナリ、【險躁佻反覆】... 險ハ、峻ト通ズ、利口ナリ、躁ハ、多言ナリ、佻ハ、偷ト通ズ、苟且ナリ、此ノ字或ハ術ナラム、【類名號】... 類ハ、似スルナリ、【禁其故】... 故モ、迹ナリ、故に世の治らざる所以の者は、下の罪のみならず、上其の道を失へばなり、上常に其の亂る、所以を賞びて、治る所以を賤めり、是の故に、下の欲する所、常に上の治を爲す所以と相詭(ソム)けり、今下にして其の上の命令に聽従するは、上の急務とする所なり、而るに悖慤、誠意純信、信實にして、心を用ゐること專一なれば、之れを寡(オウ)イキナシと謂ひ、法を守ることに固く、令を聽くこと審にして、何事も二つにせずれば、之れを愚と謂ひ、上を敬ひ、罪を畏るれば、之れを怯(ケツ)シと謂ひ、言行時節に中道すれば、之れを不肖(オゴソカ)と謂ひ、心も二つにせずれば、之れを勇と謂ひ、一切官吏の言ふことを聽きて、其の教に従ふ者あれば、之れを愿(オノゾカ)と謂ひ、命令することあれども聽従せざれば、之れを勇と謂ひ、上に少しも利益することなければ、之れを愿(オノゾカ)と謂ひ、寛大慈惠にして、私恩私徳を施し行へば、之れを仁と謂ひ、重厚にして自ら尊大にすれば、之れを長者と謂ひ、法令以外の事を私に學びて、羣を成し黨を結べば、之れを師徒(ケツウシ、セイト)と謂ひ、閑靜に安居すれば、之れを思(オモシ)とありと謂ひ、他人を損じ、利益を逐へば、之れを疾(オモシ)と謂ひ、利口多言にして、苟且(カクシヤ)に反復すれば、之れを智(チ)と謂ひ、先づ人の爲めにして、而して後に、自ら爲めにし、名號を假せて、君子を毀ひ、遠近觀望の輩別なく、汎く天下の人々を愛すれば、之れを聖(オモシ)と謂ひ、其の言大にして、行ふ事に稱(ソリア)はずして、用ゐるべからず、行ひて世に垂き戻る者あれば、之れを大人と謂ひ、爵祿を賤み、上に屈撓せざる者あれば、之れを傑(ケツ)と謂ふ、下の漸次に浸み込みたる行、此の如くにして、入りて郷里に居れば、民の風俗を亂し、出てて官府に仕ふれば、命に背きて、上に使はれざるなり、上は宜しく其の故(アト)を禁じ、其の迹を滅すべきを、之れを差し止めざるのみか、又從ひて之れを尊べり、是れ下々に上の法度を亂すことを教へて、以て治を爲すなり、

凡上所治者、刑罰也、今有私行義者、尊社稷之所以立者、安靜也、而躁險讒諛者、任四封之内、所以聽從者、信與德也、而陂智傾覆者、使令之所以行、威之所以立者、恭儉也、不聽上而巖居、非世者、顯倉廩之所以實者、耕農之本務也、而綦組錦繡刻畫、爲末作者、富名之所以成、城池之所以廣者、戰士也、今死戰之孤、饑餓乞於



道而優笑酒徒之屬乘車衣絲賞祿所以盡民力易下死也今戰勝攻取之士勞而賞不霑而卜筮視手理狐蟲爲順辭於前者日賜上握度量所以擅生殺之柄也今守度奉量之士欲以忠嬰上而不得見巧言利辭行姦軌以倖偷世者數御據法直言名刑相當循繩墨誅姦人所以爲上治也而愈疎遠詔施順意從欲以危世者近習悉租稅專民力所以備難充倉府也而士卒之逃事伏匿附託有威之門以避徭賦而上不得者萬數

【凡上所治者刑罰也】：所ノ下ニ以ノ字ヲ脱セルナラム、今有私行義者、今ハ而ノ字ノ誤ナラム、【敗管】：偏頗ナル智慧ナリ、傾覆【反覆シテ信ナキナリ】、不聽上【不ノ上ニ而ノ字ヲ脱セリ】、業組【美シキ打組ナリ】、錦結【綬ノ紐取ナリ】、【刻畫】：彫刻物ナリ、【未作】：未業ナリ、農業者本務トイヘルニ對ス、死戰之區【一本ニハ、戰士ニ作レリ】、士ハ事ト通ズ、軍事ニ死シタル者ノ子孫ナリ、【孤懸】：處ハ、盡ノ者ナリ、孤懸ハ、神巫ノ類ナリ、【爲順辭於前】：君ノ前ニ諛言ヲ爲スナリ、【嬰上】：嬰ハ、觸ル、ナリ、姦軌【左傳ノ成公十七年ニ、亂ノ外ニ在ルヲ姦トシ、内ニ在ルヲ軌トスナリ】、【倖偷】：倖、倖ノ倒置ナリ、飾邪爲ニ、主過ヲ、則臣偷、飾爲ノ二ニ、賞無功、則民偷、幸トアリ、【御】：御ハ、侍スルナリ、親近セラレテ侍坐スルナリ、【名刑】：刑ハ、形ト通ズ、名實ナリ、【詭】：詭ハ、論ニ同ク、多言ナリ、【從欲】：從ハ、縱ト通ズ、【徭賦】：徭、軍役ナリ、【凡上所治者】：刑罰ノ所以、刑罰ナリ、而るに私に義を行ふ者あれば尊ばる、社稷の立つ所以の者は、安靜なり、而るに多言利口諛諂諛の者任ぜらる、四方の封境の内、上に聽從する所以の者は、信と徳となり、而るに偏頗なる智慧ありて、反覆して信なき者使はる、令の行はる、所以の威の立つ所以の者は、恭儉なり、而るに上の命令を聽かずして、山林巖穴の間に隱居して、世を非難する者、其の名顯る、倉庫の充實する、廣まる所以の者は、戰士なり、而るに今軍事に死せし者の子孫恩給を受けずして、饑饉して食を道路に乞ひて、俳優笑客酒徒の屬、車に乗り、執（ヤハラカモ）を衣る、賞祿は民の力を用ぬ盡し、下の死力と交易する所以なり、而るに今戰ひて勝ち、攻めて取りたる士、勞苦して賞與に當（ワルキ）はずして、卜筮者、手の理（スズ）を視る者、神巫の類の、君の前に諛言を爲す者、日々に物を購はる、上の度量（法度）を握るは、生殺の柄を握にする所以なり、而るに今度を守り量を取する士、忠を以て上に觸れむと欲すれども、見ゆることを得ず、巧言利辭し、内外の

夫陳善田利宅者所以厲戰士卒也而斷頭裂腹播骨乎平原曠野者無宅容身身死田奪而女妹有色大臣左右無功者擇宅而受擇田而食賞利一從上出所擅制下也而戰介之士不得職而閒居之士尊顯上以此爲教名安得無卑位安得無危夫卑名危位者必下之不從法令有二心務私學反逆世者也而不禁其行不破其羣以散其黨又從而尊之用事者過矣上之所以立廉恥者屬下也今士大夫不羞汗泥醜辱而宦女妹私義之門不待次而宦賞賜所以爲重也而戰鬪有功之士貧賤而便辟優徒超級名號誠信所以通威也而主掎障近習女謁竝行百官主爵遷人用事者過矣

【厲】：厲ハ、勵ニ同ク、【播骨】：播ハ、散ラスナリ、【所擅制下也】：所ノ下ニ以ノ字ヲ脱セリ、【又從而尊之】：用事者過矣【用事者過矣】ノ五字ハ衍ナリ、【屬下】：屬ハ、屬（ハゲ）マスナリ、孔子家語ニ、之レヲ屬（ハゲ）マスニ廉恥ノ節ヲ以テスル所以ナリトアリ、【無辭】：辭ハ、讓ミテ坐トス、君ノ便利ナル處臣ナリ、



夫れ善良なる田園利益ある邸宅を陳れて、勳功ある者に授くるは、士卒を勵まし戦はする所以なり、而るに平原曠野(ヒロノ)に頭を斷ち腹を裂き骨を散らしたる者、邸宅の身を容るべき者なく、身は死し、田園は奪はれて、女(メスメ)や妹の美色ありて、君に寵愛せらるる者、さして大臣及び左右の近臣の功なき者、邸宅を擲びて受け、田園を擲びて食む、恩賞利益の專一に上より出づるは、擲に下を制する所以なり、而るに介冑したる戰士職を得ずして、閑居無事の士尊顯せらる、上此れを以て教を爲せば、名何とて卑きことなきことを得む、位何とて危きことなきことを得む、夫れ名を卑くし位を危くする者は、必ず下の法令に従はず、二心ありて、法令以外の事を私に學ぶことを務めて世に反逆する者なり、而るに其の行を禁ぜず、其の罪を破りて、以て其の罪を散ぜざるのみ、又從ひて之れを尊ぶ、上の廉潔にして恥を知る教を立つる所以は、下を勵ますなり、而るに今の士大夫は、汗泥(ケカレ)醜辱(ハザ)を羞ぢずして、女(メスメ)や妹を私の恩義ある權に奉公せしめて、其の御座にて、官等の次第順序を待たずして、高級に仕官す、賞賜は恩の重みを爲す所以なり、而るに戰闘有功の士、賈賤にして、君の便利なる嬖臣、俳優の徒、等級を超えて昇進す、名號の誠信なるは、威を下に通ずる所以なり、而るに人主辨はれ障(ヘダ)てられて、近習の取持、宮女の請謁、並び行はれ、百官爵位を主りて、隨意に人を遷任す、事を用ゆる者過てり、

大臣官人比周不法、行威利在下、則主卑而大臣重矣、夫立法令者、以廢私也、法令行而私道廢矣、私者所以亂法也、而士有二心私學、嚴居審處、託伏深慮、大者非世、細者惑下、上不禁、又從而尊之以名、化之以實、是無功而顯、無勞而富也、如此、則士之有二心私學者、焉得無深慮、勉知詐、誹謗法令、以求索與世相反者邪、

【以私私也】…以上三所ノ字ヲ脱セリ、【審處】…審ハ、窟ナリ、【化之以實】…化ハ、實ナリ、化之ハ、實給スル意ナリ、  
 【大臣官人官に比周(カツマイ)して、比周(カツマイ)して法度なく、威と利とを施し行ふこと臣下の手に在れば、主卑くして、大臣重し、夫れ法令を立つるは、私を廢する所以なり、法令行はれて、私道廢す、私は法を亂る所以なり、而るに士は二心ありて、法令以外の事を私に學び、山林曠野の間に居處し、身を其の處に託して、隱れ伏して、深く慮ることあるが如く、大なる者は、世人を非難し、細なる者は、下民を惑はす、さるる上之れを禁ぜざるのみ、又從ひて之れを尊ぶに名を以てし、之れに賞給するに利益の實を以てす、是れ功なくして顯れ、勞なくして富むなり、此の如くなれば、士の二心ありて、法令以外の事を私に學ぶ者、何とて深く慮りて、智詐を勉め、法令を誹謗して、以て世と相反することを求索することなきことを得べき、

凡亂上反世者、常士有二心私學者也、故本言曰、所以治者法也、

所以亂者私也、法立則莫得爲私矣、故曰、道私者亂、道法者治、上無其道、則智者有私詞、賢者有私意、上有私惠、下有私欲、聖智成羣、造言作辭、以非法令於上、上不禁塞、又從而尊之、是教下不聽、上不從法也、是以賢者顯名而居、奸人賴賞而富、賢者顯名而居、奸人賴賞而富、是以上不勝下也、

【本言】…建議スル所ノ主意タイフ、【道私者亂】…道ハ、由ルナリ、下同、【非法令於上】…上ハ、下ニ作ルヤシ、  
 【凡上を亂り、世と相反する者は、常に士の二心ありて私に法令以外の事を學ぶ者なり、故に建議する所の主意に曰はく、治る所以の者は法なり、亂る、所以の者は私なり、法立てば私を廢することなしと、故に古語に曰はく、私に由る者は亂れ、法に由る者は治る、上其の道なければ、智者は私の言詞あり、賢者は私の意思あり、上に私の恩惠あり、下に私の欲望あり、聖智者を成し羣を結ぶ、言を造り辭を作りて、以て法令を下に非難す、而るに上之れを禁じ塞がざるのみ、又從ひて之れを尊ぶ、是れ下に上の命令を聽かず法に従はざること教ふるなり、是を以て、賢者は名を顯して居り、奸人は賞に賴りて富む、賢者は名を顯して居り、奸人は賞に賴りて富む、是を以て、上、下に勝たざるなり、以上、先づ聖人の治を爲す所以は利と威と名との三つに在ること掲げ、今の世に此の三つの者の行はれざるは、上の貴ぶ所常に其の治を爲す所以と相反すればなりと言ひて、其の相反する所以を詳論し、賢者顯名而居、奸人賴賞而富を以て結びたり、一篇の主意は、此の兩言に過ぎざるを、此の如く層々覆説せるは、虛名を尊び法令を賤む時弊を痛罵せむが爲めに、一氣に説き到りて、重覆を厭はざりしなり、

六反

此の篇は、公私名實の相反する者六條を擧げて、世の學者の法を輕んずるを毀り、虛名を賤み實行を貴ぶべきことを論じたる者なり、

畏死、遠難、降北之民也、而世尊之曰、貴生之士、學道立方、離法之民也、而世尊之曰、文學之士、遊居厚養、牟食之民也、而世尊之曰、



有能之士、語曲卒知、偽詐之民也、而世尊之曰辯智之士、行劍攻殺、暴傲之民也、而世尊之曰礪勇之士、活賊匿姦、當死之民也、而世尊之曰任譽之士、此六民者、世之所譽也、

【立方】：方ハ、類ナリ、自ラ「方」ヲ守リテ、上ニ同セザルナリ、【平食】：平ハ、食ルナリ、【行劍】：劍ハ、刺ニ作ルベシ、行刺ハ、追刺ナリ、史記ニ見エタリ、【礪勇】：礪ハ、磨ト通ズ、勇捷ナルナリ、【辯智】：辯ハ、策メタルナリ、人ヲ策メタル勇力アルナリ、【死を畏れ難に遠ざかる】は、戰場に於て降参敗北する民ナリ、而るに世人之れを尊びて、生を貴ぶ士と曰ふ、道を學びて、自ら一方を守りて、上に同ぜざるは、法を離るゝ民ナリ、而るに世人之れを尊びて、文學の士と曰ふ、四方に遊居して、人の手當を受けて、厚く其の身を養ふは、飲食を食る民ナリ、而るに世人之れを尊びて、能ある士と曰ふ、語ることを委曲にして、事を知る名を食るは、偽詐の民ナリ、而るに世人之れを尊びて、辯智の士と曰ふ、追刺をなし、人を攻め殺すは、亂暴勇捷の民ナリ、而るに世人之れを尊びて、人を策める勇力ある人と曰ふ、賊を活かし、姦を匿すは、死罪に當る民ナリ、而るに世人之れを尊びて、任俠名譽の士と曰ふ、此の六民は、世人の譽むる所ナリ、

赴險殉誠、死節之民、而世少之曰失計之民也、寡聞從令、全法之民也、而世少之曰樸陋之民、力作而食、生利之民也、而世少之曰寡能之民也、嘉厚純粹、整毅之民也、而世少之曰愚戇之民也、重命畏事、尊上之民也、而世少之曰怯懾之民也、挫賊遏姦、明上之民也、而世少之曰譎諛之民也、此六民者、世之所毀也、

【殉誠】：身ヲ以テ從テ殉トイフ、【死節之民】：民ノ下ニ也、ノ字ヲ脱セリ、【少之】：少ハ、劣ルトイハムガ如シ、【曰樸陋之民】：民ノ下ニ也、ノ字ヲ脱セリ、【整毅】：一本ニハ、毅ヲ懲ニ作レリ、懲ハ、俗ノ惡ノ字ニテ、誠ナリ、【愚戇】：愚ハ、闇キナリ、【怯懾】：懾ハ、氣ヲ失ヒテ懼ル、コト多キナリ、【過姦】：過ハ、止ムルナリ、【譎諛】：譎ハ、古ノ詭ノ字ナリ、【危險に赴き、己れの誠情に殉(シタガ)ひて、一命を抛つは、節義に死する民ナリ、而るに世人之れを劣れりとして、計策を失する民と曰ふなり、餘事を聞くこと寡くして、專一に法に從ふは、法を全する民ナリ、而るに世人之れを劣れりとして、實機固陋の民と曰ふなり、己れ

の力にて耕作し、飲食するは、利益を生ずる民ナリ、而るに世人之れを劣れりとして、能の寡き民と曰ふなり、嘉善、敦厚、純粹なるは、賢齊、誠實の民ナリ、而るに世人之れを劣れりとして、闇愚の民と曰ふなり、君命を重んじ、公事を畏れ懼るは、上を尊ぶ民ナリ、而るに世人之れを劣れりとして、怯懦にして、氣を失ひて懼るゝこと多き民と曰ふなり、賊を挫き、姦を止むるは、聖賢を絶ちて、上を明にする民ナリ、而るに世人之れを劣れりとして、詭譎諛媚の民と曰ふなり、此の六民は、世人の毀る所ナリ、

姦偽無益之民六、而世譽之如彼、耕戰有益之民六、而世毀之如此、謂之六反、布衣循私利、而譽之、世主聽虛聲、而禮之、禮之所在、利必加焉、百姓循私害、譽之、世主壅於俗、而賤之、賤之所在、害必加焉、故名賞在乎私惡、當罪之民、而毀害在乎公善、宜賞之士、索國之富彊、不可得也、

【百姓循私害、譽之】：害ノ下ニ而ノ字ヲ脱セリ、姦曲詐僞にして國に益なき民の種類六つにして、世人之れを譽むること彼の如く、耕作戰闘して國に益ある民の種類六つにして、世人之れを毀ること此の如し、之れを六つの公私名實相反する者と曰ふ、布衣無官の者己れの私利に徇ひて、其の人を譽むれば、世主は虚聲を聽きて、之れを禮す、禮の在る所には、爵祿の利必ず加る、百姓衆庶、己れの私害に徇ひて、其の人を譽れば、世主は世俗に壅蔽せられて、之れを賤む、賤むことの在る所には、毀辱の害必ず加る、故に名譽賞賜は、私の罪惡ありて、當に毀すべき民に在りて、誹毀迫害は、公の善行ありて、宜しく賞すべき士に在り、此の如くにして、國の富強ならむことを索むとも、得べからざらむ、以上第一段、世に譽めらるゝ民、毀らるゝ民、各々六種を並舉して、時俗時君の毀譽賞罰を顛倒したることを論ず、

古者有諺曰、爲政猶沐也、雖有棄髮、必爲之愛、愛棄髮之費、而忘長髮之利、不知權者也、

【沐】：髪ヲ洗フナリ、【必爲之愛】：愛ノ字ハ衍ナリ、【權】：臨機ノ手段ナリ、古者(イニシ)に諺あり、曰はく、政を爲るは、猶髮を洗ふがごとし、髮を洗へば、棄たる、髮ありと雖も、必ず洗ふことをするなり、權



ばかりの棄たる、疑の費を受(ナシ)みて、總體の髪を長ずる利益を忘るゝは、臨機の手段を知らざる者なり、以上第二段、少數の罪人を刑罰するは、多數の良民を保護する爲めなることに喩ふ、

夫彈<sup>ス</sup>瘞<sup>ス</sup>者痛<sup>ム</sup>、飲<sup>ム</sup>藥<sup>ス</sup>者苦<sup>ム</sup>、爲<sup>ス</sup>苦<sup>ム</sup>憊<sup>ム</sup>之故、不<sup>レ</sup>彈<sup>ス</sup>瘞<sup>ス</sup>、飲<sup>ム</sup>藥<sup>ス</sup>、則<sup>シテ</sup>身<sup>ハ</sup>不<sup>レ</sup>活<sup>ス</sup>、病<sup>ハ</sup>不<sup>レ</sup>已<sup>ス</sup>矣、

【彈瘞】…彈ハ、針ヲ刺スナリ、瘞ハ、腫ナリ、【苦憊】…憊ハ、痛ニ作ルベシ、【不已】…已ハ、愈ユルナリ、  
【夫れ瘞の腫物に針を刺す者は痛み、藥を飲む者は苦(ニカ)し、さればとて、苦痛の爲めの故に、瘞の腫物に針を刺し、藥を飲まざれば身活さずして、病愈えず、以上第三段、刑罰の已むべからざることに喩ふ、

今上下之接、無<sup>レ</sup>子<sup>ノ</sup>父<sup>ノ</sup>之<sup>ノ</sup>澤<sup>ヲ</sup>、而<sup>シテ</sup>欲<sup>シ</sup>以<sup>テ</sup>行<sup>フ</sup>義<sup>ヲ</sup>、禁<sup>ム</sup>下<sup>ヲ</sup>、則<sup>シテ</sup>交<sup>ハ</sup>必<sup>ズ</sup>有<sup>ル</sup>郅<sup>ヲ</sup>矣、且<sup>シ</sup>父<sup>ノ</sup>母<sup>ノ</sup>之<sup>ノ</sup>於<sup>テ</sup>子<sup>ニ</sup>也、產<sup>ム</sup>男<sup>ヲ</sup>、則<sup>シテ</sup>相<sup>シテ</sup>賀<sup>ス</sup>、產<sup>ム</sup>女<sup>ヲ</sup>、則<sup>シテ</sup>殺<sup>ス</sup>之<sup>ヲ</sup>、此<sup>ハ</sup>俱<sup>ニ</sup>出<sup>テ</sup>父<sup>母</sup>之<sup>ノ</sup>懷<sup>ニ</sup>、然<sup>レ</sup>男<sup>子</sup>受<sup>テ</sup>賀<sup>ス</sup>、女<sup>子</sup>殺<sup>ス</sup>之<sup>ヲ</sup>者、慮<sup>シ</sup>其<sup>ノ</sup>後<sup>ニ</sup>、便<sup>チ</sup>計<sup>シ</sup>之<sup>ノ</sup>長<sup>ク</sup>利<sup>ヲ</sup>也、故<sup>ニ</sup>父<sup>母</sup>之<sup>ノ</sup>於<sup>テ</sup>子<sup>ニ</sup>也、猶<sup>シ</sup>用<sup>シ</sup>計<sup>ス</sup>算<sup>シ</sup>之<sup>ノ</sup>心<sup>ヲ</sup>、以<sup>テ</sup>相<sup>シテ</sup>待<sup>ツ</sup>也、而<sup>シテ</sup>況<sup>シ</sup>無<sup>ク</sup>父<sup>子</sup>之<sup>ノ</sup>澤<sup>乎</sup>、

【行義】…道義トイハムガ如シ、【郅】…隙ニ同シ、  
【今上下との交接は、子と父との恩澤なし、而るに法なくして、唯だ道義を以て、下の悪事を禁ぜむと欲すれば、上下交々必ず隙(スキ)を生ずるとあり、且つ父母の子に於けるは、男子を産めば、互に慶賀し、女子を産めば、之れを殺す、此れ俱に父母の懷妊より出でたる者なり、然るに男子は慶賀を受け、女子は之れを殺すは、其の後日の恨利を慮り、之れが長久の利益を計ればなり、故に父母の子に於てすら、猶ほ損益を計算する心を用ひて、以て相待つなり、而るを況むや父子の恩澤なき君臣の間に於てをや、利害を以て離合するは當然のことなり、以上第四段、道義を以て下の悪事を禁ずべからざることを論ず、

今學者之說、人主也、皆去<sup>リ</sup>求<sup>ル</sup>利<sup>ノ</sup>之<sup>ノ</sup>心<sup>ヲ</sup>、出<sup>テ</sup>相<sup>シ</sup>愛<sup>ス</sup>之<sup>ノ</sup>道<sup>ヲ</sup>、是<sup>レ</sup>求<sup>ル</sup>人<sup>主</sup>之<sup>ノ</sup>過<sup>ヲ</sup>、於<sup>テ</sup>父<sup>母</sup>之<sup>ノ</sup>親<sup>也</sup>、此<sup>ハ</sup>不<sup>レ</sup>熟<sup>ニ</sup>於<sup>テ</sup>論<sup>ス</sup>、恩<sup>ヲ</sup>詐<sup>リ</sup>而<sup>シテ</sup>誣<sup>ス</sup>也、故<sup>ニ</sup>明<sup>主</sup>不<sup>レ</sup>受<sup>ス</sup>也、聖<sup>人</sup>之<sup>ノ</sup>

治也、審<sup>シ</sup>於<sup>テ</sup>法<sup>ヲ</sup>、禁<sup>ム</sup>法<sup>ヲ</sup>、明<sup>シ</sup>著<sup>ス</sup>、則<sup>シテ</sup>官<sup>法</sup>必<sup>ズ</sup>賞<sup>ス</sup>罰<sup>ス</sup>、賞<sup>ス</sup>罰<sup>ス</sup>不<sup>レ</sup>阿<sup>ス</sup>、則<sup>シテ</sup>民<sup>用</sup>官<sup>官</sup>治<sup>ス</sup>、則<sup>シテ</sup>國<sup>富</sup>、國<sup>富</sup>則<sup>シテ</sup>兵<sup>彊</sup>、而<sup>シテ</sup>霸<sup>王</sup>之<sup>ノ</sup>業<sup>成</sup>矣、霸<sup>王</sup>者、人<sup>主</sup>之<sup>ノ</sup>大<sup>利</sup>也、人<sup>主</sup>挾<sup>シ</sup>大<sup>利</sup>、以<sup>テ</sup>聽<sup>シ</sup>治<sup>ス</sup>、故<sup>ニ</sup>其<sup>ノ</sup>任<sup>官</sup>者<sup>當</sup>能<sup>ク</sup>其<sup>ノ</sup>賞<sup>罰</sup>無<sup>ク</sup>私<sup>ニ</sup>、使<sup>シ</sup>士<sup>民</sup>明<sup>ニ</sup>焉、盡<sup>シ</sup>力<sup>ヲ</sup>、致<sup>シ</sup>死<sup>ヲ</sup>、則<sup>シテ</sup>功<sup>伐</sup>可<sup>ク</sup>立<sup>ス</sup>、而<sup>シテ</sup>爵<sup>祿</sup>可<sup>ク</sup>致<sup>ス</sup>、爵<sup>祿</sup>至<sup>リ</sup>、而<sup>シテ</sup>富<sup>貴</sup>之<sup>ノ</sup>業<sup>成</sup>矣、富<sup>貴</sup>者、人<sup>臣</sup>之<sup>ノ</sup>大<sup>利</sup>也、人<sup>臣</sup>挾<sup>シ</sup>大<sup>利</sup>、以<sup>テ</sup>從<sup>シ</sup>事<sup>ス</sup>、故<sup>ニ</sup>其<sup>ノ</sup>行<sup>危</sup>至<sup>リ</sup>死<sup>ス</sup>、其<sup>ノ</sup>力<sup>盡</sup>、而<sup>シテ</sup>不<sup>レ</sup>望<sup>ス</sup>、此<sup>ハ</sup>謂<sup>フ</sup>君<sup>不</sup>仁<sup>ニ</sup>、臣<sup>不</sup>忠<sup>ニ</sup>、則<sup>シテ</sup>可<sup>ク</sup>以<sup>テ</sup>霸<sup>王</sup>也、

【出相愛之道】…出ハ、由ルトイハムガ如シ、【官法】…法ハ、治ニ作ルベシ、【賞罰不阿】、則民用官、官治則國富…阿ハ、曲ルナリ、  
【官ト官トノ間ニ治民用ノ三字ヲ脱セルナラム】、【功伐】…功ヲ積ムチ伐トイフ、【行危至死】…至ノ上ニ而ノ字ヲ脱セリ、【不望】…望ム、  
【今學者の主人に説くに、皆利益を求むる心を去りて、君臣互に親愛する道に由るべきことを以てせるは、是れ人主の臣下に對する情を父母の子に於ける親愛よりも過ぎむことを求むるなり、此れ恩の厚薄を論ずるに熟達せずして、之れを詐りて誣ふるなり、故に明主は其の說を聽き受けざるなり、聖人の世を治むるには、法制禁令を審にす、法制禁令明著なれば、官治賞罰を必とす、賞罰曲らざれば、民用ぬられ、官治る、民用ぬられ、官治れば、國富む、國富めば、兵彊くして、霸者王者の業成る、霸者たり王者たるは、人主の大なる利益なり、人主大なる利益を小脇に挟み込みて、以て政治を聽く、故に其の官に任ずる者は、材能に相當す、其の賞罰私なければ、士民をして功あれば賞せられ、罪あれば罰せらるゝことを明に知らしむ、士民力を盡し死を致せば、功伐(チカク)立つべくして、爵祿致すべし、爵祿至れば、富貴の業成る、富貴は、人臣の大なる利益なり、人臣大なる利益を小脇に挟み込みて、以て事に従ふ、故に其の危きことを行ひて死に至り、其の力盡きて上を怨まず、此れを君仁ならず、臣忠ならず、法令賞罰を本とし、上下利益を交換すれば、以て霸者たり王者たるべしと謂ふなり、以上第五段、霸王の本は信賞必罰に在ることを論ず、

夫姦<sup>必</sup>知<sup>レ</sup>則<sup>レ</sup>備<sup>フ</sup>、必<sup>ズ</sup>誅<sup>ス</sup>則<sup>レ</sup>止<sup>ム</sup>、不<sup>レ</sup>知<sup>レ</sup>則<sup>レ</sup>肆<sup>ス</sup>、不<sup>レ</sup>誅<sup>ス</sup>則<sup>レ</sup>行<sup>フ</sup>、夫<sup>ハ</sup>陳<sup>輕</sup>貨<sup>於</sup>幽<sup>隱</sup>、雖<sup>シ</sup>曾<sup>史</sup>可<sup>ク</sup>疑<sup>フ</sup>也、懸<sup>シ</sup>百<sup>金</sup>於<sup>テ</sup>市<sup>、</sup>雖<sup>シ</sup>大<sup>盜</sup>不<sup>レ</sup>取<sup>ス</sup>也、不<sup>レ</sup>知<sup>レ</sup>則<sup>レ</sup>曾<sup>史</sup>可<sup>ク</sup>疑<sup>フ</sup>於<sup>テ</sup>



幽隱必知則大盜不敢攫懸金於市故明主之治國也衆其守而重其罪使民以法禁而不以廉恥母之愛子也倍父父令之行於子也十母吏之於民無愛令之行於民也萬父母父母積愛而令窮吏用威嚴而民聽嚴愛之策亦可決矣且父母之所以求於子也動作則欲其安利也行身則欲其遠罪也君上之於民也有難則用其死安平則盡其力親以厚愛關子於安利而不聽君以無愛利求民之死力而令行明主知之故不養恩愛之心而增威嚴之勢故母厚愛處子多敗推愛也父薄愛教管子多善用嚴也

【曾史】：孔子弟子曾參衛大夫史魚子【令窮】：窮ハ、行キ詰リテ行ハレザルナリ【關子於安利】：關ハ、入ルトイハ  
 【君以無愛利】：愛ノ字ハ衍ナリ【母厚愛處】：處ノ字ノ上下ニ脫字アラム  
 【君以無愛利】：君以無愛利ヲ知レバ、之レに備ヘテ用心スルガ故ニ、姦入ルコトを得ズ、必ず其の姦を誅すれば、姦止みて、再び起らず、之れに反して、必ず其の姦を知らざれば、姦肆（ホシイマ）なり、其の姦を誅せざれば、姦絶えず行はる、夫れ國中に入るべき手輕き貨幣を、人の見て居ぬ幽隱の處に陳列置かば、曾參、史魚の如き高潔なる人と雖も、竊に盜み取らむとを疑ふべし、之れに反して、百兩の大金を人目の多き市中に懸け置かば、大盜人と雖も、決して盜み取らざらむ、人知らざれば、曾參、史魚も、幽隱に疑ふべく、必ず知れば、大盜人も、敢て懸けたる金を市中に攫（ツカ）み取らざらむ、故に明主の國を治むるには、其の監守を衆くして、幽隱に疑ふべく、民を使ふに法禁を以てして、廉恥の徳義を以てせず、母の子を受するは、父に倍すれど、父の命令の子に行はる、こととは、母に十倍す、官吏は威嚴を用ぬれども、民聽從す、是れども、命令の民に行はる、ことは、父母に萬倍す、父母は愛を積めども、命令行キ詰リて行はれず、官吏は威嚴を用ぬれども、民聽從す、是れにて嚴と愛との計策も亦決すべし、即ち愛は嚴に如かずらむ、且つ又父母の子の爲めに求むる所以は、子の動作は、其の安利ならむことな欲するなり、子の身に行ふことは、其の罪に遠ざからむとを欲するなり、君上の民に於けるは、急難あれば、其の死力を用ぬ、安平なれば、其の力を盡さしむ、親は厚愛を以て子を安利に引き入るれども、子其の命を護かず、君は民を利することなきを以てして、民の死力を求むれども、其の命令行はる、明主は此の理を知るが故に、恩愛の心を養はずして、威嚴の勢を増す、故に母の厚愛の處に子に先敗多きは、愛を推し廣

むればなり、父薄愛して教へずば、子に善行多きは、嚴を用むればなり、以上第六段、恩愛は威嚴に如かざることを論ず、  
 今家人之治産也、相忍以饑寒、相彊以苦勞、雖犯軍旅之難、饑饉之患、溫衣美食者、必是家也、相憐以衣食、相惠以佚樂、天饑歲荒、嫁妻賣子者、必是家也、故法之爲道、前苦而長利、仁之爲道、偷樂而後窮、聖人權其輕重、出其大利、故用法之相忍、而棄仁人之相憐也

學者之言皆曰、輕法此亂亡之術也、凡賞罰之必者、勸禁也、賞厚則所欲之得也、疾罰重則所惡之禁也、急夫欲利者、必惡害、害者利之反也、反於所欲焉、得無惡欲治者、必惡亂、亂者治之反也、是故欲治甚者、其賞必厚矣、其惡亂甚者、其罪必重矣、今取於輕刑者、其惡亂不甚也、其欲治又不甚也、其欲治不甚也者、此非特無

【論樂】：暫ク樂ムナリ、出其大利】：出ハ、由ルトイハムガ如シ、仁人之相憐也】：人ノ字ハ衍ナリ、  
 【今家人の産業を治むるに、一家の人々、平生相忍ぶに饑寒を以てし、相強ふるに苦勞を以てすれば、軍旅の難、饑饉の患を犯すと雖も、温衣美食する者は、必ず是の日頃物足らずして苦みたる家なり、之れに反して、一家の人々、平生相憐むに衣食を以てし、相惠むに佚樂を以てすれば、天饑歲荒るれば、最愛の妻を他人に嫁し、最愛の子を他人に賣る者は、必ず是の日頃事足りて樂をきたる家なり、故に法の違たる、前に苦みて長く利益す、仁の違たる、暫ク樂みて後に窮す、聖人は其の輕重を權（ハカ）リ、其の大利に由る、故に法の相忍ぶことを用ゐて、仁の相憐むことを棄つるなり、以上第七段、前意を反覆す、



術也、又乃無行、是故決賢不肖、愚知之分、在賞罰之輕重。

【輕法】：一本ニハ、法ヲ刑ニ作レリ、是ナリ、其欲治不甚也者、治ノ下ニ又ノ字ヲ脱セリ、學者の言に、皆刑を軽くせよと曰へるは、此れ國の亂れ亡ぶる術なり、何とならば、凡そ賞罰の必するは、善を勧め姦を禁するなり、賞厚ければ、欲する所を得ること疾し、罰重ければ、惡む所を禁すること急なり、夫れ刑を欲する者は、必ず善を惡む、善は利の反對なり、欲する所に反對すれば、何とて惡むことなきことを得む、治を欲する者は、必ず亂を惡む、亂は治の反對なり、是の故に、治を欲すること甚しき者は、其の賞必ず厚し、其の亂を惡むこと甚しき者は、其の罰必ず重し、ざるを今刑を軽くすることを取る者は、其の亂を惡むこと甚しからざるなり、其の治を欲すること又甚しからざるなり、其の治を欲すること又甚しからざる者は、此れ特(ホ)術なきのみにあらざるなり、又乃ち公義の行なし、是の故に、賢不肖愚智の分を決するは、賞罰の輕重に在り、

且夫重刑者、非爲罪人也、明主之法、揆也、治賊非治所、揆也、治所、揆也、者是治死人也、刑盜非治所、刑也、治所、刑也、者是治胥靡也、故曰、重一姦之罪、而止境内之邪、此所以爲治也、重罰者、盜賊也、而悼懼者、良民也、欲治者、奚疑於重刑、若夫厚賞者、非獨賞功也、又勸一國、受賞者、甘利、未賞者、慕業、是報一人之功、而勸境内之衆也、欲治者、何疑於厚賞、今不知治者、皆曰、重刑傷民、輕刑可以止姦、何必於重哉、此不察於治者也、

【明主之法也】：換ハ、度(ハ)カ(ル)ナリ、孟子ニ、上ニ道ヲナケレバ、下ニ法ヲ守ラシトアリ、道揆ハ、道理ヲ以テ物事ヲ度リ定ムルナリ、【有罪】：背ハ、相ナリ、罪ハ、隨フナリ、鐵鏡ヲ以テ相照スルナリ、徒刑ノ人ナリ、且つ夫れ刑を重くするは、罪人を憎むが爲めに、之れを重くするにあらざるなり、人をして法を犯して刑に陥ることならしめむと欲するが故に、之れを重くするなり、明主の法は、道理を以て物事を度り定むるなり、賊を治むるは、其の度り定めたる簡條を犯したる本人を治むるにあらざるなり、定めたる簡條を犯したる本人を治むるは、是れ死人を治むるなり、既に死したる者を治むるとも、何の功あらむ、

盜を利するは、其の利を犯したる本人を治むるにあらざるなり、其の利を犯したる本人を治むるは、是れ徒刑人を治むるなり、既に徒刑にたりたる者を治むるとも、何の功あらむ、故に古語に曰はく、一姦の罪を重くして、一境内の邪を止むと、此れ治を爲す所以なり、重く罰する者は、盜賊なれど、悼(オ)ソ(ク)懼る、者は、良民なり、治を欲する者は、何ぞ刑を重くすることを疑はむ、若し夫れ厚く賞するは、獨り功を賞するのみにあらざるなり、其の上又一國の人々を勧め勵ますなり、賞を受くる者は、利を甘んじて満足し、未だ賞せられざる者は、賞を受けたる者の事業を慕ふ、是れ一人の功を賞して、一境内の衆人を勧め勵ますなり、治を欲する者は、何ぞ賞を厚くすることを疑はむ、今治を知らざる者は、皆刑を重くすれば民を傷み、刑を軽くして以て姦を止むべし、何ぞ必しも重きに於てせむと曰へるは、此れ治を察せざる者なり、夫以重止者、未必以輕止也、以輕止者、必以重止矣、是以上設重刑者、而姦盡止、姦盡止、則此奚傷於民也、所謂重刑者、姦之所利者、細而上之所加焉者、大也、民不以小利蒙大罪、故姦必止者也、所謂輕刑者、姦之所利者、大上之所加焉者、小也、民慕其利、而傲其罪、故姦不止也、故先聖有諺曰、不躓於山、而躓於垤、山者大、故人順之、垤微小、故人易之也、今輕刑罰、民必易之、犯而不誅、是驅國、而棄之也、犯而誅之、是爲民設陷也、是故輕罪者、民之垤也、以輕罪爲民道也、非亂國也、則設民陷也、此則可謂傷民矣、

【上設重刑者、而姦盡止】：者ノ字ハ衍ナリ、先聖有諺、諺ハ、言ニ作ルベシ、【垤】：蟻ノ者ナリ、【人順之】：順ハ、懼ト通ス、【以輕罪爲民道也】：一本ニハ、是以輕罪之爲民道、也ニ作レリ、夫れ刑の重きを以て止む者は、未だ必しも刑の輕きを以て止むとは限らば、刑の輕きを以て止む者は、必ず刑の重きを以て止むなり、是を以て、上重刑を設けて、姦盡く止まば、此れ何ぞ民を傷む、罰ふ所の重刑とは、姦の利益する所の者にして、上の加へ施す所の者大なるなり、民は小利を以て大罪を蒙ることを欲せざるが故に、刑重ければ姦必ず止む者なり、罰ふ所の輕刑とは、姦の利益する所の者にして、上の加へ施す所の者小なるなり、民は其の利益の大なるを慕ひて、其の罪の小なるを傲り侮るが故に、姦止まざるなり、故に先代の聖人言へ



ることあり、曰はく、人は山に墮(ツマツ)かずして、蟻の塔に墮くと、山は大なるが故に、人之れを慎みて、足元に氣を付くれども、蟻の塔は微小なるが故に、人之れを輕易すればなり、今刑罰を輕くせば、民必ず之れを輕易せむ、輕罪を犯して、之れを誅せざるは、是れ一般の國民を驅り立て、之れを棄つるなり、輕罪を犯して、輕刑を以て之れを誅するは、是れ民の爲めに陷弊(オトシアナ)を設くるなり、是の故に、輕罪は民の蟻の塔にして、犯し易き者なり、輕罪を輕く罰するを以て、民を治むる道とするは、國を亂すにあらざれば、民の陷弊を設くるなり、此れこそ民を傷ふと謂ふべけれ、以上第八段、輕刑の重刑に如かざることを論ず。

今學者皆道書筴之頌語、不察當世之實事、曰、上不愛民、賦斂常重、則用不足、而下恐上、故天下大亂、此以爲足其財用、而加愛焉、雖輕刑罰、可以治也、此言不然矣、凡人之取重罰、固已足之之後也、雖財用足、而厚愛之、然而輕刑、猶之亂也、夫富家之愛子、貨財足、用貨財、足、則輕用、輕用、則侈泰、親愛之、則不忍、不忍、則驕恣、侈泰、則家貧、驕恣、則行暴、此雖財用足、而愛厚、輕利之患也、凡人之生也、財用足、則墮於用力、上治懦、則肆於爲非、財用足、而力作者、神農也、上治懦、而行脩者、曾史也、夫民之不及神農、曾史、亦已明矣、

【道書筴之頌語】…道ハ、言フナリ、書筴ハ、書冊ナリ、頌語ハ、譽メ過ギタル語ナリ、【當世】…其ノ時代ナリ、【財用不足】…則ハ、財ニ作ルベシ、【下恐上】…恐ハ、怨ニ作ルベシ、【愛厚輕利之患也】…愛厚ハ、厚愛ニ作ルベシ、利ハ、利ニ作ルベシ、【墮於用力】…墮ハ、情ト通ズ、【上治懦】…懦ハ、柔弱ナリ、【亦已明矣】…一本ニハ、已ノ字ナシ、  
【今學者】…皆古來の書冊の譽め過ぎたる語を言ひて、其の時代の實事を察せずして曰はく、今日の時勢は、先王の治世と違ひて、上民を受せず、賦斂(トリアテ)常に重く、財用足らずして、下上を怨むが故に、天下大に亂れたり、此れ其の財用を足らしめて、愛を加へば、刑罰

を輕くすと雖も、以て治むべしと思へるなり、此の言然らず、何とならば、凡そ人の自ら刑罰を招き取るは、固より已に之れを足らしめたる後なり、財用足りて、厚く之れを受すと雖も、然れども刑を輕くせば、猶ほ亂れむ、夫れ富家の愛子は、貨財餘りありて、用ゐるに足る、貨財餘りありて、用ゐるに足れば、輕く之れを受すと雖も、輕く用ゐれば、侈泰(セイヤク)なり、之れを親愛すれば、呵責するに忍びず、呵責するに忍びざれば、驕り高ぶりて恣(カシイマ)なり、侈泰なれば、家貧しくなる、驕り高ぶりて恣なれば、行粗暴なり、此れ財用足ると雖も、厚く愛し輕く刑する患なり、凡そ人の生存するは、財用足れば、力を用ゐるに惰る、上の政治柔弱なれば、民非をするに肆(カシイマ)なり、財用足りても、力作せし者は、古の聖人の神農なり、上の政治柔弱なれば、身の行の脩りし者は、古の君子の曾參、史魚なり、夫れ今の世の民の神農、曾參、史魚に及ばずして、重刑にあらざれば之れを治むるに足らざることも亦已に明けし。

老聃有言曰、知足不辱、知止不殆、夫以殆辱之故、而不求於足之外者、老聃也、今以爲足民、而可以治、是以民爲皆如老聃也、故桀貴在天子、而不足於尊、富有四海之內、而不足於寶、君人者、雖足民、不能足使爲天子、而桀未必以天子爲足也、則雖足民、何可以爲治也、故明主之治國也、適其時事、以致財物、論其稅賦、以均貧富、厚其爵祿、以盡賢能、重其刑罰、以禁姦邪、使民以力得富、以事致貴、以過受罪、以功致賞、而不念慈惠之賜、此帝王之政也、

【知足不辱、知止不殆】…老子ノ第四十四章ナリ、  
【老聃有言】…老聃言へることあり、曰はく、足ることを知れば、人に辱められず、止ることを知れば、其の身殆からずと、夫れ殆くして辱めらるゝ故を以てして、足ることの外に求めざる者は、老聃なり、今民を足らしめて、以て治むべしと思へるは、是れ民を以て皆無欲なる老聃の如しとせらるなり、故に桀は貴きこと天子の位に在りたれども、其の尊きを足れりとせず、富有四海の内を有てども、其の寶庫を足れりとせず、人に君たる者、民を足らしむと雖も、之れを足らしめて、四海を有つ天子たる程に富ましむること能はず、而して桀は未だ必しも天子を以て足れりとせざらむ、此の如く人の欲には限りなければ、民を足らしむと雖も、何ぞ以て治を爲すべしむ、故に明主の國を治むるは、其の時事に適へて、以て人民より財物を致さしめ、其の稅賦を論じて、以て民の貧富を均しくし、其の爵祿を厚くして、以て賢者能者を用ひ盡し、其の刑罰を



重くして、以て姦邪を禁じ、民をして己の力を以て富を得しめ、職事を以て貴きを致さしめ、過失を以て罪を受けしめ、功勞を以て賞を致さしめて、慈悲恩惠の賜物を受けむことを念はざらしむ、此れ帝王の政なり、以上第九段、今の學名の税を軽くし民を足らしむといふ説を取す、

人皆寐、則盲者不知、皆默、則暗者不知、覺而使之視、問而使之對、則暗盲者窮矣、不聽其言也、則無術之者不知、不任其身也、則不肖者不知、聽其言而求其當、任其身而責其功、則無術不肖者窮矣、夫欲得力士而聽其自言、雖庸人與烏獲不可別也、授之以鼎俎、則罷健效矣、故官職者能士之鼎俎也、任之以事而愚智分矣、故無術者得於不用、不肖者得於不任、言不用而自文以爲辯、身不任而自飾以爲高、世主眩其辯、濫其高而尊貴之、是不須視而定明也、不待對而定辯也、暗盲者不得矣、明主聽其言、必責其用、觀其行、必求其功、然則虛奮之學不談、矜誣之行不飾矣、

【暗者】…暗者、暗者、無術之者、…之ノ字ハ衍ナリ、【烏獲】…古ノ力士ナリ、【罷健效矣】…罷ハ、疲レテ弱キナリ、效ハ、顯ル、ナリ、【世主】…一木ニハ、世ナ庸ニ作レリ、是ナリ、【濫其高】…濫ハ、實ヲ失フナリ、  
【人皆目を閉じて寐れば、盲者知られず、口を塞ぎて默すれば、暗者（オオフシ）知られざれど、覺めて其の人をして視しめ、問ひて其の人をして對へしむれば、暗者は對ふること能はず、盲者は視ること能はずして、行き詰るなり、此れと同じく、其の言を聽かざれば、術なき者知られず、其の身に事を任せざれば、不肖の者知られざれど、其の言を聽きて、其の當を求め、其の身に事を任じて、其の功を責むれば、術なき者不肖の者の言は當らず、身は功なくして、行き詰るなり、夫れ力士を得むと欲して、其の自ら言ふことを聽かば、凡庸の人と古の力士の烏獲との如き相違ありと雖も、辨別すること能はざらむ、然るに之れに授くるに目方の重き鼎俎を以てせば、疲れて弱き者と壯健なる者との

差別顯れむ、故に官職は材能ある士を試験する鼎俎なり、之れに任ずるに事を以てして、愚智分る、故に術なき者は用ひられざることを得、不肖の者は任ぜられざることを得、言用ひられずして、自ら文（カザ）りて以て辯を爲し、身任ぜられずして、自ら飾りて以て高しとするを、凡庸の主は、其の辯舌に眩惑し、其の高尙なるを濫（メダリ）に信じて、之れを尊貴す、是れ人の視ること能はずして、其の目の明なることを定むるなり、人の對ふことを待たずして、其の口の辯すること定むるなり、斯くては暗者盲者を知ることを得ず、明主は其の言を聽けば、必ず其の用を責め、其の行を觀れば、必ず其の功を求む、然れば則ち虚しく奮ひて大言を吐く學者論論せず、矜誇誣妄の行飾らざるなり、以上第十段、空言を聽くは實行を觀るに如かざることを論ず、

八説

此の篇は、公私の利害の相反する者八條を擧げて、明に其の説を辯じたる者なり、

爲故人行私、謂之不棄、以公財分施、謂之仁人、輕祿重身、謂之君子、枉法曲親、謂之有行、棄官寵交、謂之有俠、離世遁上、謂之高傲、交爭逆令、謂之剛材、行惠取衆、謂之得民、不棄者吏有姦也、仁人者公財損也、君子者民難使也、有行者法制毀也、有俠者官職曠也、高傲者民不事也、剛材者令不行也、得民者君上孤也、此八者、匹夫之私譽、人主之大敗也、反此八者、匹夫之私毀、人主之公利也、人主不察社稷之利害、而用匹夫之私譽、索國之無危亂不可得矣、

【曲親】…曲ハ、私スルナリ、官職曠也…曠ハ、空シキナリ、【私毀】…私ノ不名譽ナリ、  
【故人（ムカシナウミ）の爲めに私を行ふ、之れを故舊を棄てずと謂ふ、私財にあらぬ公財を以て分け施す、之れを仁人と謂ふ、祿を輕んじ、



身を重んず、之れを君子と謂ふ、法を枉げて、親族に私す、之れを德行ありと謂ふ、官職を棄て、私交を尊寵す、之れを俠氣ありと謂ふ、世を離れ、上を遁る、之れを高く傲ると謂ふ、交々争ひて、令に逆ふ、之れを剛材と謂ふ、私惠を行ひて、衆人を取り込む、之れを民の心を得と謂ふ、世俗の謂へる所は此の如し、然れども、故舊を棄てずとは、官吏に委曲あることなり、仁人とは、公財の損することなり、君子とは、民の使ひ難きことなり、德行ありとは、法令の毀ることなり、俠氣ありとは、官職の空虚なることなり、高く傲るとは、民の其の仕事を仕事とせざることなり、剛材とは、命令の行はれざることなり、民の心を得とは、君上の孤立することなり、此の八つの者は、匹夫下耶の私の名譽にして、人主に取りては、公然の利益なり、人主社稷の利害を察せずして、匹夫下耶の私の名譽を用ひば、國の危く亂ることなからむことを索むとも、得べからざらむ、以上第一、匹夫の私譽を八種に區別して、世主を警戒す。

任人以事、存亡治亂之機也、無術以任人、無所任而不敗、人君之所任、非辯智則脩潔也、任人者使有勢也、智士者未必信也、爲多其智、因惑其信也、以智士之計、處乘勢之資、而爲其私急、則君必欺焉、爲智者之不可信也、故任脩士者、使斷事也、脩士者未必智也、爲潔其身、因惑其智、以愚人之所信、處治事之官、而爲其所然、則事必亂矣、故無術以用人、任智則君欺、任脩則事亂、此無術之患也、

【存亡治亂之機】…機ハ、發動ノ由ル所ナリ、【任人者使有勢也】…人ハ、智士ニ作ルベシ、【惑其信也】…惑ハ、或ノ誤ナラム、【故任脩士者】…故ノ字ハ、行ナラム、【惑其智】…惑ハ、或ノ誤ナラム、智ノ下ニ也ノ字アルベシ、【人君に任ずる所は、辯智の士にあらざれば、身を脩め行を深くする士なり、智士に任ずるは、勢あらしむるなり、而れども智士は、未だ必しも信ありとは恐らざるなり、其の智の多きが爲めに、それに因りて、其の信に惑はるなり、智士の計略を以て、勢に乘ずる資本に處て、其の私心に急なりとする事をすれば、君必ず欺るは、智者の信すべからざるが爲めなり、身を脩むる士に任ずるは、事を斷ぜしむるなり、而

れども身を脩むる士は、未だ必しも智ありとは恐らざるなり、其の身を深くするが爲めに、それに因りて、其の智に惑はるなり、愚人の信は、若くは、身を脩むる士に任ずれば、事亂る、此れ術なき患なり、

明君之道、賤德義、貴法術、倒言而詭使、參聽無門戶、故智者不得詳欺、計功而行賞、程能而授事、察端而觀失、有過者罪、有能者得、故愚者不得任事、智者不敢欺、愚者不敢斷、則事無失矣、

【詳欺】…詳ハ、伴ト通ズ、【程能】…程ハ、量ルナリ、【倒言】…内儲説篇ノ七術ノ綱領ニ見エタリ、【參聽無門戶】…同上ノ七術ノ一ナル參聽ニ聽有ニ門戶ハ、明臣聖君トアリ、【愚者】…内儲説篇ノ七術ノ綱領ニ見エタリ、【參聽無門戶】…内儲説篇ノ七術ノ綱領ニ見エタリ、【參聽無門戶】…内儲説篇ノ七術ノ綱領ニ見エタリ、

察士然後能知之、不可以爲令、夫民不盡察、賢者然後行之、不可以爲法、夫民不盡賢、楊朱墨翟、天下之所察也、千世亂而卒不決、雖察而不可以爲官、職之令、鮑焦華角、天下之所賢也、鮑焦、木枯、華角、赴河、雖賢不可以爲耕、戰之士、故主之所察、智士盡其辯、焉人主之所尊、能士盡其行、焉今世主察無用之辯、尊遠功之行、索國之富彊、不可得也、







さてに百里を走る仕方に違はず、古代の射禮の理首射候、即ち狼の首を畫きたるは、今日の射法の狼の強き弩弓や短銃、即ち善き矢を發ちて射ることに當らず、古代の守具の干城、即ち楯や城や、攻具の距衝、即ち城を攻むる大車は、今日の守具の埋穴、即ち土山や穴や、攻具の伏襲即ちふいごにて地道に毒煙烈火を吹き込む仕掛に若かず、古人は道徳に善（イソカハ）しく、申世は智謀を逐ひ、當今は氣力を争ふ、古は事寡くして、設備簡易に、實機斷固にして、物事を計畫（タフサ）せず、故に珠鏡、即ち給貝に似たる小車や、推車、即ち裝飾なき車を用ひたる者あり、古は人寡くして、相親み、物多くして利を輕んじて譲り易し、故に揖讓とて、會釋して推し讓りて、平和に天下を傳へたる者あり、然れば則ち揖讓を行ひ、慈惠を高くして、仁厚に由るは、皆推政即ち上古の實機なる政なり、事多き時に處て、事寡き時の器具を用ひるは、智者の用意にあらざるなり、大に争ふ世に當りて、揖讓の迹を蹈むは、聖人の政治にあらざるなり、故に智者は推車に乗らず、聖人は推政を行はざるなり。

法所以制事也、事所以名功也、法立而有難、權其難、而事成則立之、事成而有害、權其害、而功多則爲之、無難之法、無害之功、天下無有也、是以拔千丈之都、敗十萬之衆、死傷者軍之乘、甲兵折挫、士卒死傷、而賀戰勝得地者、出其小害、計其大利也。

【千丈之都】…高き城ヲイフ、左傳ニ、都城百雉ニ過クトアリ、雉ハ、長サ三丈、高サ一丈ナリ、【軍之乘】…乘ハ、垂ノ誤ナラム、垂ハ、鑼音ト通ズ、鑼ハ、中ナリ、  
【法】法は事を制する所以なり、事は功に名づくる所以なり、法立ちて困難あり、其の困難を權（ハカ）りて、事成れば之れを立つ、事成りて損害あり、其の損害を權りて、功多ければ之れを爲す、無難の法、無害の功は、天下に有ることなれば、難易利害を比較して、難の少く害の少き者を擇びて之れを爲すなり、是を以て、千丈の都城を拔き、十萬の衆を敗るに、味方の死傷する者、全軍の半分に於て、甲兵折挫し、士卒死傷すれども、戰勝して地を得たることを賀するは、其の小害に出でて、其の大利を計ればなり。

夫沐者有棄髮、除者傷血肉、爲人見其難、因釋其業、是無術之事也、先聖有言曰、規有摩、而水有波、我欲更之、無柰之何、此通權之言也、是以說有必立、而曠於實者、言有辭拙、而急於用者、故聖人

不求無實之言、而務有益之事、人之不事衡石者、非貞廉而遠利也、石不能爲人多少、衡不能爲人輕重、求索不能得、故人不事也、明主之國、官不敢枉法、吏不敢爲私利、貨賂不行者、境內之事、盡如衡石也、此其臣有姦者必知、知者必誅、是以有道之主、不求清潔之吏、而務必知之術也。

【沐者有棄髮、除者傷血肉】…除ハ、針殺ヲイフ、棄髮傷肉ノ事ハ、巳ニ六反當ニ見エヨリ、【爲人見其難】…爲人ハ、人爲ノ顛倒ナラム、【水有波】…水ハ、準（ミヅモリ）ヲイフ、【規有摩】…規ハ、空シキナリ、【衡石】…衡ハ、ハカリザナ、石ハ、オモリナリ、夫れ髮を洗ふ者は、之れを洗へば、棄たる、髮あり、腫物を針にて刺せば、血肉を傷ふなり、人其の髮の毛を損失し、血肉を傷ふ困難を見るが爲めに、それに因りて、其の業を棄て、髮を洗はず、腫物を刺さぬは、是れ術なき事なり、先代の聖人言へることあり、曰はく、規（アンマシ）を長く使へば、摩（ス）れて圓形を成さざることあり、水（ミヅモリ）動けば、波立ちて、水平を成さざることあり、我れ之れを更め直さむと欲すれども、如何にもなし難し、何ぞ具合の惡しき者を用ひるに及ばむと、此れ權道に通じたる言なり、是を以て、我れは必ず立てども、實用に空しき者あり、言は辭拙けれども、實用に急なる者あり、故に聖人は、實なき言を求めずして、益ある事を務む、人の平生衡（ハカリザナ）と石（オモリ）とを用ひて、不當の利益を貪ることをして止むるは、其の心貞廉にして、利益に遠ざかるにはあらざるなり、石は無心にして、人の爲めに多少すること能はず、衡も無心にして、人の爲めに輕重すること能はざれば、殊更に多少輕重せむことを求索しても得ること能はざるが故に、人は之れを用ひることをして止むるは、明主の國は、官敢て法を枉げず、吏敢て私利を爲さず、貨賂行はれざるは、一境内の事、盡く衡石の如く正確なればなり、此れ其の臣の姦ある者は必ず知られ、知られたる者は必ず誅せらる、是を以て有道の主は、清潔潔白の吏を求めずして、臣の姦なる者を必ず知る術を務むるなり、以上第五段、古の政事の今日に行ふべからざることを言ひ、法令を改廢する心得を述べ、有道の主は清潔の吏を求めずして必ず臣の姦を知る術を務むることを説く。

慈母之於弱子也、愛不可爲前、然而弱子有僻行、使之隨師、有惡病、使之事醫、不隨師則陷於刑、不事醫則疑於死、慈母雖愛、無益於振刑救死、則存子者非愛也、子母之性、愛也、臣主之權、筴也、母



不能以愛存家君安能以愛持國明主者通於富彊則可以得欲矣故謹於聽治富彊之法也明其法禁察其謀計法明則內無變亂之患計得則外無死虜之禍

【操利】：振ハ、拯フナリ、臣主之權策也。：笑ハ、策ナリ、策ナリ、計算トイハムガ如シ、慈母の弱子に於けるは、何人と雖も、其の愛の前立となりて、母に越えたる愛を施すことは出来ぬなり、然れども弱子に邪僻の行あれば、之れをして師に隨ひて教誨を受けしめ、惡しき病あれば、之れをして醫に事へて療治を受けしむ、こは師に隨ひて教誨を受けざれば、惡行増長して、刑に陥り、醫に事へて療治を受けざれば、病勢増進して、死に至らむかと疑はるればなり、慈母を愛すと雖も、刑を拯ひ死を救ふに盡なければ、徒に子を生存するは、愛する道にあらざるなり、師に隨ひ、醫に事へしめて、刑を免れ死を免れしめてこそ、愛する道といふべけれ、子母の間の天性は愛なり、臣主の間の權衡は、損益利害の計算なり、母すら姑息の愛を以て我が子を救ひて家を存續すること能はざれば、何とて能く姑息の愛を以て國を維持せらるべき、明主は富國強兵の理に通曉すれば、以て己の欲することを得べし、故に治道を人に聽くことを謹む、富國強兵の法は、其の法禁を明にし、其の謀計を察するに在り、法禁明なれば、内に變亂の患なく、謀計當を得れば、兵強くして敗れざるが故に、外に戰死捕虜の禍なし。

故存國者非仁義也仁者慈惠而輕財者也暴者心毅而易誅者也慈惠則不忍輕財則好與心毅則憎心見於下易誅則妄殺加於人不忍則罰多有赦好予則賞多無功憎心見則下怨其上妄誅則民將背叛故仁人在位下肆而輕犯禁法偷幸而望於上暴人在位則法令妄而臣主乖民怨而亂心生故曰仁暴者皆亡國者也

【存國者、非仁義也】：義ハ、暴ニ作ルベシ、【心毅】：毅ハ、妄ニ怒リテ禁ヲ離キナリ、【偷幸】：僥倖ヲ論ムナリ、

【國】故に國を存在する者は、仁にもあらず、暴にもあらずなるなり、何とならば、仁者は、慈惠にして、財を輕んずる者なり、暴者は、心妄に怒りて、人を誅することを容易くする者なり、慈惠なれば、人を害するに忍びず、財を輕んずれば、人に與ふることを好む、心妄に怒れば、人を憎む心下に對して見(アラハ)れ、人を誅することを容易くすれば、妄に殺すこと人の身に加はる、人を害するに忍びざれば、人を罰するに宥め教すこと多く、人に予ふることを好めば、人を賞するに、功なき者を賞すること多し、人を憎む心見れば、下其の上を怨み、妄に人を誅すれば、民將に背叛せむとす、故に仁人在れば、下肆(ホシイマ)にして、輕く禁法を犯し、僥倖を偷みて、上に種々なる事を望む、暴人在位に在れば、法令妄にして、臣主の間乖(ソム)き離れ、民怨んで亂心生ず、故に古語に曰はく、仁と暴とは、皆國を亡す者なりと、以上第六段、母の愛と君の愛とを對比して、愛の益なきことを言ひ、仁政の結果は暴政に同じきことを論ず。

不能具美食而勸餓人飯不能爲活餓者也不能辟草生粟而勸貸施賞賜不能爲富民者也今學者之言也不務本作而好末事道虛惠以說民此勸飯之說勸飯之說明主不受也

【美食】：美ハ、惡ニ對ス、通常ノ食物ヲイフ、或ハ云ハク、美ハ、養ノ誤ナラム、養ハ、餘ルナリト、【辟草】：辟ハ、闢ト通ズ、開墾スルナリ、【本作】：農織有用ノ業ヲイフ、【末事】：商賈無用ノ業ヲイフ、【道虛惠】：道ハ、言フナリ、【說民】：說ハ、悅ト通ズ、【美食】：美食を具ふること能はずして、饑みたる人に飯を勸むるは、饑みたる者を活すことなること能はざる者なり、【辟草】：草を開墾し、米粟を生ずること能はずして、貸施賞賜を勸むるは、民を富ますことなること能はざる者なり、今の學者の言は、農織の本作を務めずして、商賈の末事を好み、空虛なる恩惠を言ひて、以て民を悦ばす、此れ美食を具ふること能はずして饑みたる人に飯を勸むるが如き說なり、飯を勸むる說は、明主は聽き受けざるなり、以上第七段、空言の實用なきことを論ず。

書約而弟子辯法省而民訟簡是以聖人之書必著論明主之法必詳事盡思慮揣得失智者之所難也無思慮挈前言而責後功愚者之所易也明主操愚者之所易以責智者之所難故智慮不用而國治也

【民訟簡】：韓子說二云ハク、簡ハ、當ニ簡ニ作リテ訟ノ字ノ上ニ在ルベシ、簡ハ、慢(タミ)ナリ、民前訟ハ、弟子辯ト相對スト、



書物の文言、約なれば、弟子彼れ此れと辯論し、法律の簡疎を略すれば、人民彼れ此れと争訟す、是を以て、聖人の書は、必ず論旨を明著にし、明主の法は、必ず事理を詳悉す、思慮を盡し、得失を揣るは、智者の難しとする所なり、思ふことなく、慮ることなく、前言を聖ヒツサけて、後功を責むるは、愚者の易しとする所なり、明主は自ら愚者の易しとする所を操りて、以て臣下に智者の難しとする所を責む、故に智慮用ひずして、國治るなり、以上第八段、法令を具備して、臣下の功を責むべきことを論ず、

酸甘鹹淡、不以口斷、而決於宰尹、則厨人輕君、而重於宰尹矣、上下清濁、不以耳斷、而決於樂正、則瞽工輕君、而重於樂正矣、治國是非、不以術斷、而決於寵人、則臣下輕君、而重寵人矣、人主不親觀聽、而制斷在下、託食於國者也、

【宰尹】：料理人ノ長ナリ、【厨人】：料理人ナリ、【樂正】：樂人ノ長ナリ、【瞽工】：盲目ノ樂人ナリ、【託食】：寄食ナリ、  
【酸甘鹹淡】：味の酸甘鹹淡(スキト、アマキト、シホケアルト、シホケナキト)を君の口を以て判斷せずして、料理人の長に決定すれば、料理人君を輕んじて、料理人の長を重んず、音の上下清濁を君の耳を以て判斷せずして、樂人の長に決定すれば、盲目の樂人君を輕んじて、樂人の長を重んず、國を治むる是非を君の術を以て判斷せずして、左右の寵幸せらるゝ人に決定すれば、臣下君を輕んじて、左右の寵幸せらるゝ人を重んず、人主自ら人の行を觀、人の言を聽せずして、制斷決斷臣下の手に在れば、其の君は、何の威權もなき國に寄食する者なり、以上第九段、國を治むるには人主自ら術を以て斷ずべきことを論ず、

使人不衣不食、而不饑不寒、又不惡死、則無事上之意、意欲不宰於君、則不可使也、今生殺之柄在大臣、而主令得行者、未嘗有也、虎豹必不用其爪牙、而與鼯鼠同威、萬金之家、必不用其富厚、而與監門同資、有土之君、說人不能利、惡人不能害、索人欲畏重己、不可得也、

【門番ナリ】：門番ナリ、【說人】：説ハ、悦ト通ズ、(宋人欲長、成己)：欲ノ字ハ行ナラズ、  
人をして、衣不食はらずして、饑不寒せず、又死することを惡むは、上に事ふる意なからむ、意志欲望を君に宰制(キリモリ)せられずば、際限もなく増長して、君其の者を使ふべからざらむ、今生殺賞罰の柄、大臣の手に在りて、主の命令行はるゝことを得る者は、未だ嘗、其の例あらざるなり、虎豹必ず其の爪牙を用はずば、鼯鼠(ハツカネズミ)と威を同じくせむ、萬金の財産ある家、必ず其の富厚を用はずば、門番と資格を同じくせむ、國土を有する君、人を悦びて、其の人を利すること能はず、人を惡めて、其の人を害すること能はずば、人の己れを畏れ重んぜむことを求むとも、得べからざらむ、以上第十段、生殺の柄を大臣に委すべからざることを論ず、

人臣肆意陳欲、曰、俠、人主肆意陳欲、曰、亂、人臣輕上曰、驕、人主輕下曰、暴、行理同實、下以受譽、上以得非、人臣大得人主、大亡、明主之國、有貴臣、無重臣、貴臣者、爵尊、而官大者也、重臣者、言聽、而力多者也、明主之國、遷官襲級、官爵受功、故有貴臣、言不度、行而有偽、必誅、故無重臣也、

【人臣輕上曰驕】：驕ハ、倨ト通ズ、強キナリ、詩ノ驕驕虎臣、中庸ノ強哉矯ノ矯ナリ、【行理】：行フ事トイハムガ如シ、【襲級】：襲ハ、重メルナリ、【受功】：受ハ、授クルナリ、【言不度】：言ノ下ニ、而ノ字ヲ脱セリ、  
【人臣の意を肆(ホシイマ)し】：欲を陳ぶるを、俠(チトコダシ)と曰ひ、人主の意を肆にし、欲を陳ぶるを、亂と曰ひ、人臣の上を輕んずるを、驕(シヨシ)と曰ひ、人主の下を輕んずるを、暴と曰ふ、行ふ事は、實を同じくして、下は以て稱譽を受け、上は以て非難を得、人臣は大に得人主は大に亡(ワシナ)ふ、明主の國には、貴臣ありて、重臣なし、貴臣とは、爵の尊くして、官の大なる者なり、重臣とは、其の言ふこと、一々君に聽き受けられて、勢力の多き者なり、明主の國は、官を遷し級を重ぬるに、其の官爵は、功ある者に授く、故に貴臣あり、言ひて度あらず、行ひて偽あれば、必ず誅せらる、故に重臣なきなり、以上第十一段、明主の國には貴臣ありて重臣なきことを言ひて、全段を結束す、

八經

此の篇は、人主の下を御する術に八種の經驗あることを述べたる者なり、  
凡治天下、必因人情、人情者、有好惡、故賞罰可用、賞罰可用、則禁



令可立、禁令可立、而治道具矣。君執柄以處勢、故令行禁止、柄者殺生之制也。勢者勝衆之資也。廢置無度、則權潰、賞罰下共、則威分。是以明主不懷愛而聽、不留說而計、故聽言不參、則權分乎姦、智術不用、則君窮乎臣。故明主之行制也、天其用人也、鬼天則不非、鬼則不因、勢行教嚴、逆而不違、毀譽一行而不議、故賞賢罰暴、舉善之至者也、賞暴罰賢、舉惡之至者也。是謂賞同罰異、賞莫如厚、使民利之、譽莫如美、使民榮之、誅莫如重、使民畏之、毀莫如惡、使民恥之、然後一行其法、禁誅於私家、不害公罪、賞罰必知之、知之道盡矣。

【賞罰必知之】：知ハ、加ニ作ルモシ、【知之道盡矣】：知ハ、治ノ誤ナラズ、凡そ天下を治むるは、必ず自然の人情に因る、人情は、好むことあり、惡むことあり、即ち賞せらるゝことを好み、罰せらるゝことを惡むが故に、賞罰用ゐるべし、賞罰用ゐるべければ、禁令立つべし、禁令立つべくして、治道具具る、君は賞罰の二柄を執りて、以て至尊の勢に處るが故に、令ずることは行はれ、禁ずることは止む、賞罰の二柄は、殺生の制裁なり、至尊の勢は、衆に勝つ資本なり、官吏の廢置常度なければ、主の權威、ケガレて、神聖ならず、賞罰を下と共にすれば、君の威光分れて、半は臣の手に歸す、是を以て、明主は人を愛する心を留めて、人を悦ぶ心を留めて事を計らず、故に臣の言を聴くに、一人の言を信じて、彼此を參考せざれば、權威姦臣の手に分れ、智術を用ゐざれば、君、姦臣に窮せらる、故に明主の制裁を行ふことは、天の測るべからざるが如く、其の用ゐることは、鬼の陰密なるが如し、天の測るべからざるが如くなれば、人の之れを非難せず、鬼の陰密なるが如くなれば、姦臣の之れに因縁せず、勢行れば、教嚴にして、民之れに違はず、毀譽一たび行はれて、天下敢て議せず、故に賢を賞し、暴を罰するは、善を擧ぐることに至れる者なり、暴を賞し、賢を罰するは、惡を擧ぐることに至れる者なり、賢と暴との相違、それれ、是れを己れに同じき者を賞し、己れに異なる者を罰すと謂ふ、賞する、罰する、こと厚きに如きはなし、民をして之れを利せしむ、譽むる、こと美なるに如くはなし、民をして之れを榮とせしむ、誅する、こと重きに如くはなし、民をして之れを畏しむ、毀る、こと惡しきに如くはなし、民をして之れを恥しむ、然して後に、一たび其の法禁を行ひて、私家即ち姦邪の者を誅し、公罪即ち公義を以て毀を得たる者を害せず、功ある者は、必ず之れを知りて賞し、罪ある者は、必ず之れを知りて罰すれば、國を治むる道、これにて盡く。

右因情

力不敵衆、智不盡物、與其用一人、不如用一國、故智力敵而羣物勝、揣中則私勞、不中則有過、下君盡己之能、中君盡人之力、上君盡人之智、是以事至而結智、一聽而公會、聽不一、則後悖於前、則愚智不分、不公會、則猶豫而不斷、不斷則事留、自取一聽、則毋墮壑之累、故使之諷、諷定而不怒、是以言陳之由、必有筴籍。

【則愚智不分】：則ノ上ニ、後悖於前ノ四字ヲ脱セリ、猶豫】：疑惑スルコトナリ、曲禮ノ疏ニ、猶ト與トハ、二獸ノ名ナリ、皆迷退スルニ類フコト多シ、人ノ疑惑スルコト多キ者之レニ似タリ、故ニ之レヲ猶ト與ト謂フトアリ、猶與ハ、即チ猶豫ナリ、【墮】：墮ニ、谷底ニ落ルナリ、臣下ニ陷ラレ、【筴籍】：筴、箭ヲ指シ、籍、簿ヲ指シ、一人の力は、衆人に敵せず、一人の智は、萬物の理を盡さず、其の一人の智力を用ゐむよりは、一國の智力を用ゐむに如かじ、故に智力を以て敵すれば、一人負けて、羣物勝つなり、一人の智を以て、物事を操りて、的中すれば、私に勞し、的中せざれば、過失あり、皆智を用ゐる弊害なり、下等の君は、己の能を盡し、中等の君は、人の力を盡し、上等の君は、人の智を盡す、是を以て、上等の君は、何事にも、生じれば、衆人の智を結合し、其の說を一々聽きて、公然と會議す、一々之れを聽かざれば、後言の前言に悖り違ふことあり、後言前言に悖り違ひて、其事留滞して、果ては君主自ら其の意を以て取り捌くやうになるなり、一々聽けば、身の谷底に落つるが如く、臣下に陥らるゝ異アラフコトナシ、故に左右の者をして、其の奏する所の言を諷諭せしめて、衆人をして、其の言の誰れより出でたるか知らしむ、此の如くなれば、諷諭



すること定りて、其の失言を罰すと雖も、罰せらるる者敢て怒らず、是を以て、軍下の事を委する者、之れが理由を隠蔽すれば、必ず之れが記

結智者事發而驗、結能者功見而謀、成敗有徵、賞罰隨之、事成則君收其功、規敗則臣任其罪、君人者合符、猶不親、而況於力乎、事智猶不親、而況於懸乎、故非用人也、不取同、同則君怒、使人相用、則君神、君神則下盡、下盡則臣不因、君而主道畢矣、

【規敗】：規ハ、謀ナリ、故非用人也、非ハ、其二作ルベシ、

【衆人の智を結合する者は、其事發して效驗あり、衆人の能を結合する者は、其の功見れて謀略あり、事の成敗徵驗ありて、賞罰之れに隨ふ、事成れば、君其の功を收め、謀ること敗るれば、臣其の罪に任ず、人に君たる者は、制符を引き合するをす、猶ほ自身にせず、而るを況むや力を要する事に於てなや、智を用ゐることな仕事とするをす、猶ほ自身にせず、而るを況むや智を懸けて臣下に示すことに於てなや、故に其の人を用ゐるには、専ら一人を賞めて、軍臣の雷同するを取らず、雷同すれば君怒る、人々をして相用ぬしめて、賢者を推薦すれば賞し、不肖者を推薦すれば罰すれば、君の心の測られざる、こと神の如し、君の心の測られざる、こと神の如くなれば、下其の力を盡す、下其の力を盡せば、姦臣君に因縁して私をせずして、主の道畢る、

右主道

一に結智と曰ふ、主道とは、本文に主道畢矣とあるに由る、結智とは、本文に結智者事發而驗とあるに由る、此の條は、八種の經論の第二にして、一人の力は衆に敵せず、一人の智は物を盡さず、一人の智力を用ゐるは、一國の智力を用ゐるに如かざることを論ず、

知臣主之異利者、王以異爲同者、劫與共事者、殺故明主審公私之分、別利害之地、姦乃無所乘、亂之所生、六也、主母、后、姫、子、姓、兄弟、大臣、顯賢、任吏、責臣、主母不放、禮施異等、后、姫不疑、分勢不貳、

庶適不爭、權籍不失、兄弟不侵、下不一門、大臣不擁、禁賞必行、顯賢不亂、

【子姓】：列子ノ注ニ、子姓ハ、種姓ナリトアリ、庶子トイフ、下文ノ庶適ノ庶ニ當ル、庶適】：庶子ト稱子トナリ、權籍】：權ハ、柄、柄ハ、國籍ナリ、國籍ハ、爵祿ノ記號ナリ、不、一門】：權ナ一家ニ歸セシメザルナリ、不、擁】：擁ハ、擁ニ同ク、

【人主の利益は、一人を賞して、百人を動かむるに在り、臣の利益は、功なくして賞を得るに在り、此の臣と主との利益を異にすることを知る者は、王となる、其の利益の異なるを以て異なりとせず、反りて之れを同じとする者は、臣下に劫さる、臣下と賞罰を共にする者は、臣下に殺さる、故に明主は、公私の分際を審にし、利害の場合を別つが故に、姦乃ち乘ずる所なし、亂の生ずる所は六つなり、第一に、君幼少にして、主母制を稱すること、第二に、皇后と姫妾と、君の寵愛を待みて、相害すること、第三に、庶子強くして、上に逼ること、第四に、君の兄弟國事を擅にすること、第五に、大臣主に代りて柄を執ること、第六に、賢者の虚名を顯して、君の聰明を掩ふこと、是れなり、吏に任じ、臣を賞めて、職務を遂行せしむれば、主母放縱ならず、禮施異等、等級を異にすれば、皇后姫妾擁護せず、分際勢力を貳つに分けて匹敵せしめざれば、庶子と嫡子と争はず、權柄國籍をしかと握りて、失はざれば、君の兄弟相侵せず、下、權を一家に歸せしめざれば、大臣君を擁護せず、嚴しく禁じ、重く賞すること必ず行はるれば、賢者の虚名を顯す者眞を亂すこと能はず、

臣有二因、謂内外也、外曰畏、内曰愛、所畏之求得、所愛之言聽、此亂臣之所因也、外國之置諸吏者、誅其親、重幣、則外不藉矣、爵祿循功、請者俱罪、則内不因矣、外不藉、内不因、則姦宄塞矣、

【外國之置諸吏者】：外國ノ請求ヲ借リテ官ヲ得ル者ナリ、【親】：親戚也、【重幣】：幣ハ、享ト通ズ、親戚妻子ナリ、【外不藉矣】：藉ハ、藉也、因ルナリ、【姦宄】：左傳ノ成公ノ十七年ニ、亂ノ外ニ在ルチ姦トシ、内ニ在ルチ軌トストアリ、軌ト究ト通ズ、

【臣に二つの因りて乘ずる所あり、それは内と外とを謂ふなり、外を畏と曰ひ、内を愛と曰ふ、畏とは、四鄰の大國にして、君の畏るゝ所の者なり、愛とは、皇后、姫妾、子弟、左右の臣にして、君の愛する所の者なり、畏るゝ所の求は得られ、愛する所の言は聽かる、此れ亂臣の因りて乘ずる所なり、故に外國の請求を借りて、官を得たる者は、其の人即ち親戚、特に重く之れを罰して、其の親戚妻子までも誅すれば、外國の威に因る者なし、爵祿は必ず功に備ひて授け、故なくして請ふ者あれば、其の本人をも請ひたる者をも俱に誅すれば、内愛幸の人に因る者なし、外強國の威に因らず、内愛幸の人に因らざれば、内外の罪事を企つる者閉塞す、

官襲節而進、以至大任、智也、其位至而任大者、以三節持之、曰質、



曰、鎮曰、固、親戚妻子質也、爵祿厚而必鎮也、參伍貴帑固也、賢者止於質、貪饕化於鎮、姦邪窮於固、忍不制則下失、小不除則大誅、名實當則徑之、生害事死傷名、則行飲食、不然而與其讎、此謂除陰姦也、緊曰、詭曰、易見功而賞、見罪而罰、而詭乃止、是非不泄、說諫不通、而易乃不用、父兄賢良播出、曰、遊禍其患、鄰敵多資、僂辱之人、近習曰、狎賊其患、發忿疑辱之心、生藏怒、持罪而不發、曰、增亂其患、微幸妄舉之人起、大臣兩重、提衡而不跨、曰、卷禍其患、家隆劫殺之難作、脫易不自神、曰、彈威其患、賊夫酖毒之亂起、此五患者、人主之不知、則有劫殺之事、

【官製節而進】：... 重ナルナリ、節ハ、等級タイフ、參伍貴帑... 帑ハ、度ノ誤ナラム、參伍シテ法度ヲ貴ブナリ、【食質】：... 財ヲ食ルヲ質トイフ、【下失】：... 失ハ、快ト通ズ、徑之、徑ハ、直チニスルナリ、質スベキハ直チニ質シ、罰スベキハ直チニ罰スルナリ、不レ然レ而レ其レ... 而ハ、則ノ字ト做シテ看ム、緊曰、詭曰、易、易ハ、於ニ是ナリ、詭ハ、變詭タイフ、下、事ヲ以テ上ヲ欺クナリ、易ハ、更ニ易タイフ、上、令ヲ以テ下ヲ欺クナリ、【說諫】：... 諫ハ、諫ニ作ルベシ、【擧出】：... 出奔スルナリ、【僂辱之人】：... 刑餘ノ人タイフ、【僂辱】：... 僂辱ノ心ヲ生シ、心ハ、臣ニ作ルベシ、【微幸】：... 僥倖ニ同シ、【不發】：... 發シ、備置ナリ、不發ハ、互角ナルナリ、【卷禍】：... 伏禍トイハムガ如シ、物ヲ卷キテ展ベザルガ如キナリ、【說易】：... 輕脫ナリ、【彈威】：... 彈ハ、彈(ツ)ケルナリ、威ヲ失フタイフ、【參伍】：... 官等級を重れて、追々に昇進して、以大任に至れるは、其の人の才智を以て得たる者にして、内外の二因あるにはあらざれど、是れも亦其の人物に相應したる處置を施さるべからず、さて其の位至りて高くて、其の任の大なる者に對しては、三つの節制を以て之れを持すべし、其の第一を質と曰ひ、第二を鎮と曰ひ、第三を固と曰ふ、親戚妻子を人質に取るは、質なり、爵祿を手厚くして、必ず之れを授けて、其の志を鎮定するは、鎮なり、彼此を參伍し、法度を貴びて、其の節操を堅固ならしむるは、固なり、賢者は必ず仁なるが故に、親戚妻子を人質にせらるれば、其の心人質に止りて移動せず、財を食ふる者は、爵祿を得れば、其の欲を遂ぐるが故に、其の志を鎮定する手段に化せらる、姦邪な

る者は、法度に束縛せらるるが故に、其の節操を堅固ならしむる手段に窮屈す、隱忍して制裁せざれば、下横快す、小姦を除かざれば、大姦を行ふに至る、名と質と相當すれば、質すべき者は直ちに賞し、罰すべき者は直ちに罰す、姦人を生かして置けば、事を害し、殺して仕舞へば、名義を傷ふ場合に、欲食物の手段を行ひて毒殺すべし、然らざれば其の仇讎に與へて之れを殺さしめよ、此れを陰姦を除くと言ふなり、是に説と曰ひて、下、事を許りて上を欺くことあり、易と曰ひて、上、命令を變更して、下を欺くことあり、功を見て賞し、罪を見て罰すれば、僂乃ち止む、是非下に泄れずして、左右に姦臣なく、說諫外に通ぜずして、人主謀を漏さざれば、易乃ち用ゆることを要せず、父兄賢良の他國へ出奔するを遊禍と曰ふ、遊禍とは、他國に遊ぶ禍なり、其の患は、鄰敵多く之れを得て、僥倖の資本とす、體刑を受けて僥倖せられたる人の君側に近習するを、狎賊と曰ふ、狎賊とは、君に狎れ親む姦臣なり、其の患は、忿怒を發し、恥辱を疑ふ臣生ず、隱忍の心を以て怒を藏し、罪ある人を持續して其の怒を發せざるを、増亂と曰ふ、増亂とは、亂の日増に益することなり、其の患は、萬一を僥倖して妄に事を擧げ行人起る、兩人の大臣俱に重くして、交々權威を争ひて、權衡(ハカリ)を提げて立てるが如く、其の勢力の互角なるを、卷禍と曰ふ、卷禍とは、伏禍といふも同様に、後には必ず亂を起す者あること、さながら物を卷きて展べざるが如く、其の患は、私家隆盛にして、其の君を劫殺する體作る、君輕脱にして、自ら神の重きが如くならざるを、彈威と曰ふ、彈威とは、威を失ふことなり、其の患は、賊夫ありて、君に敵讐を進めて試害する亂起る、此の五つの患は、人主之れを知らざれば、劫殺せらるる事あり、

廢置之事、生於内則治、生於外則亂、是以明主以功論之内、而以利資之外、是故國治而敵亂、即亂亡之道、臣憎則起、外若眩、臣愛則起、内若藥、

臣吏を廢置黜陟する事内に生じて、他國の關涉を受けざれば治り、外に生じて、他國の關涉を受ければ亂る、是を以て、明主は功を以て之れを内に論じて、以て内臣を賞し、利を以て之れを外に賞給して、以て外臣を誘ふ、是の故に、國治りて敵亂る、即ち是れ敵國を亂したる道なり、臣憎まれば、外より起り、外國の威を借りて、其の私を行ふこと、君の目を眩(クラ)ますが若し、是れ謂ふ所の外因なり、臣愛せらるれば、内より起り、權賞に事へて、其の姦を行ふこと、毒藥の腹中より發するが若し、是れ謂ふ所の内因なり、亂の由りて起る所は、此の如し、

右起亂

一に亂起と曰ふ、本文に臣憎則起、外、臣愛則起、内とあるに由る、此の條は、八種の經緯の第三にして、臣主の利害の異なる點より説き起し、亂の生ずる所の者六つあること、之れを制する所以の術と、臣の乘ずる所に長と愛との内外の二因あること、之れを防ぐ所以の術と、高位大官を制するに質、鎮、固の三つの手段あること、陰姦を除く術と、臣の上下を欺くに説と易との二つあること、之れを禁ずる所以の術と、遊禍、狎賊、増亂、卷禍、彈威の五患あること、を知らざれば、人主劫殺せらるることあること、官吏を廢置するに他國の關涉を受くる害とを論じ、上の内外二因を覆説して結ぶ、



參伍之道、行參以謀、多揆伍以責、失行參必折、揆伍必怒、不折則潰、上不怒則相和、折之微、足以知多寡、怒之前不及其衆

【行參必折】…折ハ、折ノ誤ナリ、折ハ、分散スルナリ、下ノ折ハ皆同シ、【怒之前】…前ハ、未然ナリ、何事も衆と謀れば失敗せざる者なれば、或は三人或は五人と謀議するなり、參伍の道は、參を行ひて以て多に謀るとて、參ふるに三人の意見を行ひて、三人を寄せ集めて衆多の者に相談し、伍に揆(ハカ)りて以て失を責むると、五人に相談して、人の過失を責め告ぐるなり、故に參を行へば、黨與必ず分散し、伍に揆(ハカ)れば、軍下必ず互に怒る、黨與分散せざれば、下上を疑(ナ)れ潰(ケ)ス、軍下互に怒らざれば、互に和合す、之れを微なる中に分散すれば、以て黨與の多寡を知るに足る、之れを未然に怒らすれば、其の黨與の衆多なるに及ばず、

觀聽之勢、其徵在比周、而賞異、誅罰、而罪同、言會衆端、必揆之以地、謀之以天、驗之以物、參之以人、四徵者符、乃可以觀矣

【乃可以觀矣】…觀ノ下ニ確ノ字ヲ脱セリ、人の行を觀、人の言を聽く勢は如何といふに、其の徵證は、臣下比周(ガツマイ)すれば、其の衆と異なる者即ち仲間反對したる者を賞し、臣下を誅罰するには、其の衆に同する者即ち仲間同意したる者を罪するに在り、(句意明瞭ならず、或は脱誤あらむ)言は衆くの端緒を會し、必ず之れを揆るに地を以てし、之れを謀るに天を以てし、之れを驗するに物を以てし、之れを參ふるに人を以てす、此の天、地、人、物の四つの徵證の者符合すれば、乃ち以て人の行を觀、人の言を聽くべし、

參言以知其誠、易視以改其澤、執見以得非常、一用以務近習、重言以懼遠使、舉往以悉其前、即邇以知其內、疏置以知其外、握明以問所闇、詭使以絕贖泄、倒言以嘗所疑、論反以得陰姦、設陳以綱獨爲、舉錯以觀姦動、明說以誘避過、卑適以觀直諂、宣聞以通未見、作鬪以散朋黨、深一以警衆心、泄異以易其慮、似類則合、其

參、陳過、則明其固、知罪、辟罪、以止威、陰使、時循、以省衷、漸更、以離通比、下約、以侵其上、相室約、其廷臣、廷臣約、其官屬、兵士約、其軍吏、遣使約、其行介、縣吏約、其辟吏、郎中約、其左右、后姬約、其宮媛、此之謂條達之道、言通事泄、則術不行

【改其澤】…改ハ、改ニ作ルベシ、澤ハ、手澤ノ澤ニテ、常習ナリ、【非常】…非ハ、其ニ作ルベシ、【詭使】…使ハ、トスル事ニ反シテ、ル事ヲ以テ使フナリ、【贖泄】…泄ハ、慢(アナド)ルナリ、【深一】…深ハ、深ニ作ルベシ、【辟罪】…辟ハ、過ニ同シ、【相室】…室相ナリ、【行介】…副使ナリ、【辟吏】…微用シタル官吏ナリ、

一人の言を數人の說に參へ考へて、其の言の誠實なるか虚偽なるかを知ら、己れの視ることを種々に變易して、以て其の常習を考へ、己れの見所を固く執りて、其の人の常に守れる節操の有無を手に入れ、任用を專一にして、以て近習の臣を務めしめ、賞罰の言を重大にして、以て遠方に使する者を懼(オド)し、往事を檢舉して、以て其の人の目前の事を知り悉し、遠きに即きて、以て其の人の内行を知り、之れを疏遠に置きて、以て其の外行を知り、我が明知する所を握りて、以て闇き所を探り問ひ、使はむとする事に反したる事を以て使ひて、以て其の人の君を疑(ケ)し上を泄(アナド)る心を絶ち、言辭を顛倒して、心にもなき事を言ひて、以て疑ふ所を嘗(コ)ロシ、反對なる事を論じて、以て陰姦を手に入れ、事を設け陳れて、以て其の獨立して事を爲す者に綱紀を與へ、或は擧げ、或は錯(オ)きて、以て姦爲の動靜を觀察し、明に禍福を設きて、以て過失を避くる道に誘ひ、己れを專くし、人の言に順適して、以て言を進むる者の或は直きか、或は諂ふかを觀察し、己れの聞ける評判を宣べて、以て未だ見ざる士に通じ、臣下に鬪争を作さしめて、以て朋黨を解散し、一人の惡事を探りて、以て衆心を警め、伴りて異(カ)りたる事を泄して、以て姦人をして其の思慮を易へしめ、類似して知り難きことは、其の參へたる說を綜合し、姦臣自ら過失を陳述すれば、其の固陋なることを明にし、罪を知らしめ、罪を避けしめて、以て其の威を止めて、惡を行ふことなからめ、或は陰に使を遣り、或は時に巡行して、以て其の衷情の誠否を省察し、漸次に人を更易して、以て交通阿比せる黨を離散し、下の者を約束(ト)リシマ)して、以て其の上の人を侵犯せしむ、上と合體せしめざるなり、即ち宰相は其の廷臣を約束し、廷臣は其の官屬を約束し、兵士は其の軍吏を約束し、以て他國へ差遣する使者は其の副使を約束し、縣吏は其の微用したる官吏を約束し、郎中は其の左右を約束し、皇后姬妾は其の宮媛を約束す、此れを條達即ち内外通達の道と謂ふ、言通じ事泄るれば、術行はれず、

右立道

立道とは、本文に參伍之道とあり、條達之道とあり、即ち參伍條達の道を立つる義なり、此の條は、八種の經綸の第四にして、參伍

觀聽の方を評論す、



明主其務在周密是以喜見則德償怒見則威分故明王之言隔塞而不通周密而不見故以一得十者下道也以十得一者上道也明主兼行上下故姦無所失伍官連縣而鄰謁過賞失過誅上之於下下之於上亦然上亦然是故上下貴賤相畏以法相誨以和民之性有生之實有生之名爲君者有賢知之名有賞罰之實名實俱至故福善必聞矣

【德償】：償ハ、損ニ作ルベシ、明王之言……王ハ、主ニ作ルベシ、伍官連縣而鄰……宮中縣外、比鄰ノ如キナリ、伍、連は、什伍相馬スルナリ、【謁過】：謁ハ、告アルナリ、【失過】：失ハ、告ゲザルナリ、  
 【明主】は、其の務むること周密なるに在り、是を以て、周密ならずして、喜ぶ氣色見れば、臣君の徳を賣りて、己れの徳とするが故に、君の徳損ず、周密ならずして、怒る氣色見れば、臣君の威を賣りて、己れの威とするが故に、君の威分る。故に明主の言は、隔塞して他に通ぜず、周密にして他に見えず、故に上一人の言を以て、十人の姦を得るは、下等の道なり、下十人の言を以て、一人の姦を得るは、上等の道なり、此の如く、明主は、己れの智能を去りて、人に任ずる者なれど、時によりては、己れの智能を用ゐることありて、上等下等の兩道を兼れ行ふが故に、姦邪を遺失する所なし、官を伍にし、縣を連れ、宮中縣外比鄰の如くにして、人の過失を告ぐれば賞し、人の過失を告げざれば誅す、上の下に於けるは言ふまでもなく、下の上に於けるも亦然り、是の故に、上下貴賤相畏、上下法を以てし、相誨ふるに和を以てし、相和しながら、取て惡事を企てざらしむ、民の性は、生産の實あり生産の名あり、君たる者は、賢知の名あり、賞罰の實あり、名實俱に至極するが故に、福善必ず聞ゆ。

右周密

聽不參則無以責下言不督乎用則邪說當上言之爲物也以多

周密とは、本文に明主其務在周密とあるに由る、もと此の目を亡ひたるを後に補ひたるなり、此の條は、八種の經驗の第五にして、明主の言は、周密にして見えざるやうにすべきことを論ず。

信不然之物十人云疑百人然乎千人不可解也响者言之疑辨者言之信姦之食上取資乎衆藉信乎辨而以類飾其私人主不饜忿而待合參其勢養下也有道之主聽言督其用課其功功課而賞罰生焉故無用之辨不畱朝任事者知不足以治職則放官收說大而誇窮端故姦得而怒無故而不當爲誣誣而罪臣言必有報說必責用也故朋黨之言不上聞

【當上】：當ハ、莊フナリ、【响者】：响ハ、同ウ、言語ノ連續スルナリ、【食上】：食ハ、啗ハシムトイハムガ如シ、【藉信乎辨】：藉ハ、借ルナリ、【饜忿】：饜ハ、壓ニ作ルベシ、壓ハ、怒ヲ忍ブナリ、【案下】：一本ニハ、養ヲ資ニ作レリ、是ナリ、【放官收】：……收ノ下ニ線ノ字ヲ脱セルナラム、  
 【人】の言を聽くに、一人の言を聽きて、衆人の言を參へざれば、以て下を責むべきやうなし、人の言を聽きて、其の功用を督責せざれば、邪説上を獲ず、言の物たる、多數の言を以てすれば、理に於て然るべからざる物事を信ず、十人の言は、疑はしと云ひて信せざれど、百人の言は、然るかと思ひて、稍も信じ、千人の言は、全く信じて、其の惑を解くべからざるなり、訥辯の者之れを言へば疑はれ、能辯の者之れを言へば信ぜらる、衆人の上に昭はしむるには、資本を衆人に取り、信用を辯舌に借りて、黨類を以て其の私を飾る、人主怒を忍びて徐に他言を合せ參ふること待たざれば、其の勢は、下に資本として利用せらるゝなり、有道の主は、人の言を聽きて、其の用を督責し、其の功を試課す、其の功試課して、賞罰生ず、故に無用の辯は、朝廷に留めず、事に任ずる者、其の知は以て職を治むるに足らざれば、官職を召し放し、俸祿を取り上ぐ、説大にして誇れば、其の端緒を推し窮む、故に姦情得られて、其の心怒る、言の當るべくして當らざるは、必ず其の當らざる故あるなり、されば故なくして當らざるを誣妄とす、誣妄なれば其の臣を罪す、言へば必ず其の當否に因りて賞罰の報あり、説けば必ず其の用を責むるなり、故に朋黨の言は上聞せず。

凡聽之道人臣忠諫以聞姦博論以內一人主不智則姦得資明主之道己喜則求其所納己怒則察其所構論於己變之後以得



毀譽公私之徵，衆諫以效，智使君自取，一以避罪，故衆之諫也，敗君之取也，無副言於上，以設將然，今符言於後，以知謾誠，明主之道，臣不得兩諫，必任其一語，不得擅行，必合其參，故姦無道進矣。

【内レ一】…内ハ、納ニ同シ【不智】…智ハ、知ニ作ルマシ【所構】…構ハ、合フナリ【效智】…效ハ、致スナリ【姦無道進】…由ナリ、

凡そ人の言を聽く道は、人臣に忠論せしめて、以て姦を聞き、博論せしめて、以て其の一つを採納す、人主知らざれば、姦邪資本を得るなり、明主の道は、己れ喜ばば、臣其の私言を納れられむことを欲するが故に、其の納れむとする所の正邪を求め、己れ怒れば、臣其の己れに合はむことを欲するが故に、其合はむとする所の是非を察す、其の心已に變じて、或は喜び、或は怒りたる後に、虚心平氣に立ち戻りて、其の事を論じて、以て毀譽公私の微塵を得るなり、衆人諫めて以て其の智を致し、君をして自ら其の一つを擇び取らしめて、以て己れの罪を避けむとするが故に、衆人の諫は、敗政の君之れを取るなり、上に對して、或る事柄に言辭を副へて、以て將に然らむとする不定の效果を設けしむることなく、其の言を後日の事に符合せしめて、以て欺諛と誠實との差別を知る、明主の道は、臣兩端を設けて諫むることを得ずして、君必ず其の前の一語に任じ、臣擅に行ふことを得ずして、君必ず其の前後を參へ考へたることを綜合す、故に姦邪進むに由なし。

右參言

參言とは、本文に聽不參則無以賞下とあるに由る、此の條は、八種の經綸の第六にして、言を聽けば、其の用を審し、其の功を課せざるべからざることを論ず。

官之重也毋法也、法之息也上闇也、上闇無度、則官擅爲、官擅爲故奉重無前、奉重無前則徵多、徵多故富、官之富重也、亂功之所生也、明主之道、取於任賢於官、賞於功、言程主喜、俱必利、不當主怒、俱必害、則人不私父兄、而進其仇讎、勢足以行法、奉足以給事、

而私無所生、故民勞苦、而輕官、任事者毋重、使其寵必在、爵處官者毋私、使其利必在、祿故民尊爵、而重祿、爵祿所以賞也、民重所以賞也、則國治、刑之煩也、名之繆也、賞譽不當、則民疑、民之重名與其重賞也、均賞者有誹焉、不足、以勸、罰者有譽焉、不足以禁、明主之道、賞必出乎公利、名必在乎爲上、賞譽同軌、非誅俱行、然則民無榮於賞之內、有重罰者、必有惡名、故民畏罰、所以禁也、民畏所以禁、則國治矣。

【無前】…之レコ過ケル者ナキナリ【奉足】…以給事【奉ハ、俸ニ同シ】【賞譽不當】…譽ハ、罰ノ誤ナラム【非誅】…非ハ、誅ニ同シ

官吏の權の重くして權なるは、法なければなり、法の息みて行はれざるは、上闇ければなり、上闇くして度なければ、官吏擅に政をするなり、官吏擅に政をするが故に、重き威權を奉じて以て行ふこと、之れに過ぎたる者なし、重き威權を奉じて以て行ふこと、之れに過ぎたる者なければ、其の權勢を濫用して、租税を徵收すること多し、租税を徵收すること多きが故に、官吏富む、官吏の富みて重きは、亂臣の功樂の生ずる所なり、明主の道は、能く事に任ずる者を取り、能く官を守る者を賢とし、功ある者を賞す、其の言程度に中れば、人主喜びて其の發言者も、其の發言者を聽めたる者も、俱に必ず罰せられて害あり、此の如くなれば、選舉するおのづから公平になりて、人は父兄の無能者に私せずして、其の仇讎の能者を進む、官吏の勢は、以て法を行ふに足り、俸祿は以て事を給するに足りて、私曲生ずる所なきが故に、民は己れの本業に勞苦して、官吏を輕んじ、事に任ずる者、權勢の重きことなし、其の寵榮をして必ず爵に在らしめて、官に處る者私なく、其の利益をして必ず祿に在らしめて、賄賂を求むることなきが故に、民爵を尊びて、祿を重んず、爵祿は功ある者を賞する所以なり、民は功ある者を賞する所以を重んずるなり、此の如くなれば、國治る、刑煩はしくして罪に當らず、名正しからずして經(アヤマ)り、賞罰當らざれば、民疑ふ、民の名を重んずると、民の賞を重んずるとは、均一なり、賞する者を誦ることあれば、以て善を勸むるに足らず、罰する者を譽むることあれば、以て惡を禁ずるに足らず、明主の道は、賞は必ず公利に出て、名は必ず上の爲めに在り、賞と譽と軌道を同じくし、誅と罰と俱に行はる、然れば則ち民功小にして賞の内に入りて、賞せらるべき地に出てざれば、榮名なく、賞せらるることを得て、而して後に始めて榮名あり、重罰ある者は必ず惡名あり